

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月28日
【事業年度】	自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
【発行者の名称】	スウェーデン地方金融公社 (Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))
【代表者の役職氏名】	マリア・ビームネ (Maria Viimne) 業務執行副社長兼最高業務責任者 (Deputy CEO and COO)
	クリスチャン・ラグナーツ (Christian Ragnartz) 債務管理責任者 (Head of Debt Management)
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 - 6775 - 1025
【縦覧に供する場所】	該当なし

第 1 【募集(売出)債券の状況】

売出債券

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年8月14日満期 豪ドル建債券 (1)	2013年8月	11,000,000 豪ドル	11,000,000 豪ドル	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月28日満期 豪ドル建債券 (2)	2014年5月	10,500,000 豪ドル	—	10,500,000 豪ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月14日満期 豪ドル建債券 (2)	2014年5月	11,000,000 豪ドル	—	11,000,000 豪ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月28日満期 ニュージーランドドル建債券 (2)	2014年5月	9,120,000 ニュージー ランド・ドル	—	9,120,000 ニュージー ランド・ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月28日満期 メキシコペソ建債券 (2)	2014年5月	153,100,000 メキシコ・ ペソ	—	153,100,000 メキシコ・ ペソ	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月30日満期 ブラジル・リアル建債券(円貨決済型) (2)	2014年5月	10,000,000 ブラジル・ リアル	—	10,000,000 ブラジル・ リアル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年2月19日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/ニュージーランドドル デジタルクーポン・デュアル債券	2015年2月	710,000,000 円	—	710,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社2018年6月18日満期トルコ・リラ建債券 (1)	2015年6月	213,000,000 トルコ・ リラ	213,000,000 トルコ・ リラ	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月9日満期 円決済型ブラジルリアル建債券 (1)	2015年7月	12,800,000 ブラジル・ リアル	12,800,000 ブラジル・ リアル	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月20日満期 ブラジル・リアル建債券(円貨決済型) (2)	2016年5月	5,000,000 ブラジル・ リアル	—	5,000,000 ブラジル・ リアル	該当なし
スウェーデン地方金融公社2019年5月21日満期トルコ・リラ建債券 (2)	2016年5月	152,800,000 トルコ・ リラ	—	152,800,000 トルコ・ リラ	該当なし
スウェーデン地方金融公社2019年5月21日満期南アフリカ・ランド建債券 (2)	2016年5月	867,000,000 南アフリカ・ ランド	—	867,000,000 南アフリカ・ ランド	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年11月27日満期 インド・ルピー建債券(円貨決済型) (3)	2016年11月	1,600,000,000 インド・ ルピー	—	1,600,000,000 インド・ ルピー	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年12月20日満期インド・ルピー建債券(円貨決済型) (4)	2016年12月	1,200,000,000 インド・ルピー	—	1,200,000,000 インド・ルピー	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月満期メキシコペソ建債券	2016年12月	352,800,000 メキシコ・ペソ	—	352,800,000 メキシコ・ペソ	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月満期ブラジルレアル建債券(円貨決済型)	2016年12月	403,760,000 ブラジル・レアル	—	403,760,000 ブラジル・レアル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月満期インドルピー建債券(円貨決済型)	2016年12月	1,839,200,000 インド・ルピー	—	1,839,200,000 インド・ルピー	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年11月19日満期円建 期限前償還条項付日経平均株価連動デジタル・クーポン債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)	2017年11月	1,617,000,000 円	—	1,617,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2022年11月21日満期円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (5)	2017年11月	8,693,000,000 円	8,693,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月28日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (太陽誘電株式会社) (6)	2017年11月	500,000,000 円	500,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年2月16日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(SUMCO)	2018年2月	1,000,000,000 円	—	1,000,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年8月8日満期 他社株転換条項付 円建債券(期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式: ヤマハ発動機株式会社 普通株式	2018年2月	800,000,000 円	—	800,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月14日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社資生堂普通株式) (6)	2018年2月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年2月18日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(ヤマハ発動機)	2018年2月	550,000,000 円	—	550,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年8月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (住友化学株式会社普通株式) (1)	2018年2月	820,000,000 円	820,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社アドバンテスト普通株式) (6)	2018年2月	1,597,000,000 円	1,597,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (S O M P O ホールディングス株式会社普通株式) (6)	2018年2月	806,000,000 円	806,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社資生堂普通株式) (6)	2018年2月	1,423,000,000 円	1,423,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年8月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (住友商事株式会社普通株式) (6)	2018年2月	837,000,000 円	837,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年2月14日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (7)	2018年2月	9,601,000,000 円	9,601,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月26日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式) (1)	2018年3月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年9月24日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社S U M C O)	2018年3月	400,000,000 円	—	400,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年3月25日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (りそなホールディングス) (8)	2018年3月	1,500,000,000 円	1,500,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年3月25日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (新日鐵住金) (*1)	2018年3月	1,078,000,000 円	—	1,078,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年4月11日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン 債券 (SUMCO) (2)	2018年3月	600,000,000 円	—	600,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年4月8日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(東ソー)	2018年3月	1,100,000,000 円	—	1,100,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年4月8日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (アルプス電気) (9)(*2)	2018年3月	980,000,000 円	980,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年3月26日満期 期限前償還条項・ノックイン条項・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券 (住友金属鉱山株式会社)	2018年3月	1,000,000,000 円	—	1,000,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社2021年3月25日満期南アフリカ・ランド建債券	2018年3月	61,500,000 南アフリカ・ ランド	—	61,500,000 南アフリカ・ ランド	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(三菱電機)	2018年3月	1,514,000,000 円	—	1,514,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(デンソー)	2018年3月	1,527,000,000 円	—	1,527,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年4月8日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (住友化学) (9)	2018年3月	910,000,000 円	910,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (住友化学株式会社普通株式) (8)	2018年3月	468,000,000 円	468,000,000 円	—	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (住友金属 鉱山株式会社普通株式) (1)	2018年3月	502,000,000 円	502,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 小松製作所普通株式) (1)	2018年3月	1,526,000,000 円	1,526,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (日立建機 株式会社普通株式) (1)	2018年3月	803,000,000 円	803,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (オムロン 株式会社普通株式) (1)	2018年3月	1,585,000,000 円	1,585,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月27日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 島津製作所普通株式) (8)	2018年3月	602,000,000 円	602,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年9月28日満期 他 社株転換条項および早期 償還条項付 円建債券 (株 式会社三越伊勢丹ホル ディングス普通株式) (8)	2018年3月	500,000,000 円	500,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月29日満期 早 期償還条項 ノックイン条 項 他社株転換条項付 円 建債券 (対象株式: 株式 会社アルバック 普通株 式) (2)	2018年3月	400,000,000 円	—	400,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年10月16日満期 他社株転換条項および早 期償還条項付 円建債券 (昭和電工株式会社) (10)	2018年4月	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (三菱瓦斯 化学株式会社普通株式) (1)	2018年4月	375,000,000 円	375,000,000 円	—	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ナブテス コ株式会社普通株式) (1)	2018年4月	782,000,000 円	782,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 資生堂普通株式) (10)	2018年4月	1,267,000,000 円	1,267,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 三越伊勢丹ホールディ ングス普通株式) (10)	2018年4月	513,000,000 円	513,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (富士電機 株式会社普通株式) (10)	2018年4月	1,257,000,000 円	1,257,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 三菱ケミカルホールディ ングス普通株式) (1)	2018年4月	1,300,000,000 円	1,300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月25日満期 他社株転換条項および早 期償還条項付 円建債券 (株式会社安川電機普通株 式) (1)	2018年4月	500,000,000 円	500,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月26日満期 他社株転換条項および早 期償還条項付 円建債券 (株式会社アドバンテスト 普通株式) (1)	2018年4月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ミネベア ミツミ株式会社普通株式) (1)	2018年4月	1,266,000,000 円	1,266,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (アルプス 電気株式会社普通株式) (10) (*2)	2018年4月	966,000,000 円	966,000,000 円	—	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年10月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (住友金属 鉱山株式会社普通株式) (1)	2018年4月	1,464,000,000 円	1,464,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 小松製作所普通株式) (1)	2018年4月	1,349,000,000 円	1,349,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年10月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (THK株 式会社普通株式) (1)	2018年4月	367,000,000 円	367,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年4月26日満期 円 建 早期償還条項付 日経 平均株価・ユーロ・ス トックス50 複数指数連動 債券	2018年4月	8,205,000,000 円	—	8,205,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月20日満期 円 建 判定価格通減型期限前 償還条項付 日経平均株価 連動デジタル・クーポン 債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株 価連動型)	2018年5月	935,000,000 円	—	935,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月27日満期 円 建 期限前償還条項付 2指 数(日経平均株価・S&P500 指数)連動債券(ノックイ ン条項付 満期償還金額2 指数連動型)	2018年5月	1,100,000,000 円	—	1,100,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月20日満期 期 限前償還条項付 ノックイ ン条項付 他社株轉換条項 付 円建 デジタル・クー ポン債券(T&Dホールディ ングス)	2018年5月	1,500,000,000 円	—	1,500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月27日満期 期 限前償還条項付 ノックイ ン条項付 他社株轉換条項 付 円建 デジタル・クー ポン債券(ミネベアミツ ミ)	2018年5月	1,000,000,000 円	—	1,000,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月18日満期 円 建 早期償還条項付 日経 平均株価連動債券	2018年5月	300,000,000 円	—	300,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年11月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (小野薬品 工業株式会社普通株式) (1)	2018年5月	1,065,000,000 円	1,065,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 小松製作所普通株式) (1)	2018年5月	1,600,000,000 円	1,600,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (富士電機 株式会社普通株式) (7)	2018年5月	798,000,000 円	798,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (オムロン 株式会社普通株式) (1)	2018年5月	1,300,000,000 円	1,300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 島津製作所普通株式) (7)	2018年5月	697,000,000 円	697,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 判 定価格逡減型期限前償還 条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (三井金属鉱業)	2018年5月	700,000,000 円	—	700,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月1日満期 期 限前償還条項・ノックイ ン条項・他社株転換条項 付 デジタルクーポン円建 債券 (アルプス電気株式 会社) (11)(*2)	2018年5月	500,000,000 円	500,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月28日満期 期 限前償還条項付 ノックイ ン条項付 他社株転換条項 付 円建 デジタル・クー ポン債券(小松製作所)	2018年5月	1,668,000,000 円	—	1,668,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2020年5月28日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(ソニー) (12)	2018年5月	1,093,000,000 円	1,093,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月28日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (日本精工株式会社普通株式) (1)	2018年5月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年11月25日満期 他社株転換条項付 円建債券 (期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式: 住友重機械工業株式会社 普通株式	2018年5月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (東ソー)	2018年5月	530,000,000 円	—	530,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (小松製作所)	2018年5月	700,000,000 円	—	700,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月29日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式) (1)	2018年5月	1,547,000,000 円	1,547,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月29日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ミネベアミツミ株式会社普通株式) (1)	2018年5月	1,291,000,000 円	1,291,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月29日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (住友金属鉱山株式会社普通株式) (1)	2018年5月	974,000,000 円	974,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年11月29日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (富士電機株式会社普通株式) (7)	2018年5月	1,047,000,000 円	1,047,000,000 円	—	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年11月29日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券(オムロン 株式会社普通株式)(1)	2018年5月	521,000,000 円	521,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月7日満期 円 償還条項付 円/米ドル為 替連動 米ドル建債券	2018年5月	78,810,000 米ドル	—	78,810,000 米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年5月10日満期 期 限前償還条項・円償還条 項付 円/トルコリラ為替 連動 トルコリラ建債券	2018年5月	93,020,000 トルコ・ リラ	—	93,020,000 トルコ・ リラ	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年5月26日満期 円 建 早期償還条項付 日経 平均株価・S&P500 複数指 数連動債券	2018年5月	12,017,000,000 円	—	12,017,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社2020年5月満期トルコリ ラ建債券	2018年5月	480,570,000 トルコ・ リラ	—	480,570,000 トルコ・ リラ	該当なし
スウェーデン地方金融公社2021年5月満期ブラジ ルリアル建債券(円貨決済 型)	2018年5月	67,530,000 ブラジル・ リアル	—	67,530,000 ブラジル・ リアル	該当なし
スウェーデン地方金融公社2021年5月満期インド ルピー建債券(円貨決済型)	2018年5月	2,204,700,000 インド・ ルピー	—	2,204,700,000 インド・ ルピー	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年5月24日満期 円 建 早期償還条項付 ノッ クイン型225連動 デジタ ル・クーポン債券(満期償 還額225連動型)(12)	2018年5月	2,838,000,000 円	2,838,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2022年6月2日満期 ブ ラジル・リアル建債券(円 貨売買型)	2018年5月	55,100,000 ブラジル・ リアル	—	55,100,000 ブラジル・ リアル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 円 建 期限前償還条項付 2指 数(日経平均株価・S&P500 指数)連動デジタル・クー ポン債券(ノックイン条項 付 満期償還金額2指数連 動型)	2018年6月	1,000,000,000 円	—	1,000,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 円 建 判定価格通減型期限前 償還条項付 日経平均株価 連動デジタル・クーポン 債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株 価連動型)	2018年6月	1,140,000,000 円	—	1,140,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(小松製作所)	2018年6月	1,000,000,000 円	—	1,000,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(三井住友トラスト・ホールディングス)	2018年6月	1,098,000,000 円	—	1,098,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(三井金属鉱業株式会社)	2018年6月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月5日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社普通株式)(11)	2018年6月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(MS & ADインシュアランスグループホールディングス)	2018年6月	1,500,000,000 円	—	1,500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(ミネベアミツミ株式会社普通株式)(11)	2018年6月	1,277,000,000 円	1,277,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(住友金属鉱山株式会社普通株式)(1)	2018年6月	1,282,000,000 円	1,282,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社小松製作所普通株式)(1)	2018年6月	729,000,000 円	729,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社トクヤマ普通株式)(1)	2018年6月	673,000,000 円	673,000,000 円	—	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2018年12月10日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 資生堂普通株式) (1)	2018年6月	1,255,000,000 円	1,255,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月27日満期 他社株転換条項および早 期償還条項付 円建債券 (株式会社MonotaRO普通株式) (11)	2018年6月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 トクヤマ普通株式) (1)	2018年6月	688,000,000 円	688,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 資生堂普通株式) (1)	2018年6月	1,212,000,000 円	1,212,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 アドバンテスト普通株式) (11)	2018年6月	1,358,000,000 円	1,358,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (東ソー株 式会社普通株式) (1)	2018年6月	494,000,000 円	494,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2018年12月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ミネベア ミツミ株式会社普通株式) (11)	2018年6月	1,231,000,000 円	1,231,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年6月22日満期 円 建 早期償還条項付 ノッ クイン型225連動 デジタ ル・クーポン債券(満期償 還額225連動型) (13)	2018年6月	1,974,000,000 円	5,000,000 円	1,969,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年1月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (TOTO 株式会社普通株式) (2)	2018年7月	891,000,000 円	—	891,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年1月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 トクヤマ普通株式) (2)	2018年7月	447,000,000 円	—	447,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年1月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (トレンド マイクロ株式会社普通株 式) (9)	2018年7月	1,058,000,000 円	1,058,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年1月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (昭和電工 株式会社普通株式) (9)	2018年7月	1,391,000,000 円	1,391,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年1月30日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (太陽誘電 株式会社普通株式) (2)	2018年7月	1,009,000,000 円	—	1,009,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年2月22日満期 他 社株転換条項および早期 償還条項付 円建債券 (イ オンモール株式会社普通 株式) (12)	2018年8月	300,000,000 円	300,000,000 円	—	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年2月22日満期 早 期償還条項付 ノックイン 型日経平均株価連動 円建 債券 (愛称: パワーリ ターン日経平均1808)	2018年8月	950,000,000 円	—	950,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年2月25日満期 他 社株転換条項および早期 償還条項付 円建債券 (株 式会社アルバック)	2018年8月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年8月21日満期 ノックイン条項および早 期償還条項付 日経平均株 価連動 円建債券	2018年8月	671,000,000 円	—	671,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年8月28日満期 期 限前償還条項 ノックイン 条項 他社株転換条項付 円建債券 対象株式: 小野 薬品工業株式会社 普通株 式	2018年8月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2020年9月18日満期 他社株転換条項付 円建債券(期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式: 株式会社資生堂 普通株式	2018年9月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年9月25日満期 ノックイン条項および早期償還条項付 日経平均株価連動 円建債券	2018年9月	306,000,000 円	—	306,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月27日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (第一三共株式会社普通株式) (2)	2018年9月	300,000,000 円	—	300,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月27日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (TOTO株式会社普通株式) (2)	2018年9月	300,000,000 円	—	300,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年3月25日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(昭和電工株式会社)	2018年9月	500,000,000 円	—	500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月20日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(昭和電工株式会社普通株式) (2)	2018年9月	1,377,000,000 円	—	1,377,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月20日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社トクヤマ普通株式) (2)	2018年9月	385,000,000 円	—	385,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月20日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社資生堂普通株式) (2)	2018年9月	1,440,000,000 円	—	1,440,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年3月20日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社リクルートホールディングス普通株式) (2)	2018年9月	475,000,000 円	—	475,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年3月20日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (太陽誘電 株式会社普通株式) (2)	2018年9月	1,267,000,000 円	—	1,267,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (昭和電工 株式会社普通株式) (2)	2018年10月	1,396,000,000 円	—	1,396,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ミネベア ミツミ株式会社普通株式) (2)	2018年10月	1,029,000,000 円	—	1,029,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 資生堂普通株式) (2)	2018年10月	1,307,000,000 円	—	1,307,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (太陽誘電 株式会社普通株式) (2)	2018年10月	1,514,000,000 円	—	1,514,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年11月5日満期 期 限前償還条項付 ノックイ ン条項付 他社株轉換条項 付 円建債券(アルプス電 気) (*2)	2018年10月	1,550,000,000 円	—	1,550,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年10月満期 株価 指数参照 米ドル建債券 (デジタルクーポン型・早 期償還条項付) 参照指 数：日経平均株価	2018年10月	19,310,000 米ドル	—	19,310,000 米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月26日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (トレンド マイクロ株式会社普通株 式) (2)	2018年10月	1,500,000,000 円	—	1,500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月26日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (TOTO 株式会社普通株式) (2)	2018年10月	844,000,000 円	—	844,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年4月26日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ミネベア ミツミ株式会社普通株式) (2)	2018年10月	1,528,000,000 円	—	1,528,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年4月26日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (第一三共 株式会社普通株式) (2)	2018年10月	1,111,000,000 円	—	1,111,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年11月10日満期 期限前償還条項付 ノック イン条項付 他社株転換条 項付 円建 デジタル・ クーポン債券(安川電機) (14)	2018年11月	1,500,000,000 円	—	1,500,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 資生堂普通株式) (2)	2018年11月	1,540,000,000 円	—	1,540,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (昭和電工 株式会社普通株式) (2)	2018年11月	1,757,000,000 円	—	1,757,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (トレンド マイクロ株式会社普通株 式) (2)	2018年11月	1,095,000,000 円	—	1,095,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年5月8日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ミネベア ミツミ株式会社普通株式) (2)	2018年11月	664,000,000 円	—	664,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年11月満期 株価 指数参照 米ドル建債券 (デジタルクーポン型・早 期償還条項付) 参照指 数:日経平均株価	2018年11月	22,840,000 米ドル	—	22,840,000 米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会 社リクルートホールディ ングス普通株式) (15)	2018年12月	564,000,000 円	—	564,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年6月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (昭和電工 株式会社普通株式) (15)	2018年12月	1,595,000,000 円	—	1,595,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (トレンド マイクロ株式会社普通株 式) (2)	2018年12月	547,000,000 円	—	547,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 小松製作所普通株式) (15)	2018年12月	1,338,000,000 円	—	1,338,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月12日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (ソニー株 式会社普通株式) (2)	2018年12月	534,000,000 円	—	534,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還 条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券 (16)	2018年12月	2,586,000,000 円	—	2,586,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還 条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券	2018年12月	6,296,000,000 円	—	6,296,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年12月満期 株価 指数参照 米ドル建債券 (デジタルクーポン型・早 期償還条項付) 参照指 数: 日経平均株価	2018年12月	9,600,000 米ドル	—	9,600,000 米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年12月20日満期 円建 早期償還条項付 日 経平均株価・S&P500 複数 指数連動債券 (15)	2018年12月	7,802,000,000 円	—	7,802,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月21日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (第一三共 株式会社普通株式) (15)	2018年12月	343,000,000 円	—	343,000,000 円	該当なし

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年6月21日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (富士電機 株式会社普通株式) (15)	2018年12月	715,000,000 円	—	715,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月21日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 ドンキホーテホールディ ングス 普通株式) (15) (*3)	2018年12月	334,000,000 円	—	334,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月21日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (三菱瓦斯 化学株式会社普通株式) (15)	2018年12月	807,000,000 円	—	807,000,000 円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年6月21日満期 ノックイン条項 他社株転 換条項および早期償還条 項付 円建債券 (株式会社 小松製作所 普通株式) (15)	2018年12月	1,434,000,000 円	—	1,434,000,000 円	該当なし

- (1) 当該債券は満期となり、全額償還されている。
- (2) 2019年1月1日以降本有価証券報告書提出日までに、当該債券は満期となり、全額償還されている。
- (3) 当該債券は2019年1月22日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は1,521,200,000インド・ルピーである。)。
- (4) 当該債券は2019年2月21日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は1,129,600,000インド・ルピーである。)。
- (5) 当該債券は全額償還されている(2018年2月に早期償還された。)。
- (6) 当該債券は全額償還されている(2018年5月に早期償還された。)。
- (7) 当該債券は全額償還されている(2018年8月に早期償還された。)。
- (8) 当該債券は全額償還されている(2018年6月に早期償還された。)。
- (9) 当該債券は全額償還されている(2018年10月に早期償還された。)。
- (10) 当該債券は全額償還されている(2018年7月に早期償還された。)。
- (11) 当該債券は全額償還されている(2018年9月に早期償還された。)。
- (12) 当該債券は全額償還されている(2018年11月に早期償還された。)。
- (13) 当該債券は2018年7月9日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は1,969,000,000円である。)。
- (14) 当該債券は全額償還されている(2019年5月に早期償還された。)。
- (15) 当該債券は全額償還されている(2019年3月に早期償還された。)。
- (16) 当該債券は2019年1月4日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は2,578,000,000円である。)。
- (*) 早期償還に係る異動の情報は、2019年6月19日現在の情報である。
- (*1) 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日付で商号を日本製鉄株式会社に変更している。
- (*2) アルプス電気株式会社は、2019年1月1日付で商号をアルプスアルパイン株式会社に変更している。
- (*3) 株式会社ドンキホーテホールディングスは、2019年2月1日付で商号を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスに変更している。

2019年1月1日以降、本有価証券報告書提出日までに、以下の債券の売出しが行われた。

債券の名称	発行年月	券面総額
スウェーデン地方金融公社 2024年1月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 米ドル建債券	2019年1月	13,840,000米ドル
スウェーデン地方金融公社 2024年1月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 円建債券	2019年1月	1,710,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式)	2019年1月	1,017,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ソニー株式会社普通株式)	2019年1月	1,072,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社リクルートホールディングス普通株式) (1)	2019年1月	1,499,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (富士電機株式会社普通株式) (1)	2019年1月	713,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (第一三共株式会社普通株式) (1)	2019年1月	1,186,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (テルモ株式会社普通株式) (1)	2019年1月	1,235,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社ドンキホーテホールディングス普通株式) (1)(*1)	2019年1月	776,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年7月25日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社ヤクルト本社普通株式) (1)	2019年1月	656,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2024年3月14日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	2019年3月	20,152,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2024年3月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	2019年3月	5,472,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年12月19日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社リクルートホールディングス普通株式) (2)	2019年3月	518,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年12月19日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ヤフー株式会社普通株式) (2)	2019年3月	628,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年12月19日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式)	2019年3月	1,452,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス普通株式) (*1)	2019年4月	371,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社島津製作所普通株式)	2019年4月	941,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (キッコーマン株式会社普通株式)	2019年4月	770,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (トレンドマイクロ株式会社普通株式)	2019年4月	950,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ヤマハ株式会社普通株式)	2019年4月	1,062,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ヤマトホールディングス株式会社普通株式)	2019年4月	786,000,000円

債券の名称	発行年月	券面総額
スウェーデン地方金融公社 2019年10月18日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社普通株式)	2019年4月	300,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (キッコーマン株式会社普通株式)	2019年4月	377,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ヤマハ株式会社普通株式)	2019年4月	364,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式)	2019年4月	1,481,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (住友化学株式会社普通株式)	2019年4月	1,006,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社リクルートホールディングス普通株式)	2019年4月	1,611,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月28日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (太陽誘電株式会社)	2019年5月	1,000,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2022年5月19日満期 判定価格逦減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(古河電気工業)	2019年5月	500,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年6月5日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社)	2019年5月	1,000,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年6月8日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社)	2019年5月	500,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (三菱瓦斯化学株式会社普通株式)	2019年5月	302,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社リクルートホールディングス普通株式)	2019年5月	665,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式)	2019年5月	1,423,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社日立製作所普通株式)	2019年5月	1,311,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社村田製作所普通株式)	2019年5月	1,761,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2022年5月25日満期 円建 判定価格逦減型期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券 (ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)	2019年5月	999,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2022年5月27日満期 判定価格逦減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(日本特殊陶業)	2019年5月	670,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年11月27日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社村田製作所普通株式)	2019年5月	500,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2023年5月25日満期 ブラジル・リアル建債券(円貨売買型)	2019年5月	16,500,000 ブラジル・リアル
スウェーデン地方金融公社2024年5月16日満期南アフリカ・ランド建債券	2019年5月	52,000,000 南アフリカ・ランド
スウェーデン地方金融公社 2019年12月3日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松製作所普通株式)	2019年5月	500,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2019年11月29日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建債券 (対象株式 アンリツ株式会社 普通株式)	2019年5月	830,000,000円

債券の名称	発行年月	券面総額
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社資生堂普通株式)	2019年5月	823,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社村田製作所普通株式)	2019年5月	1,724,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社バンダイナムコホールディングス普通株式)	2019年5月	674,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社日立製作所普通株式)	2019年5月	1,354,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還額225連動型) (3)	2019年5月	3,746,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日満期 米ドル建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還額225連動型)	2019年5月	9,330,000米ドル
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日満期 豪ドル建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還額225連動型) (4)	2019年5月	21,390,000豪ドル
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (富士電機株式会社普通株式)	2019年6月	989,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (オムロン株式会社普通株式)	2019年6月	1,695,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (ソニー株式会社普通株式)	2019年6月	1,668,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日満期 ノックイン条項 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (アイシン精機株式会社普通株式)	2019年6月	1,097,000,000円
スウェーデン地方金融公社 2024年6月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	2019年6月	9,792,000,000円

- (1) 当該債券は全額償還されている(2019年4月に早期償還された。)。
(2) 当該債券は全額償還されている(2019年6月に早期償還された。)。
(3) 当該債券は2019年5月30日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は3,740,000,000円である。)。
(4) 当該債券は2019年5月30日に一部買入消却された(買入消却後の当該債券の未償還額は21,340,000豪ドルである。)。
(*) 早期償還に係る異動の情報は、2019年6月19日現在の情報である。
(*1) 株式会社ドンキホーテホールディングスは、2019年2月1日付で商号を株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスに変更している。

第 2 【外国為替相場の推移】

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

豪ドル、米ドル、メキシコ・ペソ、ブラジル・レアル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド、インド・ルピーと日本円との間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

同上

(3) 【最近日の為替相場】

同上

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

- 注(1) 本書中の「発行者」または「公社」とはスウェーデン地方金融公社(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))を指すものとし、「スウェーデン」とはスウェーデン王国を指すものとする。
- (2) 特に記載のあるものを除き、本書中「クローネ」または「SEK」はスウェーデン・クローネを指すものとする。本書中、別段の記載のない限り、金額の記載はスウェーデン・クローネを意味する。参考までに2019年6月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行によるスウェーデン・クローネの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は1クローネ＝11.37円であった。
- (3) 発行者およびスウェーデン王国の会計年度は暦年と一致する。
- (4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

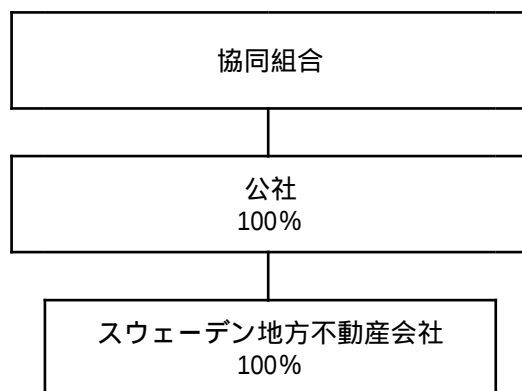
(1) 【設立】

沿革および組織

公社(旧Kommuninvest i Örebro län AB)は、ランスティング・エーレブロー地域のランスティング(当時はランスティングと呼ばれていた。)^(注)およびコミューンの地域主導で、1986年8月6日付で、エーレブローにおいてスウェーデン会社法に基づく有限責任会社として設立された。公社の設立目的は、金融面の諸問題に関して協力するための地域的な基盤を創設することであった。その後の数年において、金融面での協力によるメリットがその業務に対する関心を高め、1993年3月以降、ランスティング・エーレブロー地域以外のコミューンおよびランスティング(当時はランスティングと呼ばれていた。)にも、全国的に、この協同事業に参加する機会が提供された。スウェーデン全国における参加者の拡大を反映して、公社の名称は、1993年3月26日付でKommuninvest i Sverige Aktiebolagに変更され、公社の保有構造は、スウェーデン地方金融協同組合(以下「協同組合」という。)(協同組合の参加持分の保有者が組合員である。)を介した間接保有へと1993年5月7日付で転換し、協同組合は1993年5月27日付で登録された。協同組合が公社の単独所有者であり、公社が金融事業すべてを実施している(公社は、親団体である協同組合および公社の完全子会社であるスウェーデン地方不動産会社(Kommuninvest Fastighets AB)とともに、以下「グループ」とも総称される。)。1995年6月19日付のスウェーデン金融監督局の決定に従い、公社は、信用専門株式会社(joint-stock credit market company)の地位を付与された。公社は、協同組合の組合員およびそれらが持分の過半数を所有する関係会社に限り貸付けを行う(ただし、かかる関係会社の債務にはその所有者により保証が付与されるものとする。)。協同組合への参加は自発的なものである。各組合員は、公社の債務をカバーする連帯保証を締結しなければならない(保証についての詳細は、下記「持分保有者および保証」の項を参照のこと。)

(注) スウェーデン国内のランスティング(原語表記: landsting(英語表記: county council))とは地方行政の広域単位で、日本の都道府県に相当し、リジョン(原語表記: regioner(英語表記: region))とは広義ではランスティングとほぼ同じであるが、「地域開発」の責任も負っている。コミューン(原語表記: kommun(英語表記: municipality))とは地方行政の最小単位で、市町村に相当する。2019年1月1日より、すべてのランスティングは地域開発活動の責任を負うこととなったため、その名称をリジョンに変更している。本書の趣旨において別段の記載のない場合、「自治体」、「地方自治体」とはリジョンおよびコミューンを総称して指すものとする。リジョンおよびコミューンについては、後記「スウェーデンの地方自治体部門」の項を参照のこと。

グループの組織の構成は以下のとおりである。



公社は、エーレブローの本店を拠点に業務を行っており、ストックホルムにおいて小規模なオフィススペースを借りている以外に支店は有しておらず、また重要な子会社も有していない。不動産会社であるスウェーデン地方不動産会社は、グループの一員であり、公社が事業を実施する施設を所有および管理することをその主目的としている。公社は関連会社株式は保有していない。

公社は、スウェーデン会社法(2005:551)およびその他のスウェーデンの法律に従い業務を行っており、公社の業務は、スウェーデンの銀行・金融業法(2004:297)(2004年7月1日付で施行)の規制を受けている。公社は、スウェーデン金融監督局の監督下にあり、またスウェーデン会社登録局(Bolagsverket)に企業番号556281 - 4409で登録されている。公社は、上場会社ではないため、スウェーデンのコーポレート・ガバナンス規範に従うよう義務付けられてはいない。

登録事務所は、Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ)(住所:P.O.Box 124, SE-701 42, Örebro, Sweden)である。

公社の新しい定款は、2019年4月11日に開催された年次総会で採択された。新しい定款はスウェーデン金融監督局による承認を受け、スウェーデン会社登録局に登録されることを条件として効力が生じる。

目的

スウェーデンのコミュンおよびリジョンは、安定した費用効率の高い資金調達を確保することを目的として、共同して公社を保有する。公社の貸付けは、協同組合の組合員およびそれらが持分の過半数を所有する関係会社(ただし、かかる所有者が保証を付与する場合とする。)のみ利用が可能である。定款に従い、公社は、特定の地方自治体間の協同組合組織や特定のコミュニティおよびリジョンの団体や連合体に対して貸付けを供与することも可能であるが、かかる貸付活動が公社の業務に占める割合はわずかである。かかる貸付けは、借り手の所有者(または持分の過半数の所有者)による個別の保証および所有者が借り手に対して支配的な影響力を行使することを条件とされている。

定款に基づき、公社の目的は、スウェーデンの地方自治体の権限の範囲内で遂行されるものであり、かかる地方自治体の権限により公社に許容される事業の範囲は限定されている。一般に、市場原理に基づき営利事業を追求することは地方自治体の権限内にあるとはみなされない。市場原理に基づく営利事業は、一般市場で私人の自主性(またはソブリン性)に基づき国家の介入が必要と思料される場合は、スウェーデン国家)に任されている。かかる制限は、投機的な活動に対する一般的な禁止事項として知られており、地方自治法(1991:900)の第2章第7条に含まれている。かかる制限は、公社がそのプロセスや手続において示すリスク・プロファイルの低さを支えるものである。公社には参加組合員や貸付けの予想される増加に対応するように利益を生む必要、およびレバレッジ比率など今後の資本要件を達成可能とする必要はあるが、公社の主な目的は、持分保有者に対して利益をあげることではない。

持分保有者および保証

協同組合への参加は、スウェーデンのコミュンおよびリジョンに限られている。2019年6月11日現在、277のコミュンおよび12のリジョンが協同組合の組合員である(組合員の一覧表については以下を参照のこと。)。計289の組合員は、スウェーデンの290のコミュンの約96%およびスウェーデンの20のリジョンの60%を占める。協同組合の組合員は増加を続けることが予想され、またスウェーデンのコミュンおよびリジョンのほぼすべてが組合員となるまで拡大し続けることが予想される。

各組合員は、公社の現在および将来のすべての債務に対して、あたかも、それらが自らの債務であるかのように連帯して保証状(以下「保証状」という。)を締結しなければならない。かかる引受けは無条件のものである。協同組合を脱退する組合員は、脱退時点の保証状の条項により保証された公社のすべての債務に関して、保証状に基づき保証者として引続き責任を負うことになる。加えて、保証状を締結する新規組合員は、かかる締結時点で未償還の公社の債務およびその後発生する債務に対して責任を負うことになる。創設以来、協同組合を脱退した組合員はいない。保証状は新たに協同組合の組合員となったコミュニティおよびリジョンを含むべく定期的に改訂される。

コミュニオンまたはリジョンは、協同組合の組合員となった時は直ちに、協同組合に対し、参加持分出資として一定の金額を支払わねばならない。参加持分出資は、ある定額を基礎とし、コミュニオンまたはリジョンの人口を乗じたものである。かかる住民1人当りの定額は、1年に1回、協同組合の理事会により決定される。また協同組合の年次総会では、協同組合の組合員となった時にすでに支払った参加持分出資額を超えて、組合員に対して年間の出資要件に関する新たな義務を決定することができる。年間の出資要件は、組合員が還元および出資への利息の形による余剰金の分配において受領する額に関連する。組合員は、余剰金の分配として受領する額を超える出資金を支払う義務を負わない。

協同組合は、2014年4月10日に開催された総会において、定款変更の手続を開始することを決議した。当該変更により、組合員である地方自治体の住民1人当たり900クローネとする出資額の上限が設定され、また、必要とする場合には組合員以外の調達先からの資本調達を行うことが協同組合に認められている。

公社の株式資本は2018年中に1,000.0百万クローネ増加した。これにより、発行済株式資本は合計で7,100.0百万クローネに増加した。公社は協同組合により完全所有されている。公社の株式資本は、協同組合の組合員の拡大および協同組合の組合員による出資の増加を反映して定期的な増額が予想される。

協同組合の組合員

2019年6月11日現在、以下のコミューンおよびリジョンが協同組合の組合員である。

組合員	No.
イエブレ	(Gävle Municipality) 1
ウーメオー	(Umeå Municipality) 2
トロルヘッタン	(Trollhättans Municipality) 3
リンデスベリィ	(Lindesbergs Municipality) 4
ウッデヴァーラ	(Uddevalla Municipality) 5
ベンナーシュボリィ	(Vänersborgs Municipality) 6
サンドビーケン	(Sandvikens Municipality) 7
バールベリィ	(Varbergs Municipality) 8
ミョールビィ	(Mjölby Municipality) 9
リジョン・エーレブロー	(Region Örebro län) 10
エーレブロー	(Örebro Municipality) 11
クムラ	(Kumla Municipality) 12
ラックスオー	(Laxå Municipality) 13
ユースナーシュベリィ	(Ljusnarsbergs Municipality) 14
カールスコーガ	(Karlskoga Municipality) 15
ハルスベリィ	(Hallsbergs Municipality) 16
デーゲフォーシュ	(Degerfors Municipality) 17
アスカーシュンド	(Askersunds Municipality) 18
ノーラ	(Nora Municipality) 19
ヘッレフォーシュ	(Hällefors Municipality) 20
ヘーノーサンド	(Härnösands Municipality) 21
アーレ	(Ale Municipality) 22
ノールベリィ	(Norbergs Municipality) 23
カールスクローナ	(Karlskrona Municipality) 24
セレフテオー	(Skellefteå Municipality) 25
ベスタービーク	(Västerviks Municipality) 26
ファージェシュタ	(Fagersta Municipality) 27
ゴットランド	(Gotlands Municipality) 28
アーリングスオース	(Alingsås Municipality) 29
スメディエバックケン	(Smedjebackens Municipality) 30
ボックスホルム	(Boxholms Municipality) 31
オッケルボー	(Ockelbo Municipality) 32
ターヌム	(Tanums Municipality) 33
ボーレンゲ	(Borlänge Municipality) 34
ストレームスンド	(Strömsunds Municipality) 35
クングスバック	(Kungsbacka Municipality) 36
バルデマーシュビーク	(Valdemarsviks Municipality) 37
エーダ	(Eda Municipality) 38
グノーショー	(Gnosjö Municipality) 39
オーヴァートーネオー	(Övertorneå Municipality) 40
ヘデモーラ	(Hedemora Municipality) 41
ルーレオー	(Luleå Municipality) 42
ファールン	(Falun Municipality) 43
ランズクローナ	(Landskrona Municipality) 44
アルボーガ	(Arboga Municipality) 45
ムンケダール	(Munkedals Municipality) 46
オールスト	(Orust Municipality) 47

組合員	No.
ファルケンベリィ	(Falkenbergs Municipality) 48
リジョン・ソームランド	(Region Sörmland) 49
カトリーネホルム	(Katrineholms Municipality) 50
バーステーナ	(Vadstena Municipality) 51
パヤラ	(Pajala Municipality) 52
ピーテオー	(Piteå Municipality) 53
クリスチャンスタード	(Kristianstads Municipality) 54
ベリィ	(Bergs Municipality) 55
ボーゴード	(Vårgårda Municipality) 56
エーデスホーグ	(Ödeshögs Municipality) 57
オーシャ	(Orsa Municipality) 58
スベダーラ	(Svedala Municipality) 59
ロンマ	(Lomma Municipality) 60
レーケベリィ	(Lekebergs Municipality) 61
クングスエー	(Kungsörs Municipality) 62
ショーン	(Tjörns Municipality) 63
スタッフアンストープ	(Staffanstorps Municipality) 64
ヘルリューダ	(Härryda Municipality) 65
グルムス	(Grums Municipality) 66
ホーガネース	(Höganäs Municipality) 67
エンゲルホルム	(Ängelholms Municipality) 68
フレーン	(Flens Municipality) 69
エッスンガ	(Essunga Municipality) 70
ノードマーリング	(Nordmalings Municipality) 71
オスカーシュハムン	(Oskarshamns Municipality) 72
ボースタード	(Båstads Municipality) 73
ストールーマン	(Storumans Municipality) 74
エルブダーレン	(Älvdalens Municipality) 75
スンネ	(Sunne Municipality) 76
ヨー	(Hjo Municipality) 77
モンステロース	(Mönsterås Municipality) 78
マーロー	(Malå Municipality) 79
ヘーグスビィ	(Högsby Municipality) 80
トーシュビィ	(Torsby Municipality) 81
リュークセレ	(Lycksele Municipality) 82
ベングツフォーシュ	(Bengtstors Municipality) 83
オーストープ	(Åstorps Municipality) 84
シムリースハムン	(Simrishamns Municipality) 85
ビンマービィ	(Vimmerby Municipality) 86
フルツフレード	(Hultsfreds Municipality) 87
モービィロンガ	(Mörbylånga Municipality) 88
アルビーカ	(Arvika Municipality) 89
ハンマーロー	(Hammarö Municipality) 90
カールスハムン	(Karlshamns Municipality) 91
スカーラ	(Skara Municipality) 92
セーブショー	(Sävsjö Municipality) 93
スクループ	(Skurups Municipality) 94
ビンデルン	(Vindeln Municipality) 95
レットビーク	(Rättviks Municipality) 96
メレルード	(Melleruds Municipality) 97

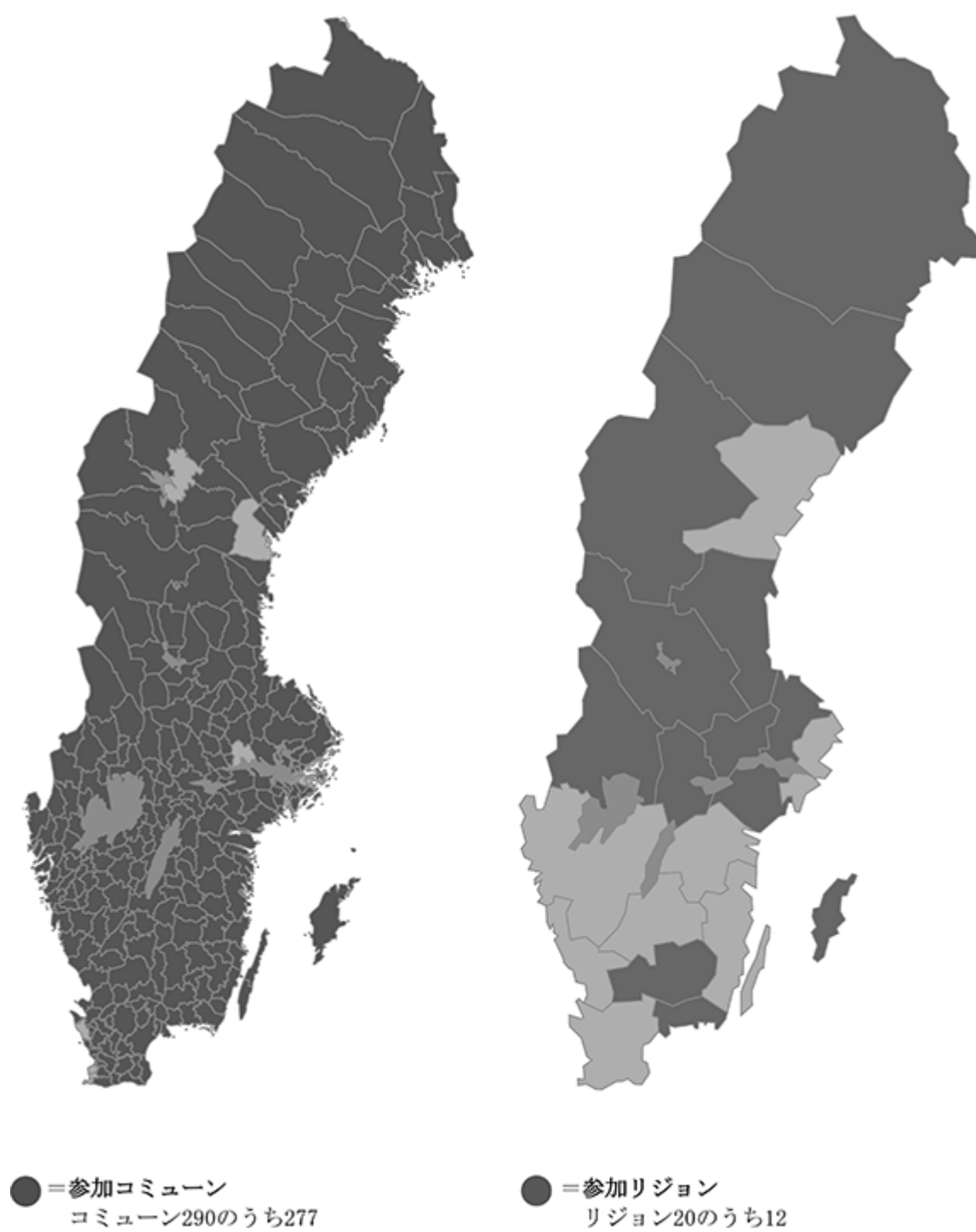
組合員	No.
ファリエランダ	(Färgelanda Municipality) 98
セーダーシェーピング	(Söderköpings Municipality) 99
ベートランダ	(Vetlanda Municipality) 100
ヘルユンガ	(Herrljunga Municipality) 101
ラーホルム	(Laholms Municipality) 102
リジョン・イエブレボリ	(Region Gävleborg) 103
マルク	(Marks Municipality) 104
レークサンド	(Leksands Municipality) 105
ストレームスタード	(Strömstads Municipality) 106
ウップランズブロー	(Upplands-Bro Municipality) 107
アルベスタ	(Alvesta Municipality) 108
カリックス	(Kalix Municipality) 109
ブレッケ	(Bräcke Municipality) 110
オーケルユンガ	(Örkelljunga Municipality) 111
ヨーテネ	(Götene Municipality) 112
オーバンオーカー	(Ovanåkers Municipality) 113
イードレ	(Ydre Municipality) 114
ボレビュグド	(Bollebygds Municipality) 115
トーシュオース	(Torsås Municipality) 116
ハーボー	(Habo Municipality) 117
ガグネフ	(Gagnefs Municipality) 118
ソーテネース	(Sotenäs Municipality) 119
シェーピング	(Köpings Municipality) 120
ボーデン	(Bodens Municipality) 121
トラネモー	(Tranemo Municipality) 122
ネスショー	(Nässjö Municipality) 123
シンダ	(Kinda Municipality) 124
シグツーナ	(Sigtuna Municipality) 125
カールスボーリ	(Karlsborgs Municipality) 126
ロベーツフォーシュ	(Robertsfors Municipality) 127
エルブスビュン	(Älvsbyns Municipality) 128
モーラ	(Mora Municipality) 129
トラノース	(Tranås Municipality) 130
エクショー	(Eksjö Municipality) 131
ヘビィ	(Heby Municipality) 132
オクセルオースンド	(Oxelösunds Municipality) 133
ハーニング	(Haninge Municipality) 134
クンイエールブ	(Kungälv Municipality) 135
トメリラ	(Tomelilla Municipality) 136
ヴェクショー	(Växjö Municipality) 137
トレレボリ	(Trelleborgs Municipality) 138
レッセボ	(Lessebo Municipality) 139
セーター	(Säters Municipality) 140
オンゲ	(Ånge Municipality) 141
リジョン・ベストマンランド	(Region Västmanland) 142
ユースダール	(Ljusdals Municipality) 143
ノルショー	(Norsjö Municipality) 144
ホーフオーシュ	(Hofors Municipality) 145
オーヴァカリックス	(Överkalix Municipality) 146
シイル	(Kils Municipality) 147

組合員	No.
ヘーリエダレン	(Härjedalens Municipality) 148
リジョン・ベルムランド	(Region Värmland) 149
エスロヴ	(Eslövs Municipality) 150
ムルショ	(Mullsjö Municipality) 151
ピングオーケル	(Vingåkers Municipality) 152
ムンクフォーシュ	(Munkfors Municipality) 153
イースタド	(Ystads Municipality) 154
セーフル	(Säffle Municipality) 155
ボルネース	(Bollnäs Municipality) 156
ストールフォーシュ	(Storfors Municipality) 157
フディング	(Huddinge Municipality) 158
ホーボー	(Håbo Municipality) 159
イエリバーレ	(Gällivare Municipality) 160
リジョン・ウプサラ	(Region Uppsala län) 161
クラムフォーシュ	(Kramfors Municipality) 162
ハパランダ	(Haparanda Municipality) 163
クロコム	(Krokoms Municipality) 164
アルヴィツヤール	(Arvidsjaur Municipality) 165
マリエスタード	(Mariestads Municipality) 166
オーセレ	(Åsele Municipality) 167
ソレフテオー	(Sollefteå Municipality) 168
エーンシェルスビーク	(Örnsköldsviks Municipality) 169
カールスタード	(Karlstads Municipality) 170
スーラハマー	(Surahammars Municipality) 171
フィリップスタード	(Filipstads Municipality) 172
ムータラ	(Motala Municipality) 173
ヨックモック	(Jokkmokks Municipality) 174
ハルスタハマー	(Hallstahammars Municipality) 175
アヴェスタ	(Avesta Municipality) 176
トロサ	(Trosa Municipality) 177
リラ・エデット	(Lilla Edets Municipality) 178
シンスキヤッテベリ	(Skinnskattebergs Municipality) 179
キルナ	(Kiruna Municipality) 180
フィンスポング	(Finspångs Municipality) 181
リィセシル	(Lysekil Municipality) 182
セーダーハム	(Söderhamns Municipality) 183
ヒューディクスヴァル	(Hudiksvalls Municipality) 184
リジョン・ノルボッテン	(Region Norrbotten) 185
ドロテア	(Dorotea Municipality) 186
ノーダNSTIG	(Nordanstigs Municipality) 187
アリエプログ	(Arjeplogs Municipality) 188
ボートシルカ	(Botkyrka Municipality) 189
ニブロー	(Nybro Municipality) 190
ハーグフォーシュ	(Hagfors Municipality) 191
ヴェネース	(Vännäs Municipality) 192
ビューホルム	(Bjurholms Municipality) 193
エスキルスツナ	(Eskilstuna Municipality) 194
グネスタ	(Gnesta Municipality) 195
フォルスハーガ	(Forshaga Municipality) 196
カルマル	(Kalmar Municipality) 197

組合員	No.
ショーボ	(Sjöbo Municipality) 198
ステヌングスンド	(Stenungsund Municipality) 199
ストレングネース	(Strängnäs Municipality) 200
オーレ	(Åre Municipality) 201
ルードヴィーカ	(Ludvika Municipality) 202
レルム	(Lerums Municipality) 203
ニークヴァーン	(Nykvarns Municipality) 204
ヴィルヘルミーナ	(Vilhelmina Municipality) 205
エマボード	(Emmaboda Municipality) 206
ヴァンスブロー	(Vansbro Municipality) 207
トーレボード	(Töreboda Municipality) 208
セルヴェスボーリ	(Sölvesborgs Municipality) 209
ラーグンダ	(Ragunda Municipality) 210
オスビィ	(Osby Municipality) 211
ヴァッゲリード	(Vaggeryds Municipality) 212
ティームロー	(Timrå Municipality) 213
クニーヴスタ	(Knivsta Municipality) 214
オートヴィーダベリ	(Åtvidabergs Municipality) 215
ウップヴィーディング	(Uppvidinge Municipality) 216
スヴェンユンガ	(Svenljunga Municipality) 217
ティングスリード	(Tingsryds Municipality) 218
ヨンショーピング	(Jönköpings Municipality) 219
ルンド	(Lunds Municipality) 220
ウルリスハムン	(Ulricehamns Municipality) 221
ティーエルプ	(Tierps Municipality) 222
グレーストルプ	(Grästorps Municipality) 223
マールン・セーレン	(Malung-Sälens Municipality) 224
オストラ・ヨーイング	(Östra Göinge Municipality) 225
オーイエング	(Ärjängs Municipality) 226
ダールス・エド	(Dals-Eds Municipality) 227
ヴァクスホルム	(Vaxholms Municipality) 228
エルヴクヴァーレビー	(Älvkarleby Municipality) 229
ユングビー	(Ljungby Municipality) 230
ヘービー	(Hörby Municipality) 231
エルムフルト	(Älmhults Municipality) 232
ブルロヴ	(Burlövs Municipality) 233
ヘッスレホルム	(Hässleholms Municipality) 234
オーロフストレーム	(Olofströms Municipality) 235
サーラ	(Sala Municipality) 236
オッケレー	(Öckerö Municipality) 237
クリスティーネハムン	(Kristinehamns Municipality) 238
オストハマル	(Östhammars Municipality) 239
ブロームツラ	(Bromölla Municipality) 240
グルスポング	(Gullspångs Municipality) 241
アンネビー	(Aneby Municipality) 242
リドショーピング	(Lidköpings Municipality) 243
ビューブ	(Bjuvs Municipality) 244
ニーネスハムン	(Nynäshamns Municipality) 245
ノーショーピング	(Norrköpings Municipality) 246
ハルムスタード	(Halmstads Municipality) 247

組合員	No.
ロンネビー	(Ronneby Municipality) 248
ソーセレー	(Sorsele Municipality) 249
ファルショーピング	(Falköpings Municipality) 250
ウップランズ・ベスビー	(Upplands-Väsby Municipality) 251
ヒュルテ	(Hylte Municipality) 252
ボリィホルム	(Borgholms Municipality) 253
ヘール	(Höörs Municipality) 254
ヴァーラ	(Vara Municipality) 255
ヴァレンツーナ	(Vallentuna Municipality) 256
サーレム	(Salems Municipality) 257
ティーレソー	(Tyresö Municipality) 258
ティーダホルム	(Tidaholms Municipality) 259
ヴァルムドエー	(Värmdö Municipality) 260
ノールテリエ	(Norrtälje Municipality) 261
リジョン・ダーラナ	(Region Dalarna) 262
ソルナ	(Solna Municipality) 263
パーシュトープ	(Perstorp Municipality) 264
ニーショーピング	(Nyköping Municipality) 265
ギースラベート	(Gislaved Municipality) 266
ボーロース	(Borås Municipality) 267
エンショーピング	(Enköping Municipality) 268
オーモール	(Åmål Municipality) 269
ヴァルナモ	(Värnamo Municipality) 270
セーデルテリエ	(Södertälje Municipality) 271
ヨーテボリ市	(City of Gothenburg) 272
シェブデ	(Skövde Municipality) 273
スンドビィベリィ市	(City of Sundbyberg) 274
ウプサラ	(Uppsala Municipality) 275
ティーブロー	(Tibro Municipality) 276
イエーフェラ	(Järfälla Municipality) 277
スヴァーローヴ	(Svalöv Municipality) 278
クリッパン	(Klippan Municipality) 279
マルカリュード	(Markaryd Municipality) 280
リジョン・イエムトランド・ヘリエダーレン	(Region Jämtland Härjedalen) 281
パッティレ	(Partille Municipality) 282
リジョン・クロノベリィ	(Region Kronoberg) 283
ソレンツーナ	(Sollentuna Municipality) 284
シェブリング	(Kävlinge Municipality) 285
リジョン・ヴェステルボッテン	(Region Västerbotten) 286
モルンダール	(Mölnådal Municipality) 287
リンショーピング	(Linköping Municipality) 288
リジョン・ブレーキング	(Region Blekinge) 289

協同組合の組合員の分布図



スウェーデンの地方自治体部門

スウェーデンには3つの行政のレベルがある。すなわち、国、地域および地区である。スウェーデンの国会(Riksdag)は、政治上の最高意思決定機関である。地域および地区のレベルを単位とするものとして、スウェーデンには20のリジョンと290のコミューンがある。コミューンとリジョンは異なる活動に責任を負う独立の地方自治体であることから、これらの間には階層的上下関係はない。

リジョンは主として、保健医療を提供すること、また、地域成長と地域開発、公共輸送および文化振興を支援することに責任を負っている。コミューンは、住民およびその周辺環境に関するあらゆる種類の公共サービス(保健医療サービスの大部分を除く。)に責任を負っている。

コミューンおよびリジョンは、大きな自治権および独立した課税権限を有する。地方自治および課税権はスウェーデン憲法に記されている。コミューンおよびリジョンの課税権は、1862年地方自治法において確立された。税金は、住民所得に対する一定比率により課され、地方自治体は自らその税率を設定する。

総選挙は4年に1度行われ、スウェーデンの国民は総選挙で、コミューン議会、リジョン議会および国会を代表する政党に投票する。地区および地域レベルではコンセンサスに関する長い伝統があり、政党が政党の垣根を越えて協力し、多数派を構成することは一般的である。

地方自治体部門の健全な財政の維持に貢献している特徴のいくつかは以下のとおりである。

均衡予算要件

毎年、地区および地域の自治体は、翌3年間の均衡予算および財政計画を採択しなければならない。地区または地域の自治体が現行予算年度中に新しい支出の導入を決定する場合には、決定には、支出に充当する資金の調達方法の詳細が含まれていなければならない。特定の会計年度に収支が赤字となる場合には、地区または地域の自治体は、均衡要件を検討した上で、3年以内に赤字から回復するための行動計画を採択しなければならない。良好な経済運営の原則および均衡予算要件は、下位行政部門のあらゆる個々の事業体にも適用される。

財政平衡化制度

課税基盤および構造的な条件にかかわらず、すべての地方自治体が平等な条件でサービスの提供を行えるように、スウェーデンには、地方自治体の財政平衡化制度として知られる収入と支出の平衡化を図る制度がある。原則として、制度は、収入平衡化制度と支出平衡化制度で構成される。収入平衡化は課税基盤の格差をならすもので、主として国の助成金でまかなわれる。支出平衡化制度は構造的な支出の格差をならすもので、国の財政には影響を与えない。不利な支出構造を有する地方自治体には支出平衡化助成金が支払われ、一方有利な構造を有する地方自治体は課徴金を支払う。

スウェーデン国家による地方自治体の財政安定支援

スウェーデン国家は、全体が均衡を保ち発展するよう公共サービスを提供することに最終的な責任を負う。したがって、国は、地方自治体の財政動向を綿密に監視し、特殊な状況から短期的に困難に陥った場合にはいくつもの支援手段を用いる。

国と地方自治体との間の関係における他の重要な特徴は、「地方自治体の財政原則」である。かかる原則では、国が地方自治体の活動に直接的に影響を及ぼすような措置を決定する場合、かかる決定の財政的影響は、政府の助成金の水準を変えることによって相殺するものとされる。かかる原則は国会で承認されている。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 【資本構成】

以下の表は、2018年12月31日現在の会社の資本構成および株主持分である。後記「(5) 経理の状況」に記載の財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)

負債合計：	
金融機関に対する負債	584.0
有価証券	396,796.9
デリバティブ	5,959.6
その他負債	6,217.5
未払費用および前受収益	40.6
引当金	0.1
負債合計	409,598.7
株主持分	
株式資本 (1株当り額面 100クローネ、70,999,720株)	7,100.0
開発支出準備金	12.0
法定準備金	17.5
繰越利益/損失	-112.2
当期利益	586.1
株主持分合計	7,603.4
資本構成合計	417,202.1

注記：

2018年12月31日以降会社の資本構成および負債に重大な変動はなかった。

(3) 【組織】

本書提出日現在、公社の組織は、リスク・コントロール部門、人事部門、財務部門(バック・オフィス、会計、財務分析および事業調整で構成される。)、IT・システムサポート部門、事業担当部門(貸付け、債務管理およびマーケティングで構成される。)、コンプライアンス部門ならびに幾つかのオフィス・サポートおよび執行部で構成されている。

取締役会

定款に基づき、公社の取締役会は5名以上9名以下の取締役で構成される。取締役は毎年公社の年次総会において選任され、任期は次の年次総会の終結の時までとする。年次総会においては、取締役会会長も選任される。

取締役会は、社長またはその他の者に対し、取締役会により通常は決議されるべき事項に関し決定を行うことを授権する権利を有する。かかる授権には取締役会により裁可された書面による命令または指示が付随する。

取締役会会長

取締役会会長は、取締役会の活動がよく組織化され、効率的に行われていること、およびその他取締役会がその職務を果たすことを確保する責任を負う。

2018年12月31日現在、取締役会メンバーは以下のとおりであった。

取締役

	公社外における役職等
エレン・ブラムネス・アルヴィドソン 取締役会会長 2003年より取締役、2006年から2013年 まで取締役会副会長、2013年より取締 役会会長	フィナンス・ノリエ(ノルウェー)戦略・国際業務担当エ グゼクティブ・ディレクター
アンナ・フォン・クノーリング 2004年より取締役	財務局副局長、ヘルシンキ、フィンランド
ヨハン・トーングレン 2009年より取締役	コンサルタント、ストックホルム、スウェーデン
クート・エリアソン 2010年より取締役	スウェーデン行政府現代建築規則委員会議長、ストック ホルム、スウェーデン
エリック・ラングビー 2015年より取締役	コンサルタント、スウェーデン
ラーシュ・ハイケステン 2016年より取締役	ノーベル財団専務理事、スウェーデン
クリスティーナ・スンディン・ヨンソ ン 2018年より取締役	セレフテオー・コミュニケーションの行政の最高責任者/市政代 行官、セレフテオー・スタッズヒュースAB(Skellefteå Stadshus AB)最高経営責任者、スウェーデン

従業員代表^(*)^(**)

公社での役職

ウルリカ・ゴンザレス・ヘードクヴィー 上席資金調達マネージャー
スト

2017年より取締役

(従業員代表代理より転向)

(*) スウェーデンでは、従業員代表と呼ばれる特別規定 (*Sw. Lag om styrelserepresentation för de privatanställda*)に基づき企業の従業員が取締役を任命することができる。従業員代表は取締役会に含められ、基本的には年次総会で任命された取締役と同等である。取締役会全体で年次報告書等の重要な書類に署名する必要がある場合は、従業員代表の署名も必要とされる。従業員代表は、団体交渉やストライキに関する事項または類似の事項に参画することは認められていない。

(**) 2019年3月に、マティアス・ボーケンプロム(ビジネス・エキスパート)が新たに従業員代表として選出された。

執行役員グループ

公社の最高経営責任者は、取締役会で設定された目標が達成されるよう事業を主導、組織、発展させる。取締役会および最高経営責任者の職務分担は文書で規定されている。

最高経営責任者は、取締役会に、規制体制の変更、リスク、コンプライアンスおよび監査報告書の内容ならびにその他の重大な事象について継続的に情報を提供することに責任を負う。最高経営責任者の職務は、取締役会に先立つ場合を含め、取締役会に対して必要な情報や意思決定を支援する資料を提供すること、および取締役会が毎月書面による報告書を受け取るようにすることである。

最高経営責任者は、執行役員グループによりサポートされている。

2018年12月31日現在、執行役員グループは、トーマス・ヴェーングレン(社長兼最高経営責任者)、マリア・ビームネ(業務執行副社長兼最高業務責任者)、パトリック・ニマンダー(最高財務責任者)、マーリン・ノルベック(人事部長)、ブリット・ケルケンベリィ(最高リスク管理責任者)、イエンス・ラーション(最高法務責任者)およびクリストファー・ウルフグレン(最高情報責任者)で構成されていた。

外部会計監査

定款に基づき、会計監査人1名が公社の年次総会において選任され、また代理監査人1名を選任することができる。その任期は選任後第4会計年度中に開催される年次総会の終結の時までとする。

2018年12月31日現在、公社の外部会計監査人は、ケーピーエムジーAB(KPMG AB)であり、公認会計士でFAR(スウェーデンの会計専門職協会)の会員であるアンダーシュ・タグデが担当の会計監査人である。

従業員

2018年12月31日現在、公社の従業員は92名であった。

コーポレート・ガバナンス

公社は、スウェーデンの公開有限責任会社であり、協同組合の完全子会社である。スウェーデンのコミュニケーションおよびリジョンにより所有され、公共的な任務を担う会社として、公社にとって優れたガバナンスおよび管理体制は極めて重要である。

公社は、協同組合およびスウェーデン地方不動産会社とともに形成する金融グループの一員である。公社は、規制市場での取引のために上場される債券を発行しているため、コーポレート・ガバナンス報告書の作成を法的に義務付けられている。公社の株式はスウェーデンの規制市場における取引が認められていないため、公社は、スウェーデンのコーポレート・ガバナンス規範の対象にはなっていない。金融を中心とした業務である点を考慮すれば、地方自治体部門により策定されたコミュニケーションおよびランスタングの所有会社のガバナンスの原則についても、これを適用する義務はないものと公社は判断している。

協同組合と公社の関係

協同組合の年次総会は、グループの最高意思決定機関である。総会およびそれに先立つ組合員協議会が通常、持分保有者が影響力を行使するための協議の場となっている。公社の年次総会は、協同組合の年次総会の直後に開催される。

協同組合の年次総会からの持分保有者指令

協同組合の理事会は、公社に対する持分保有者指令を作成し、かかる指令は毎年、年次総会で設定される。持分保有者指令は、協同組合が公社の取締役会に委託する業務の枠組みを定めている。持分保有者指令には、連結、リスク水準、報酬に関する方針、出張・交際費に関する方針、資金調達問題に関する専門知識、商品・サービスの開発および協同組合により定められた公社の特別業務に関するガイドラインが含まれる。持分保有者指令は、公社の年次総会での採択をもって効力を生じる。

(4) 【業務の概況】

損益計算書についての比較数値は、特段の記載がない限り、前年度(2017年1月1日 - 12月31日)の数値である。貸借対照表ならびにリスクおよび資本関連についての比較数値は、特段の記載がない限り、2017年12月31日に関する数値である。

● ビジネスの焦点

将来の地方自治体の協力

外的変化が公社に新たな環境をもたらしているが、安定した費用効率の高い資金調達が引き続き業務の中核である。4つの注力分野における公社の取組みは、かかる変化に最適に対応する機会をもたらす。

業務上のガバナンス

公社の変革プロセスは、顧客／組合員、技能、効率性およびデジタル化の4つの注力分野で進行中である。

公社の注力分野		
顧客／組合員 戦略的貸借対照表		
技能	効率性	デジタル化
地方自治体部門、すなわち公社の 顧客についての理解	すべての組合員にとって 最善の条件	ビジネス上のメリット

顧客／組合員の注力分野では、公社の目標は、業務および地方自治体部門に存在する知識で顧客および組合員における財務管理の技能をサポートすることである。技術開発が、長期的に持続可能な財務管理を可能にする貸借対照表を実現するための顧客および組合員の戦略的な取組みを支援する商品およびサービスを通して、この目標達成を容易にする。2018年度において、公社のデジタルサービスの利用は増えている。2018年度末現在、地方自治体部門における債務管理のために特別に開発したツールであるKI Finansのフルスケール・バージョンについて、アクティブユーザーの契約数は204件(前年度：182件)であった。顧客調査の結果により、顧客満足度が明確に示された。2年ごとに実施される調査において、2016年度の前回調査の86と比べて、公社は88の成績を達成した。満足度の最高水準は、顧客にとって最重要とみなされる分野で得られた。

当該年度において、技能の注力分野では、公社は、従業員プログラム、すなわち公社のすべての従業員を網羅する技能開発のプロジェクトを開始した。その目的は、意思疎通を図ることおよび参加することをベースに、より活発でかつ確固たる協力体制を構築するための環境を提供できるような発展的な対話、建設的なフィードバックおよび自己啓発のためのプラットフォームを創出することである。従業員プログラムの詳細については、下記「組織および従業員」の項を参照のこと。

地方自治体部門のニーズについての理解を深めるために、2018年度において、公社の代表的な顧客として抽出された対象者との綿密な面談に基づく調査も行われた。

効率性の注力分野は、すべての組合員に対して長期的な競争力のある資金調達手段を提供する機会を公社にもたらす。当該年度において、持分保有者指令の変更により貸付商品の価格の大幅な引下げが可能となったため、公社の競争力はさらに強化された。内部プロセスにおいて効率性を高めるために実施されたプロジェクトもまた、より明確なフォローアップおよび長期的に持続可能な費用傾向のための環境を提供している。

より効率的で自動化された新規貸付の管理は、デジタル化の注力分野の主要な目的である。当該年度において、価格情報、入札依頼書および貸付書類の電子署名についての新しいテクニカルソリューションが開発され、顧客に導入され、有益な結果をもたらしている。

過去数年間の要約

公社は継続して大きな成長を遂げ、2018年度中の貸付総額は3,500億クローネを超えて、過去5年間の年間平均の伸び率は11%であった。同期間における地方自治体部門の外部資金調達における公社のシェアは44%から55%まで伸びた。近年、協同組合の組合員は、1.5%のレバレッジ比率を達成できるようグループの資本に出資した。これにより公社の資本は、2014年度の24億クローネから2018年度においては76億クローネまで増加し、2018年12月31日現在、レバレッジ比率は1.75%であった。

過去数年間のデータについては、後記「(5) 経理の状況」に記載の5年間の要約(2014年 - 2018年)を参照のこと。

● 地方自治体向け貸付け

公社の地位の強化

地方自治体部門において投資額が高水準であったことが、外部からの借入れによる資金調達のニーズを増大させつつある。2018年度において、スウェーデンの地方自治体の借入市場は、360億クローネ増加し、6,370億クローネ(前年度: 6,010億クローネ)⁽¹⁾であった。地方自治体部門の債務総額の55%(前年度: 51%)は公社を通じて調達されたものであり、公社はその地位を強化し続けている。

1965年から1975年の記録的な年に建てられた家屋および不動産に対する大規模な改修のニーズと、さらなる事業施設およびインフラの拡張を必要とする大幅な人口増加とが相まって、地方自治体部門の投資額を押し上げつつある。これらの投資は、不動産、住宅供給、上下水道、インフラおよびエネルギー生産を含め、地方自治体がその責務とするいくつかの分野にわたっている。

過去3年間に、地方自治体部門の良好な業績および潤沢なキャッシュ・フローが、実行された投資への外部資金調達のニーズを減少させている。借入債務は、2015年度から名目ベースで820億クローネ増加したが、対GDP比は約13%で、ほぼ横ばいである。

過去10年間に於いて、地方自治体の資金調達市場は大きな変化を経験している。2007年度という最近の例では、銀行がスウェーデンのコミュンおよびリジョンへの貸付けのうち3分の2を占めていた。その当時、6つのより規模の大きいコミュンおよび6つの地方自治体の住宅供給会社が資本市場で活発に活動していた一方、公社は20%を上回る市場シェアを持つ最大の単一の貸し手であった。2008年/2009年の金融危機から10年後、20を超えるコミュンおよびリジョンが資本市場で活発に活動している。2018年度に発行された地方債およびコマーシャル・ペーパーは、当該部門の資金調達の31%(前年度:32%)を占めた。銀行部門および相対当事者を通じての資金調達は、近年に欧州投資銀行(EIB)および北欧投資銀行(NIB)による貸付けの急増があったとはいえ、継続的に減少し、14%(前年度:17%)であった。公社は、金融危機後の数年で力強く成長し、近年は市場シェアをさらに拡大させている。公社の市場シェアは、2014年度の42%から2018年度には55%に増加した。

- (1) 予想は、スウェーデンの地方自治体部門内の債務および投資の傾向についての公社の継続的なモニタリングに基づく。公社の2018年度年次報告書公表時点で、2018年度の完全なデータまたはコミュンおよびリジョン自体の年次報告書のいずれも入手不能であった。2017年度の金額および比率は、コミュンおよびリジョン自体の年次報告書に基づき調整されている。

地方自治体の借入れの形態

スウェーデンのコミュンおよびリジョンは、借入れによる資金調達について主に3つの調達源を利用している。

- ・公社を通じての資金調達
- ・銀行部門または他の相対当事者を通じての資金調達
- ・金融市場および債券市場を通じての資金調達

●貸付け

顧客のニーズに合わせた貸付け

2018年度において、公社の貸付けは増加し、3,539億クローネ(前年度:3,080億クローネ)に達した。この増加はスウェーデンのコミュンおよびリジョンでの投資および資金調達のニーズの増加を反映している。増加は公社の競争力が高まったことも示している。2018年度末現在、公社は合計で945(前年度:914)のアクティブな借り手を擁していた。

市場での地位の強化

2018年度において、スウェーデンのコミュンおよびリジョンは、公社およびその他資本市場参加者を通じて、効率的に資金調達のニーズを満たすことができた。公社は、貸付商品を提供しており、かかる商品は短期または長期に元本固定されたもの、固定金利または変動金利によるもの、および期限前償還条項付または同条項が付かないものである。

当該年度末現在、名目ベースでは、貸付金は前年度比15%増(前年度:12%増)の353,946.1百万クローネ(前年度:308,042.3百万クローネ)であった。貸付金の認識値は355,710.0百万クローネ(前年度:310,147.3百万クローネ)であった。入札の落札率として表される公社の競争力は依然として強かった。入札の落札率は99%(前年度:99%)であった。

当該年度の約定済みの貸付け(すなわち、新規の貸付けおよび既存の貸付けの更新)のうち、1年超の元本固定の貸付けが85%(前年度:83%)および1年以下の元本固定の貸付けが15%(前年度:17%)であった。1年間から3年間の元本固定の貸付けは、取引高の23%(前年度:35%)を占めた。

2018年度末現在、公社の貸付ポートフォリオは、固定金利による貸付け44%(前年度:43%)および変動金利による貸付け56%(前年度:57%)で構成されていた。

グリーン融資の取引高の増加

当該年度中、グリーン融資の供与、すなわち二酸化炭素排出量の削減および持続可能な成長への移行を促進する地方自治体の投資プロジェクトに対する資金供与の取扱高が増加した。2018年度末現在、395億クローネ(前年度:269億クローネ)に上るグリーン融資が232件(前年度:149件)のプロジェクトと109(前年度:81)のコミューンおよびリジョンに対して供与された。

スウェーデンのコミューンおよびリジョンにのみ供与される貸付け

公社の貸付けのすべては、スウェーデンのコミューンおよびリジョンに対するものである。貸付けは以下の貸付先に行うことが可能である。

- ・ 協同組合の組合員であるコミューンおよびリジョン
- ・ 協同組合の組合員が単一または複数の支配的な影響力を有する場合には、コミューンおよびリジョン所有の関係会社
- ・ 保証が付与される場合で、かつ協同組合の単一または複数の組合員の関連当事者である場合には、コミューンおよびリジョンの団体や連合体

● 資金調達

最上位の信用格付を有する重要な借り手

公社は、コミューンおよびリジョンへの貸付資金を、スウェーデンの国内資本市場および国際資本市場における借入で調達している。2018年度においてリスクの低い発行体への需要が引き続き好調であったことにより、公社は有利な条件で資金調達計画を達成することができた。当該年度末現在、借入総額は3,974億クローネ(前年度:3,391億クローネ)であった。

公社の債券に対する好調な需要

2018年度中、公社の発行する有価証券に対する需要は、時折不安定な経済状況にもかかわらず、引き続き好調であった。市場における公社の地位が強化されたことの一例として、6月に発行された25億米ドルの債券が挙げられる。これは、公社の個別取引としては現在までで最大のものであった。

当該年度において、公社は資金調達の取組みを、スウェーデン・クローネ、米ドルおよび債券の売出しと呼ばれる日本市場における資金調達という3つの戦略的資金調達市場に集中させた。公社は国内および海外での資金調達の配分を徐々に均等に維持するよう努めている。

2018年度中、2件のグリーンボンドが発行され、2016年度以降で公社は合計5件のグリーンボンドを発行したことになる。グリーンボンドは、協同組合の組合員であるコミュニティおよびリジョンにおける環境指向型の投資プロジェクトへの資金を調達するものである。

ベンチマーク債による資金調達の増加に注力

当該年度において、1,388億クローネ(前年度：726億クローネ)の借入れが、年限1年超の長期債の形態で行われた。さらに、147億クローネ(前年度：32億クローネ)に相当する1年以内に期限前償還の可能性がある資金調達が約定された。年限1年未満の短期コマーシャル・ペーパーによる資金調達は485億クローネ(前年度：927億クローネ)であった。以前に発行された資金調達証券177億クローネ(前年度：200億クローネ)につき買戻しが行われた。資金調達は、満期が到来する借入れまたは期限前償還される借入れの借換えのため、貸付業務における新規の借入れのため、また現在の市場見通しを踏まえた流動性準備金の額および流動性の準備要件を調整するために行われている。2017年度と比較して、2018年度には長期資金調達が増加した。これは、貸付けの非常に堅調な伸びおよび流動性準備金の長期の資金調達によるものである。2017年度には、戦略の変更も実施され、当該年度の借入れの需要を減少させた。

公社は、海外およびスウェーデンの双方で、ベンチマーク債プログラムと呼ばれる大型の債券プログラムにおける資金調達を増やすことに積極的に取り組んでいる。当該年度中に6件の大型の米ドル建ベンチマーク債による借入れが行われた。

総額649億クローネ(前年度：427億クローネ)がスウェーデン・ベンチマーク債プログラムにおいて発行され、当該年度末現在の残高は1,927億クローネ(前年度：1,616億クローネ)であった。スウェーデン・ベンチマーク債プログラムに基づく残存債券は合計9件である。

当該年度中の公社の債券に関する朗報

当該年度の初めに、ナスダックは、公社のスウェーデン・ベンチマーク債を、スウェーデンの固定金利市場で最も総合的かつ重要な指数であるOMRXALLに含めることを決定した。この組入れは、高い流動性を提供する選択肢として、スウェーデンの債券市場で地方債を確立するという公社の目標において重要な一歩となった。

10月には、清算機関であるロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)が、特定のいわゆる国際機関および政府系機関を含めるため、担保として適格な有価証券を発行する承認された有価証券の発行体の範囲の拡大を発表した。公社は、追加される8つの機関のうちの1つである。

重要なSSA発行体

公社は、国際借入市場において、SSA(ソブリン、国際機関および政府系機関)として分類される市場で発行している。公社は年間の借入額が大きく、SSA部門における重要な国際的機関である。公社自身と比較される発行体としては、以下が挙げられる。

- ・オランダ自治体金融公庫(Bank Nederlandse Gemeenten)(オランダ)
- ・欧州投資銀行(European Investment Bank (EIB))
- ・ドイツ復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW))(ドイツ)
- ・ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken)(ノルウェー)
- ・デンマーク地方金融公庫(Kommunekredit)(デンマーク)
- ・フィンランド地方金融公社(Municipality Finance)(フィンランド)
- ・北欧投資銀行(Nordic Investment Bank (NIB))

●流動性管理

顧客のニーズを常に満たすための流動性準備金

金融市場が不安定な時期においても顧客への資金の供給を続けられるようにするため、および満期の到来した資金調達が適時に払い戻されることを確実にするために、公社は流動性準備金を保持している。2018年度末現在、当該準備金は473億クローネ(前年度：369億クローネ)であり、これは貸付額の13%(前年度：12%)に相当した。

高い信用の質および低いリスクを備える準備金

厳格な規則および保守的なアプローチが公社の流動性準備金の指針となっている。公社の指針に基づき、流動性準備金は、貸付能力を維持した上で公社の約定も確実に維持できるものとすべきとされる。下記「リスクおよび資本の管理 - リスク・プロファイルおよびリスク管理 - 財務方針」の項も参照のこと。流動性準備金の額は、例えば、資金調達の年限および外部要因を踏まえて調整される。2018年12月31日現在、流動性準備金は貸付額の13%(前年度：12%)に相当した。当該準備金の少なくとも90%は、スウェーデン中央銀行で担保として適格なものとするべきとされている。これにより、見返り担保として公社は流動性を獲得できる。流動性準備金は短期投資され、平均年限は12ヵ月を超えないものとする。個別の投資の年限は最長でも39ヵ月である。

効果的かつ保守的な管理に注力

2018年度中、2017年度後半に採択された新たな戦略および指針により、管理が徹底された。つまり、以前よりも高い信用の質を有し、取引の容易性が向上したにもかかわらず、流動性準備金の額は減少する。カバード・ボンドはレポ取引に関してのみ担保として認められる。直接投資は、主として各国政府、中央銀行、補助金対象となっている貸し手および国際開発銀行が発行した有価証券に対して行われている。

2018年度末現在、当該準備金の86%(前年度:88%)は、可能な限り最上位の信用度を有する有価証券に対して投資された。76%(前年度:58%)はスウェーデンの発行体により発行された有価証券に対する投資で構成されていた。公社の信用リスク・エクスポージャーに関する詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3を参照のこと。

流動性準備金に関する投資規則

- ・少なくとも90%の投資は、スウェーデン中央銀行で担保として適格な資産に対して行われるものとされる。
 - ・流動性準備金の平均年限は最長で12ヵ月の場合がある。
 - ・個別の投資の年限は最長でも39ヵ月である。
- 詳細については、下記「リスクおよび資本の管理」の項を参照のこと。

●組織および従業員

組合員であることのメリットを最大限に引き出すための協力

公社は、そのリーダーおよび従業員が協力して組織の任務を成し遂げ、組合員にメリットをもたらすことを基本に考えている。公社の地方自治体の価値観を反映した力強い文化を構築するプロセスは、2018年度に開始された従業員プログラムによってさらに進展した。

公社は、ますます複雑で目まぐるしく、常に変化している世界において業務を行っている。組織、そのリーダーおよび従業員は、顧客および組合員に最大限のメリットをもたらすことができるよう、急速な変化に対応する能力に加えて、地方自治体部門の現在および将来のニーズを理解する高い能力を有する必要がある。発展に対する反応の速さを強化するために、公社は2018年度に、従業員プログラムという形で広範囲に及ぶリーダーシップ、協力、コミュニケーションおよび文化の促進を開始した。

当該プログラムは、公社内の混合グループによる計6日半の活動で構成されている。各グループは、公社のパートナーであるサンダー・パートナーズ社(Sandahl Partners)のコンサルタントおよび公社の管理者によって指導される。管理者を参加させる目的は、2019年6月に従業員プログラムが完了した後に、公社が単独でも変革を促進し、発展させることができるようにすることである。

従業員プログラムによって、公社は以下を追求している。

- ・リーダーシップ、協力およびコミュニケーションに関して、公社内での共通言語を確立すること。
- ・従業員に自己啓発の機会を提供し、セルフリーダーシップのための環境を作り出すこと。
- ・変化する世界において従業員が安心できるようにすること。
- ・従業員と管理者との間での発展的な対話のプラットフォームを構築すること。
- ・公社の管理者によって表される、コミュニケーション・リーダーシップの質を向上させること。
- ・帰属意識を高める環境およびグループ間での信頼を深める機会をもたらすこと。

戦略的な職務遂行能力の支援

公社の総合的な注力分野の1つは、知識志向かつ競争優位な業務を遂行することである。公社は、業務目標に沿って従業員と組織の専門性を強化させるための技能の支援に積極的に取り組んでいる。同様に、公社は従業員を惹きつけ、育成しかつ維持するために組織的に取り組んでいる。公社は顧客および組合員に最大限のメリットをもたらすことができるよう、機動的で、絶えず学習し続ける組織であるように努めている。組織レベルおよび従業員レベルのどちらにおいても、取組みは2019年度に強化される予定である。

持続可能な職場

公社は、健全な職場に対する全体的な視野を有している。十分に機能する健全な職場を創出するためには、多くの異なる要素が整備されている必要がある。一部では、従業員プログラム内の取組みが健全な組織に貢献している。物理的環境、社会組織的環境および業務のデジタル環境に関する予防的な取組みもまた、健全な職場の構築には必要不可欠である。公社で働くことは安心、安全でなくてはならず、公社は、いかなる種類の差別またはハラスメントも一切容認しない。公社はまた、健全な職場の第3の柱には、従業員がその仕事と私生活を両立できるような、持続可能な日常生活を築く個人の能力も含まれると考える。したがって、公社は、職場のヘルスケア、コーチング、トレーニング、人間工学的支援および持続可能なライフスタイルの機会とともに、従業員レベルでの予防医療へのアクセスを提供している。

2018年度従業員調査

2018年度の従業員調査により、73(前年度：68)というESI(従業員満足指数)が与えられた。結果は、前年度から5ユニット増加し、これは高い満足度と十分に機能する職場であることを示している。この結果はまた、リーダーシップ、社内コミュニケーションおよび文化的な問題に専念した取組みが実を結んだことを示しており、これらは優先分野として今後も進められていく予定である。

あらゆる違いを受容する職場

公社ではあらゆる者が受け入れられている。2018年度末現在、公社の従業員の12%がスウェーデン以外の出身である。年齢分布は、すべての年齢層において均等である。全従業員のうち、45%(前年度：38%)は女性であり、また執行役員グループにおいて、女性の割合は43%(前年度：43%)であった。

● 財政状態

2018年度末現在、公社の資本は、協同組合への750.6百万クローネ(前年度：987.5百万クローネ)のグループ補助金の支払の後、7,603.4百万クローネ(前年度：7,610.8百万クローネ)であった。総自己資本は7,425.2百万クローネ(前年度：6,359.2百万クローネ)であり、総自己資本比率は188.4%(前年度：212.4%)であった。

当該年度末現在、総資産は、417,202.1百万クローネ(前年度：356,942.6百万クローネ)であり、コミュニケーションに対する貸付金が資産の大半を占めていた。当該年度末現在、貸付金は、355,710.0百万クローネ(前年度：310,147.3百万クローネ)であった。

資本

2018年12月31日現在、資本は、協同組合への750.6百万クローネ(前年度：987.5百万クローネ)のグループ補助金の支払の後、7,603.4百万クローネ(前年度：7,610.8百万クローネ)であった。

IFRS(国際財務報告基準)第9号への移行は、資本に8.0百万クローネのマイナスの影響を与えた。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記28を参照のこと。

期末現在、株式資本は、7,100.0百万クローネ(前年度：6,100.0百万クローネ)、70,999,720株(前年度：61,000,000株)であった。株式資本の変動は、2017年12月31日現在では進行中の新株発行として認識されていた1,000.0百万クローネ(9,999,720株)に起因する。かかる株式は、株式資本として、2018年2月5日付でスウェーデン会社登録局に登録された。

株式資本はすべて協同組合の組合員に帰属しており、売買可能な株式はない。

余剰金の2019年度における分配

協同組合の2019年年次総会の決定に応じ、協同組合は、2018年会計年度の余剰金を、還元および出資への利息として分配する。このために、財務書類において公社はグループ補助金750.6百万クローネ(前年度：987.5百万クローネ)を拠出し、余剰金の分配717.8百万クローネ(前年度：969.8百万クローネ)を提案した。

新たな出資金の支払に関する決定がなされた場合、公社の取締役会は、合意された組合員の出資の最高水準に達していないすべての組合員が、その組合員が出資の最高水準の50%か75%か100%かに達しているか否かに応じた金額で参加する可能性が高いと考えている。余剰金の分配の支払、協同組合への出資金の支払、見込まれる公社の資本強化への払込みは、決定後3ヵ月以内に行われる予定である。出資金の見込額(未承認)は30.9百万クローネ(前年度：57.9百万クローネ)である。

自己資本比率

公社は、業務上のリスクに耐えるために十分な自己資本を有しており、自己資本比率は第1の柱の所定の最低要件および第2の柱の基本要件を十分な余裕をもって上回っている。コアTier1資本は7,425.2百万クローネ(前年度:6,359.2百万クローネ)で、これに伴いコアTier1資本比率は188.4%(前年度:212.4%)であった。公社の自己資本は、コアTier1資本によってのみ構成されるため、総自己資本比率も188.4%(前年度:212.4%)であった。

2018年度末現在、CRR(資本要件規則)に基づき報告された公社のレバレッジ比率は1.75%(前年度:1.78%)であった。

公社の資本管理の詳細については下記「リスクおよび資本の管理 - 資本管理」の項および後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3を参照のこと。

格付け

公社は、ムーディーズから最上位の信用格付Aaaを、またS&Pグローバル・レーティングから最上位の信用格付AAAを取得している。2019年3月および2019年2月、当該格付機関は、公社の格付けについていずれもアウトルック(格付見通し)を安定的と確認した。格付機関は、その格付理由として、協同組合の持分保有者により供与されている連帯保証、組合員のための地方自治体の資金調達窓口機関としての活動に関する持分保有者から公社への委託、貸付ポートフォリオの質の高さおよび今後の法規制に備えて自己資本を増額する戦略を重要視している。

(訳注) 日本において金融商品取引法に基づく登録を受けた信用格付業者による格付けではない。

●利益処分の提案

取締役会は、

当期利益	586,115,350クローネ
------	-----------------

繰越利益/損失	-112,204,898クローネ
---------	------------------

合計	473,910,452クローネ
----	-----------------

を以下のとおり処分することを提案している。

繰越金額	473,910,452クローネ
------	-----------------

自己資本比率および大口エクスポージャーに係る適用規則は、公社が随時、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクについて少なくとも所要自己資本合計に相当する自己資本を保有し、かつ、公社の内部資本評価方針に基づき業務上特定されるその他のリスクに対する所要自己資本の見積もりをも自己資本が包含することを求めている。所要バッファを含めた場合の要件が11.5%(前年度:11.5%)であるのに対して、総自己資本比率は188.4%(前年度:212.4%)であった。提案された利益処分後の自己資本は7,425.2百万クローネ(前年度:6,359.2百万クローネ)となり、最終的な最低所要自己資本は315.3百万クローネ(前年度:239.5百万クローネ)であった。項目の詳細については、自己資本比率に関する後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3の自己資本比率の項を参照のこと。

公社の財政状態については、公社が短期および長期でその義務を履行できると見込まれるという評価以外に、いかなる評価もない。公社の当期利益および一般的な状況に関する情報に関しては、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度の損益計算書および貸借対照表ならびに下記「損益計算書についての注釈」および「貸借対照表についての注釈」の項を参照のこと。また、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記12を参照のこと。

● 損益計算書についての注釈

純利息収益

当該年度中、公社は未実現の市場価値変動を考慮しない新たな価格決定戦略の結果として、貸付けの利ざやを引き下げた。この利ざやの引下げにより、純利息収益にマイナスの影響が生じたが、当該年度中の取引高の増加によって完全に減殺された。純利息収益は885.5百万クローネ(前年度：881.3百万クローネ)であり、前年度よりわずかに増加した。

公社はマイナス金利で貸付けを行っており、これは利息費用として認識され、当該年度において、229.0百万クローネ(前年度：161.8百万クローネ)であった。

当該年度の純利息収益の詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記4を参照のこと。

金融取引純利益

金融取引純利益は、161.4百万クローネ(前年度：512.0百万クローネ)であった。利益は主に、164.4百万クローネ(前年度：426.0百万クローネ)の未実現の市場価値変動により説明される。公社は満期まで資産および負債を保有する意図を有していることから、かかる価値は通常実現しない。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記25を参照のこと。

当該年度における未実現の市場価値変動は、当該年度において公社が顧客に対する貸付けの利ざやを引き下げたこと、および当該年度におけるスウェーデン・クローネ建の資金調達の費用が外貨建の資金調達の費用よりも安かったことにより説明される。負債には公正価値で計上される外貨建の資金調達のみが含まれるため、米ドル建でのより費用のかかる資金調達は、時価評価される商品に関する公社の資金調達と貸付けの費用との間の利ざやの縮小をもたらした。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記6を参照のこと。

費用

費用合計は、271.8百万クローネ(前年度：269.3百万クローネ)であり、69.1百万クローネ(前年度：66.3百万クローネ)の破綻処理費用という費用が含まれる。

破綻処理費用は、貸付けを控除した総資産のリスク調整後の比率として算定される。リスク調整後の比率は、他の機関が欧州委員会の権限委譲規則(EU)第2015/63号に従い当該費用を支払うことを要求されるのに対して、公社のリスク・プロファイルによって決定される。公社の2018年度の破綻処理費用は、スウェーデン王国理財委員会(the Swedish National Debt Office)により69.1百万クローネ(前年度：66.3百万クローネ)と定められている。破綻処理費用は、2018年度には公社の費用合計の25%(前年度：25%)を占めた。

破綻処理費用を除くと、費用は202.7百万クローネ(前年度：203.0百万クローネ)であり、このうち、人件費が121.5百万クローネ(前年度：119.9百万クローネ)、その他の費用が81.2百万クローネ(前年度：83.1百万クローネ)であった。

2018年度において、公社の完全子会社であるスウェーデン地方不動産会社は2.1百万クローネ(前年度：1.8百万クローネ)のグループ補助金を供与した。当該子会社の取締役会は、かかるグループ補助金が、当該子会社による短期的および長期的なその義務の履行ならびに必要な投資の実行の妨げにはならないとの判断を下した。

純信用損失は24.3百万クローネ(前年度：-百万クローネ)であった。公社では、いかなる信用損失も確認されていない。すべての信用損失は、2018年1月1日付で効力が生じた会計基準であるIFRS第9号に基づき算定された予想信用損失である。IFRS第9号においては、予想信用損失は経済のトレンドの将来予想分析に基づき算定されることが要求されている。信用損失の詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3を参照のこと。

当期利益

公社の営業利益(税引前利益)は、752.5百万クローネ(前年度：1,123.8百万クローネ)であった。営業利益には164.4百万クローネ(前年度：426.0百万クローネ)の未実現の市場価値変動が含まれている。未実現の市場価値変動を除くと、営業利益は588.1百万クローネ(前年度：697.8百万クローネ)であった。損益計算書において認識された当該年度の税金費用は、166.4百万クローネ(前年度：247.8百万クローネ)であった。課税所得はグループ補助金の支払により減じられ、当該年度には-百万クローネ(前年度：-百万クローネ)であった。税金に関する詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記11を参照のこと。税引後利益は、586.1百万クローネ(前年度：876.0百万クローネ)であった。

●貸借対照表についての注釈

資産

当該年度末現在、公社の総資産は417,202.1百万クローネ(前年度：356,942.6百万クローネ)であり、コミュニティおよびリジョンに対する貸付金が資産の大半を占めていた。当該年度末現在、貸付金の認識値は355,710.0百万クローネ(前年度：310,147.3百万クローネ)であった。貸付金の増加は、地方自治体部門における引き続き高い投資のニーズと低い貸付価格が組み合わさったことに起因する。上記「損益計算書についての注釈 - 純利息収益」の項を参照のこと。名目ベースでは、貸付金は353,946.1百万クローネ(前年度：308,042.3百万クローネ)であった。

流動性ポートフォリオ(貸借対照表項目である担保適格国債、金融機関に対する貸付金ならびに債券およびその他利付証券から成る。)は、48,531.5百万クローネ(前年度：37,785.5百万クローネ)に増加した。

また、デリバティブ資産(正の市場価値を持つデリバティブ)は11,333.2百万クローネ(前年度：8,044.6百万クローネ)に増加した。デリバティブ資産の額における最も大きな変動要因は米ドル高であり、米ドル建の資金調達による為替リスクをヘッジするデリバティブの価値が上昇した。

その他資産は、1,471.0百万クローネ(前年度：814.1百万クローネ)であった。その他資産の増加は主に、1,454.4百万クローネ(前年度：793.0百万クローネ)に上る担保の提供による。中央清算機関により清算されるデリバティブについての担保提供資産は、各カウンターパーティおよび通貨ごとに貸借対照表において相殺(ネットティング)される。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記26を参照のこと。中央清算機関により清算されないデリバティブについての現金担保の提供に対しては相殺権は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。その他資産についての詳細は、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記20を参照のこと。

負債

公社の負債は、409,598.7百万クローネ(前年度：349,331.8百万クローネ)であり、当該年度中の資金調達は、397,380.9百万クローネ(前年度：339,074.2百万クローネ)に増加した。

デリバティブ負債(負の市場価値を持つデリバティブ)は、5,959.6百万クローネ(前年度：7,793.9百万クローネ)であった。

その他負債は、6,217.5百万クローネ(前年度：2,422.5百万クローネ)であった。その他負債には4,551.8百万クローネ(前年度：654.8百万クローネ)に上る担保の受取が含まれる。中央清算機関により清算されるデリバティブについての担保の受取は、各カウンターパーティおよび通貨ごとに貸借対照表において相殺(ネットティング)される。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記26を参照のこと。中央清算機関により清算されないデリバティブについての現金担保の受取に対しては相殺権は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。その他負債についての詳細は、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記21を参照のこと。

資本

資本についての情報は、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度の資本変動表を参照のこと。

●資本変動表についての注釈

資本

2018年度末現在、公社の資本は、協同組合への750.6百万クローネ(前年度：987.5百万クローネ)のグループ補助金の支払の後、7,603.4百万クローネ(前年度：7,610.8百万クローネ)であった。

IFRS第9号への移行は、資本に8.0百万クローネのマイナスの影響を与えた。詳細については、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記28を参照のこと。

12.0百万クローネ(前年度：3.1百万クローネ)の開発支出準備金は、内部の開発に係る資本支出であり、当該準備金から非制限資本へ振り替えられた減価償却の比例配分で調整されている。

株式資本の強化

公社の資本は、協同組合による持分保有者指令に従い、公社の株式資本により強化されている。このための主な方法には、組合員から協同組合に対する資本注入が含まれ、かかる資本注入が公社へ株式資本として拠出される。

株式資本

当該年度末現在、株式資本は、7,100.0百万クローネ(前年度：6,100.0百万クローネ)、70,999,720株(前年度：61,000,000株)であった。株式資本の変動は、2017年12月31日現在では進行中の新株発行として認識されていた1,000.0百万クローネ(9,999,720株)に起因する。かかる株式は、株式資本として、2018年2月5日付でスウェーデン会社登録局に登録された。株式資本はすべて協同組合の組合員に帰属しており、売買可能な株式はない。

●リスクおよび資本の管理

低いリスク許容度および有効なリスク管理

公社の主な任務は、地方自治体部門のために安定した効率の良い資金調達へのアクセスを確保することである。これには、顧客のニーズに基づいた、金融市場における資金の借入れが含まれる。業務は、リスクが限定的事であることが特徴である。以下は、リスク管理における公社の目標、方針および方法に関する包括的な概要である。詳細および公社のリスク・エクスポージャーに関する定量的データについては、後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3を参照のこと。

2018年度におけるリスク管理およびリスク・エクスポージャーに係る変更

2018年度において、リスク管理における公社の目標、方針または方法に関して重大な変更は生じなかった。様々な種類のリスクに対する公社のエクスポージャーにも大幅な変動はなかった。

リスク・プロファイルおよびリスク管理

公社のリスク・プロファイルおよびリスク負担の許容度については、年次総会で採択される持分保有者指令で毎年設定される。持分保有者指令では、公社のリスクは小さく、常に業務の目的達成に必要な範囲内でなければならないものとされている。業務では、地方自治体法に基づき、投機的活動は禁止されている。

リスク戦略

公社の取締役会が採択したリスク戦略において、取締役会は、リスクに関する基本的な見解をまとめ、具体的にリスク選好度および公社が特定するリスク管理に関する規則について詳述している。リスク選好度は、取締役会が備えている、持分保有者からの任務を遂行するために公社がさらされるリスクを表す。リスク選好度は、公社の戦略的な目標を達成するために、取締役会が翌年度において許容する用意があるリスクの水準および収益への影響として定義される。リスク選好度は、定期的に、少なくとも1年に1回は設定される。リスク選好度の水準は、財政状態および成長目標といった会社固有の要因や、該当する期間に予想される市況によっても決定される。リスク戦略は公社のリスクの枠組みの一部であり、業務上のガバナンスおよび優れた内部統制についての取締役会の基本手段を含む。

リスク管理およびリスク・コントロール

公社は、スウェーデンのコミュンおよびリジョンが行う投資に対する資金調達において主要な役割を果たしている。かかる任務を遂行するために、公社は金融市場から資金を借り入れ、顧客へこれを貸し付ける。他の多くの金融機関とは異なり、公社は預金業務および積極的なトレーディング業務を行っていないが、この業務モデルにより、公社は金融市場に関連するリスクにさらされている。

持分保有者指令に従い、公社のリスク管理は、リスク負担の水準を低く抑えて業務を遂行するよう企図されている。公社が定期的に管理し、測定を行っているリスクの種類の概要については、以下の表を参照のこと。公社の業務モデルに関連するリスクを制限するために、また、取締役会が指定したリスク選好度の範囲内に業務が収まるように、制限またはその他の手法が適用される。リスク管理のための制限およびガイドラインは、取締役会の与信方針および財務方針ならびに取締役会のオペレーショナル・リスク方針において規定されている。

公社のリスク管理の概要

リスクの種類	リスク管理
信用リスク 信用供与におけるリスク 信用供与におけるリスクとは、信用供与先がその義務を履行できないリスクをいう。	組員およびそれらが持分の過半数を所有する関係会社に限り貸付けが行われる。また、地方自治体の団体や連合体に対しても貸付けを行うことができる。組員は、リスクの監視および地方自治体の分析のための社内モデルを適用してフォローアップされる。毎年、公社の取締役会はすべての組員に対してグループ限度額を設定する。限度額はグループとして住民1人当りの連結債務純額の最大水準となる。関係する地方自治体当局がその約定を保証した場合、地方自治体の関係会社、団体および地方自治体当局の連合体に限り貸付けが行われる。スウェーデンのコミューンおよびリジョンは、課税権を有しており、破産宣告を受けることはない。また、地方自治体部門の業務に対して中央政府が最終的な責任を負っている。信用供与におけるリスクは非常に低いと評価される。
発行体リスク 発行体リスクとは、有価証券の発行体が満期に約定額の全額を返済できないリスクをいう。	投資は主に、S&Pグローバル・レーティングにより少なくともAの信用格付を有した発行体である、各国政府または各国政府保証付の発行体により発行された有価証券に対して行われている。流動性準備金における有価証券の満期までの残存期間は最長で39ヵ月である。発行残高のある発行体はすべて、年間ベースでかつ必要ある場合にフォローアップされる。毎年、公社の取締役会は発行体ごとに総限度額を設定する。発行体に対する公社の厳しい要求は、発行体リスクが限定的であるとみなされることを意味する。
カウンターパーティ・リスク カウンターパーティ・リスクとは、キャッシュ・フローの最終決済の前にカウンターパーティによる金融契約が不履行となるリスクをいう。カウンターパーティ・リスクは、市場リスクを低減するかまたは取り除く目的で行うデリバティブ契約をカウンターパーティと締結する際に生じる。市場価値の変動次第で、この種のデリバティブ契約はカウンターパーティに対して債権または債務を生じさせる。	公社が非清算デリバティブを締結するためには、カウンターパーティは、取引時点で少なくともBBB+の信用格付を有する発行体またはかかる信用格付を有する者により保証された発行体でなければならない。カウンターパーティがAより低い信用格付を有する場合、デリバティブの市場性、複雑性および満期に対し、特段の注意が払われる。公社が清算デリバティブを締結するためには、カウンターパーティは、取引時点で少なくともBBB-の信用格付を有する発行体でなければならない。 いくつかの基準に基づき、取引の範囲が制限されている。契約残高のあるカウンターパーティはすべて、年間ベースでかつ必要ある場合にフォローアップされる。デリバティブのエクスポージャーは、ISDA契約により、またほとんどの場合CSA(信用補充契約)により、カバーされるものとする。新規のカウンターパーティーに対しては、CSAの締結が義務付けられる。CSAにより、債権がCSAで定めたエクスポージャーを超過する場合に公社が担保を受け取る。公社が受け取る担保により、カウンターパーティ・リスクは限定的となる。公社の取締役会は指示を通して、ISDA契約およびCSAの要件ならびに策定を決定する。
市場リスク 市場リスクとは、公社の資産および負債の純市場価値(総価値)が金融市場におけるリスク要因の変化により減少するリスクをいう。	公社の業務およびビジネス・モデルに関しては、金利リスク、為替リスク、信用市場リスク、その他の価格リスクおよび清算リスクの形で市場リスクが生じる。市場リスクは、継続的に測定、監視される。大半の金利リスクおよび為替リスクならびに価格リスクは、デリバティブ契約を通じてカウンターパーティ・リスクと交換される。信用市場リスクは、負債と資産の間で満期を適切にマッチングさせたり、資産および負債双方について原資産の価格変動が過去最小レベルとなるよう信用の質を非常に高いものとしたりすることにより抑制されている。公社は、資産および/または負債に対する信用スプレッドの変動ならびにベーススワップの変動にさらされている。優れたガバナンスおよび管理体制を通じて、かかるリスクはコントロールされ、許容水準に維持されている。金利リスクおよび為替リスクに対するエクスポージャーは、非常に限定されている。
流動性リスク 流動性リスクとは、決済資金を調達する際に非常に高い費用を負わなければ満期に支払義務を履行できないリスクをいう。	負債と資産の間で満期が適切にマッチングされ、構造的な流動性環境は非常に安定的である。流動性リスクは、公社がスウェーデン中央銀行のRIXと呼ばれる資金決済システムの参加者であることにより抑制されている。公社はRIXを通じて、例えば見返り担保貸付を受けることができる。優れた流動性への備えを確保するために、ストレス下にある期間を含め、公社は流動性の高い流動性準備金を有する。これにより、全体として、公社における流動性リスクは限定されている。
オペレーショナル・リスク オペレーショナル・リスクとは、不適切または非機能的な内部プロセスもしくは作業手順、人的ミス、不正確なシステムもしくはは外部要因(法的リスクを含む。)により生じる損失のリスクをいう。	業務におけるリスクは、年間を通して特定される。かかる方法には特定されたリスクを管理する手段を計画することが含まれる。望ましくない事象についての報告およびフォローアップを可能にするための手続およびサポートシステムが整備されている。優れたガバナンスおよび管理体制は、オペレーショナル・リスクがコントロールされ、許容水準に維持されていることを意味する。

与信方針

取締役会は、与信方針において、信用供与がどのように整理され、どのように信用供与の決定が文書化されるべきか等の信用供与に関する基本的な考え方についてその概略を説明する。

現行の持分所有者指令は、公社の信用供与およびその分析モデルに関する基本的な考え方を構築している。これは、スウェーデンの地方自治体当局に対するエクスポージャーが、スウェーデンの中央政府に対するエクスポージャーと同等のリスク・ウェイトに帰するということ、また、スウェーデンの地方自治体当局が従来的に責任ある持分の保有を維持するという基本的原則に基づいている。これは、公社による地方自治体グループへ制限をかける上で非常に重要視され、また、地方自治体当局自体の良好な信用度と組み合わせあって、親組織である地方自治体による保証引受を通じて地方自治体の関係会社にも反映される。

地方自治体が所有する関係会社への貸付けに関連する信用リスクは非常に低いと考えられている。定款に従い、組合員/組合員らが借り手に対して支配的影響力を及ぼし、また、組合員/組合員らが保証引受に署名することを条件として、地方自治体の関係会社、団体や地方自治体の連合体への信用供与を行うことができる。地方自治体当局の連合体への信用供与には、当該連合体のすべての組合員が協同組合の組合員であることを要する。

財務方針

財務方針は、公社の資金調達および流動性戦略、投資活動ならびにデリバティブの使用、また、これらの業務に起因するリスクの管理およびコントロールに関する取締役会の基本的な考え方を提示する。

資金調達戦略は、公社の現在および将来の資金調達に関する長期的計画である。かかる戦略のガイドラインにおいて、カウンターパーティの数および種類、金融商品の種類、満期、通貨ならびに地域別市場を考慮し、資金調達源間で十分に分散されることが求められている。

財務方針に従い、公社は、資金調達の機会に影響を及ぼす極めて重要な要因を特定する。これらの要因は、評価された資金調達能力が、想定される様々な状況下で有効であり続けるために、綿密に監視される。公社は、資金調達総額の大部分をクローネ建てで維持することへの全体的な努力を考慮して、重要な市場からの除外のリスクを最小限にし、様々な市場において証券および債券を継続的に発行する。

流動性業務の目的は、公社がその既知および予想される流動性に対するニーズを満たせるようにすることである。流動性戦略は、公社の現在の流動性リスクがすべて明確にされていること、また、現在の流動性に対するニーズが知られており、将来のニーズが予想されていることを確実にする。公社の流動性の備えは、デリバティブによるヘッジおよび買戻契約に基づいて、現在の貸付けの延長、新規貸付の予想、資金調達に関する満期の予想および流動性要件に関するニーズを満たすために、好ましい状況を作り出すことに役立つ。

公社は、通常の市況下に加えて、流動性がストレス下にある期間においても、良好な流動性の備えを維持する。取締役会は、通常の流動性の備えを維持するための状況に変化の兆候があった場合、直ちに通知される。公社の流動性管理の体制は、公社の支払義務すべてが大幅な追加の営業費用を生じさせることなく適時に履行されるように、また、過剰流動性により既存の貸付けの借換えが継続的に可能になるように設計される。

公社は、資産(貸付けおよび投資)ならびに負債(資金調達および資本)の間で適切なマッチングを確保する。日常業務において生じた流動性の過剰または不足は、公社が参加者であるスウェーデン中央銀行の資金決済システムであるRIXを通じて日中に管理される。

独立した管理部門

公社には、リスク・コントロール部門、コンプライアンス部門および内部監査部門の3つの独立した管理部門がある。リスク・コントロール部門およびコンプライアンス部門は、公社の第2の防衛線を形成する一方で、内部監査部門は公社の第3の防衛線である。3つの異なる防衛線は、下記「リスクに対する体制」の項で示される組織図で明示されている。

リスク・コントロール部門

リスク・コントロール部門は、グループ全体のリスク管理を行い、また、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクといったグループのリスクを監視している。取締役会は、リスク・コントロールの課題に関し、定期的に最新情報を受け取る。その機能は、事業担当部門から分離されており、最高経営責任者(CEO)の直属の部門である。当該部門は、最高経営責任者により任命される最高リスク管理責任者(CRO)が指揮を執っており、またかかる任命は最高経営責任者により取締役会に報告される。

コンプライアンス部門

公社のコンプライアンス部門は、管理および支援を行う部門で、事業担当部門から独立しており、最高経営責任者の直属の部門でもある。コンプライアンス部門責任者は、最高経営責任者により任命され、コンプライアンスに関する事項について最高経営責任者および取締役会へ継続的に報告を行う。

とりわけ、コンプライアンス部門は、認可業務の範囲内における規制遵守の監視および管理ならびに認可業務に適用される法令およびその他の規制に関する事項についての事業担当部門および経営陣への助言および支援に責任を負っている。

内部監査部門

公社の内部監査部門は、外部関係者に外部委託されており、公社の取締役会に直接報告を行う独立した審査部門である。内部監査部門は、リスク管理、公社の管理およびガバナンスのプロセスの評価ならびに業務が公社の取締役会および最高経営責任者の意図に従って遂行されることへの責任を有する。内部監査部門は、公社の取締役会、最高経営責任者およびグループの外部監査人に対して継続的に報告を行う。公社の取締役会は、毎年内部監査部門の業務計画を策定する。最高経営責任者は、内部監査部門の報告の結果実施された措置に関して公社の取締役会に報告を行う。

リスクに対する体制

公社のリスク選好度を超えることなく費用対効果の高い資金調達を提供するために、業務におけるリスク管理は、リスクおよびリスクの破壊的影響を回避および/または抑制するために用いる予防手段を特徴としている。

公社の最高リスク管理責任者は、公社のリスクの枠組みについて包括的な責任を負う。各部門の管理者は、各自の業務分野内でリスクの管理およびコントロールに責任を負う。将来予想分析および実績分析は、公社がリスクを正確に特定、評価および測定できるように用いられている。

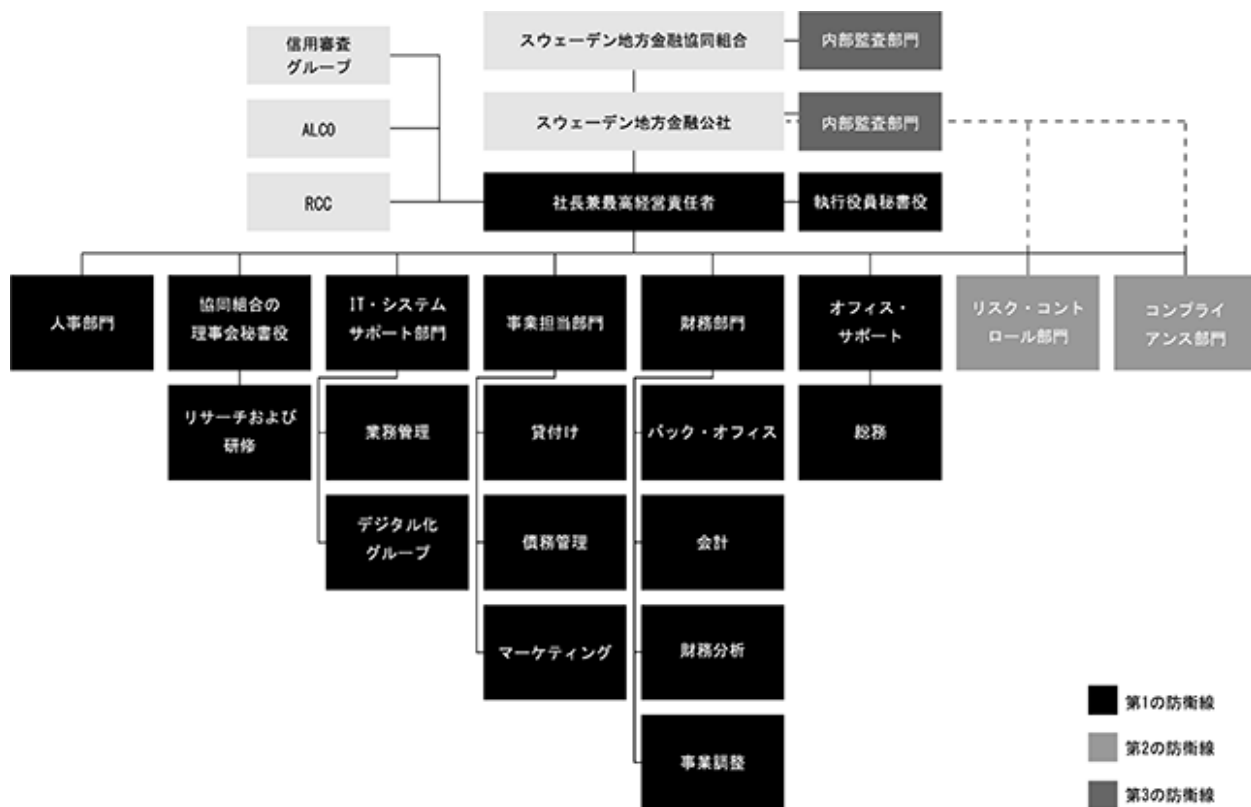
リスク・コントロール部門は、公社のリスク・コントロール担当であり、金融リスクおよびオペレーショナル・リスクならびに限度コントロールについての継続的なフォローアップおよび分析を確認し、実施することに責任を負い、最高経営責任者に対しては毎日、取締役会に対しては毎月、報告を行う。

リスク・コントロール部門は、最高経営責任者に対して報告を行い、執行役員グループの一員である最高リスク管理責任者が指揮を執っている。上述に加えて、同部門はまた、リスクの報告が正確になされ、適用ある外部および内部の規則に従っていること、定期的にストレス・テストを実施すること、公社のビジネス・モデルが適正かつ安全であることを確認すること、およびオペレーショナル・リスクに関連する取組みを主導し調整する努力を行うことに責任を負う。

信用審査グループは、新規組合員ならびに投資およびデリバティブのカウンターパーティに対する信用限度の調整、また、取締役会または最高経営責任者による決定を要するその他の信用に関する事項についての提案を準備する。公社の資産・負債委員会(ALCO)は、取締役会または最高経営責任者による決定を要する市場リスクおよび流動性に関する問題点に備えることに責任を負う。

公社のRCC(リスク・コンプライアンス・コントロール)委員会は、公社の管理部門の業務の文書化を目的としており、また、執行役員グループおよび取締役会に対する報告書を作成する。

業務の3つの防衛線を示した組織図



資本管理

公社の資本管理は、業務におけるリスクならびに将来の規制要件および貸付けの増加に対応できるように、業務のために十分な自己資本を備える役割を果たしている。

資本計画および自己資本の内部評価

公社内では、資本計画は少なくとも1年に1回策定される。資本計画の最も重要な目的は、公社の資本目標である、少なくとも1.5%のレバレッジ比率を維持するために公社が必要とする資本を評価することである。資本計画は、翌5年間に及び、貸付金の増加およびその他の貸借対照表項目ならびに将来の規制に係る見通しに基づいている。公社の資本計画は、連結の場合の協同組合の資本計画において重要な要素を構成している。

また、資本計画は自己資本および流動性の内部評価(ICLA)の作成の基礎となっている。公社のICLAの目的は、複合的かつ網羅的な方法で業務におけるリスクを可視化し、公社の資本および流動性のニーズの内部評価を行うことである。ICLAは、報告書にまとめられて取締役会が承認し、スウェーデン金融監督局に対して報告される。公社内では、財務部門が資本計画およびICLAについての責任を負っている。リスク・コントロール部門は、ストレス・テストおよび所要自己資本の計算の基礎となるモデルについて責任を負っている。

当該年度末現在、公社の自己資本の内部評価は、公社が、規制上の資本要件をすべて満たしていることを示しており、これには持分保有者の資本目標が含まれる。後記「(5) 経理の状況」に記載の2018年度財務書類の注記3を参照のこと。

将来のレバレッジ比率要件

2021年1月1日より新しく計画されている資本要件測定方法のレバレッジ比率がEUにおいて導入される予定である。レバレッジ比率は、資産・約定のエクスポージャー総額に対するTier1資本の比率と定義される。レバレッジ比率は、2014年より関係当局へ報告されている。

2016年11月に欧州委員会はレバレッジ比率に関する提案を含む自己資本比率規則(CRD/CRR IV)見直しのための勧告を出した。欧州委員会の提案は、公社も含まれる可能性が高い公共開発金融機関(PDCI)に対する特定のレバレッジ比率規則を含む。機関がPDCIとして適格であるために満たすべき要件に関する提案は、欧州理事会および欧州議会の両方により2017年12月に修正された。修正された提案は、間接的なエクスポージャー(例えば、地方自治体の関係会社への貸付け)でさえも、PDCIの特別なレバレッジ規制の対象となることを明確にしている。加えて、機関は、PDCIとみなされるために公法に基づいて設立される必要がないことも現在提案されている。公社の評価によると、公社は公共開発金融機関、すなわちPDCIとして定義されるために必要なすべての定められた基準を満たしている。

現在、欧州議会、欧州理事会および欧州委員会による、いわゆる三者協議が行われており、今後の規制に関する決定が2019年度第1四半期中に通知されると見込まれている。上記に基づく提案が実現した場合、貸付けは第1の柱に基づく公社およびグループのレバレッジ比率の算定に適用されるエクスポージャーの測定から控除される。このような算定方法によると、公社は目安とされたレバレッジ比率の3%に十分余裕をもって達している。

しかしながら、スウェーデン金融監督局は、不十分なレバレッジ比率に関するリスク評価において、適正資本指令(第2013/36/EU号)第98.6条に基づき、公社の貸付けに、連結の場合の所要自己資本合計を含める可能性があると通知した。スウェーデン金融監督局による公社の複合的な資本評価は、現在1.5%のレバレッジ比率に相当する所要自己資本で構成されている。公社は、今後のレバレッジ比率要件の展開に積極的に参加している。

公社の資本 - 持分保有者の責任

協同組合は、グループの資本について主たる責任を負う。協同組合の計画は、グループおよび公社の資本を、グループのエクスポージャー総額を考慮してレバレッジ比率1.5%に相当する水準に引き上げることを基礎としている。例えば今後の規制変更の結果、資本要件を満たすためにさらなる資本を蓄積する必要性が生じた場合、協同組合は、主に組合員に追加的な組合員の出資を求めることを計画している。協同組合は、その定款に従って、協同組合の組合員により出資金として支払われる住民1人当りの出資の最低(義務的な)水準および最高水準を適用する。2017年度に、協同組合の年次総会は、仮に必要性が生じた場合、出資額の上限を2倍に引き上げられることを決議した。しかし、これは協同組合の通常または臨時の年次総会における特別決議を必要とする。協同組合の定款は、劣後ローンまたはTier1資本調達証券の発行等の他の選択肢も認めている。

2018年度の資本

2017年の春、協同組合の理事会は、2010年の秋に協同組合が公社に貸し付けた約1,000百万クローネの劣後ローンを、公社が期限前弁済することを承認した。その後、公社の取締役会は、劣後ローンの額に相当する株式の発行を実施することを決議した。劣後ローンから株式へのリプレイスメントに係る申請は、2018年1月にスウェーデン金融監督局により承認された。したがって、公社の自己資本は現在コアTier1資本のみで構成されており、かかるTier1資本は流動性比率の算出においてすべて含まれる。

さらに、公社の非制限資本は、次期繰越利益を通じて増加した。合わせて、公社の自己資本は、2018年度において1,066.0百万クローネ増加した。

● 持続可能性

公社は、年次会計に関する法律第6条第11項に従い、年次報告書とは別に、法定の持続可能性報告書を作成することを選択した。以下は、2018年度持続可能性報告書からの抜粋である。

公社の事業コンセプト、ビジョンおよび地位を考えると、経済的、環境的および社会的観点から、公社がその社会に対する影響について進んで責任を負うのは当然のことである。公社の持続可能性方針では、これが直接的および間接的な影響のいずれに関しても、業務全体で尊重されることと記されている。

公社は、効率的かつ適切な資金調達を通じて、コンサルタント業務においても、組合員の持続可能性への高い意欲を支えている。公社の持続可能性への取組みにおける主要な任務には、組合員および顧客のニーズや期待に応えることが含まれる。その他の重要な分野には、責任のある雇用者であり、また専門性、厳格な倫理要件および公正な商慣行が浸透した業務を行うという公社自身の環境的責任が含まれる。

利害関係者との対話

公社は、様々な方法で公社の業務に影響を与え、また、公社の業務から影響を受ける幅広い利害関係者との関係を有している。公社の活動が影響を及ぼし、利害関係者が極めて重要だと考える経済的、社会的および環境的な課題を識別するためには、公社の利害関係者の話に耳を傾けることが非常に重要である。

・ 経済的責任

公社は、スウェーデンの地方部門および地域部門の発展のため、ならびに健全かつ持続可能な社会のための投資に資金提供を行う。公社およびその従業員は、業務に適用される法令、規制および規則を遵守し、常に、透明性、インテグリティ(誠実さ)および正直さを備えた倫理的に正しい振る舞いをしなければならない。

公社は、いかなる種類の汚職も許容しない。従業員は、不正でありその結果犯罪にあたると考えられる利益を供与または収受してはならない。公社は、潜在的なまたは新たに生じる利益相反を特定し対処する必要がある。

・ 社会的責任

人権の尊重は、公社の価値を長期的に創出するための基本的な必要条件である。公社は、差別を阻止し、多様性および平等性を促進し、また良好な労働環境を確保していく。

公社は、公社自身の業務において、人権に対する悪影響を引き起こすかまたは助長する行為を回避し、もしそのような影響が生じた場合はこれに対応するものとする。従業員は、労働と余暇との兼ね合いを図ることができなければならない。

公社は、適用ある法令および労働市場の協定に関する十分な知識を有し、それらを遵守する。これには、特に、差別、環境、公開会社および事業上の関係に関連する法令が含まれる。公社は、いかなる形の差別も許容しない。

・環境的責任

公社の環境への取り組みでは、事務業務、購入およびサービスによる環境への直接的な影響も、また、金融業務による環境への間接的な影響も考慮している。

地方自治体部門の持続可能性への取り組みを支えるグリーン融資

グリーン融資は、2015年度に導入され、協同組合の組合員であるコミューンおよびリジョンが実行する、再生可能エネルギー、エネルギー効率、グリーンビルディング、公共輸送および水道管理などの投資プロジェクトに資金を提供するものである。承認されたプロジェクトは、低公害の気候変動の影響に強い社会への移行を促進し、借り手の組織的な環境への取り組みの1つとならなくてはならない。

2018年度末現在、公社は232件(前年度：149件)のグリーン投資プロジェクトのために合計395億クローネ(前年度：269億クローネ)に上る融資を提供した。提供した資金のうち、262億クローネ(前年度：199億クローネ)が実行されている。大半は、再生可能なエネルギーおよびグリーンビルディングに関連する。これらのプロジェクトにより見込まれる二酸化炭素排出の年間削減量は、公社のグリーンボンド影響報告書において開示されている。

すべてのプロジェクトは、公社のグリーンボンドのための環境委員会により環境的観点から検討される。当該委員会は、少なくとも2つの参加コミューンおよびリジョンの環境機能の代表者、公共部門または学界のその他の関連組織の環境専門家および公社の顧客グループにより構成されている諮問機関である。

スウェーデン最大のグリーンボンドの発行体

公社は、グリーンボンドを発行することによってグリーン融資の資金調達を行う。2016年3月以降、5件のグリーンボンドが発行されており、2018年度末現在の残高は合計204億クローネ(前年度：144億クローネ)であった。投資家は、主に持続可能性に明確な焦点を当てた国内外の機関投資家である。

(5) 【経理の状況】

以下は、2018年12月31日および2017年12月31日に終了した年度の公社の財務書類である。

2018年12月31日および2017年12月31日に終了した年度の公社の財務書類は、スウェーデンの「金融機関および証券会社の年次会計に関する法律」ならびにスウェーデンの「金融機関および証券会社の年次会計に関するスウェーデン金融監督局の規則および一般勧告」(FFFS2008:25)に従い、当該法律の規定の範囲内でかつ当該規則および一般勧告(FFFS2008:25)で特定された追加および例外部分を考慮して、EUにより承認されたすべての国際財務報告基準(IFRS)および解釈指針に可能な限り従って作成されている。

2018年12月31日および2017年12月31日に終了した年度の財務書類はケーピーエムジーAB(KPMG AB)により監査を受けた。外部会計監査人については、前記「(3) 組織 - 外部会計監査」の項を参照のこと。

(訳文)

訳注：下記監査報告書において、「本書」とは公社の2018年度年次報告書をいう。ページに関する記載も当該年次報告書のページである。

監査報告書

スウェーデン地方金融公社(企業登録番号：556281-4409)

年次株主総会 御中

年次計算書類に関する報告

意見

我々は、2018年度のスウェーデン地方金融公社(「公社」)の年次計算書類につき監査した。公社の年次計算書類は本書の23-95頁に掲載されている。

我々の意見では、年次計算書類は金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って作成されており、また年次計算書類は金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従い、2018年12月31日現在の公社の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において公正に表示している。コーポレート・ガバナンス報告書が作成されている。取締役会報告およびコーポレート・ガバナンス報告書は年次計算書類の他の部分と整合しており、コーポレート・ガバナンス報告書は、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従っている。

したがって、我々は株主総会に対して、損益計算書および貸借対照表を承認することを勧告する。

年次計算書類に関する本報告書における我々の意見は、監査規則(537/2014)第11条に従い取締役会に提出された補足報告書の内容と一致している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(「ISA」)およびスウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任についての詳細は、会計監査人の責任の項に記載されている。我々はスウェーデンにおける会計士の職業倫理に従い、公社から独立しており、また、それ以外の点においてもこれらの要件に従った我々の倫理的責任を果たしている。これには、我々が知り、信じる限りにおいて、監査規則(537/2014)第5.1条において言及されている禁止サービスが、監査対象会社、または該当する場合はEU内のその親団体または被支配会社に提供されていないことを含む。

我々は、我々が得た監査証拠が我々の意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

主要な監査事項

監査における主要な監査事項は、我々の専門家としての判断に基づき、当期の年次計算書類の我々の監査において最も重要であった事項である。これらの事項は、年次計算書類全体に対する我々の監査において対象となっており、それに関する我々の意見を形成しているが、我々はこれらの事項について個別の意見は提供していない。

レベル2およびレベル3として分類される金融商品の公正価値測定

詳細な開示および記載事項については、年次計算書類の注記2の金融商品についての会計原則および注記25の開示を参照のこと。

主要な監査事項の記載

公社は、公正価値で測定される金融資産および金融負債を保有しており、それらはIFRSの公正価値ヒエラルキーに従いレベル2およびレベル3と分類される。これらの金融商品の公正価値は、活発ではない市場における相場価格または観察可能および観察不能なインプット双方を用いる評価モデルのいずれかに基づき測定される。

公社は、レベル2として分類される126,157百万クローネの金融資産、レベル3として分類される129百万クローネの金融資産、レベル2として分類される62,961百万クローネの金融負債およびレベル3として分類される9,658百万クローネの金融負債を保有する。合計で、これらの資産および負債は、公社の資産合計の30%および負債合計の18%に相当する。

上述の公社の資産および負債は、公正価値が評価モデルに基づき測定される場合、貸付金、金融機関に対する負債、有価証券およびデリバティブから構成される。これらの種類の金融商品に用いる評価モデルは、割引キャッシュ・フロー予測に基づく。

公正価値の算定は第三者による観察不能なインプットに基づくため、レベル3として分類される金融商品の公正価値は、相当なレベルで経営陣による判断を伴う評価モデルに基づく。レベル2として分類される金融商品の評価もまた、公正価値が評価モデルに基づく場合、経営陣による判断に依拠する。この点を鑑みて、金融商品の測定のための公正価値の算定は、特に公正価値が評価モデルを用いて決定される場合の金融商品の評価において、主要な監査事項とみなされる。

監査におけるレスポンス

我々は、公社の評価原則を取得し、業界の慣習と対照して評価方法を査定した。我々はまた、モデルが適切に適用されていたかどうか、および公社の会計原則を遵守しているかどうかを評価した。

我々は、リスク・コントロール部門により実施された評価のレビュー、評価プロセスにおける4つの目の原則の適用および公社による評価調整の内部評価を含む評価プロセスに対する公社の管理を検証した。

我々は、評価モデルに用いられる方法および仮定に異議を申し立てる際に、我々の監査手続の遂行を補佐する内部評価の専門家を雇用している。

サンプル・ベースで、我々は、モデルに用いられるインプットデータを適切な価格情報源と比較し、金融商品のサンプルについては、我々独自の独立した評価を実施した。

我々はまた、年次報告書に開示された状況进行评估し、提示された情報が、経営陣による判断および使用されている評価方法の適用を理解するために十分に包括的であるかどうかを評価した。

ヘッジ会計の適用

詳細な開示および記載事項については、年次計算書類の注記2の会計原則ならびに注記6、注記17および注記25の開示を参照のこと。

主要な監査事項の記載

ヘッジ会計は、会計の観点からすると複雑な領域である。ヘッジ会計の対象となるには、ヘッジの性質および目的を記録する要件を含む一定の基準を満たしていなければならない、公社はヘッジ関係の有効性に対する定期的な検査を実施するものとする。

当該会計原則の複雑な性質のために、ヘッジ会計は主要な監査事項とみなされている。

監査におけるレスポンス

我々は、ヘッジ会計のための公社の書類を取得し、適用された方法が公社の会計原則を遵守しているかどうかを評価した。さらに、我々はヘッジ関係に対する公社の有効性の検査を検証した。

年度末に、我々はヘッジ関係が有効性の検査に基づいているかどうかを査定した。ヘッジのサンプルについては、我々はまたインプットデータの正確性を検証し、有効性の検査結果を評価した。

我々はまた、年次報告書に開示された状況进行评估し、提示された情報が、公社によるヘッジ会計の適用を理解するために十分に包括的であるかどうかを評価した。

年次計算書類以外のその他の情報

本書はまた、年次計算書類以外のその他の情報も記載しており、3-21頁に掲載されている。取締役会および社長は、かかるその他の情報に責任を負う。

年次計算書類に関する我々の意見は、かかるその他の情報をカバーしておらず、我々がかかるその他の情報についていかなる確証も表明していない。

年次計算書類の我々の監査に関して、我々の責任は上述の情報を精読し、情報が年次計算書類と著しく矛盾していないかどうかを検討することである。この過程で、我々はまた、監査により取得されるその他の知識を考慮に入れ、その他の情報につき重大な虚偽記載の有無を査定する。

かかる情報に関して実施される作業に基づき、我々が、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると結論を下した場合、我々がかかる事実を報告する義務がある。この点について、我々は報告することはない。

取締役会および社長の責任

取締役会および社長は、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って年次計算書類の作成および公正な表示を行う責任を負う。取締役会および社長はまた、不正または誤謬によるものかを問わず重大な虚偽記載のない年次計算書類の作成を確実にするために取締役会および社長が必要と判断する内部統制に対して責任を負う。

年次計算書類の作成において、取締役会および社長は、公社の継続企業(going concern)としての評価に対して責任を負う。取締役会および社長は、適用ある場合、継続企業および継続企業の会計基準の使用に関する事項を開示する。ただし、継続企業の会計基準は、取締役会および社長が公社を清算するか、もしくは業務を停止する意図がある場合、または、それら以外の現実的な代替案が存在しない場合適用されない。

会計監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるものかを問わず全体として年次計算書類に重大な虚偽記載がないことについて合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証とは、高い水準の確証であるが、ISAおよびスウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い実施されている監査が(存在する場合)重大な虚偽記載を常に検知することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じ、かかる年次計算書類に基づく経済的意思決定に個別または全体的に影響を及ぼすと合理的に予測される場合、重大であると考えられる。

ISAに従った監査の一環として、我々は監査全体にわたり専門的な判断を行い、職業的懐疑心を維持している。我々はまた、以下の事項を行っている。

- ・不正または誤謬によるものかを問わず年次計算書類の重大な虚偽記載に関するリスクの特定および評価、かかるリスクに対応する監査手続の策定および実施ならびに我々の意見の根拠として十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正は、談合、偽造、意図的な不作為、虚偽表示または内部統制の無効化を含むため、不正により生じた重大な虚偽記載を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも危険性が高い。
- ・状況に応じて適切な監査手続を策定するために、我々の監査に関連する公社の内部統制の理解を得ること。ただし、これは公社の内部統制の有効性に対して意見を表明することが目的ではない。
- ・採用された会計原則の適切性ならびに取締役会および社長が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価すること。
- ・年次計算書類の作成において、取締役会および社長による継続企業の会計基準の使用の適切性について結論を下すこと。我々はまた、公社の継続企業としての能力について重要な疑義が生じる可能性のある事象または状況に関して重大な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づき結論を下す。我々が重大な不確実性が存在すると結論を下した場合、我々は、監査報告書において関連する年次計算書類の開示について注意を促し、また、かかる開示が不十分である場合、年次会計書類に関する我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに得られた監査証拠に基づいているが、将来の事象または状況により、公社が継続企業であり続けなくなる可能性がある。
- ・開示書類を含む年次計算書類の全体の表示、構造および内容ならびに年次計算書類が公正な表示を達成する方法で基本的な取引および事象を表示しているかどうかについての評価。

我々は、とりわけ監査の計画範囲および実施時期を取締役に通知しなければならない。我々はまた、我々が特定した内部統制における重大な欠陥を含む監査上の重大な発見事項について通知しなければならない。

我々はまた、独立性に関する倫理要件に準拠していることならびに我々の独立性に影響すると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項および(適用ある場合)関連する予防措置を伝達することについての表明を取締役に提供しなければならない。

取締役に伝達した事項より、我々は、年次計算書類および連結計算書類の監査において最も重要となる事項(重大な虚偽記載に関する最も重要な評価リスクを含む。)を決定し、それが主要な監査事項となる。我々は、法律または規制によりかかる事項についての開示が除外される場合を除き、かかる事項を監査報告書に記載する。

その他の法律および規制上の要件に関する報告

意見

年次計算書類の我々の監査に加え、我々は、2018年度についての公社の取締役会および社長による経営ならびに公社の利益または損失の処分の提案を審査した。

我々は、株主総会に対して、取締役会報告の提案に従い利益を処分することならびに取締役および社長を当該会計年度の責任から免除することを勧告する。

意見の根拠

我々は、スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任についての詳細は、会計監査人の責任の項に記載されている。我々はスウェーデンにおける会計士の職業倫理に従い、公社から独立しており、また、それ以外の点においてもこれらの要件に従った我々の倫理的責任を果たしている。

我々は、我々が得た監査証拠が我々の意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

取締役会および社長の責任

取締役会は、公社の利益または損失の処分の提案に責任を負う。配当の提案においては、公社の業態、規模およびリスクが公社の資本の規模、連結要件、流動性およびポジション一般に求める要件を考慮した場合に、配当が正当であるかどうかの評価を含む。

取締役会は、公社の組織および経営に責任を負う。これは、とりわけ公社の財政状態の継続的な評価ならびに公社の組織が会計、資産の管理およびその他公社の財務が安定して運営されるように設計されていることの確認を含む。社長は、取締役会のガイドラインおよび指示に従い現行の経営を管理し、とりわけ、法律に従い公社の会計業務を遂行し、安定して資産の管理を行うために必要な措置を講じる。

会計監査人の責任

経営の監査およびそれによる責任免除についての我々の意見に関する我々の目的は、取締役のいずれかまたは社長が重要な点において以下に該当するかどうかについて合理的な程度の確証をもって評価するための監査証拠を得ることである。

- ・ 公社に法的責任を生じさせるような作為または不作為を犯したこと。
- ・ その他の方法により会社法、銀行・金融業法、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律または公社定款に違反したこと。

公社の利益または損失の処分の提案の監査およびそれについての我々の意見に関する我々の目的は、提案が会社法に準拠しているかどうかについて合理的な程度の確証をもって評価することである。

合理的な確証とは、高い水準の確証であるが、スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い実施されている監査が、公社に法的責任を生じさせるような作為もしくは不作為または公社の利益もしくは損失の処分の提案が会社法に準拠していないことを常に検知することを保証するものではない。

スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従った監査の一環として、我々は監査全体にわたり専門的な判断を行い、職業的懐疑心を維持している。経営および公社の利益または損失の処分の提案の審査は、主に会計監査に基づいている。追加で実施される監査手続は、リスクおよび重大性を出発点とした我々の専門的な判断に基づいている。これは、我々が業務に関し重要であり、逸脱および違反が公社の状況に対し特別な重要性を持つ行為、分野および関係性に審査の焦点を合わせることを意味する。我々は、責任免除に関する決定、賛同、行為およびその他の状況について審査および検証を行う。我々は、公社の利益または損失の処分に関する取締役会の提案についての意見の根拠として、かかる提案が会社法に準拠しているかどうかを検討した。

ケーピーエムジーAB(ストックホルム P.O. Box 382, SE-101 27)は、2016年4月21日の年次株主総会において、公社の会計監査人に任命された。ケーピーエムジーABまたはケーピーエムジーABで働く会計監査人は、2016年から公社の会計監査人を務めている。

ストックホルム、2019年2月12日

ケーピーエムジーAB

アンダーシュ・タグデ

公認会計士

(訳文)

訳注：下記監査報告書において、「本書」とは公社の2017年度年次報告書をいう。ページに関する記載も当該年次報告書のページである。

監査報告書

スウェーデン地方金融公社(企業登録番号：556281-4409)

年次株主総会 御中

年次計算書類に関する報告

意見

我々は、2017年度のスウェーデン地方金融公社(「公社」)の年次計算書類につき監査した。公社の年次計算書類は本書の23-90頁に掲載されている。

我々の意見では、年次計算書類は金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って作成されており、また年次計算書類は金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従い、2017年12月31日現在の公社の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において公正に表示している。コーポレート・ガバナンス報告書が作成されている。法定経営報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書は年次計算書類の他の部分と整合しており、コーポレート・ガバナンス報告書は、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従っている。

したがって、我々は株主総会に対して、損益計算書および貸借対照表を承認することを勧告する。

年次計算書類に関する本報告書における我々の意見は、監査規則(537/2014)第11条に従い取締役会に提出された補足報告書の内容と一致している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(「ISA」)およびスウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任についての詳細は、会計監査人の責任の項に記載されている。我々はスウェーデンにおける会計士の職業倫理に従い、公社から独立しており、また、それ以外の点においてもこれらの要件に従った我々の倫理的責任を果たしている。これには、我々が知り、信じる限りにおいて、監査規則(537/2014)第5.1条において言及されている禁止サービスが、監査対象会社、または該当する場合はEU内のその親団体または被支配会社に提供されていないことを含む。

我々は、我々が得た監査証拠が我々の意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

主要な監査事項

監査における主要な監査事項は、我々の専門家としての判断に基づき、当期の年次計算書類の我々の監査において最も重要であった事項である。これらの事項は、年次計算書類全体に対する我々の監査において対象となっており、それに関する我々の意見を形成しているが、我々はこれらの事項について個別の意見は提供していない。

レベル2およびレベル3として分類される金融商品の公正価値測定

詳細な情報および記載事項については、年次計算書類の注記2の金融商品についての会計原則および注記27の開示の項を参照のこと。

主要な監査事項の記載

公社は、公正価値で測定される金融資産および金融負債を保有しており、それらはIFRSの公正価値ヒエラルキーに従いレベル2およびレベル3と分類される。これらの金融商品の公正価値は、活発ではない市場における相場価格または観察可能および観察不能なインプット双方を用いる評価モデルのいずれかに基づき測定される。

公社は、レベル2として分類される96,865百万クローネの金融資産、レベル3として分類される138百万クローネの金融資産、レベル2として分類される27,420百万クローネの金融負債およびレベル3として分類される1,388百万クローネの金融負債を保有する。合計で、これらの資産および負債は、公社の資産合計の27%および負債合計の8%に相当する。

上述の公社の資産および負債は、公正価値が評価モデルに基づき測定される場合、貸付金、金融機関に対する負債、有価証券およびデリバティブから構成される。これらの種類の金融商品に用いる評価モデルは、割引キャッシュ・フロー予測に基づく。

公正価値の算定は第三者による観察不能なインプットに基づくため、レベル3として分類される金融商品の公正価値は、相当なレベルで経営陣による判断を伴う評価モデルに基づく。レベル2として分類される金融商品の評価もまた、公正価値が評価モデルに基づく場合、経営陣による判断に依拠する。この点を鑑みて、金融商品の測定のための公正価値の算定は、特に公正価値が評価モデルを用いて決定される場合の金融商品の評価において、主要な監査事項とみなされる。

監査におけるレスポンス

我々は、公社の評価原則を取得し、業界の慣習と対照して評価方法を査定した。我々はまた、モデルが適切に適用されていたかどうか、および公社の会計原則を遵守しているかどうかを評価した。

我々は、リスク・コントロール部門により実施された評価のレビュー、評価プロセスにおける4つの目の原則の適用および公社による評価調整の内部評価を含む評価プロセスに対する公社の管理を検証した。

我々は、評価モデルに用いられる方法および仮定に異議を申し立てる際に、我々の監査手続の遂行を補佐する内部評価の専門家を雇用している。

サンプル・ベースで、我々は、モデルに用いられるインプットデータを適切な価格情報源と比較し、金融商品のサンプルについては、我々独自の独立した評価を実施した。

我々はまた、年次報告書に開示された状況进行评估し、提示された情報が、経営陣による判断および使用されている評価方法の適用を理解するために十分に包括的であるかどうかを評価した。

ヘッジ会計の適用

詳細な情報および記載事項については、年次計算書類の注記2の会計原則ならびに注記6、注記17および注記27の開示の項を参照のこと。

主要な監査事項の記載

ヘッジ会計は、会計の観点からすると複雑な領域である。ヘッジ会計の対象となるには、ヘッジの性質および目的を記録し、公社がヘッジ関係の有効性に対する定期的な検査を実施するという要件を含む一定の基準を満たしていなければならない。

当該会計原則の複雑な性質のために、ヘッジ会計は主要な監査事項とみなされている。

監査におけるレスポンス

我々は、ヘッジ会計のための公社の書類を取得し、適用された方法が公社の会計原則を遵守しているかどうかを評価した。さらに、我々はヘッジ関係に対する公社の有効性の検査を検証した。

年度末に、我々はヘッジ関係が有効性の検査に基づいているかどうかを査定した。ヘッジのサンプルについては、我々はまたインプットデータの正確性を検証し、有効性の検査結果を評価した。

我々はまた、年次報告書に開示された状況を評価し、提示された情報が、公社によるヘッジ会計の適用を理解するために十分に包括的であるかどうかを評価した。

年次計算書類以外のその他の情報

本書はまた、年次計算書類以外のその他の情報も記載しており、3-21頁に掲載されている。取締役会および社長は、かかるその他の情報に責任を負う。

年次計算書類に関する我々の意見は、かかるその他の情報をカバーしておらず、我々がかかるその他の情報についていかなる確証も表明していない。

年次計算書類の我々の監査に関して、我々の責任は上述の情報を精読し、情報が年次計算書類と著しく矛盾していないかどうかを検討することである。この過程で、我々はまた、監査により取得されるその他の知識を考慮に入れ、その他の情報につき重大な虚偽記載の有無を査定する。

かかる情報に関して実施される作業に基づき、我々が、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると結論を下した場合、我々がかかる事実を報告する義務がある。この点について、我々は報告することはない。

取締役会および社長の責任

取締役会および社長は、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って年次計算書類の作成および公正な表示を行う責任を負う。取締役会および社長はまた、不正または誤謬によるものかを問わず重大な虚偽記載のない年次計算書類の作成を確実にするために取締役会および社長が必要と判断する内部統制に対して責任を負う。

年次計算書類の作成において、取締役会および社長は、公社の継続企業(going concern)としての評価に対して責任を負う。取締役会および社長は、適用ある場合、継続企業および継続企業の会計基準の使用に関する事項を開示する。ただし、継続企業の会計基準は、取締役会および社長が公社を清算するか、もしくは業務を停止する意図がある場合、または、それら以外の現実的な代替案が存在しない場合適用されない。

会計監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるものかを問わず全体として年次計算書類に重大な虚偽記載がないことについて合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証とは、高い水準の確証であるが、ISAおよびスウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い実施されている監査が(存在する場合)重大な虚偽記載を常に検知することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じ、かかる年次計算書類に基づく経済的意思決定に個別または全体的に影響を及ぼすと合理的に予測される場合、重大であると考えられる。

ISAに従った監査の一環として、我々は監査全体にわたり専門的な判断を行い、職業的懐疑心を維持している。我々はまた、以下の事項を行っている。

- ・不正または誤謬によるものかを問わず年次計算書類の重大な虚偽記載に関するリスクの特定および評価、かかるリスクに対応する監査手続の策定および実施ならびに我々の意見の根拠として十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正は、談合、偽造、意図的な不作為、虚偽表示または内部統制の無効化を含むため、不正により生じた重大な虚偽記載を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも危険性が高い。
- ・状況に応じて適切な監査手続を策定するために、我々の監査に関連する公社の内部統制の理解を得ること。ただし、これは公社の内部統制の有効性に対して意見を表明することが目的ではない。
- ・採用された会計原則の適切性ならびに取締役会および社長が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価すること。
- ・年次計算書類の作成において、取締役会および社長による継続企業の会計基準の使用の適切性について結論を下すこと。我々はまた、公社の継続企業としての能力について重要な疑義が生じる可能性のある事象または状況に関して重大な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づき結論を下す。我々が重大な不確実性が存在すると結論を下した場合、我々は、監査報告書において関連する年次計算書類の開示について注意を促し、また、かかる開示が不十分である場合、年次会計書類に関する我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに得られた監査証拠に基づいているが、将来の事象または状況により、公社が継続企業であり続けなくなる可能性がある。
- ・開示書類を含む年次計算書類の全体の表示、構造および内容ならびに年次計算書類が公正な表示を達成する方法で基本的な取引および事象を表示しているかどうかについての評価。

我々は、とりわけ監査の計画範囲および実施時期を取締役に通知しなければならない。我々はまた、我々が特定した内部統制における重大な欠陥を含む監査上の重大な発見事項について通知しなければならない。

我々はまた、独立性に関する倫理要件に準拠していることならびに我々の独立性に影響すると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項および(適用ある場合)関連する予防措置を伝達することについての表明を取締役に提供しなければならない。

取締役会に伝達した事項より、我々は、年次計算書類および連結計算書類の監査において最も重要となる事項(重大な虚偽記載に関する最も重要な評価リスクを含む。)を決定し、それが主要な監査事項となる。我々は、法律または規制によりかかる事項についての開示が除外される場合を除き、かかる事項を監査報告書に記載する。

その他の法律および規制上の要件に関する報告

意見

年次計算書類の我々の監査に加え、我々は、2017年度についての公社の取締役会および社長による経営ならびに公社の利益または損失の処分の提案を審査した。

我々は、株主総会に対して、法定経営報告書の提案に従い利益を処分することならびに取締役および社長を当該会計年度の責任から免除することを勧告する。

意見の根拠

我々は、スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い監査を実施した。これらの基準に基づく我々の責任についての詳細は、会計監査人の責任の項に記載されている。我々はスウェーデンにおける会計士の職業倫理に従い、公社から独立しており、また、それ以外の点においてもこれらの要件に従った我々の倫理的責任を果たしている。

我々は、我々が得た監査証拠が我々の意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

取締役会および社長の責任

取締役会は、公社の利益または損失の処分の提案に責任を負う。配当の提案においては、公社の業態、規模およびリスクが公社の資本の規模、連結要件、流動性およびポジション一般に求める要件を考慮した場合に、配当が正当であるかどうかの評価を含む。

取締役会は、公社の組織および経営に責任を負う。これは、とりわけ公社の財政状態の継続的な評価ならびに公社の組織が会計、資産の管理およびその他公社の財務が安定して運営されるように設計されていることの確認を含む。社長は、取締役会のガイドラインおよび指示に従い現行の経営を管理し、とりわけ、法律に従い公社の会計業務を遂行し、安定して資産の管理を行うために必要な措置を講じる。

会計監査人の責任

経営の監査およびそれによる責任免除についての我々の意見に関する我々の目的は、取締役のいずれかまたは社長が重要な点において以下に該当するかどうかについて合理的な程度の確証をもって評価するための監査証拠を得ることである。

- ・ 公社に法的責任を生じさせるような作為または不作為を犯したこと。
- ・ その他の方法により会社法、銀行・金融業法、金融機関および証券会社の年次会計に関する法律または公社定款に違反したこと。

公社の利益または損失の処分の提案の監査およびそれについての我々の意見に関する我々の目的は、提案が会社法に準拠しているかどうかについて合理的な程度の確証をもって評価することである。

合理的な確証とは、高い水準の確証であるが、スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従い実施されている監査が、公社に法的責任を生じさせるような作為もしくは不作為または公社の利益もしくは損失の処分の提案が会社法に準拠していないことを常に検知することを保証するものではない。

スウェーデンにおいて一般に認められる監査基準に従った監査の一環として、我々は監査全体にわたり専門的な判断を行い、職業的懐疑心を維持している。経営および公社の利益または損失の処分の提案の審査は、主に会計監査に基づいている。追加で実施される監査手続は、リスクおよび重大性を出発点とした我々の専門的な判断に基づいている。これは、我々が業務に関し重要であり、逸脱および違反が公社の状況に対し特別な重要性を持つ行為、分野および関係性に審査の焦点を合わせることを意味する。我々は、責任免除に関する決定、賛同、行為およびその他の状況について審査および検証を行う。我々は、公社の利益または損失の処分の取締役会の提案についての意見の根拠として、かかる提案が会社法に準拠しているかどうか検証した。

ケーピーエムジーAB(ストックホルム P.O. Box 382, SE-101 27)は、2016年4月21日の年次株主総会において、公社の会計監査人に任命された。ケーピーエムジーABまたはケーピーエムジーABで働く会計監査人は、2016年から公社の会計監査人を務めている。

ストックホルム、2018年2月14日

ケーピーエムジーAB

アンダーシュ・タグデ

公認会計士

2018年度財務書類

損益計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	注記	2018年	2017年
実効金利法に基づいて算定される利息収益		494.0	450.6
その他利息収益		11.3	1.7
実効金利法に基づいて算定される利息費用		437.0	481.6
その他利息費用		-56.8	-52.6
純利息収益	4	885.5	881.3
受取配当金		2.1	1.8
支払手数料	5	-8.2	-7.3
金融取引純利益	6	161.4	512.0
うち、償却原価で測定され認識が中止された資産		0.5	0.2
その他営業収益	7	7.8	5.3
営業収益合計		1,048.6	1,393.1
一般管理費	8	-259.8	-258.5
無形資産の減価償却費および減損	18	-5.3	-4.8
有形資産の減価償却費および減損	19	-2.5	-2.5
その他営業費用	9	-4.2	-3.5
費用合計		-271.8	-269.3
信用損失控除前利益		776.8	1,123.8
純信用損失	10	-24.3	-
営業利益		752.5	1,123.8
税金	11	-166.4	-247.8
当期利益	12	586.1	876.0

包括利益計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	注記	2018年	2017年
当期利益		586.1	876.0
その他包括利益			
その後に損益計算書に振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産		-	24.1
損益計算書に振り替えられた売却可能金融資産		-	-35.6
その後に損益計算書に振り替えられる可能性のある項目に関連する税金	11	-	2.5
その他包括利益		-	-9.0
包括利益合計		586.1	867.0

貸借対照表

12月31日現在

(単位：百万クローネ)	注記	2018年	2017年
資産			
担保適格国債	3、13	39,230.3	24,635.8
金融機関に対する貸付金	3	1,843.4	649.7
貸付金	3、14	355,710.0	310,147.3
債券およびその他利付証券	3、15	7,457.8	12,500.0
子会社株式および出資持分	16	42.0	42.0
デリバティブ	3、17、26	11,333.2	8,044.6
無形資産	18	15.7	10.9
有形資産	19	5.0	7.2
当期税金資産		79.0	79.0
その他資産	20	1,471.0	814.1
前払費用および未収収益		14.7	12.0
資産合計		417,202.1	356,942.6
負債、引当金および資本			
負債および引当金			
金融機関に対する負債	3	584.0	1,318.4
有価証券	3	396,796.9	337,755.8
デリバティブ	3、17、26	5,959.6	7,793.9
その他負債	21	6,217.5	2,422.5
未払費用および前受収益		40.6	41.2
引当金	22	0.1	-
負債および引当金合計		409,598.7	349,331.8
資本			
制限資本			
株式資本		7,100.0	6,100.0
進行中の新株発行		-	1,000.0
開発支出準備金		12.0	3.1
法定準備金		17.5	17.5
非制限資本			
公正価値準備金		-	0.8
繰越利益/損失		-112.2	-386.6
当期利益	12	586.1	876.0
資本合計		7,603.4	7,610.8
負債、引当金および資本合計		417,202.1	356,942.6

資本変動表

(単位：百万クローネ)	制限資本				非制限資本			資本合計
	株式 資本	進行中の 新株発行	開発支出 準備金 ⁽¹⁾	法定 準備金 ⁽²⁾	公正価値 準備金 ⁽³⁾	繰越利益 /損失	当期 利益	
2017年1月1日現在の 前期繰越資本	5,417.1	682.9	1.6	17.5	9.8	75.3	309.8	6,514.0
当期利益							876.0	876.0
期中の開発支出準備金の 増減			1.5			-1.5		-
その他包括利益					-9.0			-9.0
包括利益合計	-	-	1.5	-	-9.0	-1.5	876.0	867.0
株主との取引								
利益処分						309.8	-309.8	-
新株発行	682.9	-682.9						-
進行中の新株発行		1,000.0						1,000.0
グループ補助金						-987.5		-987.5
グループ補助金に関する 税効果						217.3		217.3
株主との取引合計	682.9	317.1	-	-	-	-460.4	-309.8	229.8
2017年12月31日現在の 次期繰越資本	6,100.0	1,000.0	3.1	17.5	0.8	-386.6	876.0	7,610.8
2017年12月31日現在の 次期繰越資本	6,100.0	1,000.0	3.1	17.5	0.8	-386.6	876.0	7,610.8
IFRS第9号への移行の 影響					-0.8	-7.2		-8.0
2018年1月1日現在の 前期繰越資本	6,100.0	1,000.0	3.1	17.5	-	-393.8	876.0	7,602.8
当期利益							586.1	586.1
期中の開発支出準備金の 増減			8.9			-8.9		-
その他包括利益								-
包括利益合計	-	-	8.9	-	-	-8.9	586.1	586.1
株主との取引								
利益処分						876.0	-876.0	-
新株発行	1,000.0	-1,000.0						-
進行中の新株発行								-
グループ補助金						-750.6		-750.6
グループ補助金に関する 税効果						165.1		165.1
株主との取引合計	1,000.0	-1,000.0	-	-	-	290.5	-876.0	-585.5
2018年12月31日現在の 次期繰越資本	7,100.0	-	12.0	17.5	-	-112.2	586.1	7,603.4

- (1) 開発支出準備金は内部の開発に係る資本支出であり、繰越利益/損失から振り替えられ、当該準備金から非制限資本へ振り替えられた減価償却の比例配分で調整されている。
- (2) 法定準備金は従前の制限資本に対する法定準備金をいう。当該要件は2006年1月1日に廃止されており、以前の準備金が残存している。
- (3) 公正価値準備金は売却可能金融資産で構成されている。

キャッシュ・フロー計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	2018年	2017年
営業活動		
営業利益	752.5	1,123.8
キャッシュ・フローに含まれない項目の調整	-131.8	-418.5
法人税の支払	-1.2	0.0
	619.5	705.3
流動性ポートフォリオの増減	-9,564.7	19,661.8
貸付金の増減	-45,915.2	-33,877.0
その他資産の増減	-658.6	-793.3
その他負債の増減	3,906.8	657.0
営業活動からのキャッシュ・フロー	-51,612.2	-13,646.2
投資活動		
無形資産の取得	-11.0	-2.2
有形資産の取得	-0.3	-2.3
有形資産の処分	-	0.2
投資活動からのキャッシュ・フロー	-11.3	-4.3
財務活動		
利付証券の発行	202,020.3	147,433.0
利付証券の償還および買戻し	-148,339.2	-135,229.0
新株発行	-	1,000.0
グループ内債務の増減	-863.2	-26.1
財務活動からのキャッシュ・フロー	52,817.9	13,177.9
当期のキャッシュ・フロー	1,194.4	-472.6
期首現金および現金同等物残高	649.7	1,122.3
期末現金および現金同等物残高	1,844.1	649.7

現金および現金同等物には、取得から3ヵ月以内に満期が到来し、価値変動についてわずかなりリスクしか負わない、金融機関に対する貸付金のみが含まれる。

(単位：百万クローネ)	2018年	2017年
キャッシュ・フローに含まれない項目の調整		
減価償却費	7.8	7.3
有形資産の処分による利益	-	-0.1
金融資産の増減による為替レート差額	0.5	0.3
未実現の市場価値変動	-164.4	-426.0
純信用損失	24.3	-
合計	-131.8	-418.5
キャッシュ・フローに含まれる支払利息および受取利息		
受取利息 ⁽¹⁾	352.2	371.0
支払利息 ⁽²⁾	1,247.7	279.8

(1) 受取利息には、公社の貸付けおよび投資に関連して支払われ受領された支払ならびに公社の貸付けおよび投資をヘッジするために用いられたデリバティブ契約に関連して支払われ受領された支払が計上されている。

(2) 支払利息には、公社の資金調達に関連して支払われ受領された支払および公社の資金調達をヘッジするために用いられたデリバティブ契約に関連して支払われ受領された支払が計上されている。

財務活動から生じる負債の調整

2018年	期首残高	キャッシュ・ フロー	為替レート 変動	公正価値 変動	グループ 補助金	期末残高
資金調達(デリバティブを 含む)	338,823.5	53,681.1	0.5	-497.8		392,007.3
株式資本および進行中の 新株発行	7,100.0					7,100.0
グループ内債務	1,752.3	-863.2			750.7	1,639.8
合計	347,675.8	52,817.9	0.5	-497.8	750.7	400,747.1

[次へ](#)

注記

特に記載のない限り、金額はすべて百万クローネ単位で表示されている。

注記1 スウェーデン地方金融公社に関する情報

年次報告書はスウェーデン地方金融公社(登録番号：SE556281-4409)の2018年12月31日に終了した年度についてのものである。公社はその登録事務所をエーレブローに置いている。公社の住所はスウェーデン、エーレブロー P.O. Box 124、SE-701 42である。

スウェーデン地方金融公社の親団体は、スウェーデン地方金融協同組合(登録番号：SE716453-2074)である。

年次報告書の公表については、2019年2月12日に取締役会によって承認された。損益計算書および貸借対照表は、2019年4月11日の年次総会での承認を必要とする。

注記2 会計原則

基準および法令の遵守

公社の年次報告書はスウェーデンの金融機関および証券会社の年次会計に関する法律(以下「ÅRKL」という。)、ならびに金融機関および証券会社の年次会計に関するスウェーデン金融監督局の規則および一般勧告(以下「FFFS2008:25」という。)(適用あるすべての改正規則を含む。)に従って作成されている。したがって、EUにより承認されたすべてのIFRS(国際財務報告基準)および解釈指針には、ÅRKLの規定の範囲内で、FFFS2008:25で明示された追加規定および除外規定を考慮の上、可能な限り従っている。また、法人の会計に関するスウェーデン財務報告委員会からの勧告(以下「RFR2」という。)も適用されている。ÅRKL第7条第6a項に従い、公社は連結計算書類を作成しないことを選択した。

会計原則は、2018年1月1日付で効力が生じたIFRSの新基準によって生じた変更を除き、2017年度年次報告書に適用のものと一致している。比較数値は再計算されていない。

連結計算書類

2012年1月1日以降、スウェーデン地方金融公社は、スウェーデン地方不動産会社(Kommuninvest Fastighets AB)を所有しており、スウェーデン地方金融公社は現在、スウェーデン地方金融公社を親会社、スウェーデン地方不動産会社を子会社とする企業集団を形成している。スウェーデン地方不動産会社の業務はもっぱら、スウェーデン地方金融公社が業務を行っている建物の所有および管理である。財政状態および当期利益の公正な概観を示すにあたり、公社の子会社の重要性が低いため、ÅRKL第7条第6a項に従い、スウェーデン地方金融公社は連結計算書類を作成しない。詳細については、注記16を参照のこと。年次報告書は、親団体であるスウェーデン地方金融協同組合により作成されており、2019年4月11日にホームページwww.kommuninvest.se/en上に公表される。

新基準および改正基準ならびに解釈指針

公社は、2018年1月1日付で効力を生じたIFRSの2つの新基準であるIFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関連して、その会計原則を変更した。2017年度年次報告書に關しての比較数値は再計算されていない。IFRS第9号の導入の影響は、資本において調整されている。注記28を参照のこと。IFRS第15号は、貸借対照表において移行の影響を生じさせていない。2018年度年次報告書は、IFRS第7号「金融商品：開示」における変更にも適合している。

当該年度中に導入されたその他の新規および改正された法令、基準ならびに解釈指針は、公社の当期利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに重大な影響を及ぼしていない。

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」は、IAS(国際会計基準)第39号「金融商品：認識および測定」に取って代わり、分類および評価、減損、ヘッジ会計の3つの部分で構成される。IFRS第9号への移行による影響は注記28に記載されている。比較数値は再計算されていない。自己資本に係る減損の影響に関する移行措置は適用されていない。

公社の貸付金および金融機関に対する貸付金の評価に關して、IFRS第9号への移行では、評価の変更を伴わなかった。担保適格国債と債券およびその他利付証券の項目に關しては、IFRS第9号への移行は、IAS第39号に基づき売却可能資産として分類されていた投資がIFRS第9号への移行時に償却原価として再分類されるということの意味する。再評価により資本の期首残高は0.8百万クローネ減少した。IFRS第9号への移行にあたり、金融負債の会計処理および評価は変更されていない。詳細については、金融商品の項および注記28を参照のこと。

金融資産の減損に關する新たな原則では、既存の信用損失よりはむしろ予想信用損失に基づくモデルを伴う。IFRS第9号への移行の予想信用損失は7.2百万クローネであり、これにより2018年1月1日現在の期首の資本が調整された。詳細および信用損失の算定モデルについては、金融商品の信用損失および減損の項と注記3を参照のこと。

公社は、IFRS第9号の除外規定を適用することを選択しており、引き続きIAS第39号に基づくヘッジ会計を適用する。ヘッジ会計に關する開示は、新たな開示要件に適合している。注記17を参照のこと。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、顧客との契約から生じる収益に關する新たな会計基準であり、IFRSに基づく収益認識に關する現行の基準および解釈指針に取って代わる。IFRS第15号は、金融商品には適用されない。公社の当期利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに対する当該基準の影響は重大なものではなく、公社の財務報告において移行による影響も生じていない。IFRS第15号に起因する期首残高の調整はなかった。

公社には、IFRS第15号の影響を受ける財務管理サービスであるKI Finansがあり、その他営業収益において計上されている。当該サービスの履行義務は1暦年にわたり、当該年度中に顧客に請求され、顧客により支払が行われる。これは、貸借対照表において計上される契約資産または契約負債がないことを意味する。IFRS第15号に関連する収益認識および開示の詳細については、その他営業収益の項および注記7を参照のこと。

新基準および改正基準ならびに解釈指針でまだ効力を生じていないもの

2018年度の後に効力を生じることになる新基準およびその解釈指針のうち、以下の規則が公社の将来の年次計算書類に影響するものとみられている。公社はいずれの規則も先行して適用しておらず、EUにより適用が採択された時点で規則を適用する。その他の新規および改正された法令、基準ならびに解釈指針でまだ効力を生じていないものは、公社の当期利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに重大な影響を及ぼすかについて、評価は行われていない。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、2019年1月1日に効力を生じる新たなリース基準であり、IAS第17号「リース」に取って代わる。新たなリース基準における重要な相違点は、リースがファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースの借り手に分類されなくなることである。代わりに、会計処理モデルが導入され、かかるモデルによって、リースは使用权およびリース債務として貸借対照表に含まれる。リース費用は、純利息収益およびリース期間にわたる減価償却費に区分される。

会計処理と税制との関係性に起因して、RFR2には除外規定があり、これによりIFRS第16号は法人へ適用する必要がない。除外規定が適用される場合、代わりにRFR2におけるリースに係る計上に関する規則が適用される。RFR2における除外規定が適用される場合、リース料は、リース期間にわたり定額法で費用として認識され、貸借対照表において計上される資産および負債はない。

公社は、RFR2における除外規定を適用する予定であり、これにより、IAS第17号に基づく現行の会計処理と比べて重要な相違点はない見込みである。IFRS第16号に起因する調整は、2019年度の公社の貸借対照表の期首残高において行われない見込みである。当該基準の影響は、公社の当期利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本および大口エクスポージャーに関して重要ではない。

重要な判断および仮定

年次報告書の作成には、会計および追加的開示に影響を及ぼす判断および仮定が含まれる。会計原則を適用する際の最も重要な判断には、以下のとおり、金融商品の項において説明されているように金融商品の分類および評価方法に関するものである。IAS第39号が2017年度に適用され、IFRS第9号が2018年度に適用されたことから、2017会計年度および2018会計年度に対して異なる項が併記されている。2017年度の会計原則は、特に2017年度および2018年度との相違点を記載するべく要約されている。2017年度の完全な会計原則については、2017会計年度に係る年次報告書中の財務書類の注記2を参照のこと。

公正価値で評価される資産および負債について、それらの価値は入手可能な市場価格が活発な市場に基づくか否かの評価により影響を受ける。活発な市場で取引が行われていない金融商品の公正価値を決定する際、公社は評価技法を適用し、不確実性に関連する可能性がある仮定を設定する。注記25には、金融商品の公正価値の決定方法(重要な仮定、不確実性要素および感応度分析を含む。)が記載されている。年次報告書は償却原価ベースで作成されているが、公社の金融資産および金融負債の重要な部分は対象外であり、それらは、会計上のミスマッチの場合には公正価値で、またはヘッジ会計の対象であるリスクに関連して公正価値への修正がなされた償却原価で測定される。詳細については、金融商品の項および注記25を参照のこと。

公社の金融資産に係る事業モデルに関しては、当該資産を満期まで保有するものとして評価されている。当該年度中、事業モデルの目的に変更はなかった。また、事業モデルは当該年度中について適合しており、契約ベースのキャッシュ・フローを受け取るというその目的も維持されていると評価とされている。かかる評価には当該年度の売却の評価および公社の財務方針に変更がないことが考慮されている。金融取引純利益の詳細については、注記6を参照のこと。

公社は、償却原価で評価される金融資産についてはIFRS第9号に基づき予想信用損失を算定する。予想信用損失の算定には、将来予想シナリオおよび仮定の適用が含まれる。したがって、予想信用損失を決定する方法には不確実性が伴う。注記3では、方法の選択およびその仮定が記載されている。

機能通貨および表示通貨

公社の機能通貨はスウェーデン・クローネ(SEK)であり、財務書類は同一通貨で作成されている。すべての金額につき、特に記載のない限り、百万クローネ未満は四捨五入されている。

外貨建取引

外貨建取引は取引日に有効な為替レートで機能通貨に換算されている。外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表の日付の有効な為替レートで機能通貨に換算されている。換算から生じる為替レート差額は、損益計算書にて認識される。

子会社

子会社の持ち株は原価法に従い計上されている。

利息収益および利息費用

損益計算書において示される利息収益および利息費用は、以下で構成されている。

- ・ 償却原価で測定される金融資産および金融負債に対する利息
- ・ 損益を通じて公正価値で測定され、売却可能として分類される金融資産に対する利息
- ・ ヘッジ手段であり、ヘッジ会計が適用されるデリバティブに対する利息
- ・ 売却可能金融資産として分類される金融資産に対する利息

貸付け、利付証券、金融機関に対する負債およびデリバティブに関する利息収益および利息費用は、実効金利法を適用し、算定、計上される。適用ある場合、利息収益および利息費用には、取引費用の期間区分ごとの金額を含む。

利息収益は、貸付けおよび投資からの利息収益ならびに貸付けおよび投資をヘッジするデリバティブに関する利息収益および利息費用で構成されている。

実効金利法に基づき、利息費用は、資金調達に関する利息費用ならびに資金調達をヘッジするデリバティブに関する利息収益および利息費用で構成されている。

デリバティブ契約により、利息は支払サイドにおいて受け取られるため、現行の金利状況では、多くの場合、公社は資金調達とそのデリバティブ・ヘッジにより利息を受け取っていることになる。これによって、利息費用合計がプラスになっている。

公社はマイナス金利で貸付けを行っており、かかる利息収益のマイナスは利息費用として計上される。

その他利息収益およびその他利息費用には、担保の提供および受取ならびに格付けおよび資金調達プログラムに係る営業費用に対する利息が含まれる。

IAS第1号第82a項の改正後、実効金利法に基づき利息収益は、損益計算書において個別に明示されなければならない。これによって、損益計算書に変更が生じ、純利息収益の下に新たな内訳項目ができた。公社はまた、さらに統一的かつ整合的な表示のため、実効金利法に基づき利息費用を個別の項目で明示することを選択している。かかる区分は注記においてもなされている。

利息収益および利息費用の詳細については、注記4を参照のこと。

支払手数料

支払手数料は、預託手数料、代理人支払手数料および有価証券仲介手数料等、提供を受けたサービスに対する費用で構成されている。

金融取引純利益

金融取引純利益は、金融取引から生じる実現・未実現の価値変動を包含している。金融取引純利益は以下で構成されている。

- ・損益を通じて公正価値で認識される資産および負債の未実現の公正価値変動(売買目的保有、強制項目または公正価値オプションの適用を通じたものに区分される。)
- ・公正価値ヘッジ会計が用いられるデリバティブの未実現の公正価値変動
- ・公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するヘッジ対象項目の未実現の公正価値変動
- ・その他包括利益における価値変動を伴う資産の未実現の公正価値変動
- ・金融資産および金融負債の処分からのキャピタル・ゲイン/ロス
- ・為替レートの変動

金融商品

資産の部として貸借対照表で認識される金融商品には、貸付金、金融機関に対する貸付金、利付証券、デリバティブおよびその他の金融資産が含まれる。負債および資本には、金融機関に対する負債、有価証券、デリバティブおよびその他の金融負債が含まれる。詳細については、注記25を参照のこと。

貸借対照表における認識および貸借対照表からの除去

金融資産または金融負債は、公社が金融商品の契約当事者となる場合には、貸借対照表において認識される。

金融資産は、金融資産からキャッシュ・フローまでの契約上の権利が停止する時点で、あるいは金融資産の移転にあたり、すべての重要な点において、公社が金融資産の所有権に関連するリスクおよび利益のすべてを他者へ移転する時点で、貸借対照表から除去される。金融負債は、契約上の義務が履行された時点または別の方法により消滅した時点で、貸借対照表から除去される。金融負債の部分についても同様の処理がなされる。

金融資産および金融負債は、当該金額につき相殺適格で、かつ純額で項目の調整を図る意向であるか、または資産の計上と負債の調整を同時に行う意向がある場合に限り、相殺され、貸借対照表において純額として認識される。金融商品の取得および売却は、取引日(つまり、公社が金融商品の取得または売却を約定する日)に計上される。

金融商品は当初、取引費用を考慮した公正価値で測定されるが、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の分類に含まれる資産および負債は対象外で、これは取引費用を考慮することなく公正価値で測定される。

金融商品の分類および測定(IFRS第9号)

2018年1月1日以降、公社はIFRS第9号を適用しており、金融資産は公社の事業モデルに基づき分類されている。事業モデルは、ポートフォリオのレベルで識別され、個別の事業目的を達成するためにポートフォリオの金融資産をまとめて管理する方法を反映する。

金融資産に関して考えられる事業モデルは、以下のとおりである。

- ・満期保有
- ・満期保有後の売却
- ・売買目的保有または公正価値基準による評価

公社の金融資産は、貸付ポートフォリオ、流動性ポートフォリオおよびその他の3つのポートフォリオに区分される。すべてのポートフォリオは、同一の事業目的を有し、契約上のキャッシュ・フローを受け取り、事業モデルが満期保有であるとみなされている。キャッシュ・フローが元本および元本に対する利息のみで構成されることを確保するため、公社の新規の資産には継続してSPPIテストが実施される。SPPIテストはまた、IFRS第9号への移行に関連して、現存する元帳についても実施された。2018年12月31日現在、公社はSPPIテストを満たさない資産を保有していなかった。事業モデルの分類およびSPPIテストの結果は、金融資産についての公社の評価に影響を及ぼす。

金融商品は、以下の分類に基づき評価することができる。

- ・償却原価
- ・その他包括利益を通じた公正価値
- ・損益を通じた公正価値(売買目的保有、強制項目および公正価値オプションに区分される。)

償却原価

金融資産に関する事業モデルが満期保有であり、キャッシュ・フローが元本および元本に対する利息のみで構成される、すなわち、それらがSPPIテストを満たす場合、金融資産は償却原価で評価される。これは、公社の金融商品のすべてに関する事業モデルが満期保有であり、すべての資産が元本および元本に対する利息のみで構成されるキャッシュ・フローを有するとみなされることから、金融資産についての公社の評価は償却原価に基づくことを意味する。

会計上のミスマッチがない場合、金融負債は償却原価で評価される。金融負債には、金融機関に対する負債、有価証券および担保証拠金や支払勘定等のその他の金融負債が含まれる。

その他包括利益を通じた公正価値

公社の事業モデルは満期保有後の売却ではないことから、公社には、その他包括利益を通じた公正価値の評価分類の金融商品はない。

損益を通じた公正価値

損益を通じた公正価値の評価分類は、売買目的保有、強制項目および公正価値オプションに区分される。

金融ヘッジのために保有されるが、ヘッジ会計に含まれない公社のデリバティブは、デリバティブ負債については売買保有目的、デリバティブ資産については強制項目の評価分類に基づき計上されている。

公社がSPPIテストを満たさない金融資産を有する場合、金融商品は、損益を通じた公正価値の強制項目の分類で評価される。

会計上のミスマッチが識別された場合、公社は公正価値オプションを適用する。会計上のミスマッチは、ヘッジ会計を適用することなく、金融商品が市場リスクを最小限に抑えるための1つまたは複数のデリバティブ契約を用いてヘッジされる場合に生じる。デリバティブを損益を通じて公正価値で評価し、ヘッジ対象項目を損益を通じて公正価値で評価しない場合に会計上のミスマッチが生じる。この場合には、金融ヘッジ対象項目もまた、公正価値オプションにより、損益を通じて公正価値で評価される。デリバティブを損益を通じて公正価値で測定し、ヘッジ対象項目を損益を通じて公正価値で測定しなかったならば会計上のミスマッチが生じうることになる。

損益を通じた公正価値の分類の金融負債は主として、固定金利での資金調達および仕組み資金調達、すなわち期限前償還条項付き借入金および/またはインターバンクレート連動型以外の変動金利での借入金を指す。固定金利での資金調達がこの分類に識別されている理由は、かかる資金調達が、ヘッジ会計を適用することなく、デリバティブを用いて金融ヘッジされているためである。デリバティブを損益を通じて公正価値で測定し、資金調達を損益を通じて公正価値で測定しなかったならば会計上のミスマッチが生じうることになる。

仕組み資金調達をこの分類に分類している理由は、かかる資金調達に重要な組込みデリバティブが含まれているため、また単独のデリバティブと資金調達の評価上の不一致を大幅に減らすためである。

金融商品の分類および測定(IAS第39号)

金融商品に関する2017会計年度の比較数値は、IAS第39号に基づき計上されており、再計算されていない。

IAS第39号に基づき、金融商品は、一部はその購入目的に基づき分類されるが、当該基準に含まれる選択肢に基づく分類もされる。金融商品が当初認識後にどのように測定されるのかは、その分類により、以下のとおり決定される。

損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債

この分類の金融商品は、継続して公正価値で測定され、価値変動が損益計算書に計上されている。

この分類には、売買保有目的の金融資産および金融負債や公社が当初認識時にこの分類に分類したその他の金融資産および金融負債といった2つのサブグループがある。

1つ目のサブグループは、金融ヘッジのために保有されるが、ヘッジ会計に含まれないデリバティブを含む。

2つ目のサブグループは、貸付金および投資等の資産を含む。公社がかかる資産をこの分類に分類している理由は、そうしない場合に測定および認識に関して生じうる会計上のミスマッチを是正するためである。会計上のミスマッチの基準は、IFRS第9号の場合と同じである。

2つ目のサブグループはまた、金融機関に対する負債および有価証券を含む。かかる原則は、IFRS第9号における金融負債に係る原則に基づく。

貸付金および債権

貸付金および債権は、活発な市場において相場がない固定的または確定的な支払を伴う資産である。これらの資産は、支払われる予定額、すなわち貸倒れを控除して、償却原価で測定され、認識される。これは金融機関に対する貸付金および一定のその他の貸付金を含んでいる。

売却可能金融資産

この分類には、公社のトレーディング業務に含まれない利付証券または金利ヘッジのデリバティブを伴わない利付証券への投資が含まれている。

この分類の資産は、継続して公正価値で評価され、価値変動はその他包括利益において認識されている。減損や為替レート差額による価値変動は損益計算書において認識されている。利息も損益計算書で認識されている。

その他包括利益において認識される公正価値での測定は、金融商品が満期となるかまたは処分されるまで継続する。資産の処分の際、従前はその他包括利益で認識されていた損益の累計額は損益計算書において認識されている。

その他の金融負債

金融機関に対する負債、有価証券、劣後債務および支払勘定等のその他の金融負債はこの分類に含まれる。負債は償却原価で測定されている。

ヘッジ会計

会社は、さらなる通知があるまで、ヘッジ会計に関してIAS第39号の適用を継続することを選択している。したがって、会計原則には2017年度と2018年度の間で変更はなかった。しかしながら、新たな開示要件を満たすための追加的開示においては変更があった。注記17を参照のこと。

真実かつ公正な業務の概観を得るため、会社は、可能な場合、1つまたは複数の金融商品でヘッジを行っている資産および負債には公正価値ヘッジ会計を適用している。ヘッジ対象リスクとは、スワップ金利の変動の結果として生じる公正価値変動のリスクである。そのためヘッジ対象項目は、ヘッジ対象リスクの公正価値変動に基づき再評価されている。会社はヘッジ手段として金利スワップおよび通貨スワップを利用しており、資産/負債は、金融商品がヘッジする構成要素に関しては損益を通じて公正価値で測定されている。

非有効部分は損益計算書において認識されている。ヘッジ関係が有効性要件を満たさない場合、かかる関係は中断されて資産/負債は償却原価で認識され、資産/負債の価値変動の累積額は残存期間にわたり配賦される。会社のヘッジ関係は有効性が高いとみなされている。

金融商品の信用損失および減損(IFRS第9号)

2018年1月1日のIFRS第9号の導入以降、会社は、償却原価で評価される金融資産に関する予想信用損失の算定を開始した。損失に係る引当金はまた、オフバランスシートの約定に対して設定され、会社について当該約定は、未実行の約定済貸付金、流動性保証および建築融資から成る。会社では、信用損失は一切確認されていない。

コミュンおよびリジョンは、地方自治体当局のスウェーデン憲法上の特別な地位および課税権に基づき、破産宣告を受けることはない。その他いかなる方法によっても存在が消滅することもない。また地方自治体の資産を借入れの担保として差し入れることは禁止されているため、コミュンおよびリジョンはすべての債務に関し、その徴税権および総資産をすべて利用しても返済する責任を負っている。

予想信用損失の変動は損益計算書において純信用損失の項目で計上されている。予想信用損失は、貸借対照表において、IFRS第9号に基づき減損の対象となる資産の認識値の減損として計上されている。オフバランスシート項目の損失に係る引当金は、貸借対照表において引当金として計上されている。

信用損失および算定モデルに関する情報については注記3を、また信用損失の利益への影響については注記10を参照のこと。会社にはIAS第39号に基づき認識される信用損失がないことから、IFRS第9号への移行に関連して比較数値の開示はない。

金融商品の信用損失および減損(IAS第39号)

各報告日において、公社は、1つまたは複数の事由(損失事由)が資産の当初認識後に生じた結果、またかかる損失事由が資産または資産グループに関して予測される将来キャッシュ・フローに影響を及ぼした結果として、金融資産または資産グループについて減損が必要であるとする客観的な証拠があるか否かを評価する。客観的証拠とは、1)発生している観察可能な条件のうち取得価額を回収する可能性に悪影響を及ぼすもので、かつ2)売却可能金融資産として分類される金融投資における投資の公正価値が大幅にもしくは長期的に減少するようなものを指している。

償却原価で報告された金融資産の減損を認識する必要性に対して客観的指標が存在する場合、かかる減損額は、資産の予測される将来キャッシュ・フロー(当初実効金利にて割引後)の現在値と報告された資産の価値の差異として計算される。公社の評価において、2017年12月31日現在、減損は必要とされなかった。

無形資産

無形資産は、減価償却累計額および減損累計額を控除した原価で計上されている。

減価償却費は、無形資産の見積耐用年数にわたり定額法で損益計算書に認識されている。これは資産を取得し、利用した月に開始されている。資産の耐用年数は少なくとも年に1回見直される。見積耐用年数は5年である。

有形資産

有形資産は、将来の経済的便益が公社にもたらされることが見込まれ、資産の原価が確実に測定されうる場合、貸借対照表において資産として認識されている。

有形資産は、減価償却累計額を控除した原価で計上されている。有形固定資産の認識値は廃棄または売却の際に、または資産の使用、廃棄/売却から将来の経済的便益が見込まれない場合、貸借対照表から除去されている。資産の売却または廃棄から生じる可能性のある損益は、売却価格と売却直接原価控除後の資産の認識値との差異とで成る。損益は、その他営業収益/その他営業費用として認識されている。

減価償却費は、資産の見積耐用年数にわたり定額法で計上されている。これは資産が取得され、かつ使用された月に開始されている。公社は、設備の耐用年数を3年または5年と算定している。貸借対照表に含まれる美術品については減価償却がなされない。

保険を通じた年金

労働協約に基づく勤務に対する年金給付に係る公社の年金制度は、Alectaとの保険契約を通じて確保されている。

IAS第19号に従い、掛金建(確定拠出型)年金制度は退職後給付制度であり、公社はこれにより所定の掛金額を別個の事業体に支払うが、事業体が従業員の当期および前期以前の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を払うために十分な資産を保有していない場合でも、さらなる法的その他の債務を有しない。給付建(確定給付型)年金制度は、掛金建(確定拠出型)制度とは別のタイプの退職後給付制度として分類される。

公社の従業員に対する年金制度は、複数の雇用主を包含する掛金建(確定拠出型)制度である。公社の年金債務の支払は、損益計算書においては費用として、従業員が公社に一定期間勤続した場合に得られる率で計上されている。保険料はAlectaに現行給与をベースに支払われる。

上級役員の年金受給資格に関して、公社はスウェーデン政府による国有企業の上級役員のためのガイドラインに定められた原則(2009年4月)を遵守することを決定した。公社は、最高経営責任者および上級役員の年金対象給与の30%に相当する金額を、最長で、かかる役員が65歳に達するまで、掛金建(確定拠出型)年金制度に払い込む。公社が従来のように養老保険契約を担保に供する方法ではなく、年金制度を通じた最高経営責任者の年金の確保を選択したことに関連し、担保に供された養老保険契約は解消され、代わりに養老保険契約による支払に相当する金額が年金制度により確保される。養老保険契約は2017年度に解消された。

保険料の年間費用は注記8に記載されている。

一般管理費

一般管理費には、給与および報酬、年金費用、支払給与税ならびにその他の社会保障費用を含む人件費、臨時/契約雇用者費用、研修費およびその他の人件費が含まれている。一般管理費に含まれる他の費用は、破綻処理費用、コンサルタント費用、施設管理費用、IT費用、出張旅費、格付費用、市場情報に関する費用等である。詳細については、注記8を参照のこと。

その他営業収益

その他営業収益は、主に財務管理サービスであるKI Finansから成り、当該サービスは公社がスウェーデン地方金融協同組合の組合員に対し提供している。かかるサービスを利用する選択をした組合員は、公社に年間使用料を支払い、これはその他営業収益として計上されている。

2018年1月1日以降、KI Finansからの収益はIFRS第15号に基づき計上されている。IFRS第15号は、5ステップ・モデルに基づく収益認識に関する新基準であり、当該モデルで公社は以下の事項を行うものとする。

- ・顧客との契約を識別すること：顧客の存在が依拠する基準は、本項における残りの収益項目の場合は充足されないため、このステップはKI Finansに関連する収益の場合に限り充足される。
- ・履行義務を識別すること：契約により顧客は区別されたサービスを使用する権利を与えられる。契約が暦年単位で有効であることから、支配は1月1日時点で移転されているものとみなされる。履行義務は契約期間中にその期間を通じて充足される。
- ・取引価格を決定すること：取引価格の条件は契約に明記され、常に固定価格である。契約は1年間有効で、同年中に支払が生じるため、重要な財務要素に関して取引価格への調整はなされない。
- ・取引価格を履行義務に配賦すること：サービスに関する取引価格は、公社の履行義務でもある財務管理サービスを、契約に基づき、顧客が使用する権利に配賦されうる。
- ・収益認識：公社は、KI Finansに関連する収益を、顧客がサービスを使用する権利を与えられる契約期間中に認識する。これは、財務管理サービスに関連する収益が暦年にわたり配賦されることを意味する。

当該契約に関連して、公社には、顧客により支払われる特定の費用はない。KI Finansに関連する当期費用は費用計上されている。

IFRS第15号への移行は、財務書類における公社の収益認識について前期から変更を生じさせていない。詳細については、注記7を参照のこと。

その他営業費用

その他営業費用は主として、マーケティングおよび保険に係る費用を含む。

リース

すべてのリースは、オペレーティング・リースとして計上されている。リース料は、リース契約の残存期間にわたり定額法で、リース期間全体にわたって、認識される。

税金

税金費用には当期税金および繰延税金が含まれる。法人税は、損益計算書において認識される。ただし、原取引が直接その他包括利益または資本の部で認識される場合、付随する税効果も、その他包括利益または資本の部において認識される。

当期税金は当該年度に対して支払わねばならない税金である。またこれには、過年度に起因する当期税金の調整も含まれる。

繰延税金は、貸借対照表アプローチに従って、資産および負債の計上額と課税価格との一時差異のベースで計算される。

グループ補助金

公社は、親団体へ支払ったグループ補助金を直接資本の部で認識している。受け取ったグループ補助金は損益計算書において受取配当金として計上されている。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、間接法を用いて作成されている。キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動および財務活動からの対内・対外支払に分けられている。営業活動は主として、貸付ポートフォリオおよび流動性ポートフォリオの増減を含む。投資活動は有形資産および無形資産への投資を含む。財務活動は有価証券の発行および発行済有価証券の償還/買戻しを示す。公社はIAS第7号第23項の除外規定を適用しており、満期3ヵ月未満の有価証券の発行を純額で計上している。また財務活動は新株発行および連結債務の増減を含む。

セグメント情報

公社は、組合員に対する貸付けというセグメントが1つのみであるため、セグメント情報は作成しない。すべての業務はスウェーデンにおいて行われており、すべての顧客はスウェーデンに所在している。公社では、利益全体の10%以上に当たる単一の顧客はいない。

注記3 リスクおよび資本の管理

公社の主な任務は、地方自治体部門のために安定した効率の良い資金調達へのアクセスを確保することである。これにより、顧客のニーズに基づき金融市場から資金を借り入れる。業務モデルにより、公社はリスクにさらされる。これらのリスク管理における公社の目標、方針および方法、ならびにかかるリスクの測定方法は、下記に記載される(公社のリスク・プロフィールおよびリスク構成ならびに別個の「リスク・資本管理報告書」(www.kommuninvest.se/enで閲覧可能)の概要については、前記「(4) 業務の概況」の「リスクおよび資本の管理」の項も参照のこと。)。現在のエクスポージャーおよび所要自己資本の見積もりも各分野のリスクに記載されている。

2018年度において、リスク管理における公社の目標、方針または方法に関して重大な変更は生じなかった。様々な種類のリスクに対する公社のエクスポージャーにも大幅な変動はなかった。

信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティが期日にその義務の履行を行うことができないことにより損失が生じるリスクをいう。信用リスクは、公社の業務において様々な形で生じ、以下の3つの分野、すなわち貸付業務で生じる信用供与におけるリスク、公社の流動性準備金で生じる発行体リスクおよび公社がデリバティブ商品を利用する場合に生じるカウンターパーティ・リスクに分類される。

信用リスクは、公社のリスク戦略、与信方針および財務方針に基づき管理される。少なくとも年に1回、取締役会は、すべての投資およびデリバティブのカウンターパーティについての制限を設定するが、かかる制限は公社のカウンターパーティに対するエクスポージャー総額に関するものである。満期の限度は、カウンターパーティの信用度に基づき、社長が決定する。公社が、いずれの投資およびデリバティブのカウンターパーティを承認するかについて評価を行う場合、投資およびデリバティブに係る要件だけでなくカウンターパーティの信用度(保有状況、業務の範囲および規模を含む。)ならびに財務安定性が考慮される。

公社の信用リスク・エクスポージャーは、以下の表に記載される。2017年度については、公社にはIAS第39号に基づく予想信用損失に係る引当金がなかったため、認識値のみが記載されている。2018年度の引当金は、すべて段階1に関連するものである。

信用リスク・エクスポージャー	2018年					2017年		
	認識値 (グロス)	予想 信用損失	認識値 ⁽¹⁾	リスク加重 エクスポー ジャー額	所要 自己資本	認識値 ⁽¹⁾	リスク加重 エクスポー ジャー額	所要 自己資本
信用供与								
地方自治体および自治体関係会								
社に対する貸付金 ⁽²⁾	355,738.5	-28.5	355,710.0	-	-	310,147.3	-	-
-リスク分類1	230,784.0	-17.4	230,766.6	-	-	200,626.6	-	-
-リスク分類2	113,889.9	-10.1	113,879.8	-	-	99,526.2	-	-
-リスク分類3	4,853.6	-0.4	4,853.2	-	-	4,274.9	-	-
-リスク分類4	6,211.0	-0.6	6,210.4	-	-	5,719.6	-	-
投資								
担保適格国債	39,232.4	-2.1	39,230.3	-	-	24,635.8	-	-
-AAA	37,071.9	-2.1	37,069.8	-	-	21,221.4	-	-
-AA	1,254.0	-	1,254.0	-	-	2,575.9	-	-
-A	906.5	-	906.5	-	-	838.5	-	-
債券およびその他利付証券	7,457.8	-	7,457.8	-	-	12,500.0	-	-
-AAA	5,064.5	-	5,064.5	-	-	11,785.3	-	-
-AA	2,393.3	-	2,393.3	-	-	714.7	-	-
金融機関に対する貸付金	1,844.1	-0.7	1,843.4	368.7	29.5	649.7	129.9	10.4
-AA	1,844.1	-0.7	1,843.4	368.7	29.5	649.7	129.9	10.4
デリバティブ								
デリバティブ	11,333.2	-	11,333.2	-	-	8,044.6	-	-
-AA	4,269.5	-	4,269.5	-	-	3,538.0	-	-
-A	6,311.1	-	6,311.1	-	-	3,932.3	-	-
-BBB	752.6	-	752.6	-	-	574.3	-	-
その他資産								
その他資産	1,627.4	-	1,627.4	378.8	30.3	965.2	243.9	19.5
オフバランスシート項目								
約定済貸付金 ⁽²⁾	1,213.6	-0.1	1,213.5	-	-	1,834.3	-	-
未実行の約定済貸付金 ⁽²⁾	2,144.4	-0.0	2,144.4	-	-	2,476.2	-	-
合計(オフバランスシート項目を含む。)	420,591.4	-31.4	420,560.0	747.5	59.8	361,253.1	373.8	29.9

(1) 認識値は信用リスク・エクスポージャーの最大値にあたるが、受取担保またはその他の形の信用補完を考慮していない。受取担保については、「カウンターパーティ・リスク」の項を参照のこと。

(2) 地方自治体の引受けによる保証付。リスク分類1から4の定義については、「信用供与におけるリスク」の項を参照のこと。

予想信用損失

公社は信用リスク委員会を置いており、当該委員会は、公社の段階割当および予想信用損失の変動を評価するために四半期ごとに開催される。かかる変動は、インプットデータおよび仮定に基づいた定量的モデルに関連する。プロセスは、リスク・コントロール部門および財務部門により全面的に管理される。

信用リスクの変動は毎日監視され、予想信用損失(ECL)は日々更新される。デフォルト率(PD)、デフォルト時損失率(LGD)、デフォルト時エクスポージャー(EAD)という3つの要素および段階割当は継続的に監視され、当該期間のトレンドおよびモデルの調整の必要性に関する全体的な評価が四半期ごとに実施される。

信用リスク・エクスポージャー

会社の流動性準備金は、以下の種類のカウンターパーティへの投資により構成される。

- ・各国政府または政府関連のカウンターパーティ(各国政府、地方自治体当局および公社と類似の金融機関を含む。)

会社の貸付ポートフォリオは、以下のグループへの貸付けにより構成される。

- ・コミュニケーションおよびリジョン(協同組合の組合員)
- ・組合員が過半数の影響力を持つ関係会社、地方自治体の連合体およびその他の事業体(地方自治体の保証)

オフバランスシート項目には、以下が含まれる。

- ・未実行の約定済貸付金、建築融資および流動性保証

予想信用損失の算定

予想信用損失(ECL)の算定では、デフォルト率(PD)にデフォルト時損失率(LGD)およびデフォルト時エクスポージャー(EAD)を乗じる。

$$ECL = PD \times LGD \times EAD$$

予想満期

会社の貸付けにおける信用リスクの動向を継続的に監視するために指標が用いられている。すべての信用エクスポージャーは段階1にあり、12ヵ月間の予想信用損失に基づく引当金を必要とする。信用リスクの増加により、貸付けのカウンターパーティが段階2に分類される場合、エクスポージャーは満期までの残存期間にわたるすべてのキャッシュ・フローに基づく。

流動性準備金について、公社は、流動性準備金の信用リスク・プロファイルおよび優れた信用の質に裏付けられる低い信用リスクの例外規定を利用している。公社は、低い信用リスクを、ムーディーズの場合は少なくともBaa3、S&Pグローバル・レーティングの場合は少なくともBBB-の信用格付と定義している。現在、公社は、各国政府または中央政府関連の優れた信用の質を有するカウンターパーティに対する投資のみを行っている。

定性的な評価は、信用リスクに著しい増加が生じているか否かを判断するために、信用格付の低下を用いて行われている。著しい増加が生じていないとみなされ、かつ信用格付が公社の低い信用リスクの要件を満たしていると仮定した場合、当該資産は段階1のままとなり、12ヵ月間の予想信用損失に基づく引当金を必要とする。

デフォルト(債務不履行)の定義

組合員に対して直接行われる貸付け以外の貸付けは、単一または複数の組合員からの貸付金全額に対する保証を要する。

公社のデフォルトの定義は、欧州銀行監督機構(EBA)により策定されたガイドラインに沿っており、以下のうち1つまたは両方の状況が生じている場合に、カウンターパーティがデフォルトに陥っているとされる。

- ・カウンターパーティがその約定を完全に履行することができる可能性が低いと公社がみなす場合。
- ・公社に対するカウンターパーティの約定のいずれかについて支払期日を90日超延滞した場合。

エクスポージャーがデフォルト状態とみなされる前に、公社は専門家による評価を実施する。かかる評価では、以下の事項が評価される。

- ・欧州銀行監督機構のガイドラインに基づいて決定される「テクニカル・デフォルト」状態にあるか否か。
- ・エクスポージャーが組合員(コミュニオンまたはリジョン)に対する直接のものであるか否か。綿密な分析は主に、社会において憲法上保障されている地方自治体当局の役割に動機づけられる。これには、とりわけ、課税権が含まれており、実際には地方自治体当局が破産宣告を受けることはないことを意味している。

信用の質の減損の決定

公社は、貸付ポートフォリオにおける信用リスクの動向を継続的に監視するために一連の指標を適用している。指標の機能は、信用リスクの制限に基づく各段階間での移動を要するデフォルト率の変動の有無を示すことである。契約締結時に、資産は、12ヵ月間のデフォルト率が適用されることを意味する段階1に分類される。資産は、信用リスクに著しい増加がある場合には満期までの残存期間にわたるデフォルト率が適用されることを意味する段階2に移動する。デフォルトが発生した場合には、エクスポージャーは段階3に移動する。

公社は、貸付ポートフォリオの継続的な監視に、定量的な指標および定性的な指標の両方を用いている。定量的な指標は、格付機関からの格付けや信用情報提供業者からのデータ(リスク・スコア、リスク予測および支払指図)ならびに貸付けのカウンターパーティを評価するための公社内部のリスク値モデルから成る。定量的な指標には制限が設定され、違反した場合にはフォローアップが求められる。定性的な指標はローン条件の再編である。また30日の制限も適用され、これは支払が30日超延滞した場合、資産が段階2に移動することを意味する。各カウンターパーティが段階2に移動する前に、根底にある要因およびカウンターパーティの総合的な返済能力を明らかにするため、特別評価が実施される。信用リスク委員会は、金融資産の信用の質およびその低下について決定を行う。

公社は、その30年にわたる歴史のいずれの時点においても、実際の信用損失を被ったことはなく、また、支払フローの変更または既存の契約の再交渉を行ったこともない。

保証は組合員の公社に対する負債を規制している。上記の観点から、公社は償却処理に関する特定の方針を有していない。

デフォルト率(PD)

公社は現在まで実際の信用損失を被ったことがないため、公社独自の経験上のデータを有していない。その代わりに、公社はデフォルト率の算定において、S&Pグローバル・レーティングによるIFRS第9号の信用減損ソリューションというツールを採用している。これは、かかるツールが信用リスクの低い資産を有する金融機関に適しているからである。

デフォルト率について、公社は、過去のトレンドに基づく確率を適用しており、それらは確率を加重したマクロ経済シナリオを3つ適用することにより将来の予測が行われている。これらの3つのシナリオは、主要なシナリオ、ポジティブなシナリオおよびネガティブなシナリオと称される。主要なシナリオはマクロ経済要因の予測を使用する。ネガティブなシナリオは、2008年から2012年の金融危機の経験に基づいている。ポジティブなシナリオは、1997年から2001年の力強い経済発展期間に基づいている。過去のトレンドおよびデフォルト率の将来の予測に関するモデルは、格付機関から提供される。

流動性準備金の予想信用損失の算定において、デフォルト率は発行体の格付けに基づいて割り当てられる。貸付ポートフォリオの予想信用損失の算定において、最も低い確率としてのスウェーデン中央政府の格付けと最も高い確率としての理論上の格付けの上限との間の中間値に基づいて割り当てられる。貸付けのカウンターパーティの格付けの中間値については、公社内部のリスク値モデルが用いられている。

貸付ポートフォリオについて、公社は、取引レベルではなく、カウンターのパーティのレベルでデフォルト率を決定する。これは、すべての貸付けの条件が同一であり、カウンターのパーティには信用について階層的な順序が付けられていないことによるものである。言い換えれば、信用の質の低下は、すべてのカウンターのパーティの取引に影響を及ぼすものである。

定量的インプットデータ

予想信用損失の算定に関する定量的インプットデータは以下の表に示されている。

マクロ経済要因	シナリオ	2019年(%)	2020年(%)	2021年(%)	2022年(%)	2023年(%)
予測インプットデータ						
スウェーデンのGDPのトレンド	主要なシナリオ	1.3	1.7	-	-	-
	ポジティブなシナリオ	3.1	4.1	4.3	4.9	1.7
	ネガティブなシナリオ	-0.8	-5.1	5.7	2.7	0.1
スウェーデンの失業率の変動	主要なシナリオ	1.6	1.6	-	-	-
	ポジティブなシナリオ	-15.7	-14.2	-16.0	-11.9	2.1
	ネガティブなシナリオ	33.7	3.1	-9.3	2.3	0.8
グローバル・エネルギー指数の変動	主要なシナリオ	1.4	-6.7	0.2	-	-
	ポジティブなシナリオ	-1.9	-24.4	29.4	60.7	-7.3
	ネガティブなシナリオ	28.6	-34.2	20.9	16.0	-0.2
グローバル・非エネルギー指数の変動	主要なシナリオ	1.1	1.2	1.2	-	-
	ポジティブなシナリオ	2.6	-10.2	-7.7	2.2	-1.9
	ネガティブなシナリオ	9.4	-16.1	15.9	7.9	-7.9
実績インプットデータ						
信用格付の変動実績(-1年)	主要なシナリオ	-	-	-	-	-
	ポジティブなシナリオ	-	-	-	-	-
	ネガティブなシナリオ	100.0	-	-	-	-
OMX指数の変動実績(-1年)	主要なシナリオ	-10.0	-	-	-	-
	ポジティブなシナリオ	39.4	-	-	-	-
	ネガティブなシナリオ	-6.0	-	-	-	-
S&P500指数の変動実績(-1年)	主要なシナリオ	-5.0	-	-	-	-
	ポジティブなシナリオ	20.3	-	-	-	-
	ネガティブなシナリオ	3.5	-	-	-	-

感応度分析

重要なマクロ経済要因の感応度分析は以下の表に示されている。将来のGDP予測および失業率が+1%変動したとする場合、現在予想信用損失が即時に変動することを結果は示している。

マクロ経済要因	2019年予測 (%)	結果 (単位：百万クローネ)
スウェーデンのGDPのトレンド	+1%	-11.7
スウェーデンの失業率の変動	+1%	5.3

すべてのエクスポージャーは段階1にあるため、1年間のデフォルト率のみが公社の予想信用損失に影響を及ぼし、感応度分析は主要なシナリオにより1年間にわたり実施される。

デフォルト時損失率(LGD)

デフォルト時損失率には、カウンターパーティの種類に基づいて適用される基準値が用いられる。

各国政府および政府関連のカウンターパーティには、貸付けを含め、ムーディーズの実績データが使用される。公社のすべてのカウンターパーティについては、ムーディーズがデフォルト時損失率の算定の基準とするところよりも高い信用格付およびより安定した経済ポジションを有していることが挙げられる。したがって、これらのカウンターパーティのデフォルト時損失率は、ムーディーズによる経験的な評価を上回らないと評価されている。その他のカウンターパーティについては、デフォルト時損失率はCRR規則に従って適用される。

デフォルト時エクスポージャー(EAD)

デフォルト時エクスポージャーについて、資産の額面価額および残存契約ベースのキャッシュ・フローは、実効金利を適用して割り引かれる。算定においてどのキャッシュ・フローが含まれるかは、段階割当の結果による。流動性準備金には低い信用リスクの例外規定が適用されていることから、1年間のキャッシュ・フローのみがこれらの資産に含まれる。公社は、信用リスク・エクスポージャーに担保を設定していない。

実効金利は、スワップ・レート、公社の未償還の発行および貸付けに対するスプレッド、ならびに公社の資金調達費用と流動性準備金に含まれる様々な種類の発行体との間のスプレッドから成る。公社の資金調達費用および様々な種類の発行体との間のスプレッドが専門家による評価を通じて決定されるのに対し、スワップ・レートおよび公社の発行に係るスプレッドは流通市場から取得され、公社の貸付けに係るスプレッドは現行の顧客の価格表から取得される。これらの構成要素が統合され、通貨および満期ごとにディスカウントカーブが形成される。

期中の予想信用損失の変動

全体では、公社の予想信用損失は7.2百万クローネから31.4百万クローネに24.2百万クローネ増加し、その内訳は以下のとおりであった。

デフォルト率(PD)

2019年の経済状況の将来予測が2018年初めと比べて悪化し、予想信用損失は23.3百万クローネ増加した。S&Pグローバル・レーティングによる実績デフォルト率の修正により、予想信用損失は1.7百万クローネ減少した。

デフォルト時損失率(LGD)

当該期間中、デフォルト時損失率に変動はなかった。

デフォルト時エクスポージャー (EAD)

2018年度において、公正価値で評価されない公社の資産は、合計2,545億クローネから2,861億クローネに増加した。とりわけ、流動性準備金は206億クローネ増加し、一方で貸付ポートフォリオは110億クローネ増加した。信用リスク・エクスポージャーの増加により、予想信用損失は0.9百万クローネ増加した。

期中の信用損失に係る引当金の変動は以下の表に示されている。すべての引当金が段階1に関連する。公社では、いかなる信用損失も確認されていない。IAS第39号に基づき貸借対照表において認識される信用損失に係る引当金の設定がなかったため、比較対象期間の表は示されていない。

信用損失に係る引当金の変動

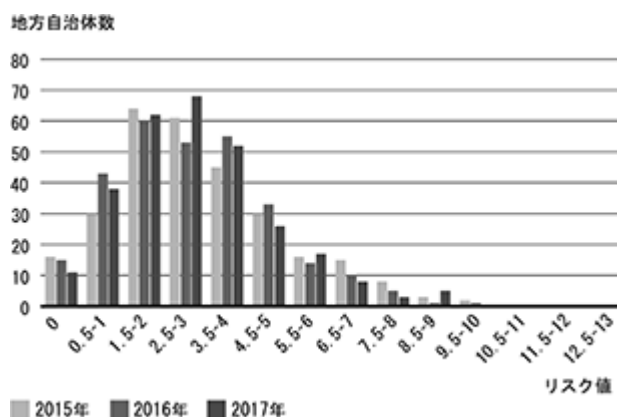
2018年	期首 残高	期中の 開始	期中の 満期到来	リスク変数 の変動	期末 残高
担保適格国債	-0.4	-46.8	46.8	-1.7	-2.1
金融機関に対する貸付金	-0.2	0.0	0.0	-0.5	-0.7
貸付金	-6.5	-1.8	2.8	-23.0	-28.5
債券およびその他利付証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
オフバランスシート項目に 係る引当金	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1
合計	-7.2	-48.6	49.6	-25.2	-31.4

信用供与におけるリスク

信用供与におけるリスクとは、信用供与先がその義務を履行できないリスクをいう。このリスクは、組合員および単一または複数の組合員が支配的な影響力を持つ承認された関係会社、団体および連合体に限り信用供与を行うことにより制限される。関係会社、団体や連合体の承認には、単一または複数の組合員からの保証の裏付けが必要である。組合員ならびに承認された関係会社、団体および連合体は継続的にフォローアップされ、会社レベルで全体としての観点から評価される。公社の貸付業務におけるリスクは極めて少なく、公社は貸付業務において信用損失を被ったことはない。

コミュニティとリジョンおよびそれらが所有する関係会社について、それぞれが組合員となるための申請手続の際に分析が行われ、組合員としての期間中も継続的に分析が行われる。組合員の財政状態の全体像を把握するため、定量的リスク値分析が行われる。分析には、損益計算書、貸借対照表、人口統計および地方自治体の行政運営におけるリスクが含まれる。この分析を基に協同組合の組合員であるコミュニティおよびリジョンのそれぞれには0から13までのリスク値が割り当てられ、そのリスク値は低いほど良いとされる。リスク値が0から3の地方自治体にはリスク分類1が、リスク値が4から6の地方自治体にはリスク分類2が、リスク値が7から8の地方自治体にはリスク分類3が、また、リスク値が9から13の地方自治体にはリスク分類4が割り当てられる。地方自治体がどのように様々なリスク値グループに分類されたかは、下記の「リスク値モデル」のグラフに示されている。

リスク値モデル



信用供与におけるリスクに対する所要自己資本

自己資本比率の観点から、地方自治体部門のリスク・ウェイトは0%であり、これは、公社がCRR規則における標準的手法を用いる場合、信用供与におけるリスクについて法定の所要自己資本が存在しないことを意味している。

発行体リスク

発行体リスクとは、有価証券の発行体が満期に約定額の全額を返済できないリスクをいう。このリスクは、発行体が少なくともA(S&Pグローバル・レーティング)の信用格付または承認された信用格付機関によるこれと同等の格付けを取得している場合、流動性準備金を有価証券および銀行預金に投資することにより限定される。公社の財務方針により、満期までの残存期間が39ヵ月を超える有価証券に投資を行うことはできない。有価証券の発行体についてもカントリー・リミットがあり、各国へのエクスポージャーは、カントリー・リミットがないスウェーデンを除いて、150億クローネを超えてはならない。さらに、取締役会は、発行体ごとにエクスポージャー総額の上限を決定する。

当該年度末現在、流動性準備金における投資の満期までの平均残存期間は、1.8ヵ月(前年度：7.2ヵ月)であった。有価証券の個別銘柄の満期までの残存期間は、最長で34.9ヵ月(前年度：26.1ヵ月)であった。

以下の表は、国別、格付別および発行体分類別のエクスポージャーを表している。「金融機関」に分類されるものは、主にいわゆる補助金対象となっている貸し手が発行した有価証券から構成され、CRR規則により中央政府に対するエクスポージャーとして扱われる。

投資先所在国別内訳	2018年	2017年
スウェーデン	37,069.8	21,742.0
国際機関	3,291.1	4,915.9
フィンランド	3,181.0	3,195.2
ドイツ	1,773.4	4,806.2
デンマーク	1,174.1	2,063.2
英国	1,135.6	129.1
カナダ	906.5	925.7
米国	-	8.2
合計	48,531.5	37,785.5

投資先格付別内訳	2018年	2017年
AAA	42,134.3	33,006.7
AA	5,490.7	3,940.3
A	906.5	838.5
合計	48,531.5	37,785.5

投資先発行体分類別内訳	2018年	2017年
各国中央政府または中央銀行	38,323.8	23,710.1
金融機関	6,010.0	8,233.8
うち、補助金対象となっている貸し手	4,166.6	7,584.1
うち、銀行預金	1,843.4	649.7
国際開発銀行	3,291.2	4,915.9
地方自治体または自治体当局	906.5	925.7
合計	48,531.5	37,785.5

発行体リスクに対する所要自己資本

発行体リスクに対する所要自己資本の算定に際しては、公社はCRR規則に従って標準的手法を用いており、エクスポージャー額は認識値に相当する。リスク加重エクスポージャー額は、同規則に従ってエクスポージャーにリスク・ウェイトを乗じて算出される。リスク加重エクスポージャー額に8%を乗じることによって算出される発行体リスクに対する所要自己資本は29.5百万クローネ(前年度：10.4百万クローネ)である。

カウンターパーティ・リスク

カウンターパーティ・リスクとは、金融契約のカウンターパーティが同契約に基づく義務を履行できないリスクをいう。カウンターパーティ・リスクは、公社が市場リスクを制限するという目的でデリバティブ契約を締結する際に生じる。カウンターパーティ・リスクは、高い信用度および担保提供資産要件を持つ金融機関と契約を締結することにより制限される。2016年10月現在において締結済みの金利契約は、中央清算機関により清算されなければならない。

公社が非清算デリバティブを締結するためには、カウンターパーティは、取引時にBBB+以上の発行体信用格付を取得しているか、またはかかる格付けを取得している者による保証を受けていなければならない。カウンターパーティがA未満の信用格付を有する場合、デリバティブの市場性、複雑性および満期に特に留意される。公社が中央清算されるデリバティブを締結する場合、カウンターパーティは、取引時にBBB-以上の発行体信用格付を取得していなければならない。

カウンターパーティ・リスクは、すべてのカウンターパーティとISDA契約および担保契約(CSAとして知られる。)を締結することにより、さらに軽減される。ISDA契約により、正のエクスポージャーと負のエクスポージャーとの相殺(ネッティング)が可能となる。CSAには、締結済みのデリバティブ契約の価値の変動から生じるエクスポージャーを取り除くための担保回収権が規定される。OTC(店頭)デリバティブの変動証拠金の改定を要求するEMIRの規制上の枠組みに関して、公社は、2017年3月以降、カウンターパーティの大半との間に新たなCSAを導入しているが、これにより基準値を設定することなく毎日担保の交換が行われる。

カウンターパーティ・リスクに対するエクスポージャーは、デリバティブ契約の市場価値に基づき決定される。正の市場価値とは、カウンターパーティが破綻した場合の潜在的損失を意味する。このリスクは、ISDA契約に従って、同一カウンターパーティとの間のすべての取引により、相互に相殺することで軽減される。CSAの条項に基づき、担保がその後エクスポージャー純額(リプレイスメント時価コスト)のために取得され、これにより、さらにリスクは軽減される。中央清算されるデリバティブのために設定された当初証拠金により、追加担保だけでなくカウンターパーティも担保される。したがって、カウンターパーティ・リスク総額は1,770.6百万クローネ(前年度：971.3百万クローネ)である。

デリバティブ・エクスポージャー	2018年	2017年
認識値 ⁽¹⁾	11,333.2	8,044.6
貸借対照表上で相殺された金額	1,955.2	576.4
市場価値(総額)⁽²⁾	13,288.4	8,621.0
ネットティング・ゲイン	-4,273.3	-5,647.3
リプレースメント時価コスト⁽³⁾	9,015.1	2,973.7
受取担保	-8,571.1	-2,628.0
カウンターパーティ別純額(担保の控除を含む。)	444.0	345.7
当初証拠金提供	1,279.7	590.2
追加担保提供	46.9	35.4
カウンターパーティ・リスク合計	1,770.6	971.3

(1) 相殺前の正の市場価値合計。

(2) 相殺前の正の市場価値(総額)合計。

(3) 各ネットティング契約内での相殺後の正の市場価値(総額)合計。

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本の算定において、公社は、市場評価手法を採用しているが、同手法においてエクスポージャー額はリプレースメント時価コストおよび潜在的な将来のエクスポージャーの合計に等しい。すべての契約のためのリプレースメント時価コストを正の価値で決定するために、かかる契約には現在の市場価値が割り当てられる。潜在的な将来のエクスポージャーを決定するために、想定元本は、満期および契約の構造に基づき、CRR規則に規定されるパーセントを乗じることにより得られる。

エクスポージャー額は、次に現在のリスク・ウェイトを乗じられ、これによりリスク加重エクスポージャー額が得られる。協同組合のすべての組合員が保証契約に署名しており、かかる契約に基づき公社のエクスポージャーに対して責任を負っているため、リスク・ウェイトは0としてすべてのカウンターパーティ・エクスポージャーに割り当てられる。したがって、リスク加重エクスポージャー額は0となり、カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本も結果的に0となる。下記の「カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本」の表を参照のこと。

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本	2018年	2017年
リプレースメント時価コスト ⁽¹⁾	9,015.1	2,973.7
潜在的な将来のエクスポージャー	6,732.8	3,656.7
エクスポージャー額	15,747.9	6,630.4
リスク加重エクスポージャー額 ⁽²⁾	0.0	0.0
所要自己資本	0.0	0.0

(1) 各ネットティング契約内での相殺後の正の市場価値(総額)合計。

(2) 地方自治体当局による保証引受により、リスク・ウェイトは0%である。

CVAリスク

信用度の調整または信用評価調整(CVA)は、カウンターパーティの信用度を考慮するデリバティブに適用される価格調整である。したがって、CVAは、カウンターパーティの信用度が低下したことにより、デリバティブ契約の市場価値が低下するリスクを測定する。

CVAリスクに対する所要自己資本

第1の柱に基づくCVAリスクに対する所要自己資本の算定において、公社は、CRRの標準的手法を採用している。エクスポージャー額として完全調整済みのエクスポージャー額が用いられるが、これは担保によるリスク軽減効果が考慮されていることを意味する。CRR規則に従って、中央清算機関との取引は除外される。当該年度末現在、CVAリスクに対する所要自己資本は101.9百万クローネ(前年度：60.4百万クローネ)であった。

集中リスク

集中リスクとは、顧客/発行体/カウンターパーティ間におけるデフォルトのリスクの相互関係により、個別の顧客/発行体/カウンターパーティの信用格付により適正とされるものを超える損失のリスクをいう。デフォルトのリスクの相互関係は、業種および地理的な関係等の要因により説明することができる。

公社の任務であるコミュニケーションおよびリジョンへの信用供与は、信用供与における集中を伴う。信用供与におけるリスクの集中は、個別の顧客に対する貸付けの限度により制限される。すべての貸付けは、単一または複数の組合員による保証でカバーされている。

公社のデリバティブ・ポートフォリオにおける発行体への集中は、個々のカウンターパーティに課された制限により、またデリバティブ・ポートフォリオ総額(想定元本)における個々のカウンターパーティに対するエクスポージャーの割合に関する制限により、限定される。協同組合の組合員が公社のデリバティブ・エクスポージャーについての保証の引受けに署名する前提では、デリバティブ・ポートフォリオにおける集中リスクについて、いかなる所要自己資本も認識されない。

公社の流動性準備金における発行体への集中は、カントリー・リミットだけでなく個々のカウンターパーティに課された制限により限定される。この集中リスクに関して、公社は下記のとおり所要自己資本を認識する。

集中リスクに対する所要自己資本

公社が実施した信用リスク関連の集中リスクに対する所要自己資本の算定は、2015年5月8日以降、スウェーデン金融監督局(FI)のメモランダム「第2の柱に基づく個々のリスクの種類の評価のためのFI手法」に記載の手法に基づく。

信用関連の集中リスクは、以下の3つの集中、すなわち地理的集中、業界別集中および銘柄集中に関して、算定される。

集中リスクは、ハーフィンダール・インデックスを適用して見積られるが、これは、エクスポージャーが、エクスポージャー総額に占める割合に関して、グループ化され、加重されることを意味する。ハーフィンダール・インデックスの増加は、集中の増大を意味する。集中リスクに対する所要自己資本はその後、第1の柱に基づく信用リスクに対する所要自己資本が占める割合として、一定の計算式を適用し、算定される。

2018年12月31日に算定が実施された際、第2の柱に基づく集中リスクに対する所要自己資本は、第1の柱に基づく信用リスクに対する所要自己資本の16.6%(前年度:19.0%)、すなわち9.9百万クローネ(前年度:5.7百万クローネ)であった。

市場リスク

市場リスクは、公社の資産および負債の純市場価額(総価額)が金融市場におけるリスク要因により減少するリスクとして定義される。

市場リスクは主に資金調達業務および公社の流動性準備金に含まれる資金の投資において生じる。資金調達を安定した効率の良いものとするためには、公社はいくつかの異なる資金調達市場で取引を行う必要がある。したがって、公社は、市場リスクにさらされている。市場リスクは、金利リスク、為替リスク、信用市場リスク、その他の価格リスクおよび流動性リスクに分類される。

公社は、市場リスクに対するエクスポージャーをデリバティブ契約により限定している。市場リスクに対する一定のエクスポージャーが許容される理由は、業務をより効率的にすることであり、投機目的でのリスク負担を許容するものではない。

金利リスク

金利リスクとは、金利環境の変化が公社の資産および負債の純市場価額を減少させるリスクをいう。金利リスクは、資産および負債に適用される金利が一致しない期間があることにより生じる。公社は、投機目的の金利リスク・ポジションを取らない。公社の任務は、リスクについての保守的な考え方に対して有効に実施されるべきものであるため、金利リスクはポートフォリオのマッチングを通じて管理されている。これは、金利期間における小さな一時的差異は、資産および負債に対して許容されることを意味する。

以下の表は、資産および負債の金利固定期間を表している。期限前償還可能な貸付けおよび資金調達の金利固定期間とは、次の期限前償還可能日までの期間である。

金利固定期間		元本額					
2018年	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	利息が付か ないもの	合計
資産							
担保適格国債	36,095.0	2,103.1	875.0	-	-	-	39,073.1
金融機関に対する貸付金	1,843.4	-	-	-	-	-	1,843.4
債券およびその他利付証券	1,676.9	5,149.8	579.0	-	-	-	7,405.7
貸付金	212,683.4	17,165.8	100,476.7	21,179.4	2,440.8	-	353,946.1
デリバティブ(投資)	8,971.9	-6,666.2	-2,220.0	-	-	-	85.7
デリバティブ(貸付け)	134,700.9	-13,072.6	-98,136.7	-21,292.5	-2,199.1	-	-
その他資産	1,320.1	-	-	-	-	307.3	1,627.4
資産合計	397,291.6	4,679.9	1,574.0	-113.1	241.7	307.3	403,981.4
負債および資本							
金融機関に対する負債	576.9	-	-	-	-	-	576.9
有価証券	53,767.8	53,748.7	271,161.1	20,720.9	1,250.0	-	400,648.5
デリバティブ(資金調達)	312,079.4	-34,141.0	-267,219.1	-20,720.9	-1,000.0	-	-11,001.6
その他負債	4,551.8	-	-	-	-	1,706.4	6,258.2
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,603.4	7,603.4
負債および資本合計	370,975.9	19,607.7	3,942.0	-	250.0	9,309.8	404,085.4
資産および負債の差異	26,315.7	-14,927.8	-2,368.0	-113.1	-8.3	-9,002.5	-104.0

金利固定期間		元本額					
2017年	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	利息が付か ないもの	合計
資産							
担保適格国債	17,474.7	1,222.2	5,623.4	-	-	-	24,320.3
金融機関に対する貸付金	649.7	-	-	-	-	-	649.7
債券およびその他利付証券	2,346.3	3,838.7	6,184.2	-	-	-	12,369.2
貸付金	180,329.5	20,151.4	87,308.3	18,080.1	2,173.1	-	308,042.4
デリバティブ(投資)	24,374.3	-11,136.6	-12,773.6	-	-	-	464.1
デリバティブ(貸付け)	113,179.3	-16,068.1	-76,938.3	-18,241.5	-1,931.4	-	-
その他資産	-	-	-	-	-	965.2	965.2
資産合計	338,353.8	-1,992.4	9,404.0	-161.4	241.7	965.2	346,810.9
負債および資本							
金融機関に対する負債	558.8	729.2	-	-	-	-	1,288.0
有価証券	53,115.3	64,848.1	194,490.5	25,507.4	1,250.0	-	339,211.3
デリバティブ(資金調達)	260,421.4	-53,644.0	-183,229.1	-25,407.4	-1,000.0	-	-2,859.1
その他負債	654.8	-	-	-	-	1,808.9	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,610.8	7,610.8
負債および資本合計	314,750.3	11,933.3	11,261.4	100.0	250.0	9,419.7	347,714.7
資産および負債の差異	23,603.5	-13,925.7	-1,857.4	-261.4	-8.3	-8,454.5	-903.8

感応度分析

取締役会により設定された固定された上限に従い、ポートフォリオのリスク(エクスポージャー)は、イールドカーブが1%ポイント平行移動することに対して30百万クロネを超過することはできない。しかしながら、金利リスクは、最長で連続5営業日間にわたり最大50百万クロネに相当するエクスポージャーが許容される。

当該年度末現在、(ポートフォリオを通じての)エクスポージャーは、イールドカーブが1%ポイント平行移動(上昇)したとすると、プラス9.3百万クロネ(前年度：マイナス11.0百万クロネ)であった。資産および負債の価値の変動によって、正のエクスポージャー額では、金利が上昇した場合は金利にプラスの影響が生じ、金利が低下した場合は金利にマイナスの影響が生じる。

公正価値で評価された取引だけが考慮される場合、すべての市場金利が1%ポイント平行移動(上昇)したとすると、結果的に231.3百万クローネ(前年度：211.8百万クローネ)変動する。

金利リスクに対する所要自己資本

第2の柱に基づく金利リスクに対する所要自己資本は、銀行勘定における金利リスクに関するスウェーデン金融監督局のモデルに基づき算定される。かかるモデルは、ゼロクーポン・カーブに関する多数の変動シナリオを所与として、公社の純資産の価値の変動を算定する。かかる変動シナリオは、実績市場データに基づく平行移動(上昇および下降)または短期もしくは長期の満期までの期間において200ベース・ポイント上昇または低下する金利カーブの4種の変動から成る。

スウェーデンの10大金融機関の1つとして、公社は、キャッシュ・フローが取引日別に分類されるアドバンスド・アプローチに従って所要自己資本を算定している。第2の柱に基づく金利リスクに対する所要自己資本は、45.0百万クローネ(前年度：31.1百万クローネ)である。

為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動が公社の資産または負債の純市場価額(総価額)を減少させるリスクをいう。為替リスクは、貸借対照表上で特定の外貨建の資産および負債がありその金額がマッチしない場合に生じる。公社はデリバティブを用いてすべての判明している将来のフローをヘッジしている。しかしながら、為替リスクは、外貨建の投資のリターンからもたらされる純利息収益において継続的に生じる。

公社の為替リスクは、米ドル建またはユーロ建の流動性準備金の一部に起因する純利息収益から生じる。このリスクは、かかるリターンを継続的にスウェーデン・クローネに交換することにより限定的なものとなっている。許容される最大エクスポージャーは、それぞれの通貨につき、5百万クローネ相当額である。

為替リスクに対する所要自己資本

公社の為替リスクに対するエクスポージャーは極めて少ないため、もはや法定の所要自己資本は存在しない。

第2の柱に基づく所要自己資本は、エクスポージャーに当該年度の為替変動率を乗じて算定される。2018年度において、スウェーデン・クローネ/ユーロおよびスウェーデン・クローネ/米ドルの為替レートは、1ヵ月に6%(前年度：6%)も変動した。6%(前年度：6%)の為替レートの変動により、エクスポージャーが5百万クローネ生じ、これにより、1ヵ月に0.3百万クローネ(前年度：0.3百万クローネ)の所要自己資本が生じる。したがって、年間ベースで、これは3.6百万クローネ(前年度：3.6百万クローネ)の所要自己資本に相当する。

資産および負債の通貨別内訳

認識値

2018年	スウェーデン・クロネ	ユーロ	米ドル	日本円	豪ドル	その他の通貨	公正価値調整	合計
資産								
担保適格国債	36,225.2	-	3,020.6	-	-	-	-15.5	39,230.3
金融機関に対する貸付金	707.8	92.2	1,043.4	-	0.0	0.0	-	1,843.4
債券およびその他利付証券	1,092.3	523.9	5,861.8	-	-	-	-20.2	7,457.8
貸付金	354,372.8	-	-	-	-	-	1,337.2	355,710.0
デリバティブ	-116,089.6	1,012.2	117,814.2	1,438.7	954.7	4,215.6	1,987.4	11,333.2
その他資産	455.9	0.1	1,170.9	0.3	-	0.2	-	1,627.4
資産合計	276,764.4	1,628.4	128,910.9	1,439.0	954.7	4,215.8	3,288.9	417,202.1
負債および資本								
金融機関に対する負債	0.3	576.2	-	0.3	-	0.2	7.0	584.0
有価証券	221,264.5	410.4	141,468.2	11,280.9	4,109.0	18,898.9	-635.0	396,796.9
デリバティブ	44,571.0	641.9	-15,176.0	-9,842.2	-3,154.3	-14,683.3	3,602.5	5,959.6
その他負債	3,637.5	0.1	2,620.6	-	-	-	-	6,258.2
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	7,289.0	-	-	-	-	-	314.4	7,603.4
負債および資本合計	276,762.3	1,628.6	128,912.8	1,439.0	954.7	4,215.8	3,288.9	417,202.1
資産および負債の差異	2.1	-0.2	-1.9	-	-	-	-	-
外貨に対するスウェーデン・クロネ高10%の効果(税引前)								
	-	0.0	-0.2	-	0.0	0.0	-	-

資産および負債の通貨別内訳

認識値

2017年	スウェーデン・クロネ	ユーロ	米ドル	日本円	豪ドル	その他の通貨	公正価値調整	合計
資産								
担保適格国債	18,206.1	1,386.6	5,055.5	-	-	-	-12.4	24,635.8
金融機関に対する貸付金	520.6	37.4	91.7	-	-	-	-	649.7
債券およびその他利付証券	960.0	2,457.3	9,095.7	-	-	-	-13.0	12,500.0
貸付金	308,486.1	-	-	-	-	-	1,661.2	310,147.3
デリバティブ	-37,835.1	-1,686.5	36,969.1	3,636.0	968.9	3,928.7	2,063.5	8,044.6
その他資産	916.7	0.0	42.7	-	-	5.8	-	965.2
資産合計	291,254.4	2,194.8	51,254.7	3,636.0	968.9	3,934.5	3,699.3	356,942.6
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	553.0	-	734.3	-	5.8	25.3	1,318.4
有価証券	180,945.4	1,726.2	130,610.5	3,001.5	5,044.9	14,888.8	1,538.5	337,755.8
デリバティブ	101,041.4	-84.6	-80,011.6	-99.8	-4,076.0	-10,960.1	1,984.6	7,793.9
その他負債	1,807.9	-	655.8	-	-	-	-	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	7,459.9	-	-	-	-	-	150.9	7,610.8
負債および資本合計	291,254.6	2,194.6	51,254.7	3,636.0	968.9	3,934.5	3,699.3	356,942.6
資産および負債の差異	-0.2	0.2	-	-	-	-	-	-
外貨に対するスウェーデン・クロネ高10%の効果(税引前)								
	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-

信用市場リスク

信用市場リスクとは、市場におけるベーススプレッドまたは信用スプレッドの変動が公社の資産または負債の純市場価額(総価額)を減少させるリスクをいう。信用市場リスクは主として、公正価値で評価される資産および負債の満期が一致していない結果として生じる。

信用市場リスクは、さらに資産に係る信用スプレッド・リスク、負債に係る信用スプレッド・リスク、デリバティブに係る信用スプレッド・リスク(CVAリスク)およびベーススワップ・リスクに分類される。資産およびデリバティブに係る信用スプレッド・リスクとは、カウンターパーティの信用スプレッドの変動が公社の資産額またはデリバティブ価値を減少させ得るリスクをいう。負債に係る信用スプレッド・リスクとは、公社の信用スプレッドの変動が公社の負債額を増加させるリスクをいう。ベーススワップ・リスクとは、2通貨間のベーススワップ・スプレッドの変動が通貨関連デリバティブ契約の市場価値にマイナスの影響を及ぼすリスクをいう。

公社は、資産(貸付けおよび投資)ならびに負債(資金調達および資本)の満期を適切にマッチさせることにより、信用市場リスクを制限する。

1ベース・ポイントの平行移動(上昇)に相当する市場の信用スプレッドにおける変動全般に対する公社の感応度については、下記に記載される。

信用市場リスクに対する感応度	2018年	2017年
投資(公正価値オプション)	-1.1	-2.9
投資(売却可能)	-	-0.2
貸付け	-23.8	-15.8
資金調達	26.0	18.8
合計	1.1	-0.1

信用市場リスクに対する所要自己資本

第2の柱に基づく信用市場リスクに対する所要自己資本合計(信用スプレッド・デリバティブを除く。)は、多数のシナリオに対して算定される。単一の主要なシナリオに対して算定された所要自己資本の最大額は、公社の信用市場リスクに対する所要自己資本を構成する。所要自己資本の算定の基礎となる主要なシナリオは、理論的であるか、または特定対象期間の実際の市場変化に基づきアップデートされているものである。

ヒストリカル・シナリオは、公社が事業取引を行っている信用市場において変動が最大である期間を捉えることを意図している。ヒストリカル・シナリオには、特定対象期間の市場データに基づく一定の蓋然性を有する計数モデルを用いたクレジット・スワップおよびベーススワップの変動がシミュレーションされるシナリオも含まれる。

理論的シナリオは、公社の事業モデルと関連し、それに起因し得る信用市場リスクに基づき、作成される。ヒストリカル・シナリオが想定される様々なシナリオのすべてを必ずしもカバーするわけではないため、公社の事業モデルから生じ得るリスクのすべてを所要自己資本がカバーすることを確保するためにこれらのシナリオが含まれている。

2018年12月31日現在、実施された算定において、信用市場リスクに対する所要自己資本合計は、1,530.0百万クローネ(前年度：1,434.0百万クローネ)であった。

その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、株式または株価指数等の原資産の価格決定状況の変動が公社の資産または負債の純価額(総価額)を減少させるリスクをいう。公社は、原資産および当該指数に関連する価格リスクをヘッジするためにデリバティブを用いる。これは、その他の価格リスクが残存しないことを意味する。

清算リスク

清算リスクとは、利付金融商品または外国為替の取引のカウンターパーティがその義務を清算前に履行できず、公社が代替の取引を締結するために費用の増加を負担するリスクをいう。またカウンターパーティ・リスクを管理する公社のプロセスには清算リスクの管理も含まれる。公社は、清算リスクが生じた結果の損失を避けられるように積極的に取り組んでいる。

事業リスクおよび戦略リスク

事業リスクとは、外部の事業環境(市況、顧客動向および技術発展を含む。)における要因が取引高および利ざやにマイナスの影響を与える結果として収益が減少するか、または費用が増加するリスクをいう。公社内のすべての部門は、それぞれの分野において継続的に外部モニタリングを行いながら取り組んでいる。

戦略リスクとは、誤りのあるもしくは誤導された戦略上の選択やビジネス上の決定、決定事項が正確に実施されないことまたは社会、規制制度もしくは金融部門および/または地方自治体部門の変化に対して感応度が不十分であることに起因する損失の長期的リスクをいう。公社は、取締役会が設定する戦略目標を展開するための手続を有している。戦略リスクは、根拠が十分な分析に基づいて戦略的判断を行うことにより、また戦略的な決定を取締役会が頻繁に行うことにより限定的なものとなっている。

これらのリスクには、とりわけ、収益または費用から生じる損失のリスクが事業計画および事業予想により異なることを意味する収益リスクが含まれる。公社の資産および負債の満期の適切なマッチングには、資金調達費用の変動を顧客に転嫁する好機が生じるため、収益リスクは制限される。この適切なマッチングには異なる通貨建の資産および負債も含まれるため、為替スプレッドおよびベーススプレッドの変動により生じる収益リスクは制限される。

すべての市場金利の変動に基づく公社の純利息収益の感応度分析

公社の純利息収益への影響は、利益にも影響を与えるものであるが、以下の2つのシナリオに基づき分析される。すなわち、100ベース・ポイント上昇の平行移動および50ベース・ポイント下降の平行移動である。一般的に市場金利が極めて低いことを考えると、かかるシナリオは非対称であり、すなわち、金利がさらに低下した場合、かかるシナリオにおいて金利は下方修正される。

公社では、資産および負債のキャッシュ・フローが適切にマッチしている。唯一の例外は、キャッシュ・フローに影響しない資本により資金調達された資産である。資本により資金調達された、これらの資産による収益は、したがって市場金利が上昇した場合には増加し、市場金利が低下した場合には減少する。

すべての市場金利が年度末において100ベース・ポイント上昇する場合、1年間の純利息収益は、229百万クロネ(前年度：104百万クロネ)増加する。ただし、貸借対照表の規模および構成は変わらないものとする。またすべての市場金利が年度末において50ベース・ポイント低下した場合、純利息収益は1年間で115百万クロネ(前年度：52百万クロネ)減少することとなる。

事業リスクおよび戦略リスクに対する所要自己資本

公社は、事業リスクおよび戦略リスクに対する所要自己資本を割り当てていない。それに対して、これらのリスクは、資本計画バッファにおける公社のストレス・テストの一環として評価される。

流動性リスクおよびファイナンス・リスク

流動性リスクとは、決済資金を調達する際に非常に高い費用を負わなければ満期に支払義務を履行できないリスクをいう。

短期流動性リスクは、想定外の事象により公社が義務を履行することが困難になる、日々の流動性管理におけるリスクに相当する。このリスクは、流動性の高い資産で流動性準備金を保有することにより限定的なものとなっている。短期流動性リスクは、公社がスウェーデン中央銀行のRIXと呼ばれる資金決済システムの参加者であることによりさらに限定されており、公社は同システムを通じて特に見返り担保貸付を受けることができる。

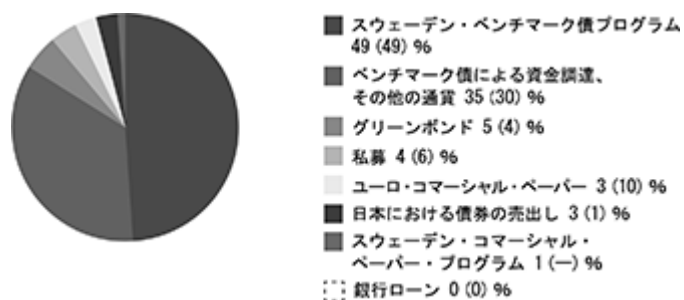
構造的な流動性リスク(ファイナンス・リスク)は、公社が事前に長期の資金調達を行わないリスクに相当する。このリスクは、多様な資金調達へのアクセスにより、また資産および負債の満期の適切なマッチングにより、限定されている。

資金調達の分散

公社は流動性リスクの管理として、流動性リスクを高度に制約する対応をとっている。公社は資金調達を分散し、いくつかの異なる資本市場を利用している。これにより、市況が悪化した中でも、資金調達業務について、新規の貸付け、借換えおよび資金調達に関する満期到来に対処するための必要条件を確保できている。戦略的資金調達プログラムとは、公社のスウェーデン・ベンチマーク債プログラム、EMTN(ユーロ・ミディアム・ターム・ノート)プログラムの枠組み内の米ドル建ベンチマーク債による資金調達、ECP(ユーロ・コマーシャル・ペーパー)プログラム、また日本市場における資金調達である。公社は、戦略的資金調達プログラムにおいて、引き続き市場でのプレゼンスを維持している。

資金調達全体の証券種類別内訳

2018年(2017年)



資金調達全体の通貨別内訳

2018年(2017年)



資産および負債の適切なマッチング

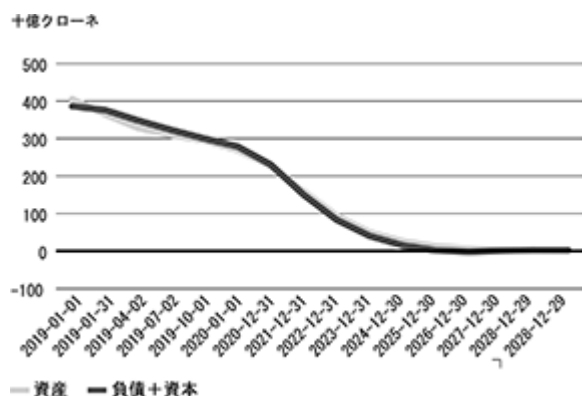
流動性リスクは、資産および負債の満期が異なる場合に生じる。このリスクを最小限に抑えるため、公社は資産(貸付けおよび投資)ならびに負債(資金調達および資本)の適切なマッチングを達成するよう努める。目指すところは、満期が1年を超える資産および負債の満期をマッチさせることである。下記のグラフは、貸借対照表における満期構成を表示しており、資産および負債の適切なマッチングを示すものである。

かかる算定において最も早い期限前償還日に償還されるとした場合、当該年度末現在の公社の資金調達残高の平均満期は2.3年(前年度:2.2年)であった。期限前償還可能な資金調達に関して、投資家は、一定の条件を満たした場合に、貸し付けられた資金に対して期限前償還を請求する権利を有している。

当該年度末現在、公社資産の平均満期は2.3年(前年度:2.2年)であり、元本が公社の貸付ポートフォリオに固定されていた平均満期は2.6年(前年度:2.4年)、元本が流動性準備金に固定されていた平均満期は0.2年(前年度:0.6年)であった。

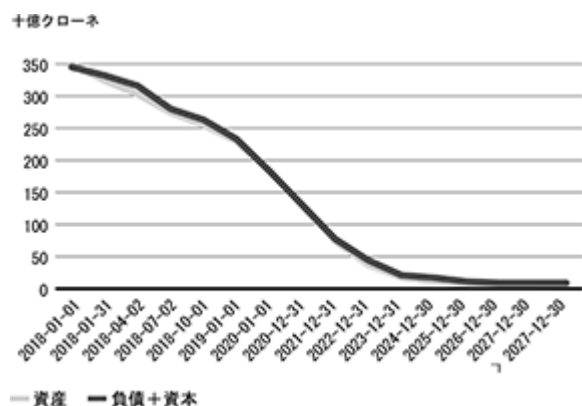
貸借対照表における満期構成

2018年12月31日現在



貸借対照表における満期構成

2017年12月31日現在



償還分析

以下の償還分析は、約定残存満期日ベースで、割引前のキャッシュ・フロー(減価償却および利息の支払を含む。)を示している。すべてのフローは、直物レートを適用してスウェーデン・クローネに転換されている。

契約ベースの割引前キャッシュ・フロー

2018年	要求払	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	満期がない もの	合計	認識値
資産								
担保適格国債	-	36,227.8	2,148.8	907.9	-	-	39,284.5	39,230.3
金融機関に対する貸付金	-	1,843.4	-	-	-	-	1,843.4	1,843.4
債券およびその他利付証券	-	1,734.5	5,234.9	605.8	-	-	7,575.2	7,457.8
貸付金	-	37,761.1	45,995.6	247,541.6	31,160.8	-	362,459.1	355,710.0
デリバティブ	-	8,877.9	6,020.7	10,143.8	82.0	-	25,124.4	11,333.2
その他資産	-	1,627.4	-	-	-	-	1,627.4	1,627.4
資産合計	-	88,072.1	59,400.0	259,199.1	31,242.8	-	437,914.0	417,202.1
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	0.9	0.3	581.6	-	-	582.8	584.0
有価証券	-	46,167.1	64,109.7	283,435.2	22,723.3	-	416,435.3	396,796.9
デリバティブ	-	1,103.7	1,389.3	1,315.8	-137.1	-	3,671.7	5,959.6
その他負債	-	6,258.2	-	-	-	-	6,258.2	6,258.2
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,603.4	7,603.4	7,603.4
負債および資本合計	-	53,529.9	65,499.3	285,332.6	22,586.2	7,603.4	434,551.4	417,202.1
差異合計	-	34,542.2	-6,099.3	-26,133.5	8,656.6	-7,603.4	3,362.6	-
約定済貸付金	1,213.5	-	-	-	-	-	1,213.5	-
未実行の約定済貸付金 ⁽¹⁾	-	-1,992.0	20.7	1,373.8	680.2	-	82.6	-

契約ベースの割引前キャッシュ・フロー

2017年	要求払	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	満期がない もの	合計	認識値
資産								
担保適格国債	-	17,534.9	1,368.8	5,823.9	-	-	24,727.6	24,635.8
金融機関に対する貸付金	-	649.7	-	-	-	-	649.7	649.7
債券およびその他利付証券	-	1,601.8	4,789.2	6,306.4	-	-	12,697.4	12,500.0
貸付金	-	27,911.4	61,535.7	199,063.1	27,206.2	-	315,716.4	310,147.3
デリバティブ	-	1,598.5	3,209.8	5,005.9	197.4	-	10,011.6	8,044.6
その他資産	-	965.2	-	-	-	-	965.2	965.2
資産合計	-	50,261.5	70,903.5	216,199.3	27,403.6	-	364,767.9	356,942.6
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	5.8	745.3	562.2	-	-	1,313.3	1,318.4
有価証券	-	29,852.4	75,665.8	212,028.7	27,619.7	-	345,166.6	337,755.8
デリバティブ	-	719.0	1,185.9	4,104.0	-121.9	-	5,887.0	7,793.9
その他負債	-	2,463.7	-	-	-	-	2,463.7	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,610.8	7,610.8	7,610.8
負債および資本合計	-	33,040.9	77,597.0	216,694.9	27,497.8	7,610.8	362,441.4	356,942.6
差異合計	-	17,220.6	-6,693.5	-495.6	-94.2	-7,610.8	2,326.5	-
約定済貸付金	1,834.3	-	-	-	-	-	1,834.3	-
未実行の約定済貸付金 ⁽¹⁾	-	-1,525.7	-701.6	1,939.8	359.5	-	72.0	-

(1) マイナスの金額はアウトフローを、プラスの金額はインフローを指す。

流動性準備金

ストレス期間(例えば資本市場における資金調達の機会の悪化)においてさえ良好な流動性の備えを確保するために、公社は流動性準備金を有している。流動性準備金は、有価証券、投資レポおよび銀行預金における公社の持分として定義される。銀行預金とは、原有価証券のない投資をいう。有価証券および担保に供されている有価証券の公社の自己保有分は、当該準備金から除外される。

流動性準備金の額は、金融市場における重大な不安の時期でさえ公社の流動性ニーズを満たすために十分な額が維持されなければならないという原則によって管理されている。

公社の流動性準備金はまた、容易に取引または償還される、優れた信用の質を有する資産から構成されなければならない。投資は、流動性のある利付証券および支払不能の場合に優先的地位を有する銀行預金のみに行われる可能性があり、自己資本比率の観点からリスク・ウェイトは最大50%である。投資には、黙示または明示を問わずゼロ金利の下限フロアは含まれるが、その他のストラクチャーは含まない。

流動性の測定

流動性カバレッジ比率(LCR)の測定とは、ストレスのある状況において、30日間のキャッシュ・アウトフロー純額に対する流動性の高い資産の割合である。したがって、100%の流動性カバレッジ比率は、短期的に公社の流動性準備金が、ストレスのある状況において翌30日間のキャッシュ・アウトフロー純額を満たすために、十分な流動性資産から構成されることを確保する。

公社は、全体レベルで、また主要な通貨(それぞれの通貨(当該通貨はスウェーデン・クローネおよび米ドルである。)ごとの公社の資金調達額が資金調達全体の少なくとも5%以上であるもの)別で、日々LCRを測定および監視している。取締役会が設定した制限に従って、LCRの比率は110%を下回ってはならない。この要件は、すべての通貨、ならびに各通貨がいわゆる主要通貨であると仮定した場合は、ユーロおよび米ドルの個別の通貨に適用がある。スウェーデン・クローネについては、取締役会は50%の制限を設定している。

公社の流動性準備金に占めるソブリン債とその他の現金および現金同等物の割合が高いことは、流動性比率が政府の要件を十分余裕をもって上回っていることを意味する。CRR規則に従った2018年12月31日現在の公社のLCRは、247.5%(前年度：206.7%)、米ドル建では327.1%(前年度：472.4%)、スウェーデン・クローネ建では331.3%(前年度：234.0%)であった(下表を参照のこと。)。

構造的な流動性リスクの測定に関して、公社は、安定調達比率(NSFR)、すなわち利用可能な安定した資金調達および安定した資金調達に対する公社のニーズとの関係を測定および監視する。公社では、2016年度以降に取締役会が制限を設定し、NSFRが110%を下回らないことが必要とされている。当該年度末現在、NSFRは143.2%(前年度：136.8%)であった。

CRR規則に基づく流動性カバレッジ 比率(LCR)	2018年			2017年		
	合計	米ドル	スウェーデン・ クローネ	合計	米ドル	スウェーデン・ クローネ
流動性が非常に高い資産(レベル1) (カバード・ボンドを除く。)	45,238.3	993.5	35,820.8	35,954.3	1,692.1	18,595.2
流動性が非常に高いカバード・ボ ンド(レベル1)	-	-	-	-	-	-
流動性が高い資産(レベル2)	-	-	-	-	-	-
流動性バッファ (単位：百万クローネ)	45,238.3	993.5	35,820.8	35,954.3	1,692.1	18,595.2
キャッシュ・アウトフロー (単位：百万クローネ)	21,461.6	1,215.1	12,742.0	21,835.2	1,432.8	12,364.2
キャッシュ・インフロー ⁽¹⁾ (単位：百万クローネ)	3,183.0	911.3	1,929.9	4,442.9	1,074.6	4,416.1
キャッシュ・アウトフロー純額 (単位：百万クローネ)	18,278.6	303.8	10,812.1	17,392.3	358.2	7,948.1
流動性カバレッジ比率(%)	247.5	327.1	331.3	206.7	472.4	234.0

(1) キャッシュ・アウトフロー純額の計算において、キャッシュ・インフローはキャッシュ・アウトフローの上限75%だけ含めることができる。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不適切または非機能的な内部プロセスもしくは作業手順、人的ミス、不正確なシステムまたは外部要因(法的リスクを含む。)により生じる損失のリスクをいう。オペレーショナル・リスクは、公社の業務に内在し、完全にはこれを回避し、取り除き、または他の当事者に転嫁することができない。しかしながら、優れたガバナンスおよび管理体制を通じて、公社は、このリスクが生じる可能性を減らし、オペレーショナル・リスクの結果として生じる可能性のある結果を軽減することができる。

リスク管理

オペレーショナル・リスクは、業務全般に存在し、完全には避けることができない。リスク管理および分析は、継続的に行われる。自己評価、インシデント管理、変更に関する承認手続、ならびに偶発性および継続性に関する計画は、オペレーショナル・リスクを特定、管理、分析するために利用される手法に含まれる。かかるリスクは、優れたガバナンスおよび管理体制により軽減され、これによりオペレーショナル・リスクはコントロールされ、許容水準に維持されている。

公社内のリスク管理は、オペレーショナル・リスクの統一的な測定および報告から構成される。すべての業務におけるリスクのレベルの分析は、定期的に行われ、取締役会、最高経営責任者および経営陣に報告される。リスク・コントロール部門内のオペレーショナル・リスク担当は、オペレーショナル・リスクを測定、特定、管理、評価、分析、査定、報告するために用いられる手法および手続に関して全般的責任を負っている。オペレーショナル・リスクの管理プロセスは、公社のリスク選好度および業務に必須の手続に基づき行われる。

オペレーショナル・リスクの特定、管理および分析手法

リスク指標

リスク指標は、公社内のガバナンスおよび管理の成果に関する手法であり、リスクが増大した場合に業務に関して注意喚起するため、継続的に監視および分析される。

自己評価

オペレーショナル・リスクは、公社の業務の一環として生じ得る。オペレーショナル・リスクに共通するのは、その大きさが市場金利または様々な顧客もしくはカウンターパーティの信用度の変動等の外部要因によっては、最小限度しか影響を受けないことである。それよりむしろ、オペレーショナル・リスクは公社自身の業務および/または組織の欠陥から生じる。このような背景の下、最高経営責任者は、すべての部門の管理者とともに、少なくとも年に1回、公社の商品、サービス、機能、プロセスおよびITシステムのオペレーショナル・リスク自体の自己評価を行う責任を負う。自己評価の結果は毎年、取締役会、最高経営責任者および経営陣に対して報告される。

ストレス・テスト

ストレス・テストは、公社がリスク管理および資本計画において将来予想の見込みを確保するための手段である。ストレス・テストは、リスクを定量化し、特殊な状況についての公社の管理能力を測るため、公社が実績または仮説に基づいて業務上行う様々な種類の評価の総称である。ストレス・テストは、シナリオ分析または感応度分析を用いて実施される。

インシデント管理

報告義務のある事象は、想定外の事象として定義される。報告義務のある事象は、リスクが顕在化した場合の事象、すなわち外部事象もしくは公社内で公社の事業、資産または評価に悪影響を及ぼすか、または及ぼし得る事象である。

公社は、組織的にかつ構造的に、当該報告に関して公社が定めた指示に従ってこの管理業務を行い、報告義務のある事象(インシデント)を追跡調査するものとする。想定外の事象は、できる限り、リスクが生じる業務分野またはプロセス内で報告され、対処されるべきである。各業務の責任者は、従業員がかかる事象を報告し、かかる事象の対応策を取ることに責任を負う。

新たな商品、サービス、市場、通貨、ITシステムならびに組織および業務の変更の承認プロセス(NPAP)

公社の承認プロセスは、新たな商品、サービス、市場、通貨、プロセスもしくはITシステムへのニーズが生じるか、もしくはかかるニーズが確認された場合、または既存のものにおいて大幅な変化が必要とされる場合、開始される。かかるプロセスは、公社の業務または組織における重大な変化に関しても開始される。かかるプロセスの目的は、変化に関連して生じる可能性のあるリスクを特定および管理することである。承認の決定のための書類作成は、当該事項を提案する個人により、業務管理のテンプレートに従って作成されなければならない。かかる書類作成は、公社のすべての関連部署との連携によって行われる。

継続性管理

公社は、危機回避行為を行う。これは、関連部門の管理者の指示に基づき、業務の範囲内で行われる。これを支援するために、セキュリティ指示、継続性管理計画およびセキュリティ・プロセスの形で、指針が提示される。調整、検討および報告機能を公社の継続性管理に含めるため、最高経営責任者は危機管理グループを任命している。少なくとも年に1回、取締役会は、偶発性、継続性および再生計画のテストによる直近の結果の報告を受けるものとする。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本

公社は、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本を決定するために、基礎的手法を採用している。同手法では、過去3年間の平均営業利益の15%に基づき所要自己資本を算定する。第1の柱に基づくオペレーショナル・リスクに対する公社の所要自己資本は、153.6百万クローネ(前年度：149.3百万クローネ)である。

レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクとは、潜在的および既存の顧客が公社または地方自治体部門全般についての否定的な報道または風評のため公社への信頼を失った場合に、かかる顧客からの収益が減少するリスクをいう。レピュテーション・リスクはまた、潜在的および既存の投資家が公社または地方自治体部門全般についての否定的な報道または風評のため公社への信頼を失った場合に、資金調達費用が増加するリスクをいう。公社は、メディアのモニタリングを行いながら予防的に取り組み、また、公社についての風評の可能性をあらかじめ阻止およびこれに対抗するために当該分野に深い知識を有する従業員を擁している。

残存リスク

残存リスクとは、公社が採用するリスク評価およびリスク低減のための確立された手法が予想より有効性が低いことが判明するリスクをいう。公社は、ミスのリスクを低減するために、リスク測定、資本要件およびリスク選好度について、意図して比較的簡単な方法および手法を使用している。公社は、あらゆるリスクの種類について、将来予想分析および実績分析の両方を実施する。内部資本評価は、公社への影響が予想より大きくならないようにネガティブなシナリオを提起している。

自己資本比率

2014年1月1日以降、自己資本比率はCRR(資本要件規則)⁽¹⁾に従い計算されている。CRD IV(資本要件指令IV)⁽²⁾に基づき導入される資本バッファは、まず資本バッファに関する法律(2014:966)を通して発効されている、スウェーデンの法律に基づいて実施されなければならない。公社に対しては、2.5%の資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファ(その規模は信用エクスポージャーの地理的な分布に基づいている。)のみが適用されている。2018年12月31日現在、スウェーデン地方金融公社に対するカウンタークリシカル・バッファ要件は1%であった。公社は、システミック・リスク・バッファの適用対象とはなっておらず、またシステム上重要な機関と指定されてもいない。公社は十分余裕をもってバッファ要件を満たしている。

(1) 金融機関および証券会社についての監督要件に関する、また規則(EU)第648/2012号を改正する、2013年6月26日付の欧州議会および理事会規則(EU)第575/2013号。

(2) 金融機関の業務実施への認可および金融機関および証券会社の監督に関する、また指令2002/87/ECを改正し指令2006/48/ECおよび2006/49/ECを廃止する、2013年6月26日付の欧州議会および理事会指令(EU)第2013/36/EU号。

自己資本	2018年	2017年
株式資本 ⁽¹⁾	7,100.0	6,100.0
分配されない留保利益 ⁽²⁾	485.2	386.8
その他包括利益およびその他の準備金の累計額	17.5	18.3
コアTier1資本(規制上の調整前)	7,602.7	6,505.1
追加的価値調整 ⁽³⁾	-177.5	-145.9
コアTier1資本の規制上の調整合計	-177.5	-145.9
コアTier1資本合計	7,425.2	6,359.2
Tier1資本拠出	-	-
Tier1資本合計	7,425.2	6,359.2
Tier2資本合計	-	-
自己資本合計	7,425.2	6,359.2

リスク・エクスポージャー額および 最低自己資本額	2018年		2017年	
所要自己資本、第1の柱	リスク・ エクスポー ジャー額	所要 自己資本	リスク・ エクスポー ジャー額	所要 自己資本
信用リスクに対する所要自己資本(標準的手法)	747.5	59.8	373.8	29.9
うち、金融機関に対するエクスポージャー	660.2	52.8	289.7	23.2
うち、事業法人に対するエクスポージャー	87.3	7.0	84.1	6.7
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本 (基礎的手法)	1,920.0	153.6	1,865.6	149.2
信用評価調整に対する所要自己資本	1,273.4	101.9	754.4	60.4
リスク・エクスポージャー額合計および 最低自己資本額	3,940.9	315.3	2,993.8	239.5

自己資本比率	2018年	2017年
コアTier1資本比率	188.4%	212.4%
Tier1資本比率	188.4%	212.4%
総自己資本比率	188.4%	212.4%
所要バッファ	2018年	2017年
資本保全バッファ	2.5%	2.5%
カウンターシクリカル・バッファ	1.0%	1.0%
所要バッファ合計	3.5%	3.5%
バッファとして使用可能なコアTier1資本	180.4%	204.4%

- (1) 株式資本に含まれる証券の詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「資本変動表についての注釈」の項を参照のこと。
- (2) 0.7百万クローネ(前年度：105.7百万クローネ)の控除が行われた。かかる控除は、CRR第26条に基づき、スウェーデン地方金融協同組合に対してグループ補助金の形での分配を行っておらず、年次総会での決議より前には自己資本への組入れができない当期利益をいう。
- (3) 慎重な価値評価に関する欧州銀行監督機構(EBA)のテクニカル・スタンダードに基づき計算された控除。目的は、公正価値で評価および認識されるポジションの評価における不確実性を調整することである。

内部で見積もられた所要自己資本	2018年	2017年
所要自己資本、第2の柱		
信用リスク	133.6	129.1
市場リスク	1,578.6	1,468.7
その他のリスク ⁽¹⁾	797.8	-
内部で見積もられた所要自己資本合計	2,510.0	1,597.8

(1) 不十分なレバレッジ比率のリスク。

公社の資本計画の目的は、現在および将来の規制要件を満たすよう、すべての業務について十分な資本を有することである。公社の内部資本評価および資本計画の詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「リスクおよび資本の管理 - 資本管理」の項を参照のこと。

欧州議会および理事会規則(EU)第575/2013号に基づく機関に対する自己資本開示要件の実施に関するテクニカル・スタンダードに関する2013年12月20日付の欧州委員会の規則第1423/2013号に基づき開示される情報、金融機関および証券会社の年次会計に関するスウェーデン金融監督局の規則および一般的勧告(FFFS2008:25)については、公社のウェブサイト参照のこと。

レバレッジ比率

レバレッジ比率は、Tier1資本を資産・約定のエクスポージャー総額で除した比率として定義される。貸付ポートフォリオおよび流動性準備金について、エクスポージャーは認識値と同額である。デリバティブ資産については、エクスポージャーは、デリバティブのカウンターパーティとの個々のネットティング契約におけるエクスポージャーを合算することにより算定される。当該エクスポージャー額には、EUのCRR(資本要件規則)で定められた標準的手法(市場評価法)に従い算定される潜在的な将来のエクスポージャー額が加算される。オフバランスシート項目の約定もまた、エクスポージャー額に帰するものである。エクスポージャー額は約定が決済される可能性に基づき算定される。公社において、これには約定済貸付金および未実行の約定済貸付金を含む。

	2018年	2017年
総資産	417,202.1	356,942.6
控除：コアTier1資本の決定のために減額した金額	-177.5	-145.9
控除：貸借対照表上のデリバティブ	-11,333.2	-8,044.6
加算：デリバティブ・エクスポージャー	9,015.1	2,973.7
加算：デリバティブのリスクに係る潜在の変動	6,732.7	3,656.7
加算：オフバランスシートの約定	1,678.9	2,155.3
エクスポージャー額合計	423,118.1	357,537.8
Tier1資本(移行規則を適用して算定したもの)	7,425.2	6,359.2
レバレッジ比率	1.75%	1.78%

公社は将来の法定レバレッジ比率要件を達成するための資本計画を有している。前記「(4) 業務の概況」の「リスクおよび資本の管理 - 資本管理」の項を参照のこと。

組合員の責任

スウェーデン地方金融協同組合の組合員であるコミュニオンおよびリジョンは、公社の約定すべてをカバーする連帯保証を締結している。公社の業務は、1986年の業務開始以来、大幅に変化してきた。

2010年、組合員の責任を明確化するために、基本的な連帯保証に加えて、2つの取決めが策定された。1つは、デリバティブのカウンターパーティ・エクスポージャーに対する責任を定める保証の取決めであり、ローンについての契約上の従前の条項に置き換わるものである。もう1つは、組合員の相互責任を詳細に記載した最新の求償に関する契約である。かかる契約は、求償に関する契約および約束手形の条項に従い、従前の責任を明確化し、これに置き換わるものである。2011年度において、かかる契約は組合員である地方自治体当局それぞれにより承認された。

責任の分担は、公社による貸付け全体における各組合員の参加割合に比例して、またスウェーデン地方金融協同組合に対して支払われた資本拠出全体における各組合員の参加割合に基づき約定文書を通じて、年に2回、組合員に対して通知されている。

約定文書は、2018年12月31日現在の公社の貸借対照表における以下の項目に基づいている(単位：百万クロネ)。

	2018年
金融機関に対する負債	584.0
有価証券	396,796.9
資金調達合計	397,380.9
負債(約定文書に従ったもの)	
貸し出された資金調達 ⁽¹⁾	348,849.4
貸し出されていない資金調達 ⁽²⁾	48,531.5
資金調達合計	397,380.9
デリバティブ(貸し出された資金調達に関連するもの) ⁽¹⁾	1,164.9
その他負債 ⁽²⁾	6,258.3
負債/約定合計	404,804.1
資産(約定文書に従ったもの)	
貸付金 ⁽¹⁾ 注記14参照	355,710.0
流動性準備金 ⁽²⁾ 注記3、13、15参照	48,531.5
デリバティブ(貸し出された資金調達に関連するもの) ⁽¹⁾	454.2
その他資産 ⁽²⁾	1,627.3
資産合計	406,323.0

(1) 配分の基礎：公社の貸付け全体における各組合員のシェアに相当する割合

(2) 配分の基礎：スウェーデン地方金融協同組合に対して支払われた資本拠出全体における各組合員の参加に相当する割合

約定文書において、デリバティブは、カウンターパーティごとに純額で認識される。つまり、同一カウンターパーティに対する債権は同一カウンターパーティに対する負債で相殺(ネッティング)が行われている。加えて、上記の資産または負債として認識されたデリバティブは、国債等、担保提供資産および受取担保により減額されている。2018年12月31日現在、受取担保は4,151.9百万クロネ(前年度：2,055.6百万クロネ)であり、エクスポージャー残高をカバーする場合に限り使用できる。公社のデリバティブに関する負債に対する担保の相当額は558.1百万クロネ(前年度：1,026.6百万クロネ)であった。これらについては、注記26に開示されているが、貸借対照表において減額されていない場合がある。

[次へ](#)

注記4 純利息収益

利息収益	2018年	2017年
実効金利法に基づいて算定される利息収益	494.0	450.6
うち、貸付金の利息収益	456.4	487.0
うち、利付証券の利息収益	37.6	-36.4
その他利息収益	11.3	1.7
合計	505.3	452.3
うち、損益を通じて公正価値で測定されない金融項目の利息収益	231.1	219.4
利息費用		
実効金利法に基づいて算定される利息費用	437.0	481.6
うち、金融機関に対する負債の利息費用	-15.0	-2.0
うち、有価証券の利息費用	681.0	645.4
うち、マイナス金利での貸付金に係るもの	-229.0	-161.8
その他利息費用	-56.8	-52.6
合計	380.2	429.0
うち、損益を通じて公正価値で測定されない金融項目の利息費用 ⁽¹⁾	-549.9	-379.4
純利息収益合計	885.5	881.3

(1) 資金調達につき金融ヘッジを行うデリバティブからの利息は利息費用として認識される。デリバティブ契約により、利息は支払サイドにおいて受け取られるため、現行の利息状況では、多くの場合、公社は資金調達とそのヘッジにより利息を得ていることになる。これによって、公正価値で測定される金融項目の利息費用合計がプラスになっている。

公社は、すべての収益および費用は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。本注記において、収益はプラス、また費用はマイナスで認識されている。当該期間における純利息収益に関する詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「損益計算書についての注釈」の項を参照のこと。

注記5 支払手数料

	2018年	2017年
代理人支払手数料	4.9	3.4
有価証券仲介手数料	3.1	3.7
その他手数料	0.2	0.2
合計	8.2	7.3

注記6 金融取引純利益

	2018年	2017年
実現利益	-2.5	86.3
うち、利付証券	-1.2	89.8
うち、その他金融商品	-1.3	-3.5
未実現の市場価値変動	164.4	426.0
為替レートの変動	-0.5	-0.3
合計	161.4	512.0

公社は、すべての収益および費用は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。

測定分類別の純利益/損失(IFRS第9号)	2018年
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-106.2
うち、強制項目	412.9
うち、公正価値オプション	-519.1
償却原価で測定される金融資産	0.5
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	244.9
うち、売買目的保有	-1,727.1
うち、公正価値オプション	1,972.0
償却原価で測定される金融負債	-
公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動	-362.5
公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するヘッジ対象項目の公正価値変動	385.2
為替レートの変動	-0.5
合計	161.4

損益(純額)

その他包括利益において認識される売却可能金融資産の純利益

-

公社には、その他包括利益において計上される資産または負債はない。公社は、自己の信用リスクについては財務書類に計上していない。注記25を参照のこと。

償却原価で測定される金融資産に係る純利益は、0.5百万クローネ(前年度：0.2百万クローネ)であった。かかる金額には、0.6百万クローネ(前年度：0.2百万クローネ)の満期到来前に停止された貸付けに関する金利差に対する補償額が含まれる。どの場合においても停止は顧客の主導で行われた。さらに、マイナス0.1百万クローネ(前年度：-百万クローネ)は、スウェーデン中央銀行の買戻契約の売却に関連するものであった。当該年度末まで延長されたスウェーデン中央銀行の買戻契約の満期期限内において、通常の1週間から3週間に、想定されていた以上に流動性のアウトフローが増加したことで売却することが動機付けられた。

測定分類別の純利益/損失(IAS第39号)	2017年
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-730.0
売買目的保有(資産)	45.7
貸付金および債権	0.2
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	86.8
売買目的保有(負債)	1,077.8
売却可能金融資産のキャピタル・ゲイン/ロス	35.6
公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動	-985.5
公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するヘッジ対象項目の公正価値変動	981.7
為替レートの変動	-0.3
合計	512.0
損益(純額)	
その他包括利益において認識される売却可能金融資産の純利益	-11.5

注記7 その他営業収益

	2018年	2017年
有形資産の処分によるキャピタル・ゲイン	-	0.1
顧客との契約から生じる収益	5.8	4.9
その他営業収益	2.0	0.3
合計	7.8	5.3

顧客との契約から生じる収益のすべては、財務管理サービスであるKI Finansからの収益に関連しており、当該サービスはスウェーデン地方金融協同組合の組合員に提供されている。当該サービスによって、顧客はその財政状態について独自の概観を作成することができる。すべての収益は、スウェーデン地方金融協同組合の組合員であるコミュニティおよびリジョンで構成される顧客分類から生じており、すべての顧客は同一の市場地域であるスウェーデンで事業を行っている。

すべての契約はポートフォリオのレベルで処理され、顧客にサービスを使用する権利を与え、履行義務はサービスが提供されている期間中にその期間を通じて履行される。すべての契約は1暦年にわたり、通常、当該会計年度内に請求される。支払期間、請求およびサービスの使用が1会計年度内に生じることから、いかなる重要な財務要素に対する調整も行われない。当該収益は、履行義務が充足される会計年度内に認識される。当該契約の取引価格は固定価格であり、契約またはその他の評価項目に関連する変動対価、義務または給付に対する調整は行われない。取引価格は公社の価格表に従って決定され、顧客グループの外部借入債務を踏まえている。KI Finansシステムに係る契約費用は、IAS第38号「無形資産」に基づいて無形資産として資産計上され、認識される。またKI Finansに起因する当期費用は、IFRS第15号第96項に基づいて費用計上される。当該契約に関連する特定の費用について、顧客による支払はない。

公社は、すべての収益は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。

注記8 一般管理費

(単位：千クローネ)	2018年	2017年
人件費		
給与および報酬	71,981	68,535
社会保障拠出金	40,418	38,289
うち、社会保障拠出金および社会保障拠出金関連債務	22,931	21,599
うち、年金費用	14,081	13,446
うち、年金費用に係る特別給与税	3,406	3,244
臨時/契約雇用者費用	2,507	5,401
教育/研修費	3,425	2,913
その他人件費	3,153	4,801
人件費合計	121,484	119,939
その他一般管理費		
出張旅費	3,838	4,020
IT費用	19,257	19,094
コンサルタント費用	14,376	21,833
格付費用	1,118	1,339
市場情報	9,079	9,620
賃借料およびその他施設管理費用	6,470	6,740
年次報告書および中間報告書	677	1,196
破綻処理費用	69,052	66,307
その他の費用	14,477	8,374
その他一般管理費合計	138,344	138,523
合計	259,828	258,462

報酬方針

公社は、報酬方針を適用しており、かかる報酬方針では、公社は変動報酬を適用しないこととされている。2018年度については、公社の従業員に対して支払われた変動報酬はなかった。取締役、最高経営責任者または他の上級役員につき、新規任命に関連して承認された一時的な報酬はなく、また支給された退職金もなかった。当該会計年度に年間で1百万ユーロ以上に相当する報酬を受け取った従業員個人もいなかった。

上級役員に対する報酬

社長兼最高経営責任者に対する報酬は取締役会により決定されている。2018年度について、社長兼最高経営責任者は、基本給として3,129千クローネ(前年度：3,123千クローネ)を受け取った。変動報酬は支払われなかった。社長兼最高経営責任者に対する年金費用は1,057千クローネ(前年度：964千クローネ)であり、これらは保険契約を通じてカバーされている。公社から退職が要求された場合、給与18ヵ月分の退職金に加え、通知後6ヵ月間給与が支払われるが、新たな職に就いた場合、新たな収入の金額に応じて減額される。

業務執行副社長に対する報酬は、取締役会により決定されている。2018年度について、業務執行副社長は、基本給として2,105千クローネ(前年度：2,069千クローネ)を受け取った。変動報酬は支払われなかった。業務執行副社長に対する年金費用は602千クローネ(前年度：617千クローネ)であり、これらは保険契約を通じてカバーされている。公社から退職が要求された場合、給与18ヵ月分の退職金に加え、通知後6ヵ月間給与が支払われるが、新たな職に就いた場合、新たな収入の金額に応じて減額される。

他の上級役員に関する報酬の詳細は、該当者が上級役員であった個々の期間中に支払われた報酬のみを含む。他の上級役員は、当該年度末現在、5名(前年度：5名)(うち女性2名(前年度：2名)および男性3名(前年度：3名))で構成されていた。公社経営役員の構成および当該年度中の異動に関する詳細については、2018年度年次報告書の43頁を参照のこと。

公社経営役員の他の上級役員に対する報酬は、取締役会により決定されている。2018年度中、執行役員グループのメンバーである上級役員に対する報酬の合計額は5,546千クローネ(前年度：4,789千クローネ)であった。年金費用は保険契約を通じてカバーされている。

2018年度に採択された取締役会の活動手順に従い、取締役会会長は、公社の報酬方針の遂行の独自の見直し、取締役会の決定の準備、執行役員への報酬、公社のあらゆる統制機能に包括的な責任を負う従業員への報酬、および公社の報酬方針の適用の注視措置に責任を負う。

取締役会に対する報酬

当該年度末現在、取締役会は8名(前年度：10名)の取締役(従業員代表を含む。)で構成され、うち4名(前年度：5名)が女性であった。エレン・ブラムネス・アルヴィドソンが取締役会会長である。

2018年年次総会まで、取締役会に対する報酬は取締役会会長に対する550千クローネの固定報酬で構成されていた。取締役に對しては300千クローネの固定報酬が支払われた。従業員代表には報酬は支払われなかった。2018年年次総会で、取締役会出席報酬は据え置かれることが決議された。

公社は、取締役会については、年金債務または特定の通知条件のいずれも有していない。

(単位：千クローネ)	2018年	2017年
エレン・ブラムネス・アルヴィドソン	550	550
クート・エリアソン	300	300
ラーシュ・ヘイケンステン	300	300
エリック・ラングビー	300	300
アンナ・フォン・クノーリング	300	300
ヨハン・トーングレン	300	300
クリスティーナ・スンディン・ヨンソン(2018年4月に新たに選任)	200	-
アンナ・サンドボリィ(2018年4月に退任)	100	300
オーサ・セッターベリィ(2018年4月に退任)	100	208
ウルリカ・ゴンザレス・ヘードクヴィスト(従業員代表)	-	-
ネディム・ムルティック(従業員代表、2018年3月に退任)	-	-
ヨナス・ハカンソン(従業員代表、2018年3月に新たに選任、2018年8月に退任)	-	-
合計	2,450	2,558

給与および報酬

2018年 (単位：千クローネ)	基本給/取締役会 出席報酬	その他の 給付	年金費用	合計
取締役	2,450	-	-	2,450
社長兼最高経営責任者	3,129	84	1,057	4,270
業務執行副社長	2,105	-	602	2,707
その他の経営役員	5,546	18	1,831	7,395
その他の従業員	58,751	-	10,591	69,342
合計	71,981	102	14,081	86,164

2017年 (単位：千クローネ)	基本給/取締役会 出席報酬	その他の 給付	年金費用	合計
取締役	2,558	-	-	2,558
社長兼最高経営責任者	3,123	84	964	4,171
業務執行副社長	2,069	-	617	2,686
その他の経営役員	4,699	18	1,386	6,103
その他の従業員	56,086	-	10,479	66,565
合計	68,535	102	13,446	82,083

従業員数(平均)	2018年	2017年
年度中の従業員数(平均)	97	91
うち、女性	41	35

監査人ケーピーエムジーAB(KMPG AB) に対する報酬および経費	2018年	2017年
監査業務	925	1,325
その他の監査業務	969	983
税務コンサルタント業務	-	-
その他の業務	48	15

監査業務

公社の2016年年次総会において、ケーピーエムジーABが2020年年次総会終了までの期間につき公社の監査法人として任命された一方で、アーンスト・アンド・ヤングABが退任した。

監査業務とは、年次報告書および帳簿記録の監査ならびに取締役会および社長による経営の審査、スウェーデン地方金融公社の監査人の責任とされるその他の任務、および監査および/またはその他の任務の遂行からの観察に伴うその他の助言もしくは支援をいう。その他の監査業務とは、顧客以外の者を含む受領者に対する報告および証明に向けたレビューなどの品質評価をいう。その他の業務とは、上記のいずれにも属さないものをいう。

オペレーティング・リース

当該年度中のオペレーティング・リース費用は5,926千クローネ(前年度：6,287千クローネ)であった。当該費用の大半は、子会社であるスウェーデン地方不動産会社からの公社施設の賃借料である。

解約不能オペレーティング・リースに係る将来のリース料支払および当該年度中の分配は、以下の表のとおりである。

スウェーデン地方金融公社が締結する 解約不能オペレーティング・リース	2018年	2017年
1年以下	5,611	5,552
1年超5年以下	16,899	19,643
合計	22,510	25,195

注記9 その他営業費用

	2018年	2017年
保険費用	1.1	0.9
通信・情報	2.7	2.5
その他営業費用	0.4	0.1
合計	4.2	3.5

注記10 純信用損失

	2018年	2017年
担保適格国債	1.7	-
金融機関に対する貸付金	0.6	-
貸付金	21.9	-
債券およびその他利付証券	0.0	-
オフバランスシート項目	0.1	-
合計	24.3	-

IFRS第9号に基づき、公社は2018年度において予想信用損失の認識を開始した。公社には2017年度においてIAS第39号に基づく信用損失はなかった。算定モデル、引当金および信用損失の変動に関する詳細については、注記3を参照のこと。

注記11 税金

損益計算書において認識されるもの	2018年	2017年
当期税金費用	165.1	248.1
過年度税額の調整	1.3	-0.3
認識税金費用合計	166.4	247.8

実効税額の調整	2018年(%)	2018年	2017年(%)	2017年
税引前利益		752.5		1,123.8
実勢税率による税額	22.0%	165.5	22.0%	247.2
非控除費用/非課税収益	-0.1%	-0.4	0.1%	0.9
過年度税額	0.2%	1.3	-0.0%	-0.3
認識実効税額	22.1%	166.4	22.1%	247.8

その他包括利益に起因する税金費用	2018年	2017年
売却可能金融資産	-	-2.5
その他包括利益合計	-	-2.5

認識される繰延税金資産および繰延税金負債

公社には繰延税金負債または繰延税金資産はない。

繰延税金資産	2018年	2017年
税金資産、期首残高	-	28.1
未実現の市場価値変動	-	-28.1
うち、損益計算書において認識されるもの	-	-28.1
税金資産、期末残高	-	-

資本に対して直接計上される税金項目	2018年	2017年
グループ補助金の支払に対する当期税額	165.1	217.3
資本に対して直接計上される総計額	165.1	217.3

注記12 利益処分の提案

	2018年
取締役会は、	
当期利益	586.1
繰越利益/損失	-112.2
合計	473.9
を以下のとおり処分することを提案している。	
繰越金額	473.9

詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「利益処分の提案」の項を参照のこと。

注記13 担保適格国債

	2018年			2017年		
	認識値					
	償却原価	損益を通じた 公正価値	認識値合計	公正価値	認識値	公正価値
担保適格国債						
- スウェーデン中央政府	33,201.6	3,868.2	37,069.8	37,072.4	21,221.4	21,221.4
- 外国政府	-	2,160.5	2,160.5	2,160.5	3,414.4	3,414.4
合計	33,201.6	6,028.7	39,230.3	39,232.9	24,635.8	24,635.8
額面金額を上回る簿価から生じるプラスの差額			166.7		332.7	
額面金額を下回る簿価から生じるマイナスの差額			-9.5		-17.2	
合計			157.2		315.5	

2017年度と比較して増加したことは、流動性準備金が金額の面で増加したことに起因する一方、公社が同時に、スウェーデン中央政府により発行された証券の保有割合を増加させたことに起因する。

注記14 貸付金

	2018年			2017年		
	認識値					
	償却原価	損益を通じた 公正価値	認識値合計	公正価値	認識値	公正価値
貸付金						
- コミューンおよびリジョン	106,619.6	46,415.0	153,034.6	152,997.1	128,905.1	129,043.8
- 地方自治体が保証する住宅供給会社	95,114.9	36,720.3	131,835.2	131,824.3	116,828.9	116,922.7
- 地方自治体が保証するその他の関係会社	47,577.4	23,262.8	70,840.2	70,859.5	64,413.3	64,472.1
合計	249,311.9	106,398.1	355,710.0	355,680.9	310,147.3	310,438.6

貸付金とは、コミュニティおよびリジョンならびにかかるコミュニティおよびリジョンが所有する関係会社に対する貸付金をいう。

注記15 債券およびその他利付証券

	2018年			2017年		
	認識値			公正価値	認識値	公正価値
	償却原価	損益を通じた 公正価値	認識値合計			
債券およびその他利付証券						
- スウェーデンの住宅金融機関	-	-	-	-	-	-
- その他の海外の発行体	-	7,457.8	7,457.8	7,457.8	12,500.0	12,500.0
合計	-	7,457.8	7,457.8	7,457.8	12,500.0	12,500.0
額面金額を上回る簿価から生じるプラスの差額			70.7		163.7	
額面金額を下回る簿価から生じるマイナスの差額			-18.6		-32.9	
合計			52.1		130.8	

2017年度と比較して減少したことは、公社がスウェーデン中央政府により発行された証券の保有割合を増加させたことに起因する。詳細については、注記13を参照のこと。

注記16 子会社株式および出資持分

スウェーデン地方不動産会社 所有100%

登録番号：SE-556464-5629、スウェーデン、エーレブロー

	2018年	2017年
株式数：1,000株	42.0	42.0
合計	42.0	42.0

2018年12月31日現在、スウェーデン地方不動産会社の総資産は51.5百万クローネ(前年度：56.7百万クローネ)、資本は42.6百万クローネ(前年度：42.9百万クローネ)であり、また損失が0.3百万クローネ(前年度：損失0.7百万クローネ)であった。

注記17 デリバティブおよびヘッジ会計

公社の資金調達、複数の異なる通貨建により、固定金利および変動金利の両方で行われている。公社の貸付けは、スウェーデン・クローネ建のみで、固定金利および変動金利の両方で行われている。公社は、公社の資金調達および貸付けの契約条件が一致しない場合に生じる金利リスクおよび為替リスクをヘッジするためにデリバティブ商品を利用している。

収益および資本のボラティリティを縮小するために、固定金利での資金調達および貸付けには公正価値のヘッジ会計が適用されている。かかるヘッジは、ヘッジ手段として知られる1つまたは複数のデリバティブ契約を伴い、当該契約は資金調達または貸付けに関連する1つまたは複数の市場リスクをヘッジするために締結される。金利スワップおよび通貨スワップの形でプレーンバニラ型のデリバティブのみがヘッジ手段として利用されている。

ヘッジ関係

ヘッジ会計において、公社は、金利リスクのヘッジおよび金利・為替リスクのヘッジという2つの異なるタイプのヘッジ関係を用いている。すべてのヘッジ関係は取引ベースである。

ヘッジ手段およびヘッジ対象項目における重要条件、通貨、満期日、固定金利支払日および想定元本総額は常に一致しているため、公社は、ヘッジ関係に含まれる間の非有効性の要因はもっぱらヘッジ手段の変動金利部分に係る価値変動および、該当する場合、通貨ベーススプレッドの変動から成ると予想している。

金利リスクヘッジ

金利リスクは、公社が固定金利で資金を借り入れるまたは貸し付ける場合に生じる。資金調達および貸付けは同時に起こらないため、それらは1つまたは複数のデリバティブ商品をもって取引レベルでヘッジされている。公社のこれらのヘッジの目的は、ベンチマーク金利の変動に起因する資金調達または貸付けの取引の公正価値変動のリスクを軽減することである。公社は、かかるベンチマーク金利リスクを資金調達および貸付けにおいてヘッジされるリスク構成要素として特定している。

これらの場合、ヘッジ対象項目は固定金利での資金調達または貸付けから成る。ヘッジ手段は、1つまたは複数の金利スワップから成る。金利スワップは、ヘッジ対象項目と同一の通貨、満期日、固定金利支払日および想定元本総額に基づいている。

金利・為替リスクヘッジ

金利・為替リスクは、公社が外貨建により固定金利で資金を借り入れる場合に生じる。公社の貸付けはスウェーデン・クローネ建であるため、デリバティブ契約は当該資金をスウェーデン・クローネに交換するために利用されており、これは当該資金調達が1つまたは複数のデリバティブをもって取引レベルでヘッジされていることを意味する。公社のこれらのヘッジの目的は、現行のベンチマーク金利および為替レートの変動に起因する資金調達の公正価値変動のリスクを軽減することである。公社は、かかるベンチマーク金利・為替リスクを資金調達においてヘッジされるリスク構成要素として特定している。

これらの場合、ヘッジ対象項目は外貨建による固定金利での資金調達から成る。ヘッジ手段は、1つまたは複数の通貨スワップから成り、そのヘッジは可変的なスウェーデン・クローネのフローをもたらす。金利スワップは、ヘッジ対象項目と同一の通貨、満期日、固定金利支払日および想定元本総額に基づいている。

有効性テスト

公社は、ヘッジ関係の開始時に、初期予測検査を行い、その後は四半期ごとに遡及テストを行う。予測検査は、ヘッジ対象項目およびヘッジ手段に関する重要条件が一致しているかどうかを確認する。重要条件が一致しない場合、ヘッジ会計は適用されない。

ヘッジ関係の有効性は、ヘッジ対象項目およびヘッジ手段に関する未実現の市場価値のバランスに関する実績データに基づいた分析で遡及して測定される。分析は回帰テストを含む。回帰テストにおいて、線形回帰の回帰係数が-0.8から-1.25の間である場合、ヘッジ関係が有効であるとみなす。ヘッジ関係が有効であるとみなされない場合、かかる関係は崩れ、従前のヘッジ対象項目は償却原価で認識され、価値変動は当該項目の満期までの残存期間にわたり配賦される。

ヘッジ関係はすべて有効であるとみなされている。公社には、満期前に停止したヘッジ関係はない。

ヘッジ手段	想定元本					公正価値で測定される資産		公正価値で測定される負債		ヘッジの非有効部分の会計処理に用いられる公正価値変動	
	残存期間			合計		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	1年未満	1年以上5年以下	5年超	2018年	2017年						
ヘッジ関係に含まれるデリバティブ											
金利リスクをヘッジするデリバティブ	35,915.1	219,056.2	42,160.6	297,131.9	232,991.8	2,576.2	4,240.3	-491.4	677.1	-335.8	-919.8
金利・為替リスクをヘッジするデリバティブ	363.6	3,344.8	-	3,708.4	3,656.0	343.3	273.1	-97.1	76.4	-26.7	-65.8
合計	36,278.7	222,401.0	42,160.6	300,840.3	236,647.8	2,919.5	4,513.4	-588.5	753.5	-362.5	-985.6
平均金利	0.11%	-0.08%	0.42%								
ヘッジに用いていないデリバティブ											
金利関連	80,606.6	140,623.0	2,211.8	223,441.4	190,343.8	71.3	176.4	-756.5	1,297.7		
通貨関連	72,651.5	104,657.4	1,422.7	178,731.6	160,427.4	8,339.1	3,288.3	-2,969.1	5,742.7		
その他	8,508.1	-	-	8,508.1	976.3	3.3	66.5	-1,645.5	-		
合計	161,766.2	245,280.4	3,634.5	410,681.1	351,747.5	8,413.7	3,531.2	-5,371.1	7,040.4		
合計	198,044.9	467,681.4	45,795.1	711,521.4	588,395.3	11,333.2	8,044.6	-5,959.6	7,793.9		

ヘッジ対象項目	資産認識値		公正価値の調整の発生額資産		負債認識値		公正価値の調整の発生額負債		ヘッジの非有効部分の会計処理に用いられる公正価値変動	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
金利リスクヘッジによる貸付け	85,680.7	63,105.8	656.5	450.0	-	-	-	-	206.5	-358.9
金利リスクヘッジによる資金調達	-	-	-	-	202,333.8	174,924.9	1,197.7	1,344.3	146.6	1,264.7
金利・為替リスクヘッジによる資金調達	-	-	-	-	2,947.1	2,863.1	147.7	179.8	32.1	75.8
合計	85,680.7	63,105.8	656.5	450.0	205,280.9	177,788.0	1,345.4	1,524.1	385.2	981.6

ヘッジの非有効部分合計	2018年	2017年
金利リスクヘッジ		
デリバティブ	-335.8	-919.8
資金調達	146.6	1,264.7
貸付け	206.5	-358.9
合計	17.3	-14.0
金利・為替リスクヘッジ		
デリバティブ	-26.7	-65.8
資金調達	32.1	75.8
合計	5.4	10.0

非有効部分はすべて、金融取引純利益において認識される。

注記18 無形資産

	2018年	2017年
<i>取得価額</i>		
前期繰越取得価額	24.3	22.0
当期の投資	11.1	2.3
処分および廃棄	-1.4	-
次期繰越取得価額	34.0	24.3
<i>減価償却費</i>		
期首残高、減価償却費	-13.4	-8.6
当期の減価償却費	-4.9	-4.8
処分および廃棄	-	-
次期繰越減価償却費	-18.3	-13.4
期末現在の見積り残存価値	15.7	10.9

公社の無形資産は業務システムから成る。処分および廃棄の項目は、意図した方法で利用される必要がある基準を満たしていないとみなされるKI Finansのアプリケーションの減損を指す。マイナス0.4百万クローネの収益への影響は、損益計算書において無形資産の減価償却費および減損の項目に計上されている。

注記19 有形資産

	2018年	2017年
取得価額		
前期繰越取得価額	19.9	28.6
当期の投資	0.3	2.3
処分および廃棄	-	-11.0
次期繰越取得価額	20.2	19.9
減価償却費		
期首残高、減価償却費	-12.7	-21.0
当期の減価償却費	-2.5	-2.5
処分および廃棄	-	10.8
次期繰越減価償却費	-15.2	-12.7
期末現在の見積り残存価値	5.0	7.2

有形資産は、主としてIT設備および事業所設備から成る。

注記20 その他資産

	2018年	2017年
子会社に対する債権	7.2	11.8
提供担保証拠金	1,454.4	793.0
その他資産	9.4	9.3
合計	1,471.0	814.1

子会社に対する債権は、グループ補助金およびゼロ金利ローンを指す。

2016年度において、公社は中央清算機関により清算されるデリバティブにつき担保の提供を開始し、各カウンターパーティおよび通貨ごとの担保(純額)は貸借対照表において認識される。詳細については、注記26を参照のこと。2017年度において、公社はまた、中央清算機関により清算されないデリバティブにつき現金担保の提供を開始したが、これらに相殺権は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。

注記21 その他負債

	2018年	2017年
親団体に対する負債	1,639.8	1,752.3
受取担保証拠金	4,551.8	654.8
その他負債	25.9	15.4
合計	6,217.5	2,422.5

スウェーデン地方金融協同組合に対する負債は、協同組合のために公社が管理する新規株式資本として公社に移転される予定の2018年度のグループ補助金および組合員の出資に関連する。2016年度において、公社は、中央清算機関により清算されるデリバティブにつき担保の受取を開始し、各カウンターパーティおよび通貨ごとの担保(純額)が貸借対照表において認識される。詳細については、注記26を参照のこと。2017年度において、公社はまた、中央清算機関により清算されないデリバティブにつき現金担保の受取を開始したが、これらに相殺権は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。

注記22 引当金

	2018年	2017年
オフバランスシート項目の約定に対する引当金	0.1	-
合計	0.1	-

当該項目は、オフバランスシート項目の約定に対する予想信用損失に係る引当金を含む。オフバランスシート項目の詳細については、注記23を参照のこと。

注記23 担保提供資産、偶発債務および約定

担保提供資産	2018年	2017年
公社自らの引当金および負債に関する担保提供資産によるもの		
スウェーデン中央銀行への預託		
- スウェーデン国債	521.6	3,690.4
デリバティブ負債に対する担保提供		
- スウェーデン国債	566.2	1,031.2
中央清算機関への提供担保証拠金		
- スウェーデン国債	1,280.6	590.1
担保提供資産合計	2,368.4	5,311.7
偶発債務	なし	なし
未実行の約定済貸付金	2,144.4	2,476.2
約定済貸付金	1,213.5	1,834.3

担保に係る負債および引当金の認識値は562.6百万クローネ(前年度：1,407.0百万クローネ)であった。スウェーデン中央銀行の資金決済システム(RIX)への参加に必要な資格を得るため、公社は、スウェーデン中央銀行に有価証券を預託することを要求されている。これは、RIXを通じた短期の流動性管理の条件でもある。

注記24 関連当事者の関係

2018年度中、公社は、スウェーデン地方金融協同組合(親団体)およびスウェーデン地方不動産会社(子会社)と関連当事者の関係にあった。

関連当事者 (単位：千クローネ)	年度	関連当事者 への物品/ サービスの 販売	関連当事者 からの物 品/サービ スの購入	その他 (利息)	12月31日現 在の関連当 事者への債 権	12月31日現 在の関連当 事者に対す る負債
スウェーデン地方金融協同組合	2018年	1,091	153	-	167	1,639,816
	2017年	5,990	118	-9,652	-	1,752,320
スウェーデン地方不動産会社	2018年	286	4,542	-	7,156	21
	2017年	400	5,188	-	11,790	-
マーリン・ノルベック・コンサル ティング社(Malin Norbäck Cousulting AB)	2018年	-	-	-	-	-
	2017年	-	705	-	-	-

スウェーデン地方不動産会社との関連当事者の関係は、同社が所有する公社の施設に係る取引およびグループ補助金に関連する。スウェーデン地方金融協同組合に対する負債は、協同組合のために公社が管理する新規株式資本の形で公社に移転される予定の組合員の出資に関連する。

マーリン・ノルベック・コンサルティング社は、同社が経営幹部を派遣していたため、2017年度には関連当事者として分類された。公社の従業員であるその他の経営幹部との取引については、注記8を参照のこと。

注記25 金融資産および金融負債

金融資産および金融負債は、2018年12月31日現在についてはIFRS第9号に従って、2017年12月31日現在についてはIAS第39号に従って表示されている。

評価分類による金融商品の内訳

2018年	償却原価	損益を通じた公正価値				認識値 合計	公正価値
		売買目的 保有	強制項目	公正価値 オプション	ヘッジ会計 において利用 されるデリバ ティブ		
金融資産							
担保適格国債	33,201.6	-	-	6,028.7	-	39,230.3	39,232.9
金融機関に対する貸付金	1,843.4	-	-	-	-	1,843.4	1,843.4
貸付金	249,311.9	-	-	106,398.1	-	355,710.0	355,680.9
債券およびその他利付証券	-	-	-	7,457.8	-	7,457.8	7,457.8
デリバティブ	-	-	8,413.7	-	2,919.5	11,333.2	11,333.2
その他金融資産	1,468.2	-	-	-	-	1,468.2	1,468.2
合計	285,825.1	-	8,413.7	119,884.6	2,919.5	417,042.9	417,016.4
金融負債							
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	0.8	-	-	583.2	-	584.0	584.0
有価証券 ⁽¹⁾	240,956.0	-	-	155,840.9	-	396,796.9	397,667.7
デリバティブ	-	5,371.1	-	-	588.5	5,959.6	5,959.6
その他金融負債	6,207.9	-	-	-	-	6,207.9	6,207.9
合計	247,164.7	5,371.1	-	156,424.1	588.5	409,548.4	410,419.2

(1) 資金調達の額面価額、すなわち満期日までの支払額は401,574.2百万クローネ(前年度：405,274.4百万クローネ)である。

2017年	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産およ び金融負債	貸付金 および 債権	売却可能 金融資産	その他 金融負債	ヘッジ会計 において利用 されるデリ バティブ	認識値	公正価値	
	当該分類とし て指定された 金融資産/金 融負債	売買目的 保有						
金融資産								
担保適格国債	12,998.3	-	-	11,637.5	-	-	24,635.8	24,635.8
金融機関に対する貸付金	-	-	649.7	-	-	-	649.7	649.7
貸付金	72,929.9	-	237,217.4	-	-	-	310,147.3	310,438.6
債券およびその他利付証券	11,677.3	-	-	822.7	-	-	12,500.0	12,500.0
デリバティブ	-	3,531.2	-	-	-	4,513.4	8,044.6	8,044.6
その他資産	-	-	811.3	-	-	-	811.3	811.3
合計	97,605.5	3,531.2	238,678.4	12,460.2	-	4,513.4	356,788.7	357,080.0
金融負債								
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	1,312.7	-	-	-	5.7	-	1,318.4	1,318.4
有価証券 ⁽¹⁾	116,878.6	-	-	-	220,877.2	-	337,755.8	339,396.6
デリバティブ	-	7,040.4	-	-	-	753.5	7,793.9	7,793.9
その他負債	-	-	-	-	2,414.4	-	2,414.4	2,414.4
合計	118,191.3	7,040.4	-	-	223,297.3	753.5	349,282.5	350,923.3

(1) 資金調達の額面価額、すなわち満期日までの支払額は401,574.2百万クローネ(前年度：405,274.4百万クローネ)である。

貸付金の認識値は、償却原価で認識される貸付金、公正価値ヘッジ関係に含まれる貸付金および公正価値で認識される貸付金から成る。

金融機関に対する負債および有価証券についての認識値は、償却原価で認識される負債、公正価値ヘッジ関係に含まれる負債および公正価値で認識される負債等から成る。

公正価値の測定

概要

金融商品について、公正価値の測定は以下の3つのレベルに基づき分類される。

レベル1：価値は活発な市場における同一の商品の相場価格に基づき決定される。

レベル2：価値はレベル1に含まれない、直接的・間接的に観察可能な市場データに基づき決定される。

レベル3：価値は、内部および外部の見積り要素が大きい観察不能な市場データに基づき決定される。

公社の債務ポートフォリオおよび流動性準備金におけるいくつかの金融商品は、レベル1に基づく、相場価格のある活発な市場において取引されている。債務ポートフォリオおよび流動性準備金の残りの大部分については、すべての貸付けおよびデリバティブが相場価格のある活発な市場において取引されているわけではなく、レベル2に基づく観察可能な市場データを基礎とする公正価値の決定には、承認され確立された測定手法が適用されている。市場または公社自身の見積りにおいて観察不能なインプットデータによる公社の債務ポートフォリオにおける一部の金融商品については、評価に重大な影響を有するためレベル3に分類されている。

貸付金

公正価値は、現在における新規貸付けのマージンにより調整されたスワップ・レートに設定された割引率によって、予測される将来キャッシュ・フローを割り引いて測定されたものである。これは、新規貸付けのマージンが増加した場合には従前の貸付けよりも低い公正価値が測定されることを意味し、マージンが減少した場合はその逆である。

担保適格国債、債券およびその他利付証券

有価証券の評価については、資産の相場価格が用いられる。活発な市場で取引が行われているとみなされる場合、評価はレベル1に分類され、その他の有価証券はレベル2に分類される。

金融機関に対する負債、有価証券および劣後債務

資金調達とは、相場価格または割り引かれた予測される将来キャッシュ・フローのいずれかにより、資産として債務を有する市場参加者によるのと同様の方法で評価される。割引率は、公社または類似の発行体により発行される類似の商品に対する流通市場におけるスプレッドを用いて現行の資金調達マージン、資金調達の仕組みおよび市場に関し調整されたスワップ・レートで設定される。スウェーデン・クローネ、ユーロおよび米ドル以外の通貨建の資金調達について、現行の資金調達マージンは米ドル建の資金調達マージンに、該当する通貨と米ドル間の通貨ベーススプレッドを加えたものとして設定される。評価に用いられる市場価格は仲値である。活発な市場で売買される見込みがある資金調達はレベル1に分類される。相場価格で評価されるが、活発な市場で売買されるとはみなされない資金調達はレベル2に分類される。割り引かれた将来キャッシュ・フローで評価される資金調達はレベル2に分類されるが、予測される将来キャッシュ・フローが重要な観察不能な市場データに依存する資金調達は除外され、レベル3に分類される。組合員の保証の引受けは資金調達の評価に影響し、かかる保証の引受けは、市場参加者により考慮されるため、相場価格および現行の資金調達マージンに影響する。

デリバティブ

IMM(国際通貨市場)の受渡日が予定され、活発な市場で売買される金利先渡契約(FRA)の形態による標準化されたデリバティブは、レベル1に従い評価される。その他のデリバティブの公正価値は、予測される将来キャッシュ・フローを割り引いて測定されたものである(該当する通貨の基準レートの仲値による。)。予測される将来キャッシュ・フローが観察不能な市場データまたは内部評価の要素に依拠する場合、デリバティブはレベル3に分類される。その他の場合は、レベル2に分類される。レベル3に分類されるすべてのデリバティブは、レベル3に分類される資金調達取引とマッチングされるスワップである。割引率は、通貨ごとに現行の指定スワップ・レートとして設定される。通貨スワップについて、割引率は、現行のベーススワップ・スプレッドに従い調整されている。

金融機関に対する貸付金、その他資産およびその他負債

これらの項目について、認識値は公正価値の許容できる近似値となっている。金融機関に対する貸付金は、銀行預金および最長7日間のレポ取引で構成される。その他資産およびその他負債は、主として担保提供資産/現金担保の受取、受取債権・支払債務、その他の項目およびグループ間の債権・債務で構成される。

重要な仮定および不確実性

公社は、その資産および負債の価値を最もよく反映するとみなされる測定手法を使用している。基礎となる市場データが変更されることは、未実現の市場価値に関して損益計算書および貸借対照表に変動をもたらす可能性がある。また評価分布曲線は、現在の資金調達と貸付けのマージンにより決定され、貸付マージンの増加は、既存事業の価値が低下した際には未実現の損失をもたらす。公社は、スワップ・レートに対してはわずかなエクスポージャーのみを有している。そして、その他の市場リスクをヘッジしているため、市場価値変動をもたらすのは、流動性準備金における保有に関して、資金調達と貸付けのマージン、ベーススワップ・スプレッドおよび信用スプレッドの変動である。

公正価値で認識される債権における貸付マージンがスワップ・レートに関して10ベシ・ポイント増加することにより、当期利益においてマイナス238百万クローネ(前年度：マイナス158百万クローネ)の変動をもたらすことになる。公正価値で認識される負債における資金調達コストがスワップ・レートに関して10ベシ・ポイント増加することにより、当期利益においてプラス259百万クローネ(前年度：プラス188百万クローネ)の変動をもたらすことになる。貸付けと資金調達のマージンがスワップ・レートに関して10ベシ・ポイント平行に変化することにより、当期利益において ± 22 百万クローネ(前年度： ± 30 百万クローネ)の変動をもたらすことになる。レベル3に従い評価される金融商品について評価分布曲線が10ベシ・ポイント上下に変化することにより、利益において ± 23 百万クローネ(前年度： ± 6 百万クローネ)の変動をもたらすことになる。

上記の変動はすべて、2018年12月31日現在(比較数値は2017年12月31日現在)のものであり、税効果を控除している。資本に対する影響は税効果に関連したものである。

すべての市場価値の影響は未実現のものであり、また公社は満期まで資産および負債を保有する意図を有していることから、かかる価値は通常実現しない。例外となるのは、常に投資家または顧客それぞれの主導で行われる資金調達商品の買戻しまたは貸付商品の売戻しであり、これは市場価値の実現につながる。

観察不能なインプットデータに起因する測定の不確実性

市場において観察不能なインプットデータは、市場データとボラティリティの相関で構成されており、これは観察可能な市場データよりも長い年限にわたる。観察不能なインプットデータにより影響を受ける商品は、発行済期限前償還条項付き仕組み証券およびこれらを取引レベルでヘッジするためのデリバティブである。デリバティブの受取サイドは常に発行済有価証券の保証で、支払サイドは銀行間金利 $\pm$ 固定マージンで構成されている。

かかる契約の当期利益への影響は、このタイプの資金調達に対する公社の資金調達マージンが変動した場合に実現される。変動の範囲は、同じく観察不能なデータによる契約の予想残存期間による。したがって、観察不能なインプットデータが当期利益に与える影響は、インプットデータが契約の予想残存期間にどのような影響を与えるかに帰因する。

公社は、残存期間を2.1年と概算するが、適正な条件下では、観察不能なインプットデータによって期限前償還可能な資金調達の平均期間の幅が1.0年から2.7年までになると見積もっている。当期利益については-5.3百万クローネから-0.6百万クローネまでの幅で影響を受ける可能性がある。

予想される信用リスクに伴う価値変動

スウェーデン地方金融協同組合の組合員により供与される公社の資金調達に対する連帯保証により、公社の自己の信用リスクはごく小さいと考えられている。公社の格付けの大幅な格下げ、または公社の約定への組合員の連帯責任を減らすこととなるような組合員の保証の引受けについての大幅な変更といった事由の結果として、公社の自己の信用リスクに限り、変動が生じるものとみなされる。かかる事由または変更が生じていないため、資金調達マージンにおける変動およびその後の負債の価値変動はすべて、公社の自己の信用リスクの変動というよりも、むしろ信用リスクおよび流動性リスクに関する市場価格の全般的な変動に起因するとみなされる。

貸付けにおける信用リスクは、公社の自己の信用リスクと同一とみなされる。したがって、貸付けの価値の変動のうち信用リスクの変動に伴う部分はない。

流動性準備金における資産は非常に高い信用格付を有している。資産の価値に影響を及ぼす信用リスクの変動は、大幅な格下げに関連する場合に限り生じるものとみなされる。かかる格下げが発行体のいずれについても生じていない理由は、信用リスクの変動に伴うとみなされる流動性準備金の価値の変動がないためである。

評価モデルの変更

当該期間中、公社はすべてのデリバティブに対してOIS割引を導入したが、これは以前は清算デリバティブに対してのみ適用されていたものであった。OIS割引は、公正価値をより適切に反映すると考えられている。この変更は、2018年12月31日現在、デリバティブ・ポートフォリオの価値全体に35.2百万クローネのプラスの影響を与えた。

評価モデルの承認

適用した評価モデルは、最高財務責任者により承認され、公社のALCO(資産・負債委員会)および取締役会に報告される。財務部門は、評価モデルを含む評価プロセスに責任を負う。リスク・コントロール部門は、評価に用いた評価モデルおよび市場データの質を独立して管理することに責任を負う。

貸借対照表において公正価値で認識される金融商品

2018年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
担保適格国債	2,542.4	3,486.3	-	6,028.7
貸付金	-	106,398.1	-	106,398.1
債券およびその他利付証券	2,389.1	5,068.7	-	7,457.8
デリバティブ	0.0	11,204.2	129.0	11,333.2
合計	4,931.5	126,157.3	129.0	131,217.8
金融負債				
金融機関に対する負債	-	583.2	-	583.2
有価証券	89,764.9	58,209.7	7,866.3	155,840.9
デリバティブ	-	4,168.1	1,791.5	5,959.6
合計	89,764.9	62,961.0	9,657.8	162,383.7
2017年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
担保適格国債	8,607.2	16,028.6	-	24,635.8
貸付金	-	72,929.9	-	72,929.9
債券およびその他利付証券	12,500.0	-	-	12,500.0
デリバティブ	-	7,906.2	138.4	8,044.6
合計	21,107.2	96,864.7	138.4	118,110.3
金融負債				
金融機関に対する負債	-	1,312.7	-	1,312.7
有価証券	97,176.5	18,376.8	1,325.3	116,878.6
デリバティブ	0.0	7,730.7	63.2	7,793.9
合計	97,176.5	27,420.2	1,388.5	125,985.2

貸借対照表において公正価値で認識される商品の評価レベル間の振替

	認識値 2018年12月31日	認識値 2017年12月31日
資産		
レベル2からレベル1	-	40.2
レベル1からレベル2	7,797.5	-
負債		
レベル2からレベル1	-	5,407.9
レベル1からレベル2	40,186.9	5,707.3

公社は、公正価値で測定される金融資産および金融負債の各レベルへの区分けに関する基準を継続的に見直す。
振替は、公社が用いたレベル1とレベル2との間の区分を定める指標の変動に伴うものであった。

指標は、観察回数ならびに債券相場の標準偏差および特定の実行可能相場を映す。前期間についての振替は、2018年12月31日付および2017年12月31日付でなされたものとみなされる。

貸借対照表において公正価値で認識されない金融商品の公正価値

2018年	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計	認識値
金融資産					
担保適格国債	-	33,204.2	-	33,204.2	33,201.6
金融機関に対する貸付金	-	1,843.4	-	1,843.4	1,843.4
貸付金	-	249,282.8	-	249,282.8	249,311.9
その他資産	-	1,468.2	-	1,468.2	1,468.2
合計	-	285,798.6	-	285,798.6	285,825.1
金融負債					
金融機関に対する負債	-	0.8	-	0.8	0.8
有価証券	-	241,826.8	-	241,826.8	240,956.0
その他負債	-	6,207.9	-	6,207.9	6,207.9
合計	-	248,035.5	-	248,035.5	247,164.7
2017年	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計	認識値
金融資産					
金融機関に対する貸付金	-	649.7	-	649.7	649.7
貸付金	-	237,507.7	-	237,507.7	237,217.4
その他資産	-	811.3	-	811.3	811.3
合計	-	238,968.7	-	238,968.7	238,678.4
金融負債					
金融機関に対する負債	-	5.7	-	5.7	5.7
有価証券	125,895.2	96,622.8	-	222,518.0	220,877.2
その他負債	-	2,414.4	-	2,414.4	2,414.4
合計	125,895.2	99,042.9	-	224,938.1	223,297.3

レベル3の変更

以下の表は、観察不能なインプットデータ(レベル3)による評価技法手順に基づき貸借対照表において公正価値で認識される金融商品について期首残高および期末残高の調整を示している。レベル3における評価の変動は、年間を通して継続的にフォローアップされる。

	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	有価証券	合計
期首残高 2017年1月1日現在	222.7	-188.2	-6,253.5	-6,219.0
認識された損益：				
- 損益計算書に認識されたもの(金融取引純利益)	-84.3	125.0	-34.3	6.4
借入調達/有価証券	-	-	-3,177.8	-3,177.8
当期中の満期到来	-	-	8,140.3	8,140.3
期末残高 2017年12月31日現在	138.4	-63.2	-1,325.3	-1,250.1
2017年12月31日現在の期末残高に含まれた資産に対する損益計算書に認識された損益(金融取引純利益)	3.3	1.6	-4.6	0.3
期首残高 2018年1月1日現在	138.4	-63.2	-1,325.3	-1,250.1
認識された損益：				
- 損益計算書に認識されたもの(金融取引純利益)	-9.4	-1,728.3	1,716.8	-20.9
借入調達/有価証券	-	-	-8,911.6	-8,911.6
当期中の満期到来	-	-	653.8	653.8
期末残高 2018年12月31日現在	129.0	-1,791.5	-7,866.3	-9,528.8
2018年12月31日現在の期末残高に含まれた資産に対する損益計算書に認識された損益(金融取引純利益)	-35.0	-1,691.1	1,705.3	-20.8

レベル3の金融商品は取引ベースでヘッジされ、また組合わせで行われる各資金調達はレベル2として扱われるため、レベル3における価値の変動はレベル2と同じように分析される。

注記26 相殺(ネッティング)の対象である金融資産および金融負債に関する情報

会社は、資産および負債を貸借対照表において相殺することが法律上可能な場合で、かつ各項目を純額で決済することを意図する場合、資産および負債を貸借対照表において相殺している。これは、公社のデリバティブ資産および負債については清算時に中央清算機関に対して生じる。

公社のデリバティブはいわゆるOTC(店頭)デリバティブであり、取引所において取引されないが、ISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)のマスター契約に基づき行われる。ISDA契約に加えて、補足的にCSA(信用補完契約)がカウンターパーティの大部分と調印されている。CSAでは、エクスポージャーを低減するために担保を確保する権利が定められている。

ISDAマスター契約に基づき行われた非清算のデリバティブについて、同日に期日が到来する特定のカウンターパーティとの支払フローはすべて、一方のカウンターパーティから他のカウンターパーティに支払われる純額になるよう、通貨ごとに可能な限り最大限相殺される。期限徒過の支払や破産等の特定の場合においては、評価を行い、純額での決済を行うために、当該カウンターパーティとはすべての取引が終了される。

相殺についての法的権利は、支払停止、支払不能または破産といった一定の場合に限り適用されるものであるため、ISDAマスター契約は貸借対照表における相殺要件を満たしていない。

2018年	金融資産および金融負債 総額	貸借対照表 上で相殺さ れた金額 ⁽¹⁾	貸借対照表 上に計上さ れた純額	貸借対照表上で相殺されていない 関連する金額			純額
				金融商品	有価証券担保 の提供(+)/ 受取(-)	現金担保の 提供(+)/ 受取(-)	
資産							
デリバティブ	13,288.4	-1,955.2	11,333.2	-2,955.3	-4,151.9	-3,771.8	454.2
負債							
デリバティブ	-7,262.7	1,303.1	-5,959.6	2,955.3	558.1	1,281.3	-1,164.9
合計	6,025.7	-652.1	5,373.6	-	-3,593.8	-2,490.5	-710.7

2017年	金融資産および金融負債 総額	貸借対照表 上で相殺さ れた金額 ⁽¹⁾	貸借対照表 上に計上さ れた純額	貸借対照表上で相殺されていない 関連する金額			純額
				金融商品	有価証券担保 の提供(+)/ 受取(-)	現金担保の 提供(+)/ 受取(-)	
資産							
デリバティブ	8,621.0	-576.4	8,044.6	-5,070.9	-2,055.6	-572.4	345.7
負債							
デリバティブ	-8,761.2	967.3	-7,793.9	5,070.9	1,026.6	750.4	-946.0
合計	-140.2	390.9	250.7	-	-1,029.0	178.0	-600.3

(1) デリバティブ負債について相殺された金額には、2018年12月31日現在で652百万クローネ、2017年12月31日現在では390百万クローネの現金担保が含まれる。

注記27 貸借対照表日後の後発事象

貸借対照表日後、リジョン・ブレーキングがスウェーデン地方金融協同組合の組合員として加わった。したがって、協同組合の組合員数は現在289であり、このうちコミューンが277、リジョンが12である。

注記28 IFRS第9号への移行による影響

本注記における表は、IAS第39号からIFRS第9号への移行による影響を示している。かかる影響は2018年1月1日現在の期首残高において調整され、利益への影響は繰越利益/損失において調整された。比較数値は再計算されていない。かかる移行により、資本において8.0百万クローネのマイナスの影響が生じ、うち0.8百万クローネは投資に関連するものであり、IAS第39号に基づき売却可能として計上されていたが、IFRS第9号に基づき償却原価で計上される。償却原価で計上される資産における予想信用損失の影響は、7.2百万クローネとなり、うち6.6百万クローネは貸付けに関連し、0.6百万クローネは流動性ポートフォリオに関連するものである。詳細については、注記2を参照のこと。売却可能から償却原価で再分類された金融資産は、2018年度中に満期が到来した。かかる資産が再分類されていなかった場合、これらはその他包括利益に0.8百万クローネの影響を与えていたことになる。

貸借対照表

	2017年12月31日現在 IAS第39号に基づく 認識値	移行の影響 減損	移行の影響 再分類	2018年1月1日現在 IFRS第9号に基づく 認識値
資産				
担保適格国債	24,635.8	-0.5	-0.5	24,634.8
金融機関に対する貸付金	649.7	-0.1	-	649.6
貸付金	310,147.3	-6.5	-	310,140.8
債券およびその他利付証券	12,500.0	0.0	-0.3	12,499.7
子会社株式および出資持分	42.0	-	-	42.0
デリバティブ	8,044.6	-	-	8,044.6
無形資産	10.9	-	-	10.9
有形資産	7.2	-	-	7.2
当期税金資産	79.0	-	-	79.0
その他資産	814.1	-	-	814.1
前払費用および未収収益	12.0	-	-	12.0
資産合計	356,942.6	-7.1	-0.8	356,934.7
負債、引当金および資本				
負債および引当金				
金融機関に対する負債	1,318.4	-	-	1,318.4
有価証券	337,755.8	-	-	337,755.8
デリバティブ	7,793.9	-	-	7,793.9
その他負債	2,422.5	-	-	2,422.5
未払費用および前受収益	41.2	-	-	41.2
引当金	-	0.1	-	0.1
負債および引当金合計	349,331.8	0.1	-	349,331.9
資本				
制限資本				
株式資本	6,100.0	-	-	6,100.0
進行中の新株発行	1,000.0	-	-	1,000.0
開発支出準備金	3.1	-	-	3.1
法定準備金	17.5	-	-	17.5
非制限資本				
公正価値準備金	0.8	-	-0.8	-
繰越利益/損失	-386.6	-7.2	-	-393.8
当期利益	876.0	-	-	876.0
資本合計	7,610.8	-7.2	-0.8	7,602.8
負債、引当金および資本合計	356,942.6	-7.1	-0.8	356,934.7

IFRS第9号への移行に係る金融資産の再分類

	償却原価	損益を通じた 公正価値—公 正 価 値 オ ブ シ ョ ン	売却可能	貸付金および 債権	合計
担保適格国債					
2017年12月31日現在 IAS第39号	-	12,998.3	11,637.5	-	24,635.8
再分類	11,637.5	-	-11,637.5	-	-
再評価—分類	-0.5	-	-	-	-0.5
予想信用損失	-0.5	-	-	-	-0.5
2018年1月1日現在 IFRS第9号	11,636.5	12,998.3	-	-	24,634.8
金融機関に対する貸付金					
2017年12月31日現在 IAS第39号	-	-	-	649.7	649.7
再分類	649.7	-	-	-649.7	-
予想信用損失	-0.1	-	-	-	-0.1
2018年1月1日現在 IFRS第9号	649.6	-	-	-	649.6
貸付金					
2017年12月31日現在 IAS第39号	-	72,929.9	-	237,217.4	310,147.3
再分類	237,217.4	-	-	-237,217.4	-
予想信用損失	-6.5	-	-	-	-6.5
2018年1月1日現在 IFRS第9号	237,210.9	72,929.9	-	-	310,140.8
債券およびその他利付証券					
2017年12月31日現在 IAS第39号	-	11,677.3	822.7	-	12,500.0
再分類	822.7	-	-822.7	-	-
再評価—分類	-0.3	-	-	-	-0.3
予想信用損失	0.0	-	-	-	0.0
2018年1月1日現在 IFRS第9号	822.4	11,677.3	-	-	12,499.7
引当金					
2017年12月31日現在 IAS第39号	-	-	-	-	-
予想信用損失	0.1	-	-	-	0.1
2018年1月1日現在 IFRS第9号	0.1	-	-	-	0.1

[前へ](#)

[次へ](#)

5年間の要約

(単位：百万クローネ)

主要な指標(2014年 - 2018年)	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
資本					
コアTier1資本比率(%)	188.4	212.4	103.7	44.6	34.6
Tier1資本比率(%)	188.4	212.4	103.7	44.6	34.6
総自己資本比率(%)	188.4	212.4	122.1	59.8	49.3
CRRに基づくレバレッジ比率(%)	1.75	1.78	1.56	0.87	0.75
当期利益					
未実現の市場価値変動の影響を除く 営業利益	588.1	697.8	593.7	531.3	664.0
貸付金に対する営業費用(破綻処理 費用/安定化政策費用を除く)の比率 (%) ⁽¹⁾	0.057	0.065	0.072	0.068	0.078
総資産に対する営業費用(破綻処理 費用/安定化政策費用を除く)の比率 (%) ⁽¹⁾	0.049	0.057	0.055	0.051	0.055
総資産利益率(%)	0.140	0.245	0.086	0.165	0.182
費用/収益比率	0.304	0.304	0.302	0.366	0.310

(1) 2016年度中に破綻処理費用が安定化政策費用に取って代わった。

その他の情報

従業員数(年度末現在)	92	96	91	85	77
-------------	----	----	----	----	----

(単位：百万クローネ)					
損益計算書(1月1日 - 12月31日)	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
純利息収益	885.5	881.3	762.0	798.5	915.2
受取配当金	2.1	1.8	-	-	-
支払手数料	-8.2	-7.3	-5.2	-5.3	-5.1
金融取引純利益	161.4	512.0	-131.9	165.7	101.9
その他営業収益	7.8	5.3	5.4	2.7	1.3
営業収益合計	1,048.6	1,393.1	630.3	961.6	1,013.3
費用合計	-271.8	-269.3	-232.1	-293.1	-283.9
信用損失控除前利益	776.8	1,123.8	398.2	668.5	729.4
純信用損失	-24.3	-	-	-	-
金融資産の減損	-	-	-	-13.0	-
営業利益	752.5	1,123.8	398.2	655.5	729.4
税金	-166.4	-247.8	-88.4	-94.2	-161.0
当期利益	586.1	876.0	309.8	561.3	568.4
(単位：百万クローネ)					
貸借対照表要約(12月31日現在)	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
担保適格国債	39,230.3	24,635.8	16,964.4	16,839.4	15,204.1
金融機関に対する貸付金	1,843.4	649.7	1,122.3	699.9	4,022.1
貸付金	355,710.0	310,147.3	276,982.1	254,421.7	222,803.7
債券およびその他利付証券	7,457.8	12,500.0	42,003.9	45,688.4	45,974.5
デリバティブ	11,333.2	8,044.6	24,449.8	22,775.6	23,848.8
その他資産	1,627.4	965.2	202.9	201.3	198.9
資産合計	417,202.1	356,942.6	361,725.4	340,626.3	312,052.1
金融機関に対する負債	584.0	1,318.4	2,396.1	2,303.5	4,800.6
有価証券	396,796.9	337,755.8	341,579.4	318,943.6	292,318.0
デリバティブ	5,959.6	7,793.9	9,390.5	11,723.1	10,628.3
その他負債	6,258.2	2,463.7	845.4	2,311.8	929.7
劣後債務	-	-	1,000.0	1,000.0	1,000.1
負債および引当金合計	409,598.7	349,331.8	355,211.4	336,282.0	309,676.7
資本	7,603.4	7,610.8	6,514.0	4,344.3	2,375.4
負債、引当金および資本合計	417,202.1	356,942.6	361,725.4	340,626.3	312,052.1

代替的業績指標

年次報告書において、スウェーデン地方金融公社は、財務報告の適用規則では定義または規定されていない多くの代替的業績指標を表示することを選択している。かかる代替的業績指標は欧州証券市場監督局(ESMA)のガイドラインに従い定義されるものである。

代替的 業績指標	定義	調整	2018年	2017年
未実現の市場価値 変動の影響を除く 営業利益	損益計算書項目の金融取引純利益に含まれる未実現の市場価値変動の結果を減算した営業利益。当該主要指標は公社の基礎収益力を示すものである。	営業利益	752.5	1,123.8
		未実現の市場価値変動の結果	164.4	426.0
		未実現の市場価値変動の影響を除く営業利益	588.1	697.8
貸付金に対する営業費用(破綻処理費用を除く)の比率(%)	期末現在の貸付金の認識値に対する会計年度通期の営業費用(破綻処理費用を除く)。当該主要指標は、貸付金(破綻処理費用に関する調整後)に対する組織の費用効率性全般を示すものである。	一般管理費	-259.8	-258.5
		減価償却費および減損	-7.8	-7.3
		その他営業費用	-4.2	-3.5
		営業費用合計	-271.8	-269.3
		破綻処理費用	-69.1	-66.3
		破綻処理費用を除く営業費用合計	-202.7	-203.0
		期末現在の貸付金	355,710.0	310,147.3
		貸付金に対する営業費用(破綻処理費用を除く)の比率(%)	0.057	0.065
		一般管理費	-259.8	-258.5
		減価償却費および減損	-7.8	-7.3
総資産に対する営業費用(破綻処理費用を除く)の比率(%)	期末現在の総資産に対する会計年度通期の営業費用合計(破綻処理費用を除く)。当該主要指標は、総資産(破綻処理費用に関する調整後)に対する組織の費用効率性全般を示すものである。	その他営業費用	-4.2	-3.5
		営業費用合計	-271.8	-269.3
		破綻処理費用	-69.1	-66.3
		破綻処理費用を除く営業費用合計	-202.7	-203.0
		期末現在の総資産	417,202.1	356,942.6
		総資産に対する営業費用(破綻処理費用を除く)の比率(%)	0.049	0.057

総資産利益率(%)	総資産に対する当期利益(%)。 FFFS2008:25第6条第2a項に従い 示される主要指標。	当期利益	586.1	876.0
		総資産	417,202.1	356,942.6
		総資産利益率(%)	0.140	0.245
費用/収益比率	純利息収益およびその他営業収 益合計に対する費用合計。銀行 部門において費用と収益の関係 を評価するために確立された主 要指標。	費用合計	-271.8	-269.3
		純利息収益	885.5	881.3
		その他営業収益	7.8	5.3
		純利息収益およびその他 営業収益合計	893.3	886.6
		費用/収益比率	0.304	0.304

[前へ](#) [次へ](#)

2017年度財務書類

損益計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	注記	2017年	2016年
利息収益	2	452.3	654.0
利息費用	2	429.0	108.0
純利息収益	4	881.3	762.0
受取配当金		1.8	-
支払手数料	5	-7.3	-5.2
金融取引純利益	6	512.0	-131.9
その他営業収益	7	5.3	5.4
営業収益合計		1,393.1	630.3
一般管理費	8	-258.5	-221.0
無形資産減価償却費	18	-4.8	-4.2
有形資産減価償却費	19	-2.5	-1.9
その他営業費用	9	-3.5	-5.0
営業費用合計		-269.3	-232.1
営業利益		1,123.8	398.2
税金	10	-247.8	-88.4
当期利益	11	876.0	309.8

包括利益計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	注記	2017年	2016年
当期利益		876.0	309.8
その他包括利益			
その後に損益計算書に振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産		24.1	56.6
損益計算書に振り替えられた売却可能金融資産		-35.6	-
その後に損益計算書に振り替えられる可能性のある項目に関連する税金	10	2.5	-12.5
その他包括利益		-9.0	44.1
包括利益合計		867.0	353.9

貸借対照表

12月31日現在

(単位：百万クローネ)	注記	2017年	2016年
資産			
担保適格国債	12	24,635.8	16,964.4
金融機関に対する貸付金	3	649.7	1,122.3
貸付金	3、13	310,147.3	276,982.1
債券およびその他利付証券	14	12,500.0	42,003.9
株式および出資持分	15	-	3.3
子会社株式および出資持分	16	42.0	42.0
デリバティブ	3、17、28	8,044.6	24,449.8
無形資産	18	10.9	13.4
有形資産	19	7.2	7.6
当期税金資産		79.0	79.0
その他資産	20	814.1	14.6
繰延税金資産	10	-	28.1
前払費用および未収収益		12.0	14.9
資産合計		356,942.6	361,725.4
負債、引当金および資本			
負債および引当金			
金融機関に対する負債	3	1,318.4	2,396.1
有価証券	3	337,755.8	341,579.4
デリバティブ	3、17、28	7,793.9	9,390.5
その他負債	21	2,422.5	810.4
未払費用および前受収益		41.2	30.9
引当金	22	-	4.1
劣後債務	23	-	1,000.0
負債および引当金合計		349,331.8	355,211.4
資本			
制限資本			
株式資本		6,100.0	5,417.1
進行中の新株発行		1,000.0	682.9
開発支出準備金		3.1	1.6
法定準備金		17.5	17.5
非制限資本			
公正価値準備金		0.8	9.8
繰越利益/損失		-386.6	75.3
当期利益	11	876.0	309.8
資本合計		7,610.8	6,514.0
負債、引当金および資本合計		356,942.6	361,725.4

資本変動表

(単位：百万クローネ)	制限資本				非制限資本			資本合計
	株式 資本	進行中の 新株発行	開発支出 準備金 ⁽¹⁾	法定 準備金 ⁽²⁾	公正価値 準備金 ⁽³⁾	繰越利益 / 損失	当期 利益	
2016年1月1日現在の 前期繰越資本	3,926.4	-	-	17.5	-34.3	-126.6	561.3	4,344.3
当期利益							309.8	309.8
期中資本組入れ			1.6			-1.6		0.0
その他包括利益					44.1			44.1
包括利益合計	-	-	1.6	-	44.1	-1.6	309.8	353.9
株主との取引								
利益処分						561.3	-561.3	0.0
新株発行	1,490.7							1,490.7
進行中の新株発行		682.9						682.9
グループ補助金						-458.7		-458.7
グループ補助金に関する 税効果						100.9		100.9
株主との取引合計	1,490.7	682.9	-	-	-	203.5	-561.3	1,815.8
2016年12月31日現在の 次期繰越資本	5,417.1	682.9	1.6	17.5	9.8	75.3	309.8	6,514.0
2017年1月1日現在の 前期繰越資本								
5,417.1	682.9	1.6	17.5	9.8	75.3	309.8	6,514.0	
当期利益							876.0	876.0
期中資本組入れ			1.5			-1.5		0.0
その他包括利益					-9.0			-9.0
包括利益合計	-	-	1.5	-	-9.0	-1.5	876.0	867.0
株主との取引								
利益処分						309.8	-309.8	0.0
新株発行	682.9	-682.9						0.0
進行中の新株発行		1,000.0						1,000.0
グループ補助金						-987.5		-987.5
グループ補助金に関する 税効果						217.3		217.3
株主との取引合計	682.9	317.1	-	-	-	-460.4	-309.8	229.8
2017年12月31日現在の 次期繰越資本	6,100.0	1,000.0	3.1	17.5	0.8	-386.6	876.0	7,610.8

(1) 開発支出準備金は内部の開発に係る資本支出であり、繰越利益/損失から振り替えられ、当該資金から非制限資本へ振り替えられた減価償却の比例配分で調整されている。

(2) 法定準備金は従前の制限資本に対する法定準備金をいう。当該要件は2006年1月1日に廃止されており、以前の準備金が残存している。

(3) 公正価値準備金は売却可能金融資産で構成されている。

キャッシュ・フロー計算書

1月1日 - 12月31日

(単位：百万クローネ)	2017年	2016年
営業活動		
営業利益	1,123.8	398.2
キャッシュ・フローに含まれない項目の調整	-418.5	201.1
法人税の支払	0.0	-0.4
	705.3	598.9
流動性準備金の増減 ⁽¹⁾	19,661.8	3,496.2
貸付金の増減	-33,877.0	-22,558.3
その他資産の増減	-793.3	-0.9
その他負債の増減	657.0	-107.8
営業活動からのキャッシュ・フロー	-13,646.2	-18,571.9
投資活動		
無形資産の取得	-2.2	-1.9
有形資産の取得	-2.3	-5.0
有形資産の処分	0.2	0.3
関連会社株式の処分	-	1.8
投資活動からのキャッシュ・フロー	-4.3	-4.8
財務活動		
利付証券の発行	147,433.0	129,345.1
利付証券の償還および買戻し ⁽¹⁾	-135,229.0	-110,702.1
新株発行	1,000.0	2,173.6
グループ内債務の増減	-26.1	-1,817.5
財務活動からのキャッシュ・フロー	13,177.9	18,999.1
当期のキャッシュ・フロー	-472.6	422.4
期首現金および現金同等物残高	1,122.3	699.9
期末現金および現金同等物残高	649.7	1,122.3

現金および現金同等物には、取得から3ヵ月以内に満期が到来し、価値変動についてわずかなリスクしか負わない、金融機関に対する貸付金のみが含まれる。

(単位：百万クローネ)	2017年	2016年
キャッシュ・フローに含まれない項目の調整		
減価償却費	7.3	6.1
有形資産の処分による利益	-0.1	-0.1
関連会社株式の処分による利益	-	-1.3
金融資産の増減による為替レート差額	0.3	0.9
未実現の市場価値変動	-426.0	195.5
合計	-418.5	201.1
キャッシュ・フローに含まれる支払利息および受取利息		
受取利息 ⁽²⁾	371.0	787.1
支払利息 ⁽³⁾	279.8	-42.3

(1) 自己保有の増減は利付証券の償還および買戻しに含まれている。2016年度年次報告書において、当該増減は流動性準備金に含まれていた。比較数値は2016年度年次報告書の数値から修正されている。1,445.2百万クローネの調整が行われた。

(2) 受取利息には、公社の貸付けおよび投資に関連して支払われ受領された支払ならびに公社の貸付けおよび投資をヘッジするために用いられたデリバティブ契約に関連して支払われ受領された支払が計上されている。

(3) 支払利息には、公社の資金調達に関連して支払われ受領された支払および公社の資金調達をヘッジするために用いられたデリバティブ契約に関連して支払われ受領された支払が計上されている。

財務活動から生じる負債の調整

2017年	期首残高	キャッシュ・ フロー	為替レート 変動	公正価値 変動	グループ 補助金	期末残高
資金調達(デリバティブを 含む)	328,916.2	13,204.0	-1,762.7	-1,534.0		338,823.5
劣後債務	1,000.0	-1,000.0				0.0
株式資本および進行中の 新株発行	6,100.0	1,000.0				7,100.0
グループ内債務	790.9	-26.1			987.5	1,752.3
合計	336,807.1	13,177.9	-1,762.7	-1,534.0	987.5	347,675.8

[前へ](#)

[次へ](#)

注記

特に記載のない限り、金額はすべて百万クローネ単位で表示されている。

注記1 スウェーデン地方金融公社に関する情報

年次報告書はスウェーデン地方金融公社(登録番号: SE556281-4409)の2017年12月31日に終了した年度についてのものである。公社はその登録事務所をエーレブローに置いている。公社の住所はスウェーデン、エーレブロー P.O. Box 124、SE-701 42である。

スウェーデン地方金融公社の親団体は、スウェーデン地方金融協同組合(登録番号: SE716453-2074)である。

年次報告書の公表については、2018年2月13日に取締役会によって承認された。損益計算書および貸借対照表は、2018年4月26日の年次総会での承認を必要とする。

注記2 会計原則

基準および法令の遵守

公社の年次報告書はスウェーデンの金融機関および証券会社の年次会計に関する法律(以下「ÅRKL」という。)、ならびに金融機関および証券会社の年次会計に関するスウェーデン金融監督局の規則および一般勧告(以下「FFFS2008:25」という。)(適用あるすべての改正規則を含む。)に従って作成されている。

したがって、EUにより承認されたすべてのIFRS(国際財務報告基準)および解釈指針には、ÅRKLの規定の範囲内で、FFFS2008:25で明示された追加規定および除外規定を考慮の上、可能な限り従っている。また、法人の会計に関するスウェーデン財務報告委員会からの勧告(RFR2)も適用されている。

ÅRKL第7条第6a項に従い、公社は連結計算書類を作成しないことを選択した。

下記の会計原則は、特に記載のない限り、財務書類中に表示された全期間について一貫して適用された。

連結計算書類

2012年1月1日以降、スウェーデン地方金融公社は、スウェーデン地方不動産会社(Kommuninvest Fastighets AB)を所有しており、スウェーデン地方金融公社は現在、スウェーデン地方金融公社を親会社、スウェーデン地方不動産会社を子会社とする企業集団を形成している。スウェーデン地方不動産会社の業務はもっぱら、スウェーデン地方金融公社が業務を行っている建物の所有および管理である。財政状態および利益の公正な概観を示すにあたり、公社の子会社の重要性が低いため、ÅRKL第7条第6a項に従い、スウェーデン地方金融公社は連結計算書類を作成しない。詳細については、注記16を参照のこと。年次報告書は、親団体であるスウェーデン地方金融協同組合により作成されており、ホームページwww.kommuninvest.se上に公表されている。

新基準および改正基準ならびに解釈指針

2017年度より、IAS(国際会計基準)第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改正が適用されている。キャッシュ・フロー計算書に開示が追加され、新規資金調達、償却、子会社の処分/取得の変動および為替レートの影響について、財務活動から生じる負債の年間の変動が記載されている。キャッシュ・フローに影響を与える変動およびキャッシュ・フローに影響を与えない変動についての開示がなされている。当該改正は将来に向かって適用されるため、比較年度についての開示はなされていない。

当該年度中に導入されたその他の新規および改正された法令、基準ならびに解釈指針は、公社の利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに重大な影響を及ぼしていない。

新基準および改正基準ならびに解釈指針でまだ効力を生じていないもの

2017年度の後に効力を生じることになる新基準およびその解釈指針のうち、以下の規則が公社の将来の年次計算書類に影響するものとみられている。公社はいずれの規則も先行して適用しておらず、EUにより適用が採択された時点で規則を適用する。

その他の新規および改正された法令、基準ならびに解釈指針でまだ効力を生じていないものは、公社の利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに重大な影響を及ぼすかについて、評価は行われていない。

IFRS第9号「金融商品」

当該基準は、2018年1月1日付で効力が生じ、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に取って代わる。IFRS第9号は、金融資産・金融負債の分類および評価、減損、ヘッジ会計を対象としている。

分類および測定

IFRS第9号では、資産のキャッシュ・フローとともに金融資産の評価に影響を与える事業モデルに基づいて金融資産を分類している。IFRS第9号によると、公社の事業モデルは以下のとおりに帰結する。

- ・ 利息および元本の形でキャッシュ・フローを受け取る場合、資産は償却原価で評価される。
- ・ 利息および元本の形でキャッシュ・フローを受け取るが、事業モデルの目的が保有部分の売却によっても達成される混合モデルである場合、このモデルは公正価値で評価され、価値変動はその他包括利益に含まれる。
- ・ 資産を売却することによって公正価値をフォローアップし、キャッシュ・フローを生成することを中心とする資産を保有する場合。このモデルでは、資産は公正価値で評価され、価値変動は損益計算書に含まれる。

最初の2つの事業モデルについて、上記の評価を適用するためには、キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみから構成されることも要求されている。そうでない場合は、資産は損益を通じて公正価値で評価される。これを評価するために、資産のキャッシュ・フロー特性は、いわゆるSPPIテストで試査される。

公社の評価において、公社の金融資産の目的は、満期まで保有され、元本および元本に対する利息の形でキャッシュ・フローを受け取ることである。この評価は、公社の貸付ポートフォリオおよび流動性ポートフォリオの両方に適用される。現存する元帳はSPPIテストで試査されており、すべての資産が元本または元本に対する利息の形でのみキャッシュ・フローを有し、かかる資産が償却原価で評価されることを示している。

マッチングが不十分な場合は、公正価値オプションが貸付けまたは投資に適用され、資産は損益を通じて公正価値で評価される。これは、資産がヘッジ会計を適用せずにヘッジされ、1つ以上のデリバティブが損益を通じて公正価値で評価される場合に生じる。ヘッジされた資産が償却原価で評価され、デリバティブが損益を通じて公正価値で評価された場合、これはミスマッチにつながる。

公社の貸付ポートフォリオにつき、貸付けは現在、償却原価、公正価値ヘッジのヘッジ対象リスクに関しては公正価値、またはマッチングが不十分な場合には損益を通じて公正価値で評価されているため、IFRS第9号への移行は評価の変更を伴わない。流動性ポートフォリオにつき、現在売却可能資産として分類されている投資は、IFRS第9号への移行時に償却原価で再評価される。これにより、資本に与える影響額は0.9百万クローネであり、資本から除外される。

金融負債については、IAS第39号から大きな変更はない。最も大きな変更は、公正価値で認識される負債に関連するものである。これらにつき、公社自身の信用リスクに起因する公正価値の変動部分は、計算書類において不一致を生じさせない限り、利益においてではなく、その他包括利益において認識されるものとされる。公社につき、IFRS第9号への移行は負債の部に影響を及ぼさない。

減損

金融資産の減損の新しい原則は、償却原価またはその他包括利益を通じて公正価値で評価される資産についての予想信用損失に基づくモデルを伴う。減損は、カウンターパーティが債務不履行に陥る可能性および損失を被る可能性がある公社のエクスポージャーの比率に基づいて計算される。

現在に至るまで、公社は、その30年にわたる歴史の中で、貸付業務または投資業務において信用損失を被ったことはない。スウェーデン地方金融協同組合の組合員および組合員が所有する関係会社(ただし、かかる組合員が保証を付与する場合とする。)に限り貸付けが行われ、また高い信用格付を有する企業へ投資を行うという公社の非常に特殊な事業モデルにより、IFRS第9号の適用にあたり、予想信用損失に係る引当金は7.2百万クローネにすぎない。

ヘッジ会計

公社は、IFRS第9号に除外規定を適用することを選択し、引き続きIAS第39号に従ってヘッジ会計を適用する。

自己資本への影響

公社の評価によると、公社の自己資本に対する当該基準の影響は重大なものではないとみられる。自己資本に係る減損の影響に関して移行措置は適用されない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、2018年1月1日に効力を生じる新たな会計基準である。早期適用が認めれているが、公社は当該基準の早期適用を行わないことを選択した。当該基準は、顧客との契約から生じる収益の会計処理モデルであり、IFRSに基づく収益認識モデルのための現行の基準および解釈に取って代わる。IFRS第15号は、金融商品には適用されない。

公社は、IFRS第15号の影響を受ける財務管理サービスを提供している。公社の評価によると、公社の利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本または大口エクスポージャーに対する当該基準の影響は重大なものではないとみられる。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、2019年1月1日に効力を生じる新たなリース基準であり、IAS第17号「リース」に取って代わる。

新たなリース基準における重要な相違点は、リースがファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースの借りに分類されなくなることである。代わりにモデルが導入され、かかるモデルによってすべてのリースは貸借対照表に資産計上される。貸借対照表への影響の範囲は、契約が延長されることが合理的に確実な場合を除き、リース期間に基づく。合理的に確実な場合、資産計上は将来の契約期間に基づく。

他の相違点は、リースの費用計上が2つの部分に分けられることである。一方は営業利益に帰属し、他方はリース負債に対する利息費用として分類され、純利息収益において費用計上される。IFRS第16号には短期リース(1年未満)および小額資産に関する契約についての除外規定も含まれている。その基準において、IASB(国際会計基準審議会)は5,000米ドルという指標ガイドラインを示しているが、何を小額として分類するかを規定していない。

リースの貸し手については、IFRS第16号は重要な変更はない。新基準でもオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースへの区分/分類が維持されている。

公社は現在ファイナンス・リースを有していない。公社が有するオペレーティング・リースの大半は小額資産であると考えられ、したがって、IFRS第16号に基づく除外規定の対象となり、従来と同様に計上され得る。IFRS第16号の影響に関する分析は2018年に実施されるが、予備的な評価によると、当該基準の影響は、公社の利益、財政状態、開示、資本要件、自己資本および大口エクスポージャーに関して重要ではない見込みである。

重要な判断および仮定

年次報告書の作成には、会計および開示に影響を及ぼす判断および仮定が含まれる。金融商品の会計上の分類の選択にかかる会計原則を適用する際の最も重要な判断については、以下のとおり、金融商品の項において説明されている。

公正価値で評価される資産および負債について、それらの価値は入手可能な市場価格が活発な市場に基づくか否かの評価により影響を受ける。流動性準備金における保有およびEMTNプログラムで発行された資金調達の債券の保有はすべて、入手可能な市場価格が活発な市場に基づくと考えられ、これらの価格は公正価値を決定するために使用される。活発な市場で売買が行われていない金融商品の公正価値を決定する際、公社は評価技法を適用し、不確実性に関連する可能性がある仮定を設定する。注記27には、金融商品の公正価値の決定方法(重要な仮定、不確実性および感応度分析を含む。)が記載されている。年次報告書は償却原価ベースで作成されるが、公社の金融資産および金融負債の重要な部分は対象外であり、それらは公正価値またはヘッジ会計の対象であるリスクに関連して公正価値への修正がなされた償却原価で測定される。詳細については、「金融商品」の項および注記27を参照のこと。

機能通貨および表示通貨

公社の機能通貨はスウェーデン・クローネ(SEK)であり、財務書類は同一通貨で作成されている。

すべての金額につき、特に記載のない限り、百万クローネ未満は四捨五入されている。

外貨建取引

外貨建取引は取引日に有効な為替レートで機能通貨に換算されている。外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表の日付の有効な為替レートで機能通貨に換算されている。換算から生じる為替レート差額は、損益計算書にて認識される。

関連会社

関連会社への出資持分は原価法に従い計上されている。2016年度において、関連会社のアドミニストラティブ・ソリューションズNLGFA社(Administrative Solutions NLGFA AB)は任意清算が行われた。その後、公社は関連会社の株式は保有していない。

子会社

子会社の持ち株は原価法に従い計上されている。

利息収益および利息費用

損益計算書において示される利息収益および利息費用は、以下で構成されている。

- ・ 償却原価で測定される金融資産および金融負債に対する利息
- ・ 売却可能として分類される金融資産に対する利息
- ・ 損益を通じて公正価値で測定され、売却可能として分類される金融資産に対する利息
- ・ ヘッジ手段であり、ヘッジ会計が適用されるデリバティブに対する利息

利息収益および利息費用は、実効金利法を適用し、算定、計上される。適用ある場合、利息収益および利息費用には、取引費用の期間区分ごとの金額を含む。

利息収益は、貸付けおよび投資からの利息収益ならびに貸付けおよび投資をヘッジするデリバティブに関する利息収益および利息費用で構成されている。

利息費用は、資金調達に関する利息費用ならびに資金調度をヘッジするデリバティブに関する利息収益および利息費用で構成されている。

デリバティブ契約により、利息は支払サイドにおいて受け取られるため、現行の金利状況では、多くの場合、公社は資金調達とそのデリバティブ・ヘッジにより利息を得ていることになる。これによって、利息費用合計がプラスになっている。

公社はマイナス金利で貸付けを行っている。かかる利息収益のマイナスは利息費用として計上される。注記4を参照のこと。

支払手数料

支払手数料は、預託手数料、代理人支払手数料および有価証券仲介手数料等、提供を受けたサービスに対する費用で構成されている。

金融取引純利益

「金融取引純利益」項目は、金融取引から生じる実現・未実現の価値変動を包含している。金融取引純利益は以下で構成されている。

- ・ 売買目的で保有される資産および負債の未実現の公正価値変動
- ・ 損益を通じて公正価値で認識される資産および負債の未実現の公正価値変動
- ・ 公正価値ヘッジ会計が用いられるデリバティブの未実現の公正価値変動
- ・ 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するヘッジ項目の未実現の公正価値変動
- ・ 金融資産および金融負債の処分からのキャピタル・ゲイン/ロス
- ・ 為替レートの変動

金融商品

資産の部として貸借対照表で認識される金融商品には、貸付金、金融機関に対する貸付金、利付証券、デリバティブおよびその他の金融資産が含まれる。負債および資本には、金融機関に対する負債、有価証券、デリバティブ、劣後債務およびその他の金融負債が含まれる。詳細については、注記27を参照のこと。

貸借対照表における認識および貸借対照表からの除去

金融資産または金融負債は、公社が金融商品の契約当事者となる場合には、貸借対照表において認識される。

金融資産は、金融資産からキャッシュ・フローまでの契約上の権利が停止する時点で、あるいは金融資産の移転にあたり、すべての重要な点において、公社が金融資産の所有権に関連するリスクおよび利益のすべてを他者へ移転する時点で、貸借対照表から除去される。金融負債は、契約上の義務が履行された時点または別の方法により消滅した時点で、貸借対照表から除去される。金融負債の部分についても同様の処理がなされる。

金融資産および金融負債は、当該金額につき相殺適格で、かつ純額で項目の調整を図る意向であるか、または資産の計上と負債の調整を同時に行う意向がある場合に限り、相殺され、貸借対照表において純額として認識される。

金融商品の取得および売却は、取引日(つまり、公社が金融商品の取得または売却を約定する日)に計上される。

金融商品の分類および測定

金融商品は当初、取引費用を考慮した公正価値で測定されるが、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の分類に含まれる資産および負債は対象外で、取引費用を考慮することなく公正価値で測定される。

金融商品を最初に認識するときは、一部はその購入目的に基づき分類されるが、IAS第39号に含まれる選択肢に基づく分類もされる。金融商品が当初認識後にどのように測定されるのかは、その分類により、以下のとおり決定される。

損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債

この分類の金融商品は、継続して公正価値で測定され、価値変動が損益計算書に計上されている。

この分類には、売買保有目的の金融資産および金融負債や公社が当初認識時にこの分類に分類したその他の金融資産および金融負債といった2つのサブグループがある。

1つ目のサブグループは、金融ヘッジのために保有されるが、ヘッジ会計に含まれないデリバティブを含む。

2つ目のサブグループは、貸付金および投資等の資産を含む。公社がかかる資産をこの分類に分類している理由は、そうしない場合に測定および認識に関して生じうる会計上のミスマッチを是正するためである。資金調達、貸付けおよび投資の条件がマッチしない場合に生じる市場リスクを抑制するため、リスク管理手段としてデリバティブ契約が用いられる。損益を通じてデリバティブを公正価値で測定し、その関連する貸付金または投資を公正価値で測定しなかったならば会計上のミスマッチが生じることになる。

2つ目のサブグループはまた、金融機関に対する負債および有価証券を含む。これは主として、固定金利での資金調達および仕組み資金調達、すなわち期限前償還条項付き借入金および/またはインターバンクレート連動型以外の変動金利での借入金を指す。固定金利での資金調達をこの分類に分類している理由は、かかる資金調達が、デリバティブを用いて、財務上は公正価値でヘッジされ、また借入金の主として公正価値で測定される貸付金に充当されているためである。資金調達ではなく、貸付金とデリバティブを公正価値で測定すると一致しない場合がある。

仕組み資金調達をこの分類に分類している理由は、かかる資金調達が重要な組込みデリバティブに含まれているため、また単独のデリバティブと借入金の評価上の不一致を大幅に減らすためである。

貸付金および債権

貸付金および債権は、活発な市場において相場がない固定的または確定的な支払を伴う資産である。これらの資産は、支払われる予定額、すなわち貸倒れを控除して測定される。これは金融機関に対する貸付金および一定のその他の貸付金を含んでいる。

売却可能金融資産

この分類には、公社のトレーディング業務に含まれない利付証券または金利ヘッジのデリバティブを伴わない利付証券への投資が含まれている。

この分類の資産は、継続して公正価値で評価され、価値変動はその他包括利益において認識されている。減損や為替レート差額による価値変動は損益計算書において認識されている。利息も損益計算書で認識されている。

その他包括利益において認識される公正価値での測定は、金融商品が満期となるかまたは処分されるまで継続する。資産の処分の際、従前はその他包括利益で認識されていた損益の累計額は損益計算書において認識されている。

その他の金融負債

金融機関に対する負債、有価証券、劣後債務および支払勘定等のその他の金融負債はこの分類に含まれる。負債は償却原価で測定されている。

ヘッジ会計

真実かつ公正な業務の概観を得るため、公社は、可能な場合、1つまたは複数の金融商品でヘッジを行っている資産および負債には公正価値ヘッジ会計を適用している。ヘッジ対象リスクとは、スワップ金利の変動の結果として生じる公正価値変動のリスクである。そのためヘッジ項目は、ヘッジ対象リスクの公正価値変動に基づき再評価されている。公社はヘッジ手段として金利スワップおよび通貨スワップを利用しており、資産/負債は、金融商品がヘッジする構成要素に関しては損益を通じて公正価値で測定されている。

非有効性は損益計算書において認識されている。ヘッジ関係が有効性要件を満たさない場合、かかる関係は中断されて資産/負債は償却原価で認識され、資産/負債の価値変動の累積額は残存期間にわたり配賦される。公社のヘッジ関係は有効性が高いとみなされている。

金融商品の貸倒損失および減損

コミュニティおよびランディング/リジョンは、地方自治体当局のスウェーデン憲法上の特別な地位および課税権に基づき、破産宣告を受けることはない。その他いかなる方法によっても存在が消滅することもない。また地方自治体の資産を借入れの担保として差し入れることは禁止されているため、コミュニティおよびランディング/リジョンはすべての債務に関し、その徴税権および総資産をすべて利用しても返済する責任を負っている。

各報告日において、公社は、1つまたは複数の事由(損失事由)が資産の当初認識後に生じた結果、またかかる損失事由が資産または資産グループに関して予測される将来キャッシュ・フローに影響を及ぼした結果として、金融資産または資産グループについて減損が必要であるとする客観的な証拠があるか否かを評価する。客観的証拠とは、1)発生している観察可能な条件のうち取得原価を回収する可能性に悪影響を及ぼすもので、かつ2)売却可能金融資産として分類される金融投資の公正価値が大幅にもしくは長期的に減少するようなものを指している。

発生主義原価で報告された金融資産の減損を認識する必要性に対して客観的指標が存在する場合、かかる減損額は、資産の予測される将来キャッシュ・フロー(当初実効金利にて割引後)の現在値と報告された資産の価値の差異として計算される。公社の評価において、2017年12月31日現在、減損は必要とされなかった。

無形資産

無形資産は、減価償却累計額および減損累計額を控除した原価で計上されている。

減価償却費は、無形資産の見積耐用年数にわたり定額法で損益計算書に認識されている。従前は取得した年の1月に減価償却を開始していたのに対して、2016年10月以後、資産の減価償却は資産を取得し、利用した月に開始されている。資産の耐用年数は少なくとも年に1回見直される。見積耐用年数は5年である。

有形資産

有形資産は、将来の経済的便益が公社にもたらされることが見込まれ、資産原価が確実に測定されうる場合、貸借対照表において資産として認識されている。

有形資産は、減価償却累計額を控除した原価で計上されている。

有形固定資産の認識値は廃棄または売却の際に、または資産の使用、廃棄/売却から将来の経済的便益が見込まれない場合、貸借対照表から除去されている。資産の売却または廃棄から生じる可能性のある損益は、売却価格と売却直接原価控除後の資産の認識値との差異とで成る。損益は、その他営業収益/その他営業費用として計上されている。

減価償却費は、資産の見積耐用年数にわたり定額法で計上されている。従前は資産の取得年の1月に減価償却を開始していたのに対して、2016年10月以後、資産の減価償却は資産が取得され、かつ使用された月に開始されている。公社は、設備の耐用年数を3年または5年と算定している。貸借対照表に含まれる美術品については減価償却がなされない。

保険を通じた年金

労働協約に基づく勤務に対する年金給付に係る公社の年金制度は、Alectaとの保険契約を通じて確保されている。

IAS第19号に従い、掛金建(確定拠出型)年金制度は退職後給付制度であり、公社はこれにより所定の掛金額を個別の事業体に支払うが、事業体が従業員の当期および前期以前の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を払うために十分な資産を保有していない場合でも、さらなる法的その他の債務を有しない。給付建(確定給付型)年金制度は、掛金建(確定拠出型)制度とは別のタイプの退職後給付制度として分類される。

公社の従業員に対する年金制度は、複数の雇用主を包含する掛金建(確定拠出型)制度である。公社の年金債務の支払は、損益計算書においては費用として、従業員が公社に一定期間勤続した場合に得られる率で計上されている。保険料はAlectaに現行給与をベースに支払われる。

上級役員の年金受給資格に関して、公社はスウェーデン政府による国有企業の上級役員のためのガイドラインに定められた原則(2009年4月)を遵守することを決定した。公社は、最高経営責任者および上級役員の年金対象給与の30%に相当する金額を、最長で、かかる役員が65歳に達するまで、掛金建(確定拠出型)年金制度に払い込む。公社が従来のように養老保険契約を担保に供する方法ではなく、年金制度を通じた最高経営責任者の年金の確保を選択したことに関連し、担保に供された養老保険契約は解消され、代わりに養老保険契約による支払に相当する金額が年金制度により確保される。

これらの保険料の年間費用は注記8に記載されている。

一般管理費

一般管理費には、給与および報酬、年金費用、支払給与税ならびにその他の社会保障費用を含む人件費、臨時/契約雇用者費用、研修費およびその他の人件費が含まれている。一般管理費に含まれるその他の費用は、破綻処理費用(従前の安定化政策費用)、コンサルタント費用、施設管理費用、IT費用、通信費、出張旅費および交際費が含まれる。また、格付費用、市場情報に関する費用や有価証券の流通市場を維持するための費用も含まれる。

その他営業収益

2014年度以降、公社はスウェーデン地方金融協同組合の組合員に対し、インターネット・ベースの財務管理サービスを提供している。かかるサービスを利用する選択をした組合員は、公社に年間使用料を支払う。かかる収益はその他営業収益として認識される。

その他営業費用

その他営業費用は主として、マーケティングおよび保険に係る費用を含む。

リース

すべてのリース契約は、オペレーティング・リースに関するものである。リース料は、リース契約の残存期間にわたり定額法で、リース期間全体にわたって、認識される。

税金

当期利益に係る税金において、当期税額および繰延べ税額が認識される。法人税は、損益計算書において認識される。ただし、原取引が直接その他包括利益または資本の部で認識される場合、付随する税金も、その他包括利益または資本の部において認識される。

当期に係る税金は当該年度に対して支払わねばならない税金である。またこれには、過年度に起因する当期に係る税金の調整も含まれる。

繰延べ税金は、貸借対照表アプローチに従って、資産および負債の計上額と課税価格との一時差異のベースで計算される。

グループ補助金

会社は、親団体へ支払ったグループ補助金を直接資本の部で認識している。受け取ったグループ補助金は損益計算書において受取配当金として計上されている。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、間接法を用いて作成されている。キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動および財務活動からの対内・対外支払に分けられている。営業活動は主として、貸付ポートフォリオおよび流動性ポートフォリオの増減を含む。投資活動は有形資産および無形資産への投資を含む。財務活動は有価証券の発行および発行済有価証券の償還/買戻しを示す。会社はIAS第7号第23項の除外規定を適用しており、満期3ヵ月未満の有価証券の発行を純額で計上している。また財務活動は新株発行および連結債務の増減を含む。

セグメント情報

会社は、組合員に対する貸付けというセグメントが1つのみであるため、セグメント情報は作成しない。すべての業務はスウェーデンにおいて行われており、すべての顧客はスウェーデンに所在している。会社では、利益全体の10%以上にあたる単一の顧客はいない。

注記3 リスクおよび資本の管理

公社の主な任務は、地方自治体部門のために安定した効率の良い資金調達へのアクセスを確保することである。これにより、顧客のニーズに基づき金融市場から資金を借り入れる。業務モデルにより、公社はリスクにさらされる。これらのリスク管理における公社の目標、方針および方法、ならびにかかるリスクの測定方法は、下記に記載される(公社のリスク・プロフィールおよびリスク構成ならびに別個の「リスク・資本管理報告書」(www.kommuninvest.seで閲覧可能)の概要については、前記「(4) 業務の概況」の「リスクおよび資本の管理」の項も参照のこと。)。現在のエクスポージャーおよび予想所要自己資本も各分野のリスクに記載される。

2017年度には、リスク管理における公社の目標、方針および方法について、一定の変更が生じた。かかる変更により、資産の満期の延長よりも負債の満期の延長を長くするという従来の目標とは異なり、資産および負債の満期を適切にマッチングさせることを確保することが公社の目標となった。これを踏まえて、公社が資産の質および市場性に一層厳格な要求を課す一方で、流動性準備金に関する原則は修正され、当該準備金の減額を可能にした。

これらの変更に関して、公社の価格リスクおよび信用リスクの両方に対するエクスポージャーは大幅に減少した。流動性準備金の額は減少し、前期よりも信用の質が高い資産が含まれている。信用リスクに対するリスク加重エクスポージャーが減少した結果、公社の信用リスクに対する所要自己資本も、前期と比較して大幅に減少した。

信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティが期日にその義務の履行を行うことができないことにより損失が生じるリスクをいう。信用リスクは、公社の業務において様々な形で生じ、以下の3つの分野、すなわち貸付業務で生じる信用供与におけるリスク、公社の流動性準備金で生じる発行体リスクおよび公社がデリバティブ商品を利用する場合に生じるカウンターパーティ・リスクに分類される。

信用リスクは、公社のリスク戦略、与信方針および財務方針に基づき管理される。少なくとも年に1回、取締役会は、すべての投資およびデリバティブのカウンターパーティについての制限を設定するが、かかる制限は公社のカウンターパーティに対するエクスポージャー総額に関するものである。満期の限度は、カウンターパーティの信用度に基づき、最高経営責任者が決定する。公社が、いずれの投資およびデリバティブのカウンターパーティを承認するかについて評価を行う場合、投資およびデリバティブに係る要件だけでなくカウンターパーティの信用度(保有状況、業務の範囲および規模を含む。)ならびに財務安定性が考慮される。公社の信用リスク・エクスポージャーは、以下の表に記載される。

信用リスク・エクスポージャー

	2017年				2016年			
	認識値	エクスポージャー額 ⁽²⁾	リスク加重エクスポージャー額	所要自己資本	認識値	エクスポージャー額 ⁽²⁾	リスク加重エクスポージャー額	所要自己資本
与信業務								
地方自治体および自治体関係会社に対する貸付金 ⁽¹⁾	310,147.3	310,147.3	0.0	0.0	276,982.1	276,982.1	0.0	0.0
流動性準備金								
担保適格国債	24,635.8	24,635.8	0.0	0.0	16,964.4	16,964.4	0.0	0.0
債券およびその他利付証券	12,500.0	12,500.0	0.0	0.0	42,003.9	42,003.9	1,887.4	151.0
金融機関に対する貸付金	649.7	649.7	129.9	10.4	1,122.3	1,122.3	224.5	17.9
デリバティブ								
デリバティブ ⁽²⁾	8,044.6	6,630.4	0.0	0.0	24,449.8	21,951.6	0.0	0.0
その他資産								
その他資産	965.2	965.2	243.9	19.5	202.9	202.9	162.2	13.0
オフバランスシート項目								
約定済貸付金 ⁽¹⁾	1,834.3	1,834.3	0.0	0.0	1,765.4	1,765.4	0.0	0.0
未実行の約定済貸付金 ⁽¹⁾	2,476.2	2,476.2	0.0	0.0	4,535.7	4,535.7	0.0	0.0
合計(オフバランスシート項目を含む。)	361,253.1	359,838.9	373.8	29.9	368,026.5	365,528.3	2,274.1	181.9

(1) 地方自治体の引受けによる保証付。

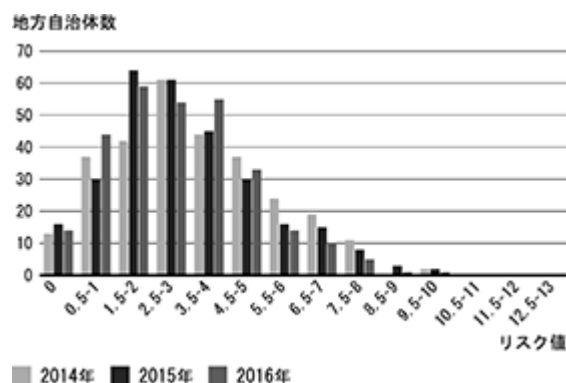
(2) デリバティブ以外のすべての資産項目について、認識値は信用リスク・エクスポージャーの最大値、すなわちエクスポージャー額にあたる。デリバティブについては、認識値が中央清算機関を介する債権および債務のネットリング後の正の市場価値合計を指す場合、信用リスク・エクスポージャーの最大値(エクスポージャー額)はリプレースメント時価コストおよび潜在的な将来のエクスポージャーの合計にあたる(詳細については、「カウンターパーティ・リスク」の項を参照のこと。)

信用供与者リスク

信用供与者リスクとは、信用供与先がその義務を履行できないリスクをいう。このリスクは、組員および単一または複数の組員が支配的な影響力を持つ承認された関係会社、団体および連合体に限り貸付けを行うことにより制限される。関係会社、団体や連合体の承認には、単一または複数の組員からの保証の裏付けが必要である。組員ならびに承認された関係会社、団体および連合体は継続的にフォローアップされ、グループ全体としての観点から評価される。公社の貸付業務におけるリスクは極めて少なく、公社は貸付業務において貸倒損失を被ったことはない。

コミュン、ランスティング/リジョンおよびそれらが所有する関係会社について、それぞれが組合員となるための申請手続の際に分析が行われ、組合員としての期間中も継続的に分析が行われる。組合員の財政状態の全体像を把握するため、定量的リスク値分析が行われる。分析には、損益計算書、貸借対照表、人口統計および地方自治体の行政運営におけるリスクが含まれる。この分析を基に協同組合の組合員である各地方自治体には0から13までのリスク値が割り当てられ、そのリスク値は低いほど良いとされる。地方自治体がどのように様々なリスク値グループに分類されたかは、下記のリスク値モデルのグラフに示されている。

リスク値モデル



信用供与者リスクに対する所要自己資本

自己資本比率の観点から、地方自治体部門のリスク・ウェイトは0%である。これは、公社がCRR規則における標準的手法を用いる場合、信用供与者リスクについて法定の所要自己資本が存在しないことを意味している。

発行体リスク

発行体リスクとは、有価証券の発行体が満期に約定額の全額を返済できないリスクをいう。このリスクは、発行体が少なくともA(S&P)の信用格付または承認された信用格付機関によるこれと同等の格付けを取得している場合、流動性準備金を有価証券および銀行預金に投資することにより限定される。公社の財務方針により、満期までの残存期間が39ヵ月を超える有価証券に投資を行うことはできない(前期において満期は最長5.5年に制限されていた。)。有価証券の発行体についてもカントリー・リミットがあり、各国へのエクスポージャーは、カントリー・リミットがないスウェーデンを除いて、150億クローネを超えてはならない。さらに、取締役会は、発行体ごとにエクスポージャー総額の上限を決定する。

当該年度末現在、流動性準備金における投資の満期までの平均残存期間は、7.2ヵ月(前年度：20.6ヵ月)だった。有価証券の個別銘柄の満期までの残存期間は、最長で26.1ヵ月(前年度：60.3ヵ月)だった。

以下の表は、国別、格付別および発行体分類別のエクスポージャーを表している。「金融機関」に分類されるものは、主にいわゆる補助金対象となっている貸し手が発行した有価証券から構成され、CRR規則により中央政府に対するエクスポージャーとして扱われる。

投資先所在国別内訳	2017年	2016年
スウェーデン	21,742.0	30,497.4
国際機関	4,915.9	7,701.3
ドイツ	4,806.2	10,153.5
フィンランド	3,195.2	5,114.4
デンマーク	2,063.2	3,004.0
カナダ	925.7	1,470.3
英国	129.1	946.6
米国	8.2	9.0
豪州	-	602.0
オランダ	-	592.1
合計	37,785.5	60,090.6

投資先格付別内訳	2017年	2016年
AAA	33,006.7	46,327.2
AA	3,940.3	12,728.4
A	838.5	1,035.0
合計	37,785.5	60,090.6

投資先発行体分類別内訳	2017年	2016年
各国中央政府または中央銀行	23,710.1	12,448.2
金融機関		
- うち、補助金対象となっている貸し手	7,584.1	16,730.9
- うち、銀行預金	649.7	1,122.3
国際開発銀行	4,915.9	7,701.3
地方自治体または自治体当局	925.7	5,974.1
カバード・ボンド	-	15,614.9
公共部門事業体	-	498.9
合計	37,785.5	60,090.6

発行体リスクに対する所要自己資本

発行体リスクに対する所要自己資本の算定に際しては、公社はCRR規則に従って標準的手法を用いる。エクスポージャー額を決定するために、認識値が割り当てられる。リスク加重エクスポージャー額は、同規則に従ってエクスポージャーにリスク・ウェイトを乗じて算出される。リスク加重エクスポージャー額に8%を乗じることによって算出される発行体リスクに対する所要自己資本は10.4百万クローネ(前年度：168.9百万クローネ)となる。

カウンターパーティ・リスク

カウンターパーティ・リスクとは、金融契約のカウンターパーティが同契約に基づく義務を履行できないリスクをいう。カウンターパーティ・リスクは、公社が市場リスクを制限するという目的でデリバティブ契約を締結する際に生じる。カウンターパーティ・リスクは、高い信用度および担保提供資産要件を持つ金融機関と契約を締結することにより制限される。2016年10月現在において締結済みの金利契約は、中央清算機関により清算されなければならない。

公社が非清算デリバティブを締結するためには、カウンターパーティは、取引時にBBB+以上の発行体信用格付を取得しているか、またはかかる格付けを取得している者による保証を受けていなければならない。カウンターパーティがA未満の信用格付を有する場合、デリバティブの市場性、複雑性および満期に特に留意される。公社が中央清算されるデリバティブを締結する場合、カウンターパーティは、取引時にBBB-以上の発行体信用格付を取得していなければならない。

カウンターパーティ・リスクは、すべてのカウンターパーティとISDA契約および担保契約(CSAとして知られる。)を締結することにより、さらに軽減される。ISDA契約により、正のエクスポージャーと負のエクスポージャーとの相殺が可能となる。CSAには、締結済みのデリバティブ契約の価値の変動から生じるエクスポージャーを取り除くための担保回収権が規定される。店頭(OTC)デリバティブの変動証拠金の改定を要求する新たなEMIRの規制上の枠組みに関して、公社は、2017年3月以降、カウンターパーティの大半との間に新たなCSAを導入しているが、これにより基準値を設定することなく毎日担保の交換が行われる。

カウンターパーティ・リスクに対するエクスポージャーは、デリバティブ契約の市場価値に基づき決定される。正の市場価値とは、カウンターパーティが破綻した場合の潜在的損失を意味する。このリスクは、ISDA契約に従って、同一カウンターパーティとの間のすべての取引により、相互にネットティングすることで軽減される。CSAの条項に基づき、担保がその後エクスポージャー純額(リプレイスメント時価コスト)のために取得され、これにより、さらにリスクは軽減される。中央清算されるデリバティブのために設定された当初証拠金により、追加担保だけでなくカウンターパーティも担保される。したがって、カウンターパーティ・リスク総額は971.3百万クローネ(前年度：1,269.2百万クローネ)となる。

デリバティブ・エクスポージャー	2017年	2016年
認識値 ⁽¹⁾	8,044.6	24,449.8
貸借対照表上で相殺された金額	576.4	115.4
市場価値(総額)⁽²⁾	8,621.0	24,565.2
ネットティング・ゲイン	-5,647.3	-8,064.5
リプレイスメント時価コスト⁽³⁾	2,973.7	16,500.7
受取担保	-2,628.0	-15,623.0
カウンターパーティ別純額(担保の控除を含む。)	345.7	877.7
当初証拠金提供	590.2	317.7
追加担保提供	35.4	73.8
カウンターパーティ・リスク合計	971.3	1,269.2

(1) 相殺後の正の市場価値合計。

(2) 相殺前の正の市場価値(総額)合計。

(3) 各ネットティング契約内でのネットティング後の正の市場価値(総額)合計。

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本の算定に際して、公社は、市場評価手法を採用しているが、同手法においてエクスポージャー額はリプレイスメント時価コストおよび潜在的な将来のエクスポージャーの合計に等しい。すべての契約のためのリプレイスメント時価コストを正の価値で決定するために、かかる契約には現在の市場価値が割り当てられる。潜在的な将来のエクスポージャーを決定するために、想定元本は、満期および契約の構造に基づき、CRR規則に規定されるパーセントを乗じることにより得られる。

エクスポージャー額は、次に現在のリスク・ウェイトを乗じられ、これによりリスク加重エクスポージャー額が得られる。協同組合のすべての組合員が保証契約に署名しており、かかる契約に基づき公社のエクスポージャーに対して責任を負っているため、リスク・ウェイトは0としてすべてのカウンターパーティ・エクスポージャーに割り当てられる。したがって、リスク加重エクスポージャー額は0となり、カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本も結果的に0となる。下記の「カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本」の表を参照のこと。

カウンターパーティ・リスクに対する所要自己資本	2017年	2016年
リプレイスメント時価コスト ⁽¹⁾	2,973.7	16,500.7
潜在的な将来のエクスポージャー	3,656.7	5,450.9
エクスポージャー額	6,630.4	21,951.6
リスク加重エクスポージャー額 ⁽²⁾	0.0	0.0
所要自己資本	0.0	0.0

(1) 各ネットティング契約内でのネットティング後の正の市場価値(総額)合計。

(2) 地方自治体当局による保証引受により、リスク・ウェイトは0%である。

CVAリスク

信用度の調整または信用評価調整(CVA)は、カウンターパーティの信用度を考慮するデリバティブに適用される価格調整である。したがって、CVAは、カウンターパーティの信用度が低下したことにより、デリバティブ契約の市場価値が低下するリスクを測定する。

CVAリスクに対する所要自己資本

第1の柱に基づくCVAリスクに対する所要自己資本の算定において、公社は、CRRの標準的手法を採用している。エクスポージャー額として完全調整済みのエクスポージャー額が用いられるが、これは担保によるリスク軽減効果が考慮されていることを意味する。CRR規則に従って、中央清算機関との取引は除外される。当該年度末現在、CVAリスクに対する所要自己資本は60.4百万クローネ(前年度：122.9百万クローネ)であった。

集中リスク

集中リスクとは、顧客/発行体/カウンターパーティ間における債務不履行のリスクの相互関係により、個別の顧客/発行体/カウンターパーティの信用格付により適正とされるものを超える損失リスクをいう。債務不履行のリスクの相互関係は、業種および地理的な関係等の要因により説明することができる。

公社の任務である地方自治体への信用供与は、信用供与における集中を伴う。信用供与の集中は、個別の顧客に対する貸付けの限度により制限される。すべての貸付けは、単一または複数の組員による保証でカバーされているため、評価では、信用供与における集中リスクに対していかなる所要自己資本も認識の必要がないものとされる。

公社のデリバティブ・ポートフォリオにおける発行体への集中は、個々のカウンターパーティに課された制限により、またデリバティブ・ポートフォリオ総額(想定元本)における個々のカウンターパーティに対するエクスポージャーの割合に関する制限により、限定される。協同組合の組員が公社のデリバティブ・エクスポージャーについての保証の引受けに署名する前提では、デリバティブ・ポートフォリオにおける集中リスクについて、いかなる所要自己資本も認識されない。

公社の流動性準備金における発行体への集中は、カンントリー・リミットだけでなく個々のカウンターパーティに課された制限により限定される。この集中リスクに関して、公社は下記のとおり所要自己資本を認識する。

流動性準備金における集中リスクに対する所要自己資本

公社が実施した信用リスク関連の集中リスクに対する所要自己資本の算定は、2015年5月8日以降、金融監督局(FI)のメモランダム「第2の柱に基づく個々のリスクの種類の評価のためのFI手法」に記載の手法に基づく。

信用関連の集中リスクは、以下の3つの集中、すなわち地理的集中、業界別集中および銘柄集中に関して、算定される。

集中リスクは、ハーフィンダール・インデックスを適用して見積られるが、これは、エクスポージャーが、エクスポージャー総額に占める割合に関して、グループ化され、加重されることを意味する。ハーフィンダール・インデックスの増加は、集中の増大を意味する。集中リスクに対する所要自己資本はその後、第1の柱に基づく信用リスクに対する所要自己資本が占める割合として、一定の計算式を適用し、算定される。

2017年12月31日現在の算定により、流動性準備金における集中リスクの第2の柱に基づく所要自己資本は、第1の柱に基づく信用リスクに対する所要自己資本の19.0%(前年度：15.9%)、すなわち5.7百万クローネ(前年度：28.9百万クローネ)であった。

市場リスク

市場リスクは、公社の資産および負債の純市場価額(総価額)が金融市場におけるリスク要因により減少するリスクとして定義される。

市場リスクは主に資金調達業務および公社の流動性準備金に含まれる資金の投資において生じる。資金調達を安定した効率の良いものとするためには、公社はいくつかの異なる資金調達市場で取引を行う必要がある。したがって、公社は、市場リスクにさらされている。市場リスクは、金利リスク、為替リスク、信用市場リスク、その他の価格リスクおよび流動性リスクに分類される。

公社は、市場リスクに対するエクスポージャーをデリバティブ契約により限定している。市場リスクに対する一定のエクスポージャーが許容される理由は、業務をより効率的にすることであり、投機目的でのリスク負担を許容するものではない。

金利リスク

金利リスクとは、金利環境の変化が公社の資産および負債の純市場価額を減少させるリスクをいう。金利リスクは、資産および負債に適用される金利が一致しない期間があることにより生じる。公社は、投機目的の金利リスク・ポジションを取らない。公社の任務は、リスクについての保守的な考え方に対して有効に実施されるべきものであるため、リスクはポートフォリオのマッチングを通じて管理されている。これは、金利期間における小さな一時的差異は、資産および負債に対して許容されることを意味する。

以下の表は、資産および負債の金利固定期間を表している。期限前償還可能な貸付けおよび資金調達の金利固定期間とは、次の期限前償還可能日までの期間である。

金利固定期間

元本額							
2017年	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	利息が付か ないもの	合計
資産							
担保適格国債	17,474.7	1,222.2	5,623.4	-	-	-	24,320.3
金融機関に対する貸付金	649.7	-	-	-	-	-	649.7
債券およびその他利付証券	2,346.3	3,838.7	6,184.2	-	-	-	12,369.2
貸付金	180,329.5	20,151.4	87,308.3	18,080.1	2,173.1	-	308,042.4
デリバティブ(投資)	24,374.3	-11,136.6	-12,773.6	-	-	-	464.1
デリバティブ(貸付け)	113,179.3	-16,068.1	-76,938.3	-18,241.5	-1,931.4	-	0.0
その他資産	-	-	-	-	-	965.2	965.2
資産合計	338,353.8	-1,992.4	9,404.0	-161.4	241.7	965.2	346,810.9
負債および資本							
金融機関に対する負債	558.8	729.2	-	-	-	-	1,288.0
有価証券	53,115.3	64,848.1	194,490.5	25,507.4	1,250.0	-	339,211.3
デリバティブ(資金調達)	260,421.4	-53,644.0	-183,229.1	-25,407.4	-1,000.0	-	-2,859.1
その他負債	654.8	-	-	-	-	1,808.9	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,610.8	7,610.8
負債および資本合計	314,750.3	11,933.3	11,261.4	100.0	250.0	9,419.7	347,714.7
資産および負債の差異	23,603.5	-13,925.7	-1,857.4	-261.4	-8.3	-8,454.5	-903.8

金利固定期間

元本額							
2016年 ⁽¹⁾	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	利息が付か ないもの	合計
資産							
担保適格国債	7,586.0	3,225.3	7,372.2	-	-	-	18,183.5
金融機関に対する貸付金	1,122.3	-	-	-	-	-	1,122.3
債券およびその他利付証券	10,775.1	4,511.4	23,981.9	0.0	0.0	0.0	39,268.4
貸付金	153,979.6	28,933.0	77,274.8	12,370.6	1,481.0	0.0	274,039.0
デリバティブ(投資)	51,094.8	-15,656.0	-33,935.7	0.0	0.0	0.0	1,503.1
デリバティブ(貸付け)	100,345.7	-22,815.6	-63,743.3	-12,547.5	-1,239.3	0.0	0.0
その他資産	-	-	-	-	-	202.9	202.9
資産合計	324,903.5	-1,801.9	10,949.9	-176.9	241.7	202.9	334,319.2
負債および資本							
金融機関に対する負債	771.1	774.9	774.8	-	-	-	2,320.8
有価証券	58,075.7	61,773.8	206,334.9	12,958.6	1,250.0	-	340,393.0
デリバティブ(資金調達)	253,288.2	-61,383.0	-194,791.1	-12,958.6	-1,000.0	-	-16,844.5
その他負債	-	-	-	-	-	845.4	845.4
劣後債務	1,000.0	-	-	-	-	-	1,000.0
資本	-	-	-	-	-	6,514.0	6,514.0
負債および資本合計	313,135.0	1,165.7	12,318.6	0.0	250.0	7,359.4	334,228.7
資産および負債の差異	11,768.5	-2,967.6	-1,368.7	-176.9	-8.3	-7,156.5	90.5

(1) 2016年度の比較数値は修正再表示されている。これにより2016年度年次報告書中の数値とは一致していない。

感応度分析

取締役会により設定された上限に従い、ポートフォリオのリスク(エクスポージャー)は、イールドカーブが1%ポイント平行移動することに対して30百万クローネ(前年度:15百万クローネ)を超過することはできない。しかしながら、金利リスクは、最長で連続5営業日間にわたり最大50百万クローネ(前年度:25百万クローネ)に相当するエクスポージャーが許容される。

当該年度末現在、(ポートフォリオを通じての)エクスポージャーは、イールドカーブが1%ポイント平行移動(上昇)したとすると、マイナス11.0百万クローネ(前年度:マイナス21.0百万クローネ)であった。資産および負債の価値の変動によって、正のエクスポージャー額では、金利が上昇した場合は金利にプラスの影響が生じ、金利が低下した場合は金利にマイナスの影響が生じる。

公正価値で評価された取引だけが考慮される場合、すべての市場金利が1%ポイント平行移動(上昇)したとすると、結果的に211.8百万クローネ(前年度:203.8百万クローネ)変動する。

金利リスクに対する所要自己資本

第2の柱に基づく金利リスクに対する所要自己資本は、銀行勘定における金利リスクに関するスウェーデン金融監督局のモデルに基づき算定される。かかるモデルは、ゼロクーポン・カーブに関する多数の変動シナリオを所与として、公社の純資産の価値の変動を算定する。かかる変動シナリオは、実績市場データに基づく平行移動(上昇および下降)または短期もしくは長期の満期までの期間において150ベース・ポイント上昇または低下する金利カーブの4種の変動から成る。

スウェーデンの10大金融機関の1つとして、公社は、いわゆるベーシック・アプローチと称されるフローが時間単位で分類される算定、およびいわゆるアドバンスド・アプローチと称されるキャッシュ・フローが営業日別に分類される算定を行う。公社は、2つのアプローチから算定される最低値に基づき、金利リスクに対する所要自己資本を認識する。

第2の柱に基づく金利リスクに対する所要自己資本は、最低値を算出したベーシック・アプローチに基づき、31.1百万クローネ(前年度:44.4百万クローネ)と認識される。

為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動が公社の資産または負債の純市場価額(総価額)を減少させるリスクをいう。為替リスクは、貸借対照表上で特定の外貨建の資産および負債がありその金額がマッチしない場合に生じる。公社はデリバティブを用いてすべての判明している将来のフローをヘッジしている。しかしながら、為替リスクは、外貨建の投資のリターンからもたらされる純利息収益において継続的に生じる。

公社の為替リスクは、米ドル建またはユーロ建の流動性準備金の一部に起因する純利息収益から生じる。このリスクは、かかるリターンを継続的にスウェーデン・クローネに交換することにより限定的なものとなっている。許容される最大エクスポージャーは、それぞれの通貨につき、5百万クローネ相当額である。

為替リスクに対する所要自己資本

会社の為替リスクに対するエクスポージャーは極めて少ないため、もはや法定の所要自己資本は存在しない。

第2の柱に基づく所要自己資本は、エクスポージャーに当該年度の為替変動率を乗じて算定される。2017年度において、スウェーデン・クローネ/ユーロおよびスウェーデン・クローネ/米ドルの為替レートは、1ヵ月に6%(前年度:6%)も変動した。6%(前年度:6%)の為替レートの変動により、エクスポージャーが5百万クローネ生じ、これにより、1ヵ月に0.3百万クローネ(前年度:0.3百万クローネ)の所要自己資本が生じる。したがって、年間ベースで、これは3.6百万クローネ(前年度:3.6百万クローネ)の所要自己資本に相当する。

為替リスク 2017年

認識値

資産および負債の 通貨別内訳	スウェーデン ・クローネ	ユーロ	米ドル	日本円	豪ドル	その他の 通貨	公正価値 調整	合計
資産								
担保適格国債	18,206.1	1,386.6	5,055.5	-	-	-	-12.4	24,635.8
金融機関に対する貸付金	520.6	37.4	91.7	-	-	-	-	649.7
債券およびその他利付証券	960.0	2,457.3	9,095.7	-	-	-	-13.0	12,500.0
貸付金	308,486.1	-	-	-	-	-	1,661.2	310,147.3
デリバティブ	-37,835.1	-1,686.5	36,969.1	3,636.0	968.9	3,928.7	2,063.5	8,044.6
その他資産	916.7	0.0	42.7	-	-	5.8	-	965.2
資産合計	291,254.4	2,194.8	51,254.7	3,636.0	968.9	3,934.5	3,699.3	356,942.6
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	553.0	-	734.3	-	5.8	25.3	1,318.4
有価証券	180,945.4	1,726.2	130,610.5	3,001.5	5,044.9	14,888.8	1,538.5	337,755.8
デリバティブ	101,041.4	-84.6	-80,011.6	-99.8	-4,076.0	-10,960.1	1,984.6	7,793.9
その他負債	1,807.9	-	655.8	-	-	-	-	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	7,459.9	-	-	-	-	-	150.9	7,610.8
負債および資本合計	291,254.6	2,194.6	51,254.7	3,636.0	968.9	3,934.5	3,699.3	356,942.6
資産および負債の差異	-0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
外貨に対するスウェーデン・ クローネ高10%の効果(税引 前)	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-

為替リスク 2016年⁽¹⁾

認識値

資産および負債の 通貨別内訳	スウェーデン ・クローネ	ユーロ	米ドル	日本円	豪ドル	その他の 通貨	公正価値 調整	合計
資産								
担保適格国債	10,227.4	1,597.0	6,575.1	-	-	-	22.8	18,422.3
金融機関に対する貸付金	974.6	71.2	75.1	-	0.0	1.4	-	1,122.3
債券およびその他利付証券	18,112.1	4,270.0	17,804.5	-	-	-	359.4	40,546.0
貸付金	274,609.1	-	-	-	-	-	2,373.0	276,982.1
デリバティブ	-96,754.6	-4,311.2	113,273.9	5,455.9	1,488.8	2,099.4	3,197.6	24,449.8
その他資産	202.2	-	0.7	-	-	-	-	202.9
資産合計	207,370.8	1,627.0	137,729.3	5,455.9	1,488.8	2,100.8	5,952.8	361,725.4
負債および資本								
金融機関に対する負債	0.3	537.0	0.1	1,793.8	-	1.3	63.6	2,396.1
有価証券	172,227.6	3,111.7	132,533.6	10,912.5	5,400.8	14,500.7	2,892.5	341,579.4
デリバティブ	26,521.6	-2,022.2	5,194.4	-7,250.4	-3,912.0	-12,401.3	3,260.4	9,390.5
その他負債	845.4	-	-	-	-	-	-	845.4
劣後債務	1,000.0	-	-	-	-	-	-	1,000.0
資本	6,777.7	-	-	-	-	-	-263.7	6,514.0
負債および資本合計	207,372.6	1,626.5	137,728.1	5,455.9	1,488.8	2,100.7	5,952.8	361,725.4
資産および負債の差異	-1.8	0.5	1.2	0.0	0.0	0.1	-	-
外貨に対するスウェーデン・ クローネ高10%の効果(税引 前)	-	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	-	-

(1) 本表において、2016年度の比較数値は、カウンターパーティの再分類、新しい表示形式および従前は負債側のみ計上されていたデリバティブが2017年度から資産側と負債側の両方に計上されたことにより、2016年度年次報告書中の数値から修正されている。表中のかかる2項目の合計は、貸借対照表上に計上された数値とは異なる。担保適格国債の項目は、貸借対照表上の数値より1,457.9百万クローネ多く、債券およびその他利付証券の項目は、貸借対照表上の数値より1,457.9百万クローネ少ない。

信用市場リスク

信用市場リスクとは、市場におけるベースス・スプレッドまたは信用スプレッドの変動が公社の資産または負債の純市場価額(総価額)を減少させるリスクをいう。信用市場リスクは主として、公正価値で評価される資産および負債の満期が一致していない結果として生じる。

信用市場リスクは、さらに資産に係る信用スプレッド・リスク、負債に係る信用スプレッド・リスク、デリバティブに係る信用スプレッド・リスク(CVAリスク)およびベースススワップ・リスクに分類される。資産およびデリバティブに係る信用スプレッド・リスクとは、カウンターパーティの信用スプレッドの変動が公社の資産額またはデリバティブ価値を減少させ得るリスクをいう。負債に係る信用スプレッド・リスクとは、公社の信用スプレッドの変動が公社の負債額を増加させるリスクをいう。ベースススワップ・リスクとは、2通貨間のベースススワップ・スプレッドの変動が通貨関連デリバティブ契約の市場価値にマイナスの影響を及ぼすリスクをいう。

公社は、資産(貸付けおよび投資)ならびに負債(資金調達および資本)の満期を適切にマッチさせることにより、信用市場リスクを制限する。

1ベース・ポイントの平行移動(上昇)に相当する市場の信用スプレッドにおける変動全般に対する公社の感応度については、下記に記載される。

信用市場リスクに対する感応度	2017年	2016年
合計	-0.1	-5.8
投資(公正価値オプション)	-2.9	-8.7
投資(売却可能)	-0.2	-2.3
貸付け	-15.8	-20.7
資金調達	18.8	25.9

信用市場リスクに対する所要自己資本

第2の柱に基づく信用市場リスクに対する所要自己資本合計(信用スプレッド・デリバティブを除く。)は、多数のシナリオに対して算定される。単一の主要なシナリオに対して算定された所要自己資本の最大額は、公社の信用市場リスクに対する所要自己資本を構成する。所要自己資本の算定の基礎となる主要なシナリオは、理論的であるか、または特定対象期間の実際の市場変化に基づきアップデートされているものである。

ヒストリカル・シナリオは、公社が事業取引を行っている信用市場において変動が最大である期間を捉えることを意図している。ヒストリカル・シナリオには、特定対象期間の市場データに基づく一定の蓋然性を有する計数モデルを用いたクレジット・スワップおよびベーシックスワップの変動がシミュレーションされるシナリオも含まれる。

理論的シナリオは、公社の事業モデルと関連し、それに起因し得る信用市場リスクに基づき、作成される。ヒストリカル・シナリオが想定される様々なシナリオのすべてを必ずしもカバーするわけではないため、公社の事業モデルから生じ得るリスクのすべてを所要自己資本がカバーすることを確保するためにこれらのシナリオが含まれている。

2017年12月31日現在、実行された算定において、信用市場リスクに対する所要自己資本合計は、1,434.0百万クローネ(前年度：1,457.2百万クローネ)であった。

その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、株式または株価指数等の原資産の価格決定状況の変動が公社の資産または負債の純価額(総価額)を減少させるリスクをいう。公社は、原資産および当該指数に関連する価格リスクをヘッジするためにデリバティブを用いる。これは、その他の価格リスクが残存しないことを意味する。

清算リスク

清算リスクとは、利付金融商品または外国為替の取引のカウンターパーティがその義務を清算前に履行できず、公社が代替の取引を締結するために費用の増加を負担するリスクをいう。またカウンターパーティ・リスクを管理する公社のプロセスには清算リスクの管理も含まれる。公社は、清算リスクが生じた結果の損失を避けられるように積極的に取り組んでいる。

事業リスクおよび戦略リスク

事業リスクとは、外部の事業環境(市況、顧客動向および技術発展を含む。)における要因が取引高および利ざやにマイナスの影響を与える結果として収益が減少するか、または費用が増加するリスクをいう。公社内のすべての部門は、それぞれの分野において継続的に外部モニタリングを行いながら取り組んでいる。

戦略リスクとは、誤りのあるもしくは誤導された戦略上の選択やビジネス上の決定、決定事項が正確に実施されないことまたは社会、規制制度もしくは金融部門および/または地方自治体部門の変化に対して感応度が不十分であることに起因する損失の長期的リスクをいう。公社は、取締役会が設定する戦略目標を展開するための手続を有している。戦略リスクは、根拠が十分な分析に基づいて戦略的判断を行うことにより、また戦略的な決定を取締役会が頻繁に行うことにより限定的なものとなっている。

これらのリスクには、とりわけ、事業計画および事業予想における収益または費用の相違に起因する損失のリスクを意味する収益リスクが含まれる。公社の収益リスクは、貸借対照表における資産および負債の満期のマッチングに公社が一層重点を増したことの環として、当該年度において減少した。これにより公社がプレファイナンスによる新規貸付額を減額したため、公社が増加/減少した資金調達費用を顧客に転嫁できる可能性が高まっている。満期の有利なマッチングには異なる通貨建の資産および負債も含まれるため、ベーススプレッドおよび為替スプレッドの変動は、貸借対照表上の収益の既存の残高にそれほど影響はない。

すべての市場金利の変動に基づく公社の純利息収益の感応度分析

公社の純利息収益への影響は、以下の2つのシナリオに基づき分析される。すなわち、100ベース・ポイント上昇の平行移動および50ベース・ポイント下降の平行移動である。一般的に市場金利が極めて低いことを考えると、かかるシナリオは非対称であり、すなわち、金利がさらに低下した場合、かかるシナリオにおいて金利は下方修正される。

公社では、資産および負債のキャッシュ・フローが適切にマッチしている。唯一の例外は、キャッシュ・フローに影響しない資本により資金調達された資産である。資本により資金調達された、これらの資産による収益は、したがって市場金利が上昇した場合には増加し、市場金利が低下した場合には減少する。

すべての市場金利が年度末において100ベース・ポイント上昇する場合、1年間の利息収益は、104百万クローネ増加する。ただし、貸借対照表の規模および構成は変わらないものとする。またすべての市場金利が年度末において50ベース・ポイント低下した場合、純利息収益は1年間で52百万クローネ減少することとなる。

事業リスクおよび戦略リスクに対する所要自己資本

公社は、事業リスクおよび戦略リスクに対する所要自己資本を割り当てていない。それに対して、これらのリスクは、資本計画バッファにおける公社のストレス・テストの一環として評価される。

流動性リスクおよびファイナンス・リスク

流動性リスクとは、決済資金を調達する際に非常に高い費用を負わなければ満期に支払義務を履行できないリスクをいう。

短期流動性リスクは、想定外の事象により公社が義務を履行することが困難になる、日々の流動性管理におけるリスクに相当する。短期流動性リスクは、流動性の高い資産で流動性準備金を保有することにより限定的なものとなっている。短期流動性リスクは、公社がスウェーデン中央銀行のRIXと呼ばれる資金決済システムの参加者であることによりさらに限定されており、公社は同システムを通じて特に見返り担保貸付を受けることができる。

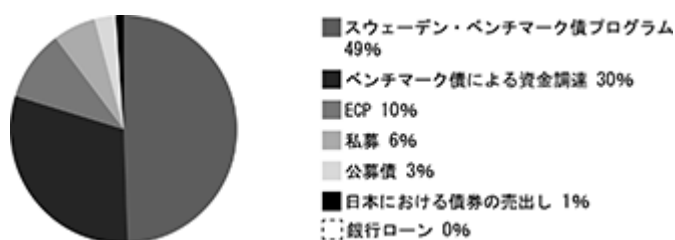
構造的な流動性リスク(ファイナンス・リスク)は、公社が事前に長期の資金調達を行わないリスクに相当する。このリスクは、多様な資金調達へのアクセスにより、また資産および負債の満期の適切なマッチングにより、限定されている。

公社の構造的な流動性リスクの管理手法(満期の適切なマッチング)は、公社が一般的に資産よりも負債の満期を長くすることを目指していた前期から変更された。

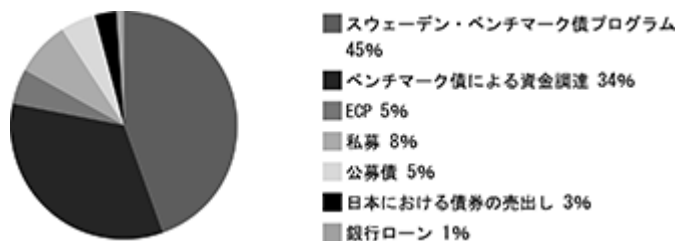
資金調達の分散

公社は流動性リスクの管理として、流動性リスクを高度に制約する対応をとっている。公社は資金調達を分散し、いくつかの異なる資本市場を利用している。これにより、市況が悪化した中でも、資金調達業務について、新規の貸付け、資金調達に関する満期到来および借換えに対処するための必要条件を確保できている。戦略的資金調達プログラムとは、公社のスウェーデン・ベンチマーク債プログラム、EMTN(ユーロ・ミディアム・ターム・ノート)プログラムの枠組み内の米ドル建ベンチマーク債による資金調達、ECP(ユーロ・コマーシャル・ペーパー)プログラム、また日本市場における資金調達である。公社は、戦略的資金調達プログラムにおいて、引き続き市場でのプレゼンスを維持している。

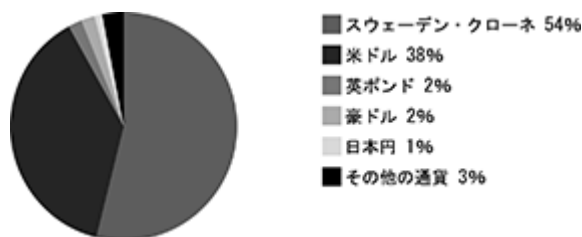
資金調達全体の証券種類別内訳、2017年12月31日現在



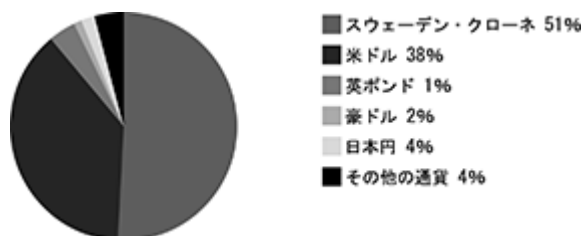
資金調達全体の証券種類別内訳、2016年12月31日現在



資金調達全体の通貨別内訳、2017年12月31日現在



資金調達全体の通貨別内訳、2016年12月31日現在



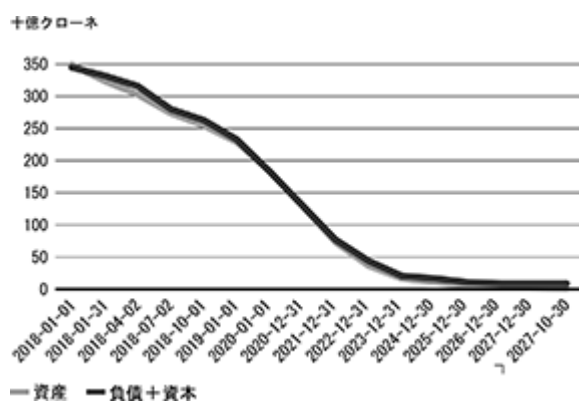
資産および負債の適切なマッチング

流動性リスクは、資産および負債の満期が異なる場合に生じる。このリスクを最小限に抑えるため、公社は資産(貸付けおよび投資)ならびに負債(資金調達および資本)の適切なマッチングを達成するよう努める。目指すところは、満期が1年を超える資産および負債の満期をマッチさせ、その差を徐々に0とすることである。下記のグラフは、貸借対照表における満期構成を表示しており、資産および負債の適切なマッチングを示すものである。

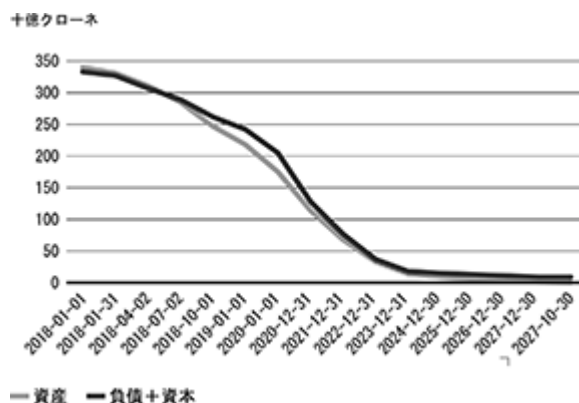
かかる算定において最も早い期限前償還日に償還されるとした場合、当該年度末現在の公社の資金調達残高の平均満期は2.2年(前年度:2.3年)であった。期限前償還可能な資金調達に関して、投資家は、一定の条件を満たした場合に、貸し付けられた資金に対して期限前償還を請求する権利を有している。

当該年度末現在、公社資産の平均満期は2.2年(前年度:2.2年)であり、元本が公社の貸付ポートフォリオに固定されていた平均満期は2.4年(前年度:2.3年)、元本が流動性準備金に固定されていた平均満期は0.6年(前年度:1.7年)であった。

貸借対照表における満期構成、2017年12月31日現在



貸借対照表における満期構成、2016年12月31日現在



償還分析

以下の償還分析は、約定残存満期日ベースで、割引前のキャッシュ・フロー(減価償却および利息の支払を含む。)を示している。すべてのフローは、直物レートを適用してスウェーデン・クローネに転換されている。

契約ベースの割引前キャッシュ・フロー

2017年	要求払	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	満期がない もの	合計	認識値
資産								
担保適格国債	-	17,534.9	1,368.8	5,823.9	-	-	24,727.6	24,635.8
金融機関に対する貸付金	-	649.7	-	-	-	-	649.7	649.7
債券およびその他利付証券	-	1,601.8	4,789.2	6,306.4	-	-	12,697.4	12,500.0
貸付金	-	27,911.4	61,535.7	199,063.1	27,206.2	-	315,716.4	310,147.3
デリバティブ	-	1,598.5	3,209.8	5,005.9	197.4	-	10,011.6	8,044.6
その他資産	-	965.2	-	-	-	-	965.2	965.2
資産合計	-	50,261.5	70,903.5	216,199.3	27,403.6	-	364,767.9	356,942.6
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	5.8	745.3	562.2	-	-	1,313.3	1,318.4
有価証券	-	29,852.4	75,665.8	212,028.7	27,619.7	-	345,166.6	337,755.8
デリバティブ	-	719.0	1,185.9	4,104.0	-121.9	-	5,887.0	7,793.9
その他負債	-	2,463.7	-	-	-	-	2,463.7	2,463.7
劣後債務	-	-	-	-	-	-	-	-
資本	-	-	-	-	-	7,610.8	7,610.8	7,610.8
負債および資本合計	-	33,040.9	77,597.0	216,694.9	27,497.8	7,610.8	362,441.4	356,942.6
差異合計	-	17,220.6	-6,693.5	-495.6	-94.2	-7,610.8	2,326.5	-
約定済貸付金	1,834.3							
未実行の約定済貸付金 ⁽¹⁾		-1,525.7	-701.6	1,939.8	359.5	-	72.0	

(1) マイナスの金額はアウトフローを、プラスの金額はインフローを指す。

契約ベースの割引前キャッシュ・フロー

2016年 ⁽¹⁾	要求払	3ヵ月以下	3ヵ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	満期がない もの	合計	認識値
資産								
担保適格国債	-	3,156.7	3,327.3	12,140.6	-	-	18,624.6	16,964.4
金融機関に対する貸付金	-	1,122.3	-	-	-	-	1,122.3	1,122.3
債券およびその他利付証券	-	3,983.6	7,916.5	29,158.9	-	-	41,059.0	42,003.9
貸付金	-	22,921.9	76,936.3	163,922.3	17,573.3	-	281,353.8	276,982.1
デリバティブ	-	4,038.8	10,668.7	13,675.2	659.1	-	29,041.8	24,449.8
その他資産	-	202.9	-	-	-	-	202.9	202.9
資産合計	-	35,426.2	98,848.8	218,897.0	18,232.4	-	371,404.4	361,725.4
負債および資本								
金融機関に対する負債	-	240.5	810.1	1,342.1	-	-	2,392.7	2,396.1
有価証券	-	29,892.1	67,381.4	237,100.7	15,115.0	-	349,489.2	341,579.4
デリバティブ	-	806.2	3,533.4	4,790.9	220.4	-	9,350.9	9,390.5
その他負債	-	845.4	-	-	-	-	845.4	845.4
劣後債務	-	2.7	9.3	85.3	1,787.8	-	1,885.1	1,000.0
資本	-	-	-	-	-	6,514.0	6,514.0	6,514.0
負債および資本合計	-	31,786.9	71,734.2	243,319.0	17,123.2	6,514.0	370,477.3	361,725.4
差異合計	-	3,639.3	27,114.6	-24,422.0	1,109.2	-6,514.0	927.1	-
約定済貸付金	1,765.4							
未実行の約定済貸付金 ⁽²⁾		-3,327.2	-570.8	3,113.9	918.6	-	134.5	

(1) 2016年度の比較数値は修正再表示されている。これにより2016年度年次報告書中の数値とは一致していない。

(2) マイナスの金額はアウトフローを、プラスの金額はインフローを指す。

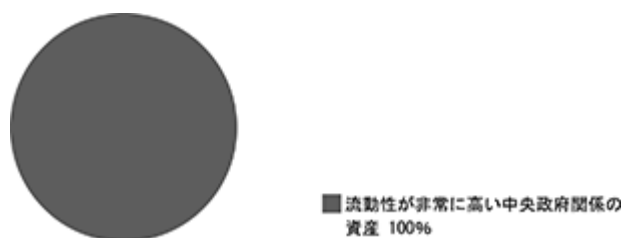
流動性準備金

ストレス期間(例えば資本市場における資金調達の機会の悪化)においてさえ良好な流動性の備えを確保するために、公社は流動性準備金を有している。流動性準備金は、有価証券、投資レボおよび銀行預金における公社の持分として定義される。銀行預金とは、原有価証券のない投資をいう。有価証券および担保に供されている有価証券の公社の自己保有分は、当該準備金から除外される。

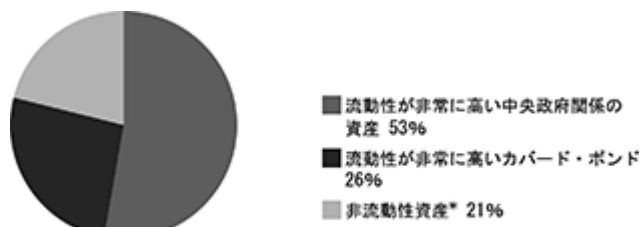
流動性準備金に関する公社の目標および方針について、前期から一定の変更が行われている。流動性準備金の額は、もはや貸付総額の少なくとも15%には制限されていないが、その代わり金融市場における重大な不安の時期でさえ公社の流動性ニーズを満たすために十分な額が維持されなければならないという原則によって管理されている。

したがって、公社の流動性準備金は、優れた信用の質を有する資産から構成され、容易に取引または償還されることに重点が置かれている。投資は、流動性のある利付証券および債務不履行の場合に優先的地位を有する銀行預金のみに行われる可能性があり、自己資本比率の観点からリスク・ウェイトは最大50%である。投資には、暗示または明示を問わずゼロ金利の下限フロアは含まれるが、その他のストラクチャーは含まない。

流動性準備金のHQLA分類別内訳、2017年12月31日現在



流動性準備金のHQLA分類別内訳、2016年12月31日現在



* 非流動性資産：金融機関 10%、地方自治体当局 8%、開発銀行 2%、公共部門事業体1%

流動性の測定

流動性カバレッジ比率(LCR)の測定とは、ストレスのある状況において、30日間のキャッシュ・アウトフロー純額に対する流動性の高い資産の割合である。したがって、100%の流動性カバレッジ比率は、短期的に公社の流動性準備金が、ストレスのある状況において30日を超えるキャッシュ・アウトフロー純額を満たすために、十分な流動性資産から構成されることを確保する。

公社は、全体レベルで、また主要な通貨(それぞれの通貨(当該通貨はスウェーデン・クローネおよび米ドルである。))ごとの公社の借入額が資金調達全体の5%以上であるもの)別で、日々LCRを測定および監視している。取締役会が設定した制限に従って、LCRの比率は110%を下回ってはならない。この要件は、すべての通貨ならびにユーロおよび米ドルの個別の通貨に適用がある。スウェーデン・クローネについては、取締役会は50%の制限を設定している。

公社の流動性準備金に占めるソブリン債およびその他の流動資産の割合が高いことは、流動性比率が政府の要件を十分余裕をもって上回っていることを意味する。2017年12月31日現在、公社のLCRは、206.7%(前年度：699.7%)、米ドル建では472.4%(前年度：1,127.7%)、スウェーデン・クローネ建では234.0%(前年度：186.2%)であった(下表を参照のこと。)

2017年12月31日まで、公社は、スウェーデン金融監督局(FI)の規則に従って算定されたLCRの比率も満たさなければならなかった。かかる2つの異なるLCRの測定は広義では等しく、それらの算定方法に若干の差異があるだけである。2017年12月31日現在、スウェーデン金融監督局による公社のLCRは、399.8%(前年度：708.8%)、ユーロ建では648,552.8%(前年度：1,285.7%)、米ドル建では470.7%(前年度：1,470.6%)であった。公社にはユーロ建の極めて小額のアウトフローがあり、ユーロ建の流動性カバレッジ比率が極めて高いのは、これによるものである。

構造的な流動性リスクの測定に関して、公社は、安定調達比率(NSFR)、すなわち利用可能な安定した資金調達および安定した資金調達に対する公社のニーズとの関係を測定および監視する。2018年度には、100%という法定の比率が導入予定であり、公社では、2016年度以降に取締役会が制限を設定し、NSFRが110%を下回らないことが必要とされている。当該年度末現在、NSFRは136.8%(前年度：145.5%)であった。

CRR規則に基づく流動性カバレッジ比率(LCR)	2017年			2016年		
	合計	米ドル	スウェーデン・クローネ	合計	米ドル	スウェーデン・クローネ
流動性が非常に高い資産(レベル1) (カバード・ボンドを除く。)	35,954.3	1,692.1	18,595.2	31,179.7	2,188.8	6,729.4
流動性が非常に高いカバード・ボンド(レベル1)	-	-	-	13,667.8	-	13,667.8
流動性が高い資産(レベル2)	-	-	-	81.9	9.0	-
流動性バッファー						
(百万クローネ)	35,954.3	1,692.1	18,595.2	44,929.4	2,197.8	20,397.2
キャッシュ・アウトフロー (百万クローネ)	21,835.2	1,432.8	12,364.2	9,638.1	779.6	15,565.9
キャッシュ・インフロー (百万クローネ)	4,442.9	1,074.6	4,416.1	3,217.1	1,329.7	4,609.4
キャッシュ・アウトフロー純額 (百万クローネ)	17,392.3	358.2	7,948.1	6,421.0	194.9⁽¹⁾	10,956.5
流動性カバレッジ比率(%)	206.7	472.4	234.0	699.7	1,127.7	186.2

(1) キャッシュ・アウトフロー純額の計算において、キャッシュ・インフローはキャッシュ・アウトフローの上限75%(194.9 = 779.6 - 779.6 × 0.75)が適用される。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不適切または非機能的な内部プロセスもしくは作業手順、人的ミス、不正確なシステムまたは外部要因(法的リスクを含む。)により生じる損失のリスクをいう。オペレーショナル・リスクは、公社の業務に内在し、完全にはこれを回避し、取り除き、または他の当事者に転嫁することができない。しかしながら、優れたガバナンスおよび管理体制を通じて、公社は、このリスクが生じる可能性を減らし、オペレーショナル・リスクの結果として生じる可能性のある結果を軽減することができる。

リスク管理

オペレーショナル・リスクは、業務全般に存在し、完全には避けることができない。リスク管理および分析は、継続的に行われる。自己評価、インシデント管理、変更に関する承認手続、ならびに偶発性および継続性に関する計画は、オペレーショナル・リスクを特定および分析するために利用される手法に含まれる。かかるリスクは、優れたガバナンスおよび管理体制により軽減され、これによりオペレーショナル・リスクはコントロールされ、許容水準に維持されている。

公社内のリスク管理は、オペレーショナル・リスクの統一的な測定および報告から構成される。すべての業務におけるリスクのレベルの分析は、定期的に行われ、取締役会、最高経営責任者および経営陣に報告される。リスク・コントロール部門内のオペレーショナル・リスク担当は、オペレーショナル・リスクを測定し、特定し、管理し、評価し、分析し、査定し、報告するために用いられる手法および手続に関して全般的責任を負っている。オペレーショナル・リスクの管理プロセスは、公社のリスク・プロファイルおよび業務に必須の手続に基づき行われる。

オペレーショナル・リスクの特定、管理および分析手法

リスク指標

リスク指標は、公社内のガバナンスおよび管理の成果に関する手法であり、リスクが増大した場合に業務に関して注意喚起するため、継続的に監視および分析される。これらの指標を見直すことにより、公社内のリスク状況に変化があった場合に、業務担当に情報共有することができる。

自己評価

オペレーショナル・リスクは、公社の業務の一環として生じ得る。オペレーショナル・リスクに共通するのは、その大きさが市場金利または様々な顧客もしくはカウンターパーティの信用度の変動等の外部要因によっては、最小限度しか影響を受けないことである。それどころか、オペレーショナル・リスクは公社自身の業務および/または組織の欠陥から生じる。このような背景の下、最高経営責任者は、すべての部門の管理者とともに、少なくとも年に1回、公社の商品、サービス、機能、プロセスおよびITシステムのオペレーショナル・リスク自体の自己評価を行う責任を負う。自己評価の結果は毎年、取締役会、最高経営責任者および経営陣に対して報告される。

ストレス・テスト

ストレス・テストは、公社がリスク管理および資本計画において将来予想の見込みを確保するための手段である。ストレス・テストは、リスクを定量化し、特殊な状況についての公社の管理能力を測るため、公社が実績または仮説に基づいて業務上行う様々な種類の評価の総称である。ストレス・テストは、シナリオ分析または感応度分析を用いて実施される。

インシデント管理

報告義務のある事象は、想定外の事象として定義される。報告義務のある事象は、リスクが顕在化した場合の事象、すなわち外部事象もしくは公社内で公社の事業、資産または評価に悪影響を及ぼすか、または及ぼし得る事象である。

公社は、組織的にかつ構造的に、当該報告に関して公社が定めた指示に従ってこの管理業務を行い、報告義務のある事象(インシデント)を追跡調査するものとする。想定外の事象は、できる限り、リスクが生じる業務分野またはプロセス内で、報告され、対処されるべきである。各業務の責任者は、従業員がかかる事象を報告し、それら対応策を取ることに責任を負う。

新たな商品、サービス、市場、通貨、ITシステムならびに組織および業務の変更の承認プロセス(NPAP)

公社の承認プロセスは、新たな商品、サービス、市場、通貨、プロセスもしくはITシステムへのニーズが生じるか、もしくはかかるニーズが確認された場合、または既存のものにおいて大幅な変化が必要とされる場合、開始される。かかるプロセスは、公社の業務または組織における重大な変化に関しても開始される。かかるプロセスの目的は、変化に関連して生じる可能性のあるリスクを特定および管理することである。承認の決定のための書類作成は、当該事項を提案する個人により、業務管理のテンプレートに従って作成されなければならない。かかる書類作成は、公社のすべての関連部署との連携によって行われる。

継続性管理

公社は、危機回避行為を行う。これは、関連部門の管理者の指示に基づき、業務の範囲内で行われる。このために、セキュリティ指示、継続性管理計画およびセキュリティ・プロセスの形で、指針が提示される。調整、検討および報告機能を公社の継続性管理に含めるため、最高経営責任者は危機管理グループを任命している。少なくとも年に1回、取締役会は、偶発性、継続性および再生計画のテストによる直近の結果の報告を受けるものとする。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本

公社は、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本を決定するために、基礎的手法を採用している。同手法では、過去3年間の営業利益の15%に基づき所要自己資本を算定する。オペレーショナル・リスクに関する第1の柱に基づく公社の所要自己資本は、149.3百万クローネ(前年度：130.3百万クローネ)である。

レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクとは、潜在のおよび既存の顧客が公社または地方自治体部門全般についての否定的な報道または風評のため公社への信頼を失った場合に、かかる顧客からの収益が減少するリスクである。レピュテーション・リスクはまた、潜在のおよび既存の投資家が公社または地方自治体部門全般についての否定的な報道または風評のため公社への信頼を失った場合に、資金調達コストが増加するリスクをいう。公社は、メディアのモニタリングを行いながら予防的に取り組み、また、公社についての風評の可能性をあらかじめ阻止およびこれに対抗するために当該分野に深い知識を有する従業員を擁している。

残存リスク

残存リスクとは、公社が採用するリスク評価およびリスク低減のための確立された手法が予想より有効性が低いことが判明するリスクをいう。公社は、ミスのリスクを低減するために、リスク測定、資本要件およびリスク選好度について、意図して比較的簡単な方法および手法を採用している。公社は、あらゆるリスクの種類について、将来予想分析および実績分析の両方を実施する。内部資本評価は、公社への影響が予想より大きくならないようにネガティブなシナリオを提起している。

自己資本比率

2014年1月1日以降、自己資本比率はCRR(資本要件規則)⁽¹⁾に従い計算されている。CRD IV(資本要件指令IV)⁽²⁾に基づき導入される資本バッファは、スウェーデンの法律において資本バッファに関する法律(2014:966)を通して適用されている。公社に対しては、カウンターシクリカル・バッファ(その規模は信用エクスポージャーの地理的な分布により決定される。)とともに、2.5%の資本保全バッファのみが適用されている。2017年12月31日現在、公社に対するカウンターシクリカル・バッファ要件は1.01%であった。公社は、システミック・リスク・バッファの適用対象とはなっておらず、またシステム上重要な機関と指定されてもいない。公社は十分余裕をもってバッファ要件を満たしている。第2の柱における信用リスクに対する所要自己資本は向上しており、現在、IFRS第9号に従い予想信用損失を報告するために用いられる同一のモデルに基づくストレス下のシナリオに基づいている。これが信用リスクに対する所要自己資本の増加をもたらした。

	2017年	2016年
株式資本 ⁽³⁾	6,100.0	5,417.1
留保利益 ⁽⁴⁾	386.8	386.7
その他包括利益およびその他の準備金の累計額	18.3	27.3
コアTier1資本(規制上の調整前)	6,505.1	5,831.1
追加的価値調整 ⁽⁵⁾	-145.9	-190.0
コアTier1資本の規制上の調整合計	-145.9	-190.0
コアTier1資本合計	6,359.2	5,641.1
Tier1資本拠出	-	-
Tier1資本合計	6,359.2	5,641.1
劣後ローン ⁽⁶⁾	-	1,000.0
Tier2資本合計	-	1,000.0
自己資本合計	6,359.2	6,641.1

	2017年		2016年	
所要自己資本、第1の柱	リスク・ エクスポ ージャー額	所要 自己資本	リスク・ エクスポ ージャー額	所要 自己資本
信用リスクに対する所要自己資本(標準的手法)	373.8	29.9	2,274.1	181.9
うち、				
国および中央銀行に対するエクスポージャー	-	-	70.2	5.6
金融機関に対するエクスポージャー	289.7	23.2	550.6	44.1
事業法人に対するエクスポージャー	84.1	6.7	91.8	7.3
カバード・ボンドの形態でのエクスポージャー	-	-	1,561.5	124.9
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本 (基礎的手法)	1,865.6	149.2	1,628.2	130.3
市場リスクに対する所要自己資本	-	-	-	-
信用評価調整に対する所要自己資本	754.4	60.4	1,536.1	122.9
リスク・エクスポージャー額合計および 最低自己資本額	2,993.8	239.5	5,438.4	435.1

自己資本比率	2017年	2016年
コアTier1資本比率	212.4%	103.7%
Tier1資本比率	212.4%	103.7%
総自己資本比率	212.4%	122.1%

所要バッファー	2017年	2016年
資本保全バッファー	2.5%	2.5%
カウンターシクリカル・バッファー	1.0%	1.2%
所要バッファー合計	3.5%	3.7%
バッファーとして使用可能なコアTier1資本	204.4%	97.7%

- (1) 金融機関および証券会社についての監督要件に関する、また規則(EU)第648/2012号を改正する、2013年6月26日付の欧州議会および理事会規則(EU)第575/2013号。
- (2) 金融機関の業務実施への認可および金融機関および証券会社の監督に関する、また指令2002/87/ECを改正し指令2006/48/ECおよび2006/49/ECを廃止する、2013年6月26日付の欧州議会および理事会指令(EU)第2013/36/EU号。
- (3) 株式資本に含まれる証券の詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「資本変動表についての注釈」の項を参照のこと。
- (4) 105.7百万クローネ(前年度：-百万クローネ)の控除が行われた。かかる控除は、CRR第26条に基づき、スウェーデン地方金融協同組合に対してグループ補助金の形での分配を行っておらず、年次総会での決議より前には自己資本への組入れができない当期利益をいう。
- (5) 慎重な価値評価に関する欧州銀行監督機構(EBA)のテクニカル・スタンダードに基づき計算された控除。目的は、公正価値で評価および認識されるポジションの評価における不確実性を調整することである。
- (6) Stibor連動3ヵ月物変動利率の永久劣後ローン。ローンの条件において、スウェーデン金融監督局による承認を受けた場合に限り返済または買戻しが認められる。ただし、これは早くとも、当該ローン締結日である2010年11月30日から5年後の利払日、またはその後の各利払日に行われる。2017年度第4四半期において、当該ローンは期限前弁済された。詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「資本変動表についての注釈」の項および注記23を参照のこと。

内部で見積もられた所要自己資本、第2の柱 ⁽¹⁾	2017年	2016年
所要自己資本		
信用リスク	129.1	28.9
市場リスク	1,468.7	1,505.1
流動性リスク	-	-
オペレーショナル・リスク	-	-
事業リスク	-	-
レピュテーション・リスク	-	-
戦略リスク	-	-
残存リスク	-	-
リスク・エクスポージャー額合計および最低自己資本額	1,597.8	1,534.0

- (1) 非常に低いレバレッジ比率のリスクを補うため、スウェーデン金融監督局は公社に対して第2の柱における増資を要求した。これは、自己資本がエクスポージャー額合計の少なくとも1.5%に達しなければならないことを意味する。

公社の資本計画の目的は、現在および将来の規制要件を満たすよう、すべての業務について十分な資本を有することである。公社の内部資本評価および資本計画の詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「リスクおよび資本の管理 - 資本管理」の項を参照のこと。

欧州議会および理事会規則(EU)第575/2013号に基づく機関に対する自己資本開示要件の実施に関するテクニカル・スタンダードに関する2013年12月20日付の欧州委員会の規則第1423/2013号に基づき開示される情報および金融機関および証券会社の年次会計に関するスウェーデン金融監督局の規則および一般的勧告(FFFS2008:25)については、公社のウェブサイトを参照のこと。

レバレッジ比率

レバレッジ比率は、Tier1資本を資産・負債のエクスポージャー総額で除した比率として定義される。貸付ポートフォリオおよび流動性準備金について、エクスポージャーは、認識値と同額である。デリバティブ資産については、エクスポージャーは、デリバティブのカウンターパーティとの個々のネットティング契約におけるエクスポージャーを合算することにより算定される。当該エクスポージャー額には、EUのCRR(資本要件規則)で定められた標準的手法(市場評価法)に従い算定される潜在的な将来のエクスポージャー額が加算される。オフバランスシートの項目の約定もまた、エクスポージャー額に帰するものである。エクスポージャー額は約定が決済される可能性に基づき算定される。公社において、これには未実行の約定済貸付金を含む。

	2017年	2016年
総資産	356,942.6	361,725.4
控除：コアTier1資本の決定のために減額した金額	-145.9	-190.0
控除：貸借対照表上のデリバティブ	-8,044.6	-24,449.8
加算：デリバティブ・エクスポージャー	2,973.7	16,500.7
加算：デリバティブのリスクに係る潜在の変動	3,656.7	5,450.9
加算：オフバランスシートの約定	2,155.3	1,765.4
エクスポージャー額合計	357,537.8	360,802.6
Tier1資本(移行規則を適用して算定したもの)(「自己資本比率」の項を参照のこと。)	6,359.2	5,641.1
レバレッジ比率	1.78%	1.56%

組合員の責任

スウェーデン地方金融協同組合の組合員であるコミューンおよびランスティング/リジョンは、公社の約定すべてをカバーする連帯保証を締結している。公社の業務は、1986年の業務開始以来、大幅に変化してきた。

2010年、組合員の責任を明確化するために、基本的な連帯保証に加えて、2つの取決めが策定された。1つは、デリバティブのカウンターパーティ・エクスポージャーに対する責任を定める保証の取決めであり、ローンについての契約上の従前の条項に置き換わるものである。もう1つは、組合員の相互責任を詳細に記載した最新の求償に関する契約である。かかる契約は、求償に関する契約および約束手形の条項に従い、従前の責任を明確化し、これに置き換わるものである。2011年度において、かかる契約は組合員である地方自治体当局それぞれにより承認された。

責任の分担は、公社による貸付け全体における各組合員の参加割合に比例して、またスウェーデン地方金融協同組合に対する資本拠出全体における各組合員の参加割合に基づき約定文書を通じて、年に2回、組合員に対して通知されている。

約定文書は、2017年12月31日現在の公社の貸借対照表における以下の項目に基づいている(単位：百万クロネ)。

	2017年
金融機関に対する負債	1,318.4
有価証券	337,755.8
資金調達合計	339,074.2
負債(約定文書に従ったもの)	
貸し出された資金調達 ⁽¹⁾	301,288.7
貸し出されていない資金調達 ⁽²⁾	37,785.5
資金調達合計	339,074.2
その他負債 ⁽²⁾	2,463.7
デリバティブ (貸し出された資金調達に関連するもの) ⁽¹⁾	946.0
負債/約定合計	342,483.9
資産(約定文書に従ったもの)	
貸付金 ⁽¹⁾ 注記13参照	310,147.3
流動性準備金 ⁽²⁾ 注記3、12、14参照	37,785.5
その他資産 ⁽²⁾	965.2
デリバティブ (貸し出された資金調達に関連するもの) ⁽¹⁾	345.7
資産合計	349,243.7

(1) 配分の基礎：公社の貸付けにおける各組合員のシェアに相当する割合

(2) 配分の基礎：スウェーデン地方金融協同組合に対する資本拠出全体における各組合員の参加に相当する割合

約定文書において、デリバティブは、カウンターパーティごとに純額で認識される。つまり、同一カウンターパーティに対する債権は同一カウンターパーティに対する負債で差引計算が行われる。加えて、上記の資産または負債として認識されたデリバティブは、国債等受領および差し入れた担保分により減額される。2017年12月31日現在、受領した担保は2,055.6百万クロネ(前年度：15,623.0百万クロネ)となり、エクスポージャー残高をカバーする場合に限り使用される。公社のデリバティブ負債に対する担保の相当額は1,026.6百万クロネ(前年度：170.9百万クロネ)であった。これらについては、注記28に開示されているが、貸借対照表において減額されていない場合がある。

注記4 純利息収益

利息収益	2017年	2016年
貸付金の利息収益	487.0	603.3
利付証券の利息収益	-36.4	16.8
その他	1.7	1.3
合計	452.3	621.4⁽¹⁾
うち、損益を通じて公正価値で測定されない金融項目の利息収益	219.4	481.7
利息費用		
金融機関に対する負債の利息費用	-2.0	-4.8
利付証券の利息費用	645.4	331.4
マイナス金利での貸付金に係るもの	-161.8	-151.0
その他	-52.6	-35.0
合計	429.0	140.6⁽¹⁾
うち、損益を通じて公正価値で測定されない金融項目の利息費用 ⁽²⁾	-379.4	-332.6
純利息収益合計	881.3	762.0

(1) 2017年度において、自己保有の金利の表示に変更があったため、2016年度の比較数値は2016年度年次報告書の数値から修正されている。調整額は32.6百万クローネである。

(2) 資金調達につき金融ヘッジを行うデリバティブからの利息は利息費用として認識される。デリバティブ契約により、利息は支払サイドにおいて受け取られるため、現行の利息状況では、多くの場合、公社は資金調達とそのヘッジにより利息を得ていることになる。これによって、公正価値で測定される金融項目の利息費用合計がプラスになっている。

公社は、すべての収益および費用は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。本注記において、収益はプラス、また費用はマイナスで認識されている。当該期間における純利息収益に関する詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「損益計算書についての注釈」の項を参照のこと。

注記5 支払手数料

	2017年	2016年
代理人支払手数料	3.4	0.9
有価証券仲介手数料	3.7	4.1
その他手数料	0.2	0.2
合計	7.3	5.2

注記6 金融取引純利益

	2017年	2016年
実現利益	86.3	64.5
うち、利付証券	89.8	63.4
うち、その他金融商品	-3.5	1.1
未実現の市場価値変動	426.0	-195.5
為替レートの変動	-0.3	-0.9
合計	512.0	-131.9

公社は、すべての収益および費用は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。

測定分類別の純利益/損失	2017年	2016年
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-730.0	-255.7
売買目的保有(資産)	45.7	-159.3
貸付金および債権	0.2	3.0
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	86.8	-358.1
売買目的保有(負債)	1,077.8	668.3
売却可能金融資産のキャピタル・ゲイン/ロス	35.6	-
公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動	-985.5	216.6
公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象リスクに関するヘッジ項目の公正価値変動	981.7	-245.8
為替レートの変動	-0.3	-0.9
合計	512.0	-131.9
損益(純額)		
その他包括利益において認識される売却可能金融資産の純利益	-11.5	56.6

注記7 その他営業収益

	2017年	2016年
有形資産の処分によるキャピタル・ゲイン	0.1	0.1
株式の売却によるキャピタル・ゲイン	-	1.3
その他営業収益	5.2	4.0
合計	5.3	5.4

公社は、すべての収益は公社がその登録事務所を置く国であるスウェーデンに帰属するものとしている。

注記8 一般管理費

(単位：千クローネ)	2017年	2016年
人件費		
給与および報酬	68,535	66,215
社会保障拠出金	38,289	36,119
うち、社会保障拠出金および社会保障拠出金関連債務	21,599	20,087
うち、年金費用	13,446	12,907
うち、年金費用に係る特別給与税	3,244	3,125
臨時/契約雇用者費用	5,401	8,051
教育/研修費	2,913	3,150
その他人件費	4,801	5,262
人件費合計	119,939	118,797
その他一般管理費		
出張旅費	4,020	5,312
IT費用	19,094	15,306
コンサルタント費用	21,833	19,631
格付費用	1,339	936
市場情報	9,620	6,981
賃借料およびその他施設管理費用	6,740	5,956
年次報告書および中間報告書	1,196	1,990
破綻処理費用	66,307	31,635
その他の費用	8,374	14,472
その他一般管理費合計	138,523	102,219
合計	258,462	221,016

報酬方針

公社は、報酬方針を適用しており、かかる報酬方針では、公社は変動報酬を適用しないこととされている。2017年度については、公社の従業員に対して支払われた変動報酬はなかった。取締役、最高経営責任者または上級役員につき、新規任命に関連して承認された一時的な報酬はなく、また支給された退職金もなかった。当該会計年度に年間で1百万ユーロ以上に相当する報酬を受け取った従業員個人もいなかった。

上級役員に対する報酬

社長兼最高経営責任者に対する報酬は取締役会により決定されている。2017年度について、社長兼最高経営責任者は、基本給として3,123千クローネ(前年度：3,181千クローネ)を受け取った。変動報酬は支払われなかった。社長兼最高経営責任者に対する年金費用は964千クローネ(前年度：952千クローネ)であり、これらは保険契約を通じてカバーされている。公社から退職が要求された場合、給与18ヵ月分の退職金に加え、通知後6ヵ月間給与が支払われるが、新たな職に就いた場合、新たな収入の金額に応じて減額される。

業務執行副社長に対する報酬は、取締役会により決定されている。2017年度について、業務執行副社長は、基本給として2,069千クローネ(前年度：2,036千クローネ)を受け取った。変動報酬は支払われなかった。業務執行副社長に対する年金費用は617千クローネ(前年度：462千クローネ)であり、これらは保険契約を通じてカバーされている。公社から退職が要求された場合、給与18ヵ月分の退職金に加え、通知後6ヵ月間給与が支払われるが、新たな職に就いた場合、新たな収入の金額に応じて減額される。

他の上級役員に関する報酬の詳細は、該当者が上級役員であった個々の期間中に支払われた報酬のみを含む。他の上級役員は、2017年度末現在、5名(前年度：4名)(うち女性2名(前年度：3名)および男性3名(前年度：1名))で構成されていた。前年度においては、執行役員グループを退いた者はいなかった。2017年度においては、1名(女性)が執行役員グループを退き、2名(いずれも男性)がその任に就いた。

公社経営役員の他の上級役員に対する報酬は、取締役会により決定されている。2017年度中、執行役員グループのメンバーである上級役員に対する報酬の合計額は4,789千クローネ(前年度：3,012千クローネ)であった。年金費用は保険契約を通じてカバーされている。

2017年度に採択された取締役会の活動手順に従い、取締役会会長は、公社の報酬方針の遂行の独自の見直し、取締役会の決定の準備、執行役員への報酬、公社のあらゆる統制機能に包括的な責任を負う従業員への報酬、および公社の報酬方針の適用の注視措置に責任を負う。

取締役会に対する報酬

2017年度末現在、取締役会は9名(前年度：8名)の取締役(従業員代表を含む。)で構成され、うち4名が女性(前年度：3名)であった。エレン・ブラムネス・アルヴィドソンが取締役会会長である。

2017年年次総会まで、取締役会に対する報酬は取締役会会長に対する550千クローネの固定報酬で構成されていた。取締役に對しては300千クローネの固定報酬が支払われた。従業員代表には報酬は支払われなかった。2017年年次総会で、取締役会出席報酬は据え置かれることが決議された。

公社は、取締役会については、年金債務または特定の通知条件のいずれも有していない。

(単位：千クローネ)	2017年	2016年
エレン・ブラムネス・アルヴィドソン	550	550
アンナ・フォン・クノーリング	300	300
クート・エリアソン	300	300
ヨハン・トーングレン	300	300
エリック・ラングビー	300	300
アンナ・サンドボリィ	300	300
ラーシュ・ハイケンステン(2016年4月に新たに選任)	300	208
オーサ・セッターベリィ(2017年4月に新たに選任)	208	-
ネディム・ムルティック(従業員代表)	-	-
ウルリカ・ゴンザレス・ヘードクヴィスト(従業員代表)	-	-
合計	2,558	2,258

給与および報酬

2017年 (単位：千クローネ)	基本給/取締役会 出席報酬	その他の 給付	年金費用	合計
取締役	2,558	-	-	2,558
社長兼最高経営責任者	3,123	84	964	4,171
業務執行副社長	2,069	-	617	2,686
その他の経営役員 ⁽¹⁾	4,699	18	1,386	6,103
その他の従業員	56,086	-	10,479	66,565
合計	68,535	102	13,446	82,083

2016年 (単位：千クローネ)	基本給/取締役会 出席報酬	その他の 給付	年金費用	合計
取締役	2,258	-	-	2,258
社長兼最高経営責任者	3,181	90	952	4,223
業務執行副社長	2,036	-	462	2,498
その他の経営役員 ⁽¹⁾	3,012	9	887	3,908
その他の従業員	55,728	-	10,606	66,334
合計	66,215	99	12,907	79,221

(1) 公社のその他の経営役員への給与および報酬は、従来外部コンサルタントであった上級役員は現在公社が雇用していること、また執行役員グループが1名増加したことの影響を受けている。

従業員数(平均)	2017年	2016年
年度中の従業員数(平均)	91	85
うち、女性	35	32

監査人アーンスト・アンド・ヤングAB(Ernst & Young AB) に対する報酬および経費	2017年	2016年
監査業務	-	72
その他の監査業務	-	354
税務コンサルタント業務	-	43
その他の業務	-	145

監査人ケーピーエムジーAB(KMPG AB) に対する報酬および経費	2017年	2016年
監査業務	1,178	690
その他の監査業務	1,130	2,360
税務コンサルタント業務	-	15
その他の業務	15	25

公社の2016年年次総会において、ケーピーエムジーABが2020年年次総会終了までの期間につき公社の監査法人として任命された一方で、アーンスト・アンド・ヤングABが退任した。

監査業務とは、年次報告書および帳簿記録の監査ならびに取締役会および社長による経営の審査、スウェーデン地方金融公社の監査人の責任とされるその他の任務、および監査および/またはその他の任務の遂行からの観察に伴うその他の助言もしくは支援をいう。その他の監査業務とは、顧客以外の者を含む受領者に対する報告および証明に向けたレビューなどの品質評価をいう。その他の業務とは、上記のいずれにも属さないものをいう。

オペレーティング・リース

2017年度中のオペレーティング・リース費用は6,287千クローネ(前年度：6,023千クローネ)であった。当該費用の大半は公社の施設の賃借料である。

解約不能オペレーティング・リースに係る将来の支払および当該年度中の分配は、以下の表のとおりである。

スウェーデン地方金融公社が締結する 解約不能オペレーティング・リース	2017年	2016年
1年以下	5,552	5,221
1年超5年以下	19,643	18,844
合計	25,195	24,065

注記9 その他営業費用

	2017年	2016年
保険費用	0.9	0.9
通信・情報	2.5	4.0
その他営業費用	0.1	0.1
合計	3.5	5.0

注記10 税金

損益計算書において認識されるもの	2017年	2016年
当期税金費用	248.1	88.5
一時差異に係る繰延税金費用(+)/収益(-)	-	-
過年度税額の調整	-0.3	-0.1
認識税金費用合計	247.8	88.4

実効税額の調整	2017年(%)	2017年	2016年(%)	2016年
税引前利益		1,123.8		398.2
実勢税率による税額	22.0%	247.2	22.0%	87.6
非控除費用/非課税収益	0.1%	0.9	0.2%	0.9
繰延税金の再評価	0.0%	-	-	-
資本未組入れの税繰越欠損金の利用	0.0%	-	-	-
過年度税額	-0.03%	-0.3	-0.0%	-0.1
認識実効税額	22.1%	247.8	22.2%	88.4

その他包括利益に起因する税金費用	2017年	2016年
売却可能金融資産	-2.5	12.5
その他包括利益合計	-2.5	12.5

認識される繰延税金資産および繰延税金負債

会社には繰延税金負債はない。繰延税金資産は以下の項目に関連している。

	繰延税金資産	
	2017年	2016年
税金資産、期首残高	28.1	28.1
未実現の市場価値変動	-28.1	-
うち、損益計算書において認識されるもの	-28.1	-
うち、その他包括利益において認識されるもの	-	-
税金資産、期末残高	-	28.1

資本に対して直接計上される税金項目	2017年	2016年
グループ補助金の支払に対する当期税額	217.3	100.9
資本に対して直接計上される総計額	217.3	100.9

注記11 利益処分の提案

	2017年
取締役会は、	
当期利益	876.0
繰越利益/損失	-386.6
公正価値準備金	0.8
合計	490.2
を以下のとおり処分することを提案している。	
繰越金額	490.2
うち、公正価値準備金への資金	0.8
うち、繰越利益への資金	489.4

詳細については、前記「(4) 業務の概況」の「利益処分の提案」の項を参照のこと。

注記12 担保適格国債

	2017年			2016年		
	金額	公正価値	認識値	金額	公正価値	認識値
担保適格国債						
- スウェーデン中央政府	21,178.5	21,221.4	21,221.4	6,673.5	6,691.5	6,691.5
- スウェーデンの地方 自治体	-	-	-	7,507.2	7,516.4	7,516.4
- 外国政府	3,435.3	3,414.4	3,414.4	2,729.6	2,756.5	2,756.5
合計	24,613.8	24,635.8	24,635.8	16,910.3	16,964.4	16,964.4
額面金額を上回る簿価か ら生じるプラスの差額			332.7			207.5
額面金額を下回る簿価か ら生じるマイナスの差額			-17.2			-18.1
合計			315.5			189.4

2017年度に公社の最高経営責任者によって採用された公社の新しい財務会計に関する指示に従い、公社の流動性準備金の平均満期は1年に制限されている。これにより、2017年度においては、より長い満期を残しての投資処分が行われた。公社はまた、スウェーデンの住宅金融機関およびスウェーデンの地方自治体により発行された証券のすべての持分を処分した一方で、スウェーデン中央政府により発行された証券の保有を増加した。

注記13 貸付金

	2017年			2016年		
	金額	公正価値	認識値	金額	公正価値	認識値
貸付金						
- コミューンおよび ランスティング/リジョ ン	127,965.0	129,043.8	128,905.1	112,858.5	114,127.5	114,117.8
- 地方自治体が保証する 住宅供給会社	116,225.7	116,922.7	116,828.9	103,440.6	104,291.3	104,292.5
- 地方自治体が保証する その他の関係会社	63,851.6	64,472.1	64,413.3	57,739.9	58,584.1	58,571.8
合計	308,042.3	310,438.6	310,147.3	274,039.0	277,002.9	276,982.1

貸付金とは、コミュニティ、ランスティング/リジョンならびにかかるコミュニティおよびランスティング/リジョンが所有する関係会社に対する貸付金をいう。公社の評価において、2017年12月31日現在、減損は必要とされなかった。

注記14 債券およびその他利付証券

	2017年			2016年		
	金額	公正価値	認識値	金額	公正価値	認識値
債券およびその他利付 証券						
- スウェーデンの住宅 金融機関	-	-	-	15,528.0	15,614.9	15,614.9
- その他のスウェーデン の発行体	-	-	-	-	-	-
- その他の海外の発行体	12,595.7	12,500.0	12,500.0	26,541.1	26,389.0	26,389.0
合計	12,595.7	12,500.0	12,500.0	42,069.1	42,003.9	42,003.9
額面金額を上回る簿価か ら生じるプラスの差額			163.7			1,380.2
額面金額を下回る簿価か ら生じるマイナスの差額			-32.9			-53.2
合計			130.8			1,327.0

2017年度に公社の最高経営責任者によって採用された公社の新しい財務会計に関する指示に従い、公社の流動性準備金の平均満期は1年に制限されている。これにより、2017年度においては、より長い満期を残しての投資処分が行われた。公社はまた、スウェーデンの住宅金融機関およびスウェーデンの地方自治体により発行された証券のすべての持分を処分した一方で、スウェーデン中央政府により発行された証券の保有を増加した。

注記15 株式および出資持分

	2017年	2016年
養老保険	-	3.3
株式および出資持分合計	-	3.3

養老保険に投資してきた年金拠出は2017年度に中止され、代わりに年金制度が導入された。詳細については、注記2を参照のこと。

注記16 子会社株式および出資持分

スウェーデン地方不動産会社 所有100%

登録番号：SE-556464-5629、スウェーデン、エーレブロー

	2017年	2016年
株式数：1,000株	42.0	42.0
合計	42.0	42.0

2017年12月31日現在、スウェーデン地方不動産会社の総資産は56.7百万クローネ(前年度：57.7百万クローネ)、資本は42.9百万クローネ(前年度：43.6百万クローネ)であり、また損失が0.7百万クローネ(前年度：利益0.7百万クローネ)であった。

注記17 デリバティブ

	2017年			2016年		
	公正価値で 測定される 資産	公正価値で 測定される 負債	額面金額	公正価値で 測定される 資産	公正価値で 測定される 負債	額面金額
ヘッジ会計に含まれない デリバティブ						
金利関連	176.4	-1,297.7	190,343.8	411.4	-3,451.2	187,931.5
通貨関連	3,288.3	-5,742.7	160,428.4	16,415.5	-4,659.6	155,217.6
その他 ⁽¹⁾	66.5	-	976.3	141.7	-74.4	4,627.4
合計	3,531.2	-7,040.4	351,748.5	16,968.6	-8,185.2	347,776.5
ヘッジ会計に含まれる デリバティブ						
金利関連	4,240.3	-677.1	232,991.8	7,044.1	-1,031.1	180,469.8
通貨関連	273.1	-76.4	3,656.0	437.1	-174.2	4,857.6
合計	4,513.4	-753.5	236,647.8	7,481.2	-1,205.3	185,327.4
デリバティブ契約合計	8,044.6	-7,793.9	588,396.3	24,449.8	-9,390.5	533,103.9

(1) リターンが株式、通貨等に連動するデリバティブ。これらのデリバティブは、デリバティブの受取サイドが対応する資金調達の上すべてのリスクを反映およびヘッジすることを企図されているため、資金調達と正確にマッチする。

注記18 無形資産

	2017年	2016年
<i>取得価額</i>		
前期繰越取得価額	22.0	20.1
当期の投資	2.3	1.9
処分および廃棄	-	-
次期繰越取得価額	24.3	22.0
<i>減価償却費</i>		
期首残高、減価償却費	-8.6	-4.4
当期の減価償却費	-4.8	-4.2
処分および廃棄	-	-
次期繰越減価償却費	-13.4	-8.6
期末現在の見積り残存価値	10.9	13.4

無形資産は業務システムを指す。

注記19 有形資産

	2017年	2016年
<i>取得価額</i>		
前期繰越取得価額	28.6	24.1
当期の投資	2.3	5.0
処分および廃棄	-11.0	-0.5
次期繰越取得価額	19.9	28.6
<i>減価償却費</i>		
期首残高、減価償却費	-21.0	-19.5
当期の減価償却費	-2.5	-1.9
処分および廃棄	10.8	0.4
次期繰越減価償却費	-12.7	-21.0
期末現在の見積り残存価値	7.2	7.6

有形資産は、主として6.6百万クローネ(前年度：7.0百万クローネ)のIT設備および事業所設備ならびに0.6百万クローネ(前年度：0.6百万クローネ)の美術品を含む。

注記20 その他資産

	2017年	2016年
子会社に対する債権	11.8	10.0
提供担保証拠金	793.0	-
その他資産	9.3	4.6
合計	814.1	14.6

子会社に対する債権は、グループ補助金およびゼロ金利ローンを指す。2016年度において、公社は中央清算機関により清算されるデリバティブにつき担保の提供を開始し、各カウンターパーティおよび通貨ごとの担保(純額)は貸借対照表において認識される。詳細については、注記28を参照のこと。2017年度において、公社はまた、中央清算機関により清算されないデリバティブにつき現金担保の提供を開始したが、これらに相殺権は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。

注記21 その他負債

	2017年	2016年
親団体に対する負債	1,752.3	790.9
受取担保証拠金	654.8	-
その他負債	15.4	19.5
合計	2,422.5	810.4

スウェーデン地方金融協同組合に対する負債は、協同組合のために公社が管理する新規株式資本として公社に移転される予定の2017年度のグループ補助金および組合員の出資に関連する。2016年度において、公社は、中央清算機関により清算されるデリバティブにつき担保の受取を開始し、各カウンターパーティおよび通貨ごとの担保(純額)が貸借対照表において認識される。詳細については、注記28を参照のこと。2017年度において、公社はまた、中央清算機関により清算されないデリバティブにつき現金担保の受取を開始したが、これらに相殺権利は適用されない。したがって、これらは貸借対照表において総額で含まれる。

注記22 年金および類似の債務に対する引当金

	2017年	2016年
年金債務に対する引当金	-	4.1
合計	-	4.1

養老保険に投資してきた年金拠出は2017年度に中止され、代わりに年金制度が導入された。詳細については、注記2を参照のこと。

注記23 劣後債務

	通貨	額面金額	利率(%)	期日	認識値	
					2017年	2016年
劣後ローン	クローネ	1,000.0	変動	永久	-	1,000.0
合計		1,000.0			-	1,000.0

Stibor連動3ヵ月物変動利率の永久劣後ローン。ローンの条件において、スウェーデン金融監督局による承認を受けた場合に限り返済または買戻しが認められる。1,000.0百万クローネの当該ローンは、2017年度第4四半期中に公社によって期限前弁済された。その後に期限前弁済された金額相当額の新株発行が実行された。当該劣後ローンの期限前弁済および新株発行に関する承認は、2018年1月23日にスウェーデン金融監督局から取得された。

注記24 担保提供資産、偶発債務および約定

担保提供資産	2017年	2016年
公社自らの引当金および負債に関する担保提供資産によるもの		
年金債務のための養老保険	-	3.3
スウェーデン中央銀行への預託		
- スウェーデン国債	3,690.4	-
- スウェーデンのコミュンおよびランスタング/リジョン発行証券	-	2,121.8
- スウェーデンのカバード・ボンド	-	13,147.2
デリバティブ負債に対する担保提供		
- スウェーデン国債	30.6	170.9
中央清算機関への提供担保証拠金		
- スウェーデン国債	230.0	316.2
担保提供資産合計	3,951.0	15,759.4
偶発債務	なし	なし
未実行の約定済貸付金	2,476.2	4,535.7
約定済貸付金	1,834.3	1,765.4

担保に係る負債および引当金の認識値は1,407.0百万クローネ(前年度：558.8百万クローネ)であった。スウェーデン中央銀行の資金決済システム(RIX)への参加に必要な資格を得るため、公社は、スウェーデン中央銀行に有価証券を預託することを要求された。これは、RIXを通じた短期の流動性管理の条件でもある。差異は当該年度における金額面での流動性準備金の減少および発行体の区分間の配分によるものである。

養老保険に投資してきた年金拠出は2017年度に中止され、代わりに年金制度が導入された。詳細については、注記2を参照のこと。

注記25 関連当事者

密接な関係

当該期間中、公社は、スウェーデン地方金融協同組合(親団体)、スウェーデン地方不動産会社(子会社)およびマーリン・ノルベック・コンサルティング社(Malin Norbäck Consulting AB)と密接な関係にあった。

関連当事者 (単位：千クローネ)	年度	関連当事者 への物品/ サービスの 販売	関連当事者 からの物 品/サービ スの購入	その他 (利息)	12月31日現 在の関連当 事者への債 権	12月31日現 在の関連当 事者に対す る負債
スウェーデン地方金融協同組 合	2017年	5,990	118	-9,652	-	1,752,320
	2016年	3,505	106	-12,269	6	1,790,955
スウェーデン地方不動産会社	2017年	400	5,188	-	11,790	-
	2016年	145	4,623	-	10,013	1,625
サンダー・パートナー ズ・エーレブロー社	2017年	-	-	-	-	-
	2016年	-	155	-	-	-
マーリン・ノルベック・コ ンサルティング社	2017年	-	705	-	-	-
	2016年	-	2,007	-	169	355

スウェーデン地方不動産会社との密接な関係は、同社が所有する公社の施設に係る取引およびグループ補助金に関連する。スウェーデン地方金融協同組合に対する負債は、協同組合のために公社が管理する新規株式資本の形で公社に移転される予定の組合員の出資に関連する。その他の2社、すなわちサンダー・パートナーズ・エーレブロー社およびマーリン・ノルベック・コンサルティング社は、両社が経営幹部を派遣しているため、密接な関係として分類される。サンダー・パートナーズ・エーレブロー社は2015年9月から2016年1月までの期間にかかるサービスを提供していた。2016年2月から2017年5月までは、マーリン・ノルベック・コンサルティング社がかかるサービスを提供していた。上記各期間における両社との取引のみが上記の表に記載されている。公社の従業員であるその他の経営幹部との取引については、注記8を参照のこと。

注記26 貸借対照表日後の後発事象

劣後ローンの期限前弁済および新株発行に関するスウェーデン金融監督局による承認(前記「(4) 業務の概況」の「資本変動表についての注釈」の項および注記23を参照のこと。)は、2018年1月23日に取得された。新規株式資本のスウェーデン会社登記局への登録は、2018年2月5日に行われた。

2018年1月8日、ナスダックは、2018年3月12日より公社のスウェーデン・ベンチマーク債がナスダックの最も総合的な債券指数であるOMRXALLに含められると発表した。この指数は、スウェーデンの金利市場において管理されている資産の大部分のベンチマーク指数として利用されるものである。

注記27 金融資産および金融負債

2017年	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産		貸付金および 債権	満期保有投資	売却可能 金融資産
	当該分類として 指定されたもの	売買目的保有			
担保適格国債	12,998.3	-	-	-	11,637.5
金融機関に対する貸付金	-	-	649.7	-	-
貸付金	72,929.9	-	237,217.4	-	-
債券およびその他利付証券	11,677.3	-	-	-	822.7
デリバティブ	-	3,531.2	-	-	-
その他資産	-	-	811.3	-	-
合計	97,605.5	3,531.2	238,678.4	-	12,460.2
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-
有価証券 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	-	-	-	-
その他負債	-	-	-	-	-
劣後債務	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
2016年	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産		貸付金および 債権	満期保有投資	売却可能 金融資産
	当該分類として 指定されたもの	売買目的保有			
担保適格国債	9,448.0	-	-	-	7,516.4
金融機関に対する貸付金	-	-	1,122.3	-	-
貸付金	95,601.1	-	181,381.0	-	-
債券およびその他利付証券	32,633.8	-	-	-	9,370.1
デリバティブ	-	16,968.6	-	-	-
その他資産	-	-	11.8	-	-
合計	137,682.9	16,968.6	182,515.1	-	16,886.5
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-
有価証券 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	-	-	-	-
その他負債	-	-	-	-	-
劣後債務	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(1) 資金調達の額面価額、すなわち満期日までの支払額334,023.3百万クローネ(前年度：278,543.1百万クローネ)である。

「損益を通じて公正価値で測定される金融負債 - 当該分類として指定されたもの」の列以降が上段の「売却可能金融資産」の列に続く

2017年	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	その他 金融負債	ヘッジ会計にお いて利用される デリバティブ	認識値合計	公正価値
	当該分類として 指定されたもの	売買目的保有			
担保適格国債	-	-	-	24,635.8	24,635.8
金融機関に対する貸付金	-	-	-	649.7	649.7
貸付金	-	-	-	310,147.3	310,438.6
債券およびその他利付証券	-	-	-	12,500.0	12,500.0
デリバティブ	-	-	4,513.4	8,044.6	8,044.6
その他資産	-	-	-	811.3	811.3
合計	-	-	4,513.4	356,788.7	357,080.0
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	1,312.7	-	5.7	1,318.4	1,318.4
有価証券 ⁽¹⁾	116,878.6	-	220,877.2	337,755.8	339,396.6
デリバティブ	-	7,040.4	-	7,793.9	7,793.9
その他負債	-	-	2,414.4	2,414.4	2,414.4
劣後債務	-	-	-	-	-
合計	118,191.3	7,040.4	223,297.3	349,282.5	350,923.3
2016年	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	その他 金融負債	ヘッジ会計にお いて利用される デリバティブ	認識値合計	公正価値
	当該分類として 指定されたもの	売買目的保有			
担保適格国債	-	-	-	16,964.4	16,964.4
金融機関に対する貸付金	-	-	-	1,122.3	1,122.3
貸付金	-	-	-	276,982.1	277,002.9
債券およびその他利付証券	-	-	-	42,003.9	42,003.9
デリバティブ	-	-	7,481.2	24,449.8	24,449.8
その他資産	-	-	-	11.8	11.8
合計	-	-	7,481.2	361,534.3	361,555.1
金融機関に対する負債 ⁽¹⁾	2,394.4	-	1.7	2,396.1	2,396.1
有価証券 ⁽¹⁾	144,686.7	-	196,892.7	341,579.4	343,012.4
デリバティブ	-	8,184.5	-	9,390.5	9,390.5
その他負債	-	-	803.3	803.3	803.3
劣後債務	-	-	1,000.0	1,000.0	1,039.1
合計	147,081.1	8,184.5	198,697.7	355,169.3	356,641.4

貸付金の認識値は、償却原価で認識される貸付金、公正価値ヘッジ関係に含まれる貸付金および公正価値で認識される貸付金から成る。

金融機関に対する負債および有価証券についての認識値は、償却原価で認識される負債、公正価値ヘッジ関係に含まれる負債および公正価値で認識される負債等から成る。

公正価値の測定

概要

金融商品について、公正価値の測定は以下の3つのレベルに基づき分類される。

レベル1：価値は活発な市場における同一の商品の相場価格に基づき決定される。

レベル2：価値はレベル1に含まれない、直接的・間接的に観察可能な市場データに基づき決定される。

レベル3：価値は、内部および外部の見積り要素が大きい観察不能な市場データに基づき決定される。

公社の債務および投資ポートフォリオにおける大部分の金融商品は、レベル1に基づく、相場価格のある活発な市場において取引されている。債務および投資ポートフォリオの一部については、すべての貸付けおよびデリバティブが相場価格のある活発な市場において取引されているわけではなく、レベル2に基づく観察可能な市場データを基礎とする公正価値の決定には、承認され確立された測定手法が適用されている。市場または公社自身の見積りにおいて観察不能なインプットデータによる公社の債務ポートフォリオにおける一部の金融商品については、評価に重大な影響を有するためレベル3に分類されている。

貸付金

公正価値は、現在における新規貸付けのマージンにより調整されたスワップ・レートに設定された割引率によって、予測される将来キャッシュ・フローを割り引いて測定されたものである。これは、新規貸付けのマージンが増加した場合には従前の貸付けよりも低い公正価値が測定されることを意味し、その逆の場合も同様となる。

担保適格国債、債券およびその他利付証券

有価証券の評価については、資産の相場価格が用いられる。活発な市場で取引が行われているとみなされる場合、評価はレベル1に分類され、その他の有価証券はレベル2に分類される。

金融機関に対する負債、有価証券および劣後債務

資金調達とは、相場価格または割り引かれた予測される将来キャッシュ・フローのいずれかにより、資産として債務を有する市場参加者により同様の方法で評価される。割引率は、現行の資金調達マージン、資金調達の仕組みと市場、公社または類似の発行体による類似の発行に対する流通市場におけるスプレッドにより調整されたスワップ・レートで設定される。スウェーデン・クローネ、ユーロおよび米ドル以外の通貨建の資金調達について、現行の資金調達マージンは米ドル建の資金調達マージンに、該当する通貨と米ドル間の通貨ベーススプレッドを加えたものとして設定される。評価に用いられる相場価格は仲値である。活発な市場で売買される見込みがある資金調達はレベル1に分類される。相場価格で評価されるが、活発な市場で売買されるとはみなされない資金調達はレベル2に分類される。割り引かれた将来キャッシュ・フローで評価される資金調達はレベル2に分類されるが、予測される将来キャッシュ・フローが観察不能な市場データに依存する資金調達は除外され、レベル3に分類される。組合員の保証の引受けは資金調達の評価に影響し、かかる保証の引受けは、市場参加者により考慮されるため、相場価格および現行の資金調達マージンに影響する。

デリバティブ

IMM(国際通貨市場)の受渡日が予定され、活発な市場で売買される金利先渡契約(FRA)の形態による標準化されたデリバティブは、レベル1に従い評価される。その他のデリバティブの公正価値は、予測される将来キャッシュ・フローを割り引いて測定されたものである(該当する通貨の基準レートの仲値による。)。予測される将来キャッシュ・フローが観察不能な市場データまたは内部評価の要素に依拠する場合、デリバティブはレベル3に分類される。その他の場合は、レベル2に分類される。レベル3に分類されるすべてのデリバティブは、レベル3に分類される資金調達取引とマッチングされるスワップである。割引率は、通貨ごとに現行の指定スワップ・レートとして設定される。金利スワップの清算については、割引率は各通貨の現行の呈示されたOISレートで設定される。通貨スワップについて、割引率は、現行のベーススワップ・スプレッドに従い調整されている。

金融機関に対する貸付金、その他資産およびその他負債

これらの項目について、認識値は公正価値の許容できる近似値となっている。金融機関に対する貸付金は、銀行預金および最長7日間のレポ取引で構成される。その他資産およびその他負債は、主として現金担保の提供・受取、受取債権・支払債務、その他の項目およびグループ間の債権・債務で構成される。

重要な仮定および不確実性

公社は、その資産および負債の価値を最もよく反映するとみなされる測定手法を使用している。基礎となる市場データが変更されることは、未実現の市場価値に関して損益計算書および貸借対照表に変更をもたらす可能性がある。また評価分布曲線は、現在の借入れと貸付けのマージンにより決定され、貸付マージンの増加は、既存事業の価値が低下した際には未実現の損失をもたらす。公社は、スワップ・レートに対してはわずかなエクスポージャーのみを有している。そして、その他の市場リスクをヘッジしているため、市場価値変動をもたらすのは、流動性準備金における保有に関して、借入れと貸付けのマージン、ベーススワップ・スプレッドおよび信用スプレッドの変動である。

公正価値で認識される債権における貸付マージンがスワップ・レートに関して10ペーシス・ポイント増加することにより、当期利益においてマイナス158百万クローネ(前年度：マイナス207百万クローネ)の変動をもたらすことになる。公正価値で認識される負債における資金調達コストがスワップ・レートに関して10ペーシス・ポイント増加することにより、利益においてプラス188百万クローネ(前年度：プラス259百万クローネ)の変動をもたらすことになる。貸付けと資金調達のマージンがスワップ・レートに関して10ペーシス・ポイント平行に変化することにより、当期利益において ± 30 百万クローネ(前年度： ± 52 百万クローネ)の変動をもたらすことになる。レベル3に従い評価される金融商品について評価分布曲線が10ペーシス・ポイント上下に変化することにより、利益において ± 6 百万クローネ(前年度： ± 17 百万クローネ)の変動をもたらすことになる。

上記の変動はすべて、2017年12月31日現在(比較数値は2016年12月31日現在)のものであり、税効果を控除している。資本に対する影響は税効果に関連したものである。

すべての市場価値の影響は未実現のものであり、また公社は満期まで資産および負債を保有する意図を有していることから、かかる価値は通常実現しない。内部および外部の規則に対する調整により必要となる投資は行われるため、通常の流動性管理および投資の一環として行われる投資は例外である。常に投資家または顧客それぞれの主導で行われる資金調達商品の買戻しまたは貸付商品の売戻しは、市場価値の実現につながる。

観察不能なインプットデータに起因する測定の不確実性

市場において観察不能なインプットデータは、市場データとボラティリティの相関で構成されており、これは観察可能な市場データよりも長い年限にわたる。観察不能なインプットデータにより影響を受ける商品は、発行済期限前償還条項付き仕組み証券およびこれらを取引レベルでヘッジするためのデリバティブである。デリバティブの受取サイドは常に発行済有価証券の保証で、支払サイドは銀行間金利 $\pm$ 固定マージンで構成されている。

かかる契約の損益への影響は、このタイプの資金調達に対する公社の資金調達マージンが変動した場合に実現される。変動の範囲は、同じく観察不能なデータによる契約の予想残存期間による。したがって、観察不能なインプットデータが当期利益に与える影響は、インプットデータが契約の予想残存期間にどのような影響を与えるかに帰因する。

公社は、残存期間を3.6年と概算するが、適正な条件下では、観察不能なインプットデータによって期限前償還可能な資金調達の平均期間の幅が1.0年から7.6年までになると見積もっている。当期利益については-3.1百万クローネから+1.1百万クローネまでの幅で影響を受ける可能性がある。

予想される信用リスクに伴う価値変動

スウェーデン地方金融協同組合の組合員により供与される公社の資金調達に対する連帯保証により、公社自身の信用リスクはごく小さい。公社の格付けの大幅な格下げ、または公社の約定への組合員の連帯責任を減らすこととなるような組合員の保証の引受けについての大幅な変更といった事由の結果として、公社自身の信用リスクに限り、変動が生じるものとみなされる。かかる事由または変更が生じていないため、資金調達マージンにおける変動およびその後の負債の価値変動はすべて、公社自身の信用リスクの変動というよりも、むしろ信用リスクおよび流動性リスクに関する市場価格の全般的な変動に起因するとみなされる。

貸付けにおける信用リスクは、公社自身の信用リスクと同一とみなされる。したがって、貸付けの価値の変動のうち信用リスクの変動に伴う部分はない。

流動性準備金における資産は非常に高い信用格付を有している。資産の価値に影響を及ぼす信用リスクの変動は、大幅な格下げに関連する場合に限り生じるものとみなされる。かかる格下げが発行体のいずれについても生じていない理由は、信用リスクの変動に伴うとみなされる流動性準備金の価値の変動がないためである。

評価モデルの変更

2016年12月31日以降、評価モデルに変更はない。前回の変更については、公社の2016年度年次報告書中の注記28を参照のこと。

評価レベル間の振替

公社は、公正価値で測定される金融資産および金融負債の各レベルへの区分けに関する基準を継続的に見直す。当該期間において、金融資産の40.2百万クローネ(前年度：1,491.2百万クローネ)がレベル2からレベル1に振り替えられ、-百万クローネ(前年度：5,168.3百万クローネ)がレベル1からレベル2に振り替えられた。金融負債の5,407.9百万クローネ(前年度：61,605.2百万クローネ)がレベル2からレベル1に振り替えられ、一方で5,707.3百万クローネ(前年度：-百万クローネ)がレベル1からレベル2に振り替えられた。振替は、公社が用いたレベル1とレベル2との間の区分を定める指標の変動に伴うものであった。指標では、観察回数および債券相場の標準偏差が考慮される。前期間についての振替は、2017年12月31日付および2016年12月31日付でなされたものとみなされる。

評価モデルの承認

適用した評価モデルは、最高財務責任者により承認され、公社のALCO(資産・負債委員会)および取締役会に報告される。財務部門は、評価モデルを含む評価プロセスに責任を負う。リスク・コントロール部門は、評価に用いた評価モデルおよび市場データの質を独立して管理することに責任を負う。

貸借対照表において公正価値で測定される金融商品

2017年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
担保適格国債	8,607.2	16,028.6	-	24,635.8
貸付金	-	72,929.9	-	72,929.9
債券およびその他利付証券	12,500.0	-	-	12,500.0
デリバティブ	-	7,906.2	138.4	8,044.6
合計	21,107.2	96,864.7	138.4	118,110.3
金融機関に対する負債	-	1,312.7	-	1,312.7
有価証券	97,176.5	18,376.8	1,325.3	116,878.6
デリバティブ	0.0	7,730.7	63.2	7,793.9
合計	97,176.5	27,420.2	1,388.5	125,985.2

2016年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
担保適格国債	7,370.4	9,594.0	-	16,964.4
貸付金	-	95,601.1	-	95,601.1
債券およびその他利付証券	32,324.4	9,679.5	-	42,003.9
デリバティブ	-	24,227.2	222.6	24,449.8
合計	39,694.8	139,101.8	222.6	179,019.2
金融機関に対する負債	-	2,394.4	-	2,394.4
有価証券	100,634.1	37,799.1	6,253.5	144,686.7
デリバティブ	0.0	9,202.3	188.2	9,390.5
合計	100,634.1	49,395.8	6,441.7	156,471.6

レベル3の変更

以下の表は、観察不能なインプットデータ(レベル3)による評価技法手順に基づき貸借対照表に公正価値で認識される金融商品について期首残高および期末残高の調整を示している。レベル3における評価の変動は、年間を通して継続的にフォローアップされる。

	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	金融機関に対 する負債	有価証券	合計
期首残高 2016年1月1日現在	296.2	-1,474.7	-	-3,913.7	-5,092.2
認識された損益：					
- 損益計算書に認識されたもの(金融取引純利益)	-73.5	1,286.5	-	-1,210.9	2.1
費用、取得	-	-	-	-2,428.4	-2,428.4
当期中の満期到来	-	-	-	1,299.5	1,299.5
期末残高 2016年12月31日現在	222.7	-188.2	-	-6,253.5	-6,219.0
2016年12月31日現在の期末残高に含まれた資産に対する損益計算書に認識された損益(金融取引純利益)	442.6	188.8	-	-629.8	1.6
期首残高 2017年1月1日現在	222.7	-188.2	-	-6,253.5	-6,219.0
認識された損益：					
- 損益計算書に認識されたもの(金融取引純利益)	-84.3	125.0	-	-34.3	6.4
費用、取得	-	-	-	-3,177.8	-3,177.8
当期中の満期到来	-	-	-	8,140.3	8,140.3
期末残高 2017年12月31日現在	138.4	-63.2	-	-1,325.3	-1,250.1
2017年12月31日現在の期末残高に含まれた資産に対する損益計算書に認識された損益(金融取引純利益)	3.3	1.6	-	-4.6	0.3

レベル3の金融商品は取引ベースでヘッジされ、また組合わせで行われる各資金調達レベル2として扱われるため、レベル3における価値の変動はレベル2と同じように分析される。

貸借対照表において公正価値で測定されない金融商品

2017年	レベル1	レベル2	レベル3	合計	認識値
金融機関に対する貸付金	-	649.7	-	649.7	649.7
貸付金	-	237,508.7	-	237,508.7	237,217.4
その他資産	-	811.3	-	811.3	811.3
合計	-	238,969.7	-	238,969.7	238,678.4
金融機関に対する負債	-	5.7	-	5.7	5.7
有価証券	125,895.2	96,622.8	-	222,518.0	220,877.2
その他負債	-	2,414.4	-	2,414.4	2,414.4
劣後債務	-	-	-	0.0	-
合計	125,895.2	99,042.9	-	224,938.1	223,297.3

2016年	レベル1	レベル2	レベル3	合計	認識値
金融機関に対する貸付金	-	1,122.3	-	1,122.3	1,122.3
貸付金	-	181,401.8	-	181,401.8	181,381.0
その他資産	-	11.8	-	11.8	11.8
合計	-	182,535.9	-	182,535.9	182,515.1
金融機関に対する負債	-	1.7	-	1.7	1.7
有価証券	88,051.9	110,273.8	-	198,325.7	196,892.7
その他負債	-	803.3	-	803.3	803.3
劣後債務	-	1,039.1	-	1,039.1	1,000.0
合計	88,051.9	112,117.9	-	200,169.8	198,697.7

注記28 相殺の対象である金融資産および金融負債に関する情報

会社は、資産および負債を貸借対照表において相殺することが法律上可能な場合で、かつ各項目を純額で決済することを意図する場合、資産および負債を貸借対照表において相殺している。これは、会社のデリバティブ資産および負債については清算時に中央清算機関に対して生じる。

会社のデリバティブはいわゆるOTC(店頭)デリバティブであり、取引所において取引されないが、ISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)のマスター契約に基づき行われる。ISDA契約に加えて、補足的にCSA(信用補完契約)がカウンターパーティの大部分と調印されている。CSAでは、エクスポージャーを低減するために担保を確保する権利が定められている。

ISDAマスター契約に基づき行われた非清算のデリバティブについて、同日に期日が到来する特定のカウンターパーティとの支払フローはすべて、一方のカウンターパーティから他のカウンターパーティに支払われる純額になるよう、通貨ごとに可能な限り最大限相殺される。期限徒過の支払や破産等の特定の場合においては、評価を行い、純額での決済を行うために、当該カウンターパーティとはすべての取引が終了される。

相殺についての法的権利は、支払停止、支払不能または破産といった一定の場合に限り適用されるものであるため、ISDAマスター契約は貸借対照表における相殺要件を満たしていない。

2017年 12月31日現在	金融資産および金融負債 総額	貸借対照表 上で相殺さ れた金額 ⁽¹⁾	貸借対照表 上に計上さ れた純額	貸借対照表上で相殺されていない 関連する金額			純額
				金融商品	有価証券担保 の提供(+)/ 受取(-)	現金担保の 提供(+)/ 受取(-)	
資産							
デリバティブ レポ ⁽²⁾	8,621.0	-576.4	8,044.6	-5,070.9	-2,055.6	-572.4	345.7
負債							
デリバティブ	-8,761.2	967.3	-7,793.9	5,070.9	1,026.6	750.4	-946.0
合計	-140.2	390.9	250.7	0.0	-1,029.0	178.0	-600.3

2016年 12月31日現在	金融資産および金融負債 総額	貸借対照表 上で相殺さ れた金額 ⁽¹⁾	貸借対照表 上に計上さ れた純額	貸借対照表上で相殺されていない 関連する金額			純額
				金融商品	有価証券担保 の提供(+)/ 受取(-)	現金担保の 提供(+)/ 受取(-)	
資産							
デリバティブ レポ ⁽²⁾	24,565.2	-115.4	24,449.8	-7,949.1	-15,623.0	-	877.7
	-	-	-	-	-	-	-
負債							
デリバティブ	-9,866.7	476.2	-9,390.5	7,949.1	170.9	-	-1,270.5
合計	14,698.5	360.8	15,059.3	0.0	-15,452.1	-	-392.8

(1) デリバティブ負債について相殺された金額には、2017年12月31日現在で390百万クローネ、2016年12月31日現在では360百万クローネの現金担保が含まれる。

(2) レポは金融機関に対する貸付金に含まれる。

[前へ](#)

[次へ](#)

5年間の要約

(単位：百万クローネ)

主要な指標(2013年 - 2017年)	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
資本					
コアTier1資本比率(%)	212.4	103.7	44.6	34.6	37.0
Tier1資本比率(%)	212.4	103.7	44.6	34.6	37.0
総自己資本比率(%)	212.4	122.1	59.8	49.3	59.5
CRRに基づくレバレッジ比率(%)	1.78	1.56	0.87	0.75	0.57
当期利益					
未実現の市場価値変動の影響を除く 営業利益	697.8	593.7	531.3	664.0	740.0
貸付金に対する営業費用(破綻処理 費用/安定化政策費用を除く)の比率 (%)	0.065	0.072	0.068	0.078	0.070
総資産に対する営業費用(破綻処理 費用/安定化政策費用を除く)の比率 (%)	0.057	0.055	0.051	0.055	0.053
総資産利益率(%)	0.245	0.086	0.165	0.182	0.213
費用/収益比率	0.304	0.302	0.366	0.310	0.250
その他の情報					
従業員数(年度末現在)	96	91	85	77	70

(単位：百万クローネ)					
損益計算書(1月1日 - 12月31日)	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
純利息収益	881.3	762.0	798.5	915.2	969.5
受取配当金	1.8	-	-	-	-
支払手数料	-7.3	-5.2	-5.3	-5.1	-5.6
金融取引純利益	512.0	-131.9	165.7	101.9	38.7
その他営業収益	5.3	5.4	2.7	1.3	0.2
営業収益合計	1,393.1	630.3	961.6	1,013.3	1,002.8
営業費用合計	-269.3	-232.1	-293.1	-283.9	-245.2
金融資産の減損	-	-	-13.0	-	-
営業利益	1,123.8	398.2	655.5	729.4	757.6
税金	-247.8	-88.4	-94.2	-161.0	-166.9
当期利益	876.0	309.8	561.3	568.4	590.7
(単位：百万クローネ)					
貸借対照表要約(12月31日現在)	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
担保適格国債	24,635.8	16,964.4	16,839.4	15,204.1	14,626.2
金融機関に対する貸付金	649.7	1,122.3	699.9	4,022.1	2,822.2
貸付金	310,147.3	276,982.1	254,421.7	222,803.7	208,644.0
債券およびその他利付証券	12,500.0	42,003.9	45,688.4	45,974.5	44,932.9
デリバティブ	8,044.6	24,449.8	22,775.6	23,848.8	6,235.8
その他資産	965.2	202.9	201.3	198.9	197.6
資産合計	356,942.6	361,725.4	340,626.3	312,052.1	277,458.7
金融機関に対する負債	1,318.4	2,396.1	2,303.5	4,800.6	4,352.0
有価証券	337,755.8	341,579.4	318,943.6	292,318.0	256,258.7
デリバティブ	7,793.9	9,390.5	11,723.1	10,628.3	13,231.8
その他負債	2,463.7	845.4	2,311.8	929.7	888.5
劣後債務	-	1,000.0	1,000.0	1,000.1	1,000.1
負債および引当金合計	349,331.8	355,211.4	336,282.0	309,676.7	275,731.1
資本	7,610.8	6,514.0	4,344.3	2,375.4	1,727.6
負債、引当金および資本合計	356,942.6	361,725.4	340,626.3	312,052.1	277,458.7

代替的業績指標

年次報告書において、スウェーデン地方金融公社は、財務報告の適用規則では定義または規定されていない多くの代替的業績指標を表示することを選択している。かかる代替的業績指標は欧州証券市場監督局(ESMA)のガイドラインに従い定義されるものである。

代替的 業績指標	定義	調整	2017年	2016年
未実現の市場価値 変動の影響を除く 営業利益	未実現の市場価値変動の結果を減算した営業利益であり、損益計算書項目の金融取引純利益に含まれる。当該主要指標は公社の基礎収益力を示すものである。	営業利益	1,123.8	398.2
		未実現の市場価値変動の結果	426.0	-195.5
		未実現の市場価値変動の影響を除く営業利益	697.8	593.7
貸付金に対する営業費用(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)の比率(%)	期末現在の貸付金の簿価に対する会計年度通期の営業費用合計(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)。当該主要指標は、貸付金(破綻処理費用/安定化政策費用に関する調整後)に対する公社の費用効率性全般を示すものである。	一般管理費	-258.5	-221.0
		減価償却費	-7.3	-6.1
		その他営業費用	-3.5	-5.0
		営業費用合計	-269.3	-232.1
		破綻処理費用/安定化政策費用	-66.3	-31.4
		破綻処理費用/安定化政策費用を除く営業費用合計	-203.0	-200.7
		期末現在の貸付金	310,147.3	276,982.1
		貸付金に対する営業費用(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)の比率(%)	0.065	0.072
総資産に対する営業費用(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)の比率(%)	期末現在の総資産に対する会計年度通期の営業費用合計(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)。当該主要指標は、総資産(破綻処理費用/安定化政策費用に関する調整後)に対する公社の費用効率性全般を示すものである。	一般管理費	-258.5	-221.0
		減価償却費	-7.3	-6.1
		その他営業費用	-3.5	-5.0
		営業費用合計	-269.3	-232.1
		破綻処理費用/安定化政策費用	-66.3	-31.4
		破綻処理費用/安定化政策費用を除く営業費用合計	-203.0	-200.7
		期末現在の総資産	356,942.6	361,725.4
		総資産に対する営業費用(破綻処理費用/安定化政策費用を除く)の比率(%)	0.057	0.055

総資産利益率(%)	総資産に対する当期利益(%)。 FFFS2008:25第6条第2a項に従い 示される指標。	当期利益	876.0	309.8
		総資産	356,942.6	361,725.4
		総資産利益率(%)	0.245	0.086
費用/収益比率	純利息収益およびその他営業収 益合計に対する営業費用合計。 銀行部門において費用と収益の 関係进行评估するために確立され た主要指標。	営業費用合計	-269.3	-232.1
		純利息収益	881.3	762.0
		その他営業収益	5.3	5.4
		純利息収益およびその他 営業収益合計	886.6	767.4
		費用/収益比率	0.304	0.302

[前へ](#)

(6) 【その他】

本書に記載の事項を除き、2019年1月1日以降、重大な変更はない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

(1) 概要

() 位置、面積、地形および人口

スウェーデンの国土面積は約45万平方キロメートルであり、スカンジナビア諸国中最大の国である。西側の国境はノルウェーに、北東部はフィンランドにそれぞれ接しており、東側の海岸線はバルト海に面している。スウェーデンの国土面積の半分(領海を除く。)は森林であり、耕地面積は全体の約8%、3%のみが住宅地および工業地帯で、湖沼、河川および領海がスウェーデン全域の約23%を占めている。スウェーデンはアラスカとほぼ同じ緯度上にあるが、メキシコ湾流の影響を受けて気候は一般に温暖である。

2018年末におけるスウェーデンの人口は約1,000万人であり、人口密度は1平方キロメートルにつき25人であった。全人口の90%超は国の南半分に居住している。スウェーデンでは、1970年以降、人口増加率は緩やかに年平均0.5%であった。ただし、最近10年間ににおける人口増加率は年1.0%と加速している。

首都ストックホルムは東海岸にあり首都圏を含めると約230万人の人口を有するスウェーデン最大の都市である。その他の大都市としては西海岸にあるヨーテボリ(人口約100万人)および国の南端部近くのマルメ(人口約70万人)がある。

() 政治および外交

(a) 国家組織および政党

スウェーデンは議会制度に立脚した立憲君主国家である。1975年1月1日から完全施行された現行憲法の下では、国会(Riksdag)が立法権を有し、最高の行政権執行者である首相を任命する。国王が国家元首である。

スウェーデンは三審制の裁判所組織を持つ。すなわち、民事および刑事事件について第一審を受けもつ一般管轄権を有する裁判所たる地方裁判所(Tingsrätter)(その裁判管轄権は地域によって分けられている。)、高等裁判所(Hovrätter)および最高裁判所(Högsta Domstolen)である。地方裁判所の判決に対する控訴は一般的に高等裁判所に対して行うことができる。高等裁判所の判決に対する上告は、ある種の訴訟については、最高裁判所に対して行うことができる。

通常、行政官庁の処分に対する不服申立ては上級の官庁に対してなされる。行政事件は行政裁判所(Förvaltningsrätter)に提訴することができる。行政裁判所の判決に対する訴訟は行政訴訟裁判所(Kammarrätter)に対してなされる。最上級の行政裁判所は最高行政裁判所(Högsta förvaltningsdomstolen)である。さらに、労働市場に関する紛争もしくは独占禁止法に関する訴訟などの特殊な事件を扱う特別裁判所がある。

現行憲法の下では国会は一院制となっており、議員定数は349名である。国会議員は18歳以上の全スウェーデン国民が選挙権を有する直接選挙によって選出される。国会議員の任期は4年である。直近の国会議員の総選挙は2018年9月に行われた。

国会に議席を有している政党の過去4回の総選挙における勢力分布は次のとおりである。

議席数

	2006年 - 2010年	2010年 - 2014年	2014年 - 2018年	2018年 - 2022年
社民党	130	112	113	100
穏健党	97	107	84	70
中央党	29	23	22	31
自由党	28	24	19	20
左翼党	22	19	21	28
環境党・緑	19	25	25	16
キリスト教民主党	24	19	16	22
スウェーデン民主党	-	20	49	62
	349	349	349	349

前回の総選挙の結果、社民党および環境党・緑による少数与党政権が発足した。社民党のステファン・ロヴェーンが現首相である。次の総選挙は2022年9月に予定されている。

(b) 国際協力と外交政策

スウェーデンの欧州連合加盟

スウェーデンは、1995年1月1日以降、欧州連合(EU)に加盟しており、EUが協力し合うすべての分野において完全かつ積極的に参加する。スウェーデンは通貨としてユーロを採用していないため、通貨はまだスウェーデン・クローネ(SEK)である。

スウェーデンの国際機関およびその他の組織への加盟

スウェーデンは欧州連合(EU)に加盟している。その他にスウェーデンの加盟している国際機関には、国際連合(UN)およびその関係機関、国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(IBRD)、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)、経済協力開発機構(OECD)および世界貿易機関(WTO)がある。

北欧諸国(スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランドおよびノルウェー)はほとんどの分野で緊密に協同する伝統が長く続いている。その基礎となる機関は北欧会議、北欧閣僚会議および北欧投資銀行(NIB)である。

さらにスウェーデンは、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発基金(AfDF)、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発基金(ADF)およびアジア開発銀行(ADB)のメンバーでもある。

スウェーデンが加盟している主な条約

スウェーデンは数多くの多国間および二国間条約に加盟している。そのうち主要なものは次のとおりである。

- 国際コーヒー協定(2000年)
- 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(1994年)
- 国際酪農品協定(1994年)
- 国際牛肉協定(1994年)
- 政府調達に関する協定(1994年)
- 国際熱帯木材協定(2006年、1994年)
- 一次産品のための共通基金を設立するための協定(1980年)
- 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約(1973年)
- 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約(1972年)
- 国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定(1971年)
- 核兵器および他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約(1971年)
- 国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定(1971年)
- 農業における労働監督に関する条約(第129号)(1969年)
- 核兵器の不拡散に関する条約(1968年)
- 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(1965年)
- 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(1963年)
- 原子力の分野における第三者責任に関する条約(1960年)
- 南極条約(1959年)
- 油による海洋汚染防止に関する国際条約(1954年)
- 国際民間航空条約(1944年)

スウェーデンが加盟している国際金融機関

スウェーデンが加盟している主要な国際金融機関は次のとおりである。

- 国際通貨基金(IMF)
- 国際復興開発銀行(IBRD)
- 国際開発協会(IDA)
- 国際金融公社(IFC)
- 多数国間投資保証機関(MIGA)
- アジア開発銀行(ADB)
- アジア開発基金(ADF)
- 北欧投資銀行(NIB)
- アフリカ開発銀行(AfDB)
- アフリカ開発基金(AfDF)
- 米州開発銀行(IDB)
- 特別業務基金(FSO)
- 欧州復興開発銀行(EBRD)
- 欧州投資銀行(EIB)

() 経済

() 経済動向および経済政策

最近の経済の動向

スウェーデン経済は、近年の高成長期を経て、減速段階に入った。GDP成長率は、2018年には2.3%であったが、主に国内需要の減少により、今後数年は減速すると予想されている。失業率は2018年に6.3%に低下し、現在2008年以来最も低い水準となっている。インフレ率は長期にわたる低インフレ期を経て、2018年に2.0%となった。この上昇は、スウェーデン経済における資源の活用が高まったことによることもあるが、世界市場におけるエネルギー価格の上昇といった、より一時的な性質の要因によるものでもあった。

次の表は、スウェーデンに関する経済情報を示したものである。

主要な指標

2018年は結果、2019年から2022年については見通し。別段の記載のない限り、前年比変化率(%)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
GDP	2.3	1.5	1.6	1.5	1.6
GDP(1)	2.4	1.5	1.4	1.3	1.6
GDPギャップ(2)	1.6	1.2	0.7	0.3	0.0
雇用(3)	1.8	1.1	0.5	0.5	0.5
就業率(4)	68.5	68.9	68.8	68.8	68.8
労働時間(1)(3)	2.4	1.2	0.3	0.2	0.4
生産性(1)	0.1	0.4	1.1	1.1	1.2
失業率(5)	6.3	6.3	6.4	6.5	6.7
賃金(6)	2.6	2.7	2.9	2.9	3.1
消費者物価指数(7)	2.0	1.8	1.9	2.2	2.4

- 注 (1) 年間労働日数を調整済。
 (2) 現実GDPと潜在GDPの差の潜在GDPに対する割合。
 (3) 年齢15歳から74歳まで。
 (4) 人口に対する割合。
 (5) 年齢15歳から74歳までの年齢層の労働力人口に対する割合。
 (6) 短期賃金統計に基づくもの。
 (7) 年間平均。

出所： 国立経済研究所、2019年3月

() 最近5年間の経済動向

(a) 国内総生産と国民所得

次の表は、各年におけるスウェーデンの国内総生産、国内支出に供された財貨およびサービス(純輸入分を含む。)および国内総支出の推移を示したものである。

国内総生産

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
国内総生産(現行価格表示)(1)	3,940,925	4,201,543	4,385,497	4,578,833	4,790,748
国内総生産(不変価格表示)(2)	4,180,908	4,367,233	4,484,448	4,578,833	4,686,054
前年比変化率(不変価格表示)(3)	2.6	4.5	2.7	2.1	2.3
国民1人当りの国内総生産 (現行価格表示)(4)	406	429	442	455	471

- 注 (1) 単位：百万クローネ
 (2) 2017年価格表示、単位：百万クローネ
 (3) 単位：％
 (4) 単位：千クローネ

国内総支出

(単位：百万クローネ)

	2017年価格表示(1)					現行価格 表示	GDPに対する割合(%) 2017年価格表示(1)	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2018年	2014年	2018年
国内支出に供された財貨およびサービス								
国内総生産(2)	4,180,908	4,367,233	4,484,448	4,578,833	4,686,054	4,790,748	100.0	100.0
財貨およびサービスの輸入	1,658,903	1,745,888	1,821,054	1,907,578	1,963,063	2,085,132	39.7	41.9
財貨およびサービスの総供給量	5,839,748	6,113,289	6,306,026	6,486,411	6,649,117	6,875,880	139.7	141.9
財貨およびサービスの輸出(控除)	1,848,434	1,953,512	2,011,483	2,076,320	2,149,884	2,248,749	44.2	45.9
国内支出に供された財貨およびサービスの合計	3,991,463	4,159,652	4,294,484	4,410,091	4,499,233	4,627,131	95.5	96.0
国内支出								
<i>消費</i>								
民間部門消費	1,882,323	1,941,033	1,996,619	2,041,019	2,064,881	2,113,234	45.0	44.1
公的部門消費	1,127,297	1,154,459	1,196,038	1,196,234	1,206,775	1,252,319	27.0	25.8
消費合計	3,009,240	3,095,365	3,192,348	3,237,253	3,271,656	3,365,553	72.0	69.8
<i>総固定資本形成</i>								
建物および建設	405,264	439,966	473,635	511,882	527,379	544,994	9.7	11.3
その他	565,094	594,930	604,309	630,675	652,806	669,471	13.5	13.9
総固定資本形成合計	970,358	1,034,896	1,077,944	1,142,557	1,180,185	1,214,465	23.2	25.2
在庫変動(3)	12,801	30,324	26,311	30,281	47,392	47,113	0.3	1.0
国内総支出	3,991,463	4,159,652	4,294,484	4,410,091	4,499,233	4,627,131	95.5	96.0

注 (1) 時系列連鎖方式により、内訳項目の総和が合計と一致しない場合がある。
(2) 市場価格。
(3) 貴重品を含む。

(b) 産業構造および主要産業

産業別国内総生産

	現行価格表示					(単位：百万クローネ)	
						GVAに対する割合(%)	
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2014年	2018年
農業・林業・漁業	46,804	50,503	49,138	48,876	50,106	1.3	1.2
鉱業・採石業	17,227	15,696	16,170	20,987	21,592	0.5	0.5
製造業	576,023	575,246	585,662	621,856	659,714	16.5	15.6
電力・ガス・水道業	111,403	105,795	108,851	115,415	129,167	3.2	3.0
建設業	193,821	214,501	234,833	257,242	272,316	5.6	6.4
卸売・小売業	379,740	401,581	422,973	437,831	458,637	10.9	10.8
レストラン・ホテル業	60,659	67,412	73,526	74,985	75,825	1.7	1.8
運輸・倉庫業	153,698	165,767	167,578	171,582	174,695	4.4	4.1
情報・通信業	202,258	286,023	271,226	273,815	295,779	5.8	7.0
金融・保険業	160,900	172,404	170,467	161,903	153,679	4.6	3.6
不動産業	308,744	310,656	327,317	342,495	359,653	8.8	8.5
ビジネス・サービス業	332,433	361,034	392,796	420,512	442,246	9.5	10.4
社会サービス業およびその他 サービス業(1)	898,779	944,547	1,003,568	1,047,953	1,086,820	25.7	25.7
その他製造業(2)	48,477	50,275	52,271	53,985	56,157	1.4	1.3
誤差(3)	0	0	0	0	0	0.0	0.0
基準価格表示によるGVA(粗付加 価値)	3,490,966	3,721,440	3,876,376	4,049,437	4,236,386	100.0	100.0
間接税(補助金控除後)(4)	449,959	480,103	509,121	529,396	554,362		
市場価格表示によるGDP	3,940,925	4,201,543	4,385,497	4,578,833	4,790,748		

注 (1) 政府サービスの総付加価値を含むNACE(統計的分類基準)P85-T98。

(2) NPISH(対家計民間非営利団体)の付加価値。

(3) 生産業者から入手した統計データに基づくGDPの計算および支出統計データに基づくGDPの計算との誤差。

(4) 商品に対する間接税および補助金のみ。

製造業の動向

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
鉱工業生産指数					
製造業(2015年 = 100)	96.5	100.0	102.5	106.8	110.1
製造業、変化率(%) (1)	-2.4	3.7	2.5	4.2	3.1

注 (1) 前年(期)比変化率

(c) 物価の動向

次の表は、各期間における物価、賃金および国民1人当り可処分所得の指数を示したものである。

物価、賃金および国民1人当り可処分所得の指数 - スウェーデン統計局

	消費者物価 指数 (1980年=100)	前年(期)比 変化率 (%)	卸売物価 指数(1) (2015年=100)	前年(期)比 変化率 (%)	鉱工業賃金		国民1人当り 可処分所得(3)	前年(期)比 変化率 (%)
					指数(2) (2008年1月 =100)	前年(期)比 変化率 (%)		
2014年	313.5	-0.2	101.3	0.7	119.5	2.4	206,415	1.8
2015年	313.4	0.0	100.0	-1.3	122.6	2.6	209,163	1.3
2016年	316.4	1.0	98.6	-1.4	124.9	1.9	213,790	2.2
2017年	322.1	1.8	103.9	5.4	127.4	2.0	214,789	0.5
2018年	328.4	2.0	111.3	7.1	130.9	2.7	218,730	1.8

注 (1) スウェーデン政府刊行の国内物価指数(ITPI)。

(2) スウェーデン政府刊行の製造業、鉱業・採石業およびエネルギー・環境事業の民間部門における給与制従業員の直接賃金に関する指数(社会保障拠出、給与税および一定の非経常項目を除く。)。年間平均。2018年は暫定値。

(3) 単位：クローネ。2017年を基準とした可処分所得、実質価値。

(d) 雇用と労働

労働力人口

	労働力人口		就業者		失業者
	全体 (単位：千人)	男性 (全体に占める 割合(%))	全体 (単位：千人)	男性 (全体に占める 割合(%))	(労働力人口に 占める割合(%))
2014年	5,183	52.6	4,772	52.4	7.9
2015年	5,223	52.4	4,837	52.3	7.4
2016年	5,277	52.4	4,910	52.2	6.9
2017年	5,380	52.5	5,022	52.4	6.7
2018年	5,457	52.4	5,113	52.4	6.3

出所： スウェーデン統計局「労働力調査(年齢15歳から74歳まで(失業者についての国際的な定義による。))」およびスウェーデン国家労働市場委員会。

(e) 社会保障制度

スウェーデンには、健康保険、児童手当、住宅手当およびいくつかの社会保障制度を含む包括的な社会福祉システムがある。社会福祉は、中央政府と地方自治体が責任を分担している。中央政府は予算を通して、基本的な年金計画、児童手当、住宅手当の資金を供給する。種々の形態の社会保険は、雇用者からの保険料で、その全部あるいは一部がまかなわれるが、被雇用者の分担額は増加している。リジョン議会(直接選挙により選出され、独立した徴税権を持つ。)は、健康保険サービスを管理している。

() 貿易および国際収支

() 概要

スウェーデン経済は貿易に大きく依存している。2014年から2018年までの間における財貨およびサービスの輸入および輸出は、平均するとそれぞれGDPに対して41%および45%であった。

() 貿易および国際収支 (2014年 - 2018年)

貿易収支

	輸出 (f.o.b.) (単位: 百万ク ローネ)	前年比 増加率(%)	輸入 (c.i.f.) (単位: 百万ク ローネ)	前年比 増加率(%)	貿易収支 (単位: 百万ク ローネ)	輸入に対する 輸出の割合 (%)
2014年	1,758,000	7	1,585,600	9	172,300	111
2015年	1,897,800	8	1,688,400	6	209,400	112
2016年	1,924,900	1	1,731,300	3	193,600	111
2017年	2,046,300	6	1,916,000	11	130,300	107
2018年	2,193,300	7	2,092,900	9	100,400	105

(a) 品目別および地域別の輸出入

主要品目別貿易

(単位：百万クローネ)

輸出(f.o.b.)	12月31日に終了した年									
	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年	%
食品・飲料およびタバコ	66,718	6	73,294	6	80,649	7	81,009	6	89,137	6
木製品	25,959	2	26,652	2	26,525	2	28,963	2	30,981	2
パルプ	18,701	2	19,491	2	18,194	2	19,394	1	25,016	2
紙および厚紙	73,327	7	74,500	6	74,591	6	77,393	6	82,046	6
石油製品	90,040	8	70,787	6	64,617	5	81,006	6	100,981	7
石炭および電力	8,563	1	6,891	1	7,417	1	9,799	1	14,004	1
鉄鋼	49,994	4	50,926	4	50,819	4	60,244	5	66,164	5
鉄鉱石および屑鉄	29,996	3	23,348	2	24,515	2	33,651	3	35,812	2
非鉄金属	22,072	2	22,866	2	22,249	2	26,605	2	28,714	2
その他鉱物および原料	2,298	0	2,739	0	2,665	0	2,995	0	3,376	0
金属製品	33,425	3	34,695	3	34,698	3	35,699	3	38,677	3
機械および機器	315,785	28	331,235	28	323,693	27	343,301	26	372,037	26
自動車および部品	122,687	11	146,444	12	165,303	14	191,290	15	223,004	15
化学製品および合成樹脂	136,313	12	152,910	13	151,185	13	162,553	12	175,955	12
衣料品・履物および皮革	17,423	2	20,221	2	20,020	2	21,077	2	23,010	2
その他工業製品	108,153	10	117,181	10	117,905	10	122,826	9	125,754	9
その他生産物	5,508	0	6,310	1	7,510	1	7,019	1	6,926	0
輸出合計	1,126,965	100	1,180,491	100	1,192,556	100	1,304,824	100	1,441,595	100

(単位：百万クローネ)

輸入(c.i.f.)

12月31日に終了した年

	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年	%
食品・飲料およびタバコ	112,846	10	125,243	11	135,997	11	138,261	11	151,719	10
木製品	7,085	1	6,265	1	6,453	1	6,967	1	10,803	1
パルプ	2,579	0	2,840	0	3,362	0	3,735	0	4,139	0
紙および厚紙	13,916	1	14,278	1	15,027	1	15,959	1	16,934	1
石油製品	143,360	13	108,301	9	99,989	8	124,439	9	164,374	11
石炭および電力	7,321	1	5,291	0	7,648	1	8,241	1	11,626	1
鉄鋼	34,044	3	34,184	3	36,822	3	47,465	4	56,445	4
鉄鉱石および屑鉄	12,360	1	13,412	1	11,607	1	14,018	1	15,870	1
非鉄金属	16,550	1	17,157	1	16,958	1	20,169	2	22,379	2
その他鉱物および原料	8,744	1	9,453	1	9,283	1	9,728	1	10,452	1
金属製品	32,607	3	36,026	3	37,175	3	41,585	3	45,910	3
機械および機器	291,523	26	317,772	27	323,219	27	345,552	26	385,167	26
自動車および部品	121,544	11	140,590	12	160,627	13	174,558	13	187,057	13
化学製品および合成樹脂	131,093	12	134,854	12	133,818	11	142,486	11	158,555	11
衣料品・履物および皮革	40,102	4	49,461	4	51,691	4	52,840	4	56,689	4
その他工業製品	134,549	12	150,756	13	156,644	13	168,596	13	179,068	12
その他生産物	741	0	1,164	0	1,249	0	1,032	0	987	0
輸入合計	1,110,965	100	1,167,047	100	1,207,569	100	1,315,630	100	1,478,174	100

地域別貿易

(単位：百万クローネ)

輸出(f.o.b.)

12月31日に終了した年

	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年	%
欧州連合(EU28カ国)										
英国	80,686	7	84,456	7	71,908	6	81,022	6	81,793	6
ドイツ	113,029	10	119,826	10	125,331	11	141,975	11	156,871	11
デンマーク	77,601	7	81,242	7	83,322	7	89,508	7	99,912	7
フィンランド	78,795	7	79,740	7	80,934	7	90,303	7	100,787	7
その他EU28諸国(1)	304,057	27	321,721	27	340,278	29	363,552	28	413,321	29
EU28カ国合計	654,169	58	686,985	58	701,772	59	766,361	59	852,685	59
欧州自由貿易連合(EFTA)										
ノルウェー	118,197	10	121,727	10	123,862	10	133,287	10	151,630	11
その他EFTA諸国(2)	13,761	1	16,168	1	17,188	1	17,527	1	19,001	1
EFTA合計	131,957	12	137,895	12	141,050	12	150,814	12	170,631	12
中欧・東欧(3)										
ロシア	22,078	2	14,688	1	14,648	1	18,737	1	19,990	1
米国	75,876	7	90,541	8	87,008	7	89,971	7	98,017	7
日本	14,031	1	15,227	1	17,918	2	19,531	1	22,164	2
中国	39,858	4	45,174	4	45,959	4	58,508	4	67,136	5
OPEC諸国(4)	34,032	3	31,768	3	27,304	2	27,999	2	24,806	2
その他諸国	153,525	14	156,676	13	155,493	13	171,395	13	184,551	13
輸出合計	1,126,965	100	1,180,491	100	1,192,556	100	1,304,824	100	1,441,595	100

- 注 (1) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン
- (2) スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン
- (3) ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア
- (4) アルジェリア、アンゴラ、エクアドル、赤道ギニア、ガボン、イラン、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール(2019年1月にOPEC脱退)、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ (2018年にOPEC加盟のコンゴ共和国についての数値は含まれていない。)

(単位：百万クローネ)

輸入(c.i.f.)

12月31日に終了した年

	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年	%
欧州連合(EU28カ国)										
英国	68,810	6	64,645	6	62,459	5	67,739	5	73,592	5
ドイツ	193,839	17	208,640	18	227,337	19	247,431	19	264,884	18
デンマーク	82,069	7	90,628	8	91,796	8	94,865	7	104,497	7
フィンランド	56,093	5	52,818	5	54,873	5	62,050	5	70,346	5
その他EU28諸国(1)	369,492	33	406,240	35	428,799	36	468,846	36	524,501	35
EU28カ国合計	770,304	69	822,971	71	865,264	72	940,931	72	1,037,820	70
欧州自由貿易連合(EFTA)										
ノルウェー	91,597	8	95,783	8	99,812	8	106,913	8	127,769	9
その他EFTA諸国(2)	8,355	1	9,866	1	9,861	1	10,619	1	10,426	1
EFTA合計	99,952	9	105,649	9	109,672	9	117,532	9	138,194	9
中欧・東欧(3)	893	0	1,041	0	1,349	0	2,051	0	2,546	0
ロシア	54,345	5	38,132	3	31,736	3	37,643	3	46,918	3
米国	28,097	3	32,072	3	32,158	3	31,481	2	39,355	3
日本	9,966	1	9,973	1	11,421	1	10,856	1	14,638	1
中国	49,956	4	58,948	5	55,806	5	59,651	5	67,004	5
OPEC諸国(4)	21,211	2	14,589	1	12,516	1	20,990	2	33,456	2
その他諸国	76,241	7	83,672	7	87,645	7	94,496	7	98,243	7
輸入合計	1,110,965	100	1,167,047	100	1,207,569	100	1,315,630	100	1,478,174	100

- 注 (1) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン
- (2) スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン
- (3) ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア
- (4) アルジェリア、アンゴラ、エクアドル、赤道ギニア、ガボン、イラン、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール(2019年1月にOPEC脱退)、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ (2018年にOPEC加盟のコンゴ共和国についての数値は含まれていない。)

(b) 日本との貿易

2018年において、スウェーデンの日本向け財貨輸出は増加を続けた。スウェーデンの日本に対する主要な輸出品目は、医薬品、自動車であり、それぞれ輸出総額の27%および19%を占めた。スウェーデンの日本からの財貨輸入は、2017年にわずかに減少した後、2018年には増加した。日本からの主要な輸入品目は自動車であり、輸入総額の36%を占めた。

(c) 国際収支

取引(項目別、年別)

(単位：十億クローネ)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1. 経常収支	179.1	174.4	166.1	127.6	93.8
1.1 財貨およびサービスの貿易	172.3	209.4	193.6	130.3	100.4
1.1.1 財貨の貿易(f.o.b.-f.o.b.)	119.3	116.3	99.2	92.9	74.4
1.1.2 サービスの貿易	53.0	93.1	94.4	37.4	26.0
1.2 第一次所得	76.7	34.5	32.1	68.0	74.1
1.2.1 雇用者報酬	19.7	17.2	13.7	7.0	9.0
1.2.2 投資収益	52.5	15.3	16.4	59.0	62.9
1.2.3 その他の第一次所得	4.5	1.9	2.1	1.9	2.2
1.3 第二次所得	-70.0	-69.5	-59.6	-70.6	-80.7
1.3.1 EUへ(から)の支払等	-32.6	-33.3	-23.1	-24.4	-33.4
1.3.2 交付金および寄付金	-21.1	-21.2	-22.2	-29.4	-34.8
1.3.3 その他の第二次所得	-16.3	-14.9	-14.3	-16.9	-12.4
2. 資本収支、ネット	-5.7	-8.3	-3.5	-3.1	-0.6
3. 金融収支、ネット	112.8	59.8	-204.6	170.9	17.4
3.1 直接投資	35.4	37.5	-112.1	90.6	77.2
3.1.1 海外	63.1	108.9	38.7	194.6	174.1
3.1.2 スウェーデン国内	-27.7	-71.4	-150.8	-104.0	-96.9
3.2 ポートフォリオ投資	159.0	-110.7	50.2	27.1	-89.0
3.2.1 資産(海外投資の変動)	197.7	-83.7	28.2	252.2	-51.2
3.2.2 債務(海外からスウェーデン への投資の変動)	-38.6	-26.9	22.0	-225.1	-37.7
3.3 金融デリバティブ	-21.4	-2.6	-22.8	-68.9	47.2
3.3.1 資産(海外投資の変動)	-660.3	-913.1	-932.9	-1,446.3	-1,567.2
3.3.2 債務(海外からスウェーデン への投資の変動)	638.9	910.5	910.1	1,377.4	1,614.4
3.4 その他の投資	-61.3	124.6	-156.2	119.1	-15.2
3.5 準備資産	1.0	11.0	36.4	3.0	-2.8
4. 誤差脱漏	-60.6	-106.3	-367.2	46.5	-75.8

(d) 外貨準備の推移および外国為替相場の動向

次の表は、各表示日現在におけるスウェーデンの公的な外貨準備を示したものである。

外貨準備

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
金	4,795	4,293	4,656	5,265	5,181
SDR(特別引出権)	3,042	3,003	2,680	2,936	3,082
IMF準備ポジション	1,390	1,038	487	535	840
銀行預金および証券投資	53,306	49,830	51,572	53,463	51,396
外貨準備合計	62,533	58,164	59,395	62,199	60,499

() 外国為替管理

次の表は、スウェーデン・クローネの仲値(日次)としてスウェーデン中央銀行により報告された各期間のスウェーデン・クローネの米ドルおよびユーロに対する平均相場を示したものである。

期間	1米ドルに相当する クローネ額	1ユーロに相当する クローネ額
2014年	6.8577	9.0968
2015年	8.4350	9.3562
2016年	8.5613	9.4704
2017年	8.5380	9.6326
2018年	8.6921	10.2567

1989年7月1日、ほぼすべての外国為替管理規制が撤廃され、1990年7月1日には外国為替管理法が公式に廃止された。

第4 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

下記債券の償還は、当該債券の債券の要項記載の条件に従い、当該会社の普通株式および一定の金銭をもって償還が行われることがある。したがって、当該会社の企業情報は当該債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 売出債券の概要

債券の名称	発行年月	売出価額の総額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2021年2月16日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(SUMCO)	2018年2月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年8月8日満期 他社株転換条項付 円建債券(期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式: ヤマハ発動機株式会社 普通株式	2018年2月	800,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年2月18日満期 判定価格遞減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(ヤマハ発動機)	2018年2月	550,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年9月24日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(株式会社SUMCO)	2018年3月	400,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年3月25日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(新日鐵住金)	2018年3月	1,078,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年4月8日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(東ソー)	2018年3月	1,100,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年3月26日満期 期限前償還条項・ノックイン条項・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券(住友金属鉱山株式会社)	2018年3月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(三菱電機)	2018年3月	1,514,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(デンソー)	2018年3月	1,527,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月20日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(T&Dホールディングス)	2018年5月	1,500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月27日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(ミネベアミツミ)	2018年5月	1,000,000,000円	該当なし

債券の名称	発行年月	売価額の総額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 判定価格通減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(三井金属鉱業)	2018年5月	700,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月28日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (小松製作所)	2018年5月	1,668,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年11月25日満期 他社株転換条項付 円建債券 (期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式：住友重機械工業株式会社 普通株式	2018年5月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 判定価格通減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(東ソー)	2018年5月	530,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 判定価格通減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(小松製作所)	2018年5月	700,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(小松製作所)	2018年6月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(三井住友トラスト・ホールディングス)	2018年6月	1,098,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (三井金属鉱業株式会社)	2018年6月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(MS & ADインシュアランスグループホールディングス)	2018年6月	1,500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年2月25日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (株式会社アルバック)	2018年8月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年8月28日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建債券 対象株式：小野薬品工業株式会社 普通株式	2018年8月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年9月18日満期 他社株転換条項付 円建債券 (期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式：株式会社資生堂 普通株式	2018年9月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年3月25日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券 (昭和電工株式会社)	2018年9月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年11月5日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建債券(アルプス電気)	2018年10月	1,550,000,000円	該当なし

債券の名称	発行年月	売価額の総額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松 製作所普通株式)	2019年1月	1,017,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年7月12日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ソニー株式 会社普通株式)	2019年1月	1,072,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月19日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松 製作所普通株式)	2019年3月	1,452,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社パン・ パシフィック・インターナショナルホール ディングス普通株式)	2019年4月	371,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社島津製 作所普通株式)	2019年4月	941,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (キッコーマン株 式会社普通株式)	2019年4月	770,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (トレンドマイク ロ株式会社普通株式)	2019年4月	950,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ヤマハ株式会 社普通株式)	2019年4月	1,062,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月9日満 期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ヤマトホール ディングス株式会社普通株式)	2019年4月	786,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年10月18日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ユニー・ファ ミリーマートホールディングス株式会 社普通株式)	2019年4月	300,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (キッコーマン 株式会社普通株式)	2019年4月	377,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ヤマハ株式会 社普通株式)	2019年4月	364,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社小松 製作所普通株式)	2019年4月	1,481,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (住友化学株 式会社普通株式)	2019年4月	1,006,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年4月24日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社リク ルートホールディングス普通株式)	2019年4月	1,611,000,000円	該当なし

債券の名称	発行年月	売価額の総額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2020年5月28日 満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社)	2019年5月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2022年5月19日 満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(古河電気工業)	2019年5月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月5日満 期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社)	2019年5月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月8日満 期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建債券(太陽誘電株式会社)	2019年5月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(三菱瓦斯化学 株式会社普通株式)	2019年5月	302,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社リク ルートホールディングス普通株式)	2019年5月	665,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社小松 製作所普通株式)	2019年5月	1,423,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社日立 製作所普通株式)	2019年5月	1,311,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月14日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社村田 製作所普通株式)	2019年5月	1,761,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2022年5月27日 満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券(日本特殊陶業)	2019年5月	670,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年11月27日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社村田 製作所普通株式)	2019年5月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年12月3日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社小松 製作所普通株式)	2019年5月	500,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2019年11月29日 満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建債券(対象株式 アンリツ株式会社 普 通株式)	2019年5月	830,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社資生 堂普通株式)	2019年5月	823,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社村田 製作所普通株式)	2019年5月	1,724,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券(株式会社バン ダイナムコホールディングス普通株式)	2019年5月	674,000,000円	該当なし

債券の名称	発行年月	売出価額の総額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2020年5月26日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (株式会社日立 製作所普通株式)	2019年5月	1,354,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (富士電機株式 会社普通株式)	2019年6月	989,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (オムロン株式 会社普通株式)	2019年6月	1,695,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (ソニー株式会 社普通株式)	2019年6月	1,668,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年6月10日 満期 ノックイン条項 他社株転換条項およ び早期償還条項付 円建債券 (アイシン精機 株式会社普通株式)	2019年6月	1,097,000,000円	該当なし

(*) 上記の未償還債券は、前記「第1 募集(売出)債券の状況」に記載の情報に基づく。

(3) 当該会社の名称および住所

名称	住所
株式会社 S U M C O	東京都港区芝浦一丁目2番1号
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
日本製鉄株式会社 (2019年4月1日より、新日鐵住金株式会社から商号変更)	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
東ソー株式会社	山口県周南市開成町4560番地
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋五丁目11番3号
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地
株式会社 T & D ホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ミネベアミツミ株式会社	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
三井金属鉱業株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
住友重機械工業株式会社	東京都品川区大崎二丁目1番1号(ThinkPark Tower)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号
株式会社アルバック	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
小野薬品工業株式会社	大阪府中央区道修町二丁目1番5号
株式会社資生堂	東京都中央区銀座七丁目5番5号
昭和電工株式会社	東京都港区芝大門一丁目13番9号
アルプスアルパイン株式会社 (2019年1月1日より、アルプス電気株式会社から商号変更)	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
ソニー株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座八丁目4番17号
株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホールディングス (2019年2月1日より、株式会社ドン キホーテホールディングスから商号変更)	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社島津製作所	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地
トレンドマイクロ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー
ヤマハ株式会社	浜松市中区中沢町10番1号
ヤマトホールディングス株式会社	東京都中央区銀座二丁目16番10号
ユニー・ファミリーマートホール ディングス株式会社	東京都港区芝浦三丁目1番21号
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号
太陽誘電株式会社	東京都中央区京橋二丁目7番19号
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社村田製作所	京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
日本特殊陶業株式会社	名古屋市瑞穂区高辻町14番18号
アンリツ株式会社	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都港区芝五丁目37番8号
富士電機株式会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号
オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

当該会社が提出した書類(なお、下記は、令和元年6月26日午後5時15分現在において、関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて現実に閲覧が可能であった書類である。)

株式会社SUMCO

- | | |
|-----------------------|--|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第20期)(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
平成31年3月28日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第21期第1四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成31
年3月31日)
令和元年5月15日関東財務局長に提出 |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を平成31年3月29日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

ヤマハ発動機株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第84期)(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
平成31年3月28日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第85期第1四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成31
年3月31日)
令和元年5月8日関東財務局長に提出 |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成31年3
月29日に関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月
24日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 上記ハ．の平成31年3月29日付の臨時報告書につき、臨時報告書の訂
正報告書を令和元年5月7日に関東財務局長に提出 |

日本製鉄株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第94期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月26日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

東ソー株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第120期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月26日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

住友金属鉱山株式会社

- | | |
|-----------------------|--|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第94期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

三菱電機株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第147期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第148期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月8日関東財務局長に提出 |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月2日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成31年1月
28日に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

株式会社デンソー

- | | |
|------------------------|--|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第96期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月26日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ. 臨時報告書 | 該当なし |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

株式会社T & Dホールディングス

- | | |
|------------------------|--|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第15期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月26日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ. 臨時報告書 | 該当なし |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

ミネベアミツミ株式会社

- | | |
|------------------------|--|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第72期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第73期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月8日関東財務局長に提出 |
| ハ. 臨時報告書 | 上記イ.の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6
月29日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成31年4月
11日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月
13日に提出 |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

三井金属鉱業株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第93期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第94期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月13日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

株式会社小松製作所

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第150期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月17日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 該当なし
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月20日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

住友重機械工業株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第122期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第123期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月8日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月4日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年3月5
日に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第7期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月29日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第8期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成30
年12月31日)
平成31年2月13日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6
月29日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月27日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を令和元年5月
15日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を令和元年5月
15日に提出
- ニ．訂正報告書 上記イ．の平成30年6月29日付の有価証券報告書につき、有価証券報
告書の訂正報告書を平成30年8月29日に関東財務局長に提出
上記ハ．の平成30年7月27日付の臨時報告書につき、臨時報告書の訂
正報告書を平成30年9月4日に関東財務局長に提出

M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第11期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月24日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 該当なし
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6
月24日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6
月24日に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

株式会社アルバック

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第114期)(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年9月27日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第115期第3四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成
31年3月31日)
令和元年5月13日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年9
月28日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成31年4月
22日に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

小野薬品工業株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第71期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月21日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 該当なし
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月21日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

株式会社資生堂

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第119期)(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
平成31年3月26日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第120期第1四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成
31年3月31日)
令和元年5月15日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を平成31年3月27日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

昭和電工株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第110期)(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
平成31年3月28日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第111期第1四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成
31年3月31日)
令和元年5月15日関東財務局長に提出 |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を平成31年4月1日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

アルプスアルパイン株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第86期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月21日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月24日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

ソニー株式会社

- | | |
|-----------------------|--|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第102期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月18日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月21日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

株式会社リクルートホールディングス

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第59期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月20日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月20日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第38期)(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年9月26日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第39期第3四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成31
年3月31日)
令和元年5月15日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年9
月27日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第2項第3号および第19条第2項第8号の2の規定に基
づく臨時報告書を平成30年10月11日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年12月
18日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成31年2
月1日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成31年3
月25日に提出
- ニ．訂正報告書 上記ハ．の平成31年3月25日付の臨時報告書につき、臨時報告書の
訂正報告書を平成31年4月10日に関東財務局長に提出

株式会社島津製作所

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第155期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第156期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月8日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

キッコーマン株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第102期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

トレンドマイクロ株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第30期)(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
平成31年3月26日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 四半期会計期間(第31期第1四半期)(自 平成31年1月1日 至 平成31
年3月31日)
令和元年5月10日関東財務局長に提出 |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成31年3
月28日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成31年4月
10日に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

ヤマハ株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第195期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月25日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

ヤマトホールディングス株式会社

- | | |
|------------------------|---|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第154期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月21日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ. 臨時報告書 | 該当なし |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社

- | | |
|------------------------|---|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第38期)(自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日)
令和元年5月29日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ. 臨時報告書 | 上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年5月29日に関東財務局長に提出 |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

住友化学株式会社

- | | |
|------------------------|---|
| イ. 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第138期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月21日関東財務局長に提出 |
| ロ. 四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ. 臨時報告書 | 上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月24日に関東財務局長に提出 |
| ニ. 訂正報告書 | 該当なし |

太陽誘電株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第77期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月29日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第78期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月14日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月3日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月6日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年
10月1日に提出
- ニ．訂正報告書 上記ハ．の平成30年7月6日付の臨時報告書につき、臨時報告書の訂
正報告書を平成30年7月24日に関東財務局長に提出

古河電気工業株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第196期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月22日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第197期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月12日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月2日に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年3月7
日に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

三菱瓦斯化学株式会社

- | | |
|-----------------------|--|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第92期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

株式会社日立製作所

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第150期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月19日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月20日に関東財務局長に提出 |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

株式会社村田製作所

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第82期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
平成30年6月28日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 四半期会計期間(第83期第3四半期)(自 平成30年10月1日 至 平成
30年12月31日)
平成31年2月13日関東財務局長に提出
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、以下のとおり、それぞれ関東財務
局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7
月2日に関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成31年4月2
日に提出
- ニ．訂正報告書 上記イ．の平成30年6月28日付の有価証券報告書につき、有価証券報
告書の訂正報告書を令和元年6月21日に関東財務局長に提出

日本特殊陶業株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第119期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 該当なし
- ハ．臨時報告書 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月25日に関東財務局長に提出
- ニ．訂正報告書 該当なし

アンリツ株式会社

- イ．有価証券報告書
及びその添付書類 事業年度(第93期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月26日関東財務局長に提出
- ロ．四半期報告書
又は半期報告書 該当なし
- ハ．臨時報告書 該当なし
- ニ．訂正報告書 該当なし

株式会社バンダイナムコホールディングス

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第14期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月24日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月25日に関東財務局長に提出 |
| 二．訂正報告書 | 該当なし |

富士電機株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第143期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月25日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| 二．訂正報告書 | 該当なし |

オムロン株式会社

- | | |
|-----------------------|---|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第82期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月19日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項お
よび企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を令和元年6月19日に関東財務局長に提出 |
| 二．訂正報告書 | 該当なし |

アイシン精機株式会社

- | | |
|-----------------------|--|
| イ．有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度(第96期)(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
令和元年6月19日関東財務局長に提出 |
| ロ．四半期報告書
又は半期報告書 | 該当なし |
| ハ．臨時報告書 | 該当なし |
| ニ．訂正報告書 | 該当なし |

第5 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

日経平均株価、S&P500およびユーロ・ストックス50

(1) 理由

下記債券の満期償還額、利息額および期限前償還の有無等は、当該債券の債券の要項記載の条件に従い、
()日経平均株価の変動、()日経平均株価とS&P500の2指数の変動および()日経平均株価とユーロ・ストックス50の2指数の変動によって差異が生じることがある。したがって、日経平均株価、S&P500およびユーロ・ストックス50の情報は当該債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 売出債券の概要

債券の名称	発行年月	売出価額の総額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2020年11月19日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)	2017年11月	1,617,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年4月26日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動債券	2018年4月	8,205,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月20日満期 円建 判定価格逓減型期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)	2018年5月	935,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年5月27日満期 円建 期限前償還条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動債券(ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型)	2018年5月	1,100,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年5月18日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券	2018年5月	300,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年5月26日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	2018年5月	12,017,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月10日満期 円建 期限前償還条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動デジタル・クーポン債券(ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型)	2018年6月	1,000,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2021年6月3日満期 円建 判定価格逓減型期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)	2018年6月	1,140,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年6月22日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還額225連動型)	2018年6月	1,974,000,000円 (2018年7月9日の買入 消却後の未償還額は 1,969,000,000円)	該当なし

債券の名称	発行年月	売価額の総額	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名
スウェーデン地方金融公社 2021年2月22日 満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平 均株価連動 円建債券(愛称: パワーリター ン日経平均1808)	2018年8月	950,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年8月21日 満期 ノックイン条項および早期償還条項付 日経平均株価連動 円建債券	2018年8月	671,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2020年9月25日 満期 ノックイン条項および早期償還条項付 日経平均株価連動 円建債券	2018年9月	306,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年10月満期 株価指数参照 米ドル建債券(デジタルクー ポン型・早期償還条項付) 参照指数: 日経 平均株価	2018年10月	19,310,000米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年11月満期 株価指数参照 米ドル建債券(デジタルクー ポン型・早期償還条項付) 参照指数: 日経 平均株価	2018年11月	22,840,000米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2023年12月満期 株価指数参照 米ドル建債券(デジタルクー ポン型・早期償還条項付) 参照指数: 日経 平均株価	2018年12月	9,600,000米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年1月12日 満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクー ポン 米ドル建債券	2019年1月	13,840,000米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年1月12日 満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクー ポン 円建債券	2019年1月	1,710,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年3月14日 満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ S&P500 複数指数連動債券	2019年3月	20,152,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年3月28日 満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ S&P500 複数指数連動債券	2019年3月	5,472,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2022年5月25日 満期 円建 判定価格遞減型期限前償還条項 付 日経平均株価連動デジタル・クーポン債 券(ノックイン条項付 満期償還金額日経平 均株価連動型)	2019年5月	999,000,000円	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日 満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型 225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還 額225連動型)	2019年5月	3,746,000,000円 (2019年5月30日の買 入消却後の未償還額 は3,740,000,000円)	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日 満期 米ドル建 早期償還条項付 ノックイン 型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償 還額225連動型)	2019年5月	9,330,000米ドル	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年5月23日 満期 豪ドル建 早期償還条項付 ノックイン 型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償 還額225連動型)	2019年5月	21,390,000豪ドル (2019年5月30日の買 入消却後の未償還額 は21,340,000豪ドル)	該当なし
スウェーデン地方金融公社 2024年6月27日 満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ S&P500 複数指数連動債券	2019年6月	9,792,000,000円	該当なし

(*) 上記の未償還債券は、前記「第1 募集(売出)債券の状況」に記載の情報に基づく。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位：円)

最近5事業年度の年 度別最高・最低値	年度	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年			
	最高	17,935.64		20,868.03		19,494.53		22,939.18		24,270.62			
	最低	13,910.16		16,795.96		14,952.02		18,335.63		19,155.74			
当事業年度中最近 6ヵ月間の月別最 高・最低値	月別	2018年 7月		2018年 8月		2018年 9月		2018年 10月		2018年 11月		2018年 12月	
	最高	22,794.19		22,869.50		24,120.04		24,270.62		22,486.92		22,574.76	
	最低	21,546.99		21,857.43		22,307.06		21,149.80		21,507.54		19,155.74	

出所：ブルームバーグ・エルピー

S&P500

S&P500の過去の推移(終値ベース)

(単位：ポイント)

最近5事業年度の年 度別最高・最低値	年度	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年			
	最高	2,090.57		2,130.82		2,271.72		2,690.16		2,930.75			
	最低	1,741.89		1,867.61		1,829.08		2,257.83		2,351.10			
当事業年度中最近 6ヵ月間の月別最 高・最低値	月別	2018年 7月		2018年 8月		2018年 9月		2018年 10月		2018年 11月		2018年 12月	
	最高	2,846.07		2,914.04		2,930.75		2,925.51		2,813.89		2,790.37	
	最低	2,713.22		2,813.36		2,871.68		2,641.25		2,632.56		2,351.10	

出所：ブルームバーグ・エルピー

ユーロ・ストックス50

ユーロ・ストックス50の過去の推移(終値ベース)

(単位：ポイント)

最近5事業年度の年 度別最高・最低値	年度	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年			
	最高	3,314.80		3,828.78		3,290.52		3,697.40		3,672.29			
	最低	2,874.65		3,007.91		2,680.35		3,230.68		2,937.36			
当事業年度中最近 6ヵ月間の月別最 高・最低値	月別	2018年 7月		2018年 8月		2018年 9月		2018年 10月		2018年 11月		2018年 12月	
	最高	3,527.18		3,509.23		3,449.79		3,414.16		3,246.16		3,214.99	
	最低	3,372.21		3,359.08		3,293.36		3,130.33		3,116.07		2,937.36	

出所：ブルームバーグ・エルピー